

事じやとのみ思込み餘念他慮なき
 事にて一心不亂と申も此事なり人
 は一心不亂になりさへすれば何事
 に臨み候てもちつとも頓着はなく
 繩目も人屋も首の座も平氣になれ
 候ても世の中に如何に難題苦患の
 候てもそれに怠轉して不忠不孝無
 禮無道等仕る氣遣はないされど初
 から凡夫に一心不亂じやの怠轉
 じやのと申聞せてもさつぱり耳に
 入らぬもの故に假りに觀音様を拵
 て人の信を起させる教に御座候是
 を方便とも申候是に於て法華經の
 都上のたとへ有之至極面白候得共
 長ければ略申候扱又大乗と申候時
 は出世法と申事肝要にて御座候
 出世と申候ても立身出世など申事
 には無御座候其初めは釋迦が天竺
 王の若殿に候處若き時から感心の
 つよき人にて老人を見れば吾身も
 往先は老人に成るかと思ひ死人も
 見れば吾身も往先は死のうかと悲
 しむ蟲けらの死んだの草木の枯れ
 たのまに悲しみを起し是非に生
 老病死が此世の習なれば此世を出
 ねばすまぬと志を立て年二十五の
 時位を棄て山へ入り右の生老病死
 を免れる修行をしに參られ候
 是にも色々難有話あれとも事長
 ければ略す
 左候て三十出山とて僅か五年の

一心不亂と申すも、この事です。人間は一心不亂になりさへすれば、何事に逢つても、頓着なく、繩目も牢獄も首の座も平氣です。かく平氣になれるから、世の中に如何に難題苦患があつても、心ゆるみて、不忠、不孝、無禮、無道等する氣遣ひはないのです。

然し始めから凡夫に向ひ、一心不亂だの、不退轉だのと申聞かせてもさつぱり耳に入らぬ故、假りに觀音様を拵へて、人の信仰を起させる教なのです。これを方便とも云ひます。法華經には都上りのたとひがあつて、至極面白いが、長いから略することとする。さて又大乗に於ては、出世法といふことが肝要です。出世と云つても、立身出世など申すことではなく、始め釋迦が印度の若き王子であつたところ、其の年少の時から感じの鋭敏な人で、老人を見ると、自分も行く先はあのやうに老い込むだらうと思ひ、死人を見ると、吾身も未來はあのやうに死ぬのかと思ひ、蟲けらの死んだことや草木の枯れたこと迄も共に悲しみ、是非、老病が此の世の常なら、此の世を出ねばならぬと志を立て、年二十五の時、位を棄てて山へ入り、右の生老、病死を免れる修行をしにゆかれたのです。

これにも、いろいろ有難い話があるが長いから略します。
 かくて佛陀は三十出山とて、僅か五年の間に生老病死を免れる眞理を悟り、生れ

間に生老病死を免れる事を悟り
 生れもせねば老もせず病も死もせ
 ぬ事を悟つて出て來て夫から世の人
 を教化せられた是が出世の法じや
 故に出世せられたは濟世が出来ぬと申
 も是事なり濟世といふは則此世の
 人を濟度する事に御座候扱其死な
 ぬと申は近く申さば釋迦の孔子の
 と申御方には今日まで生て御座る
 故人が尊とみすれば難有がりも
 おそれもする果して死なぬてはな
 いか
 孔子の教もやはり此通りに候得
 共事長ければ略す
 死なぬ人なれば繩目も人屋も首の
 座も前に申觀音經の通りではござ
 らぬか楠正成公じやの大石良雄じ
 やのと申人には又ものに身を失は
 れ候得共今以て生てござるの刀
 のちんぢんに折れた證據でござる
 扱又禍福如繩といふ事を御さとり
 がよろしく候禍は福の種禍は禍の
 種に候人間萬事塞翁馬に御座候
 此わけは物知りにて死候得ば禍の
 拙者なんと人屋にて死候得ば禍の
 やうなもの候得共又一方には學
 問も出來己の爲人のため後の世へ
 も残り且死なぬ人々の仲間入も出
 來候得者福此上もない事に人屋
 を出て候得者禍のこやうやら知れ
 不申は勿論其禍の中に又福も交り

もせねば、老いもせず、病も死もせぬ旨を悟つて出て來た。それから世の人の教化を始められた。これが出世の法だ。故に出世せねば、濟世と云つて此の世の中を救ふことが出來ないといふのは、此處のことです。濟世といふのは此の世の人を濟度することである。釋迦や孔子は今尚ほ不朽の生命があるから、人々がこれを尊み、重んじ、難有がりも、恐れもするのです。それを不死といふものです。孔子の教もやはり、此の通りだが長いから略す。

死なぬ人なれば、繩目も牢獄も首の座も前に云つた觀音經の通りではないか。楠正成じやの、大石良雄じやのと申す人々は、刃ものに身を失はれたが、芳名朽ちず、千載のもとに生きてをられるのは、刀がさんさんに折れた證據である。扱又「禍福は繩の如し」といふことを悟つてほしい。禍は福の種、福は禍の種であるから、それは丁度表裏を爲してゐて、より合せた繩のやうだと思ひなさい。人間萬事塞翁が馬です。

此のわけは物知りの人に聞いて篤と知るがよろしい。
 私などは獄中で死ぬとすると、禍のやうであるが、又一方では學問も出來て、自分のため、人のため、後の世へも名を残し、且死なぬ人々の仲間入も出來るかから最上の福を得るわけです。人は出獄した方が福だと思ふかも知れぬが、左様で

候得共所せん一生の間難儀さへすれば先の福がある事なり何の効けんもない事に観音へ頼て福を求め様の事は本無益に存候尤も右の通りに申候へば身勝手な申分不孝な申分とも御存があらうに又論がある易の道は満盈と申事を大にきらふなり某に七人兄弟中に拙者は罪人芳は天死敏は啞に否様の悪様なものなれど跡四人は可なり世を過られ特に兄様も小田村は兩人づも子供があれ不足は申されぬ世の中の六七人も兄弟のある家を見くらべよ是程にも參らぬ家が多いもの近くはそもの家にても高須様にても兄弟内には否様の悪い人も随分あるもの然れば父母兄弟の代りに拙者芳敏の三人が禍をかばふたと御思ひ候得者父母様の御心もすめる譯で御座らぬか且つ杉は随分多福の家なれば拙者の身上よりは却つて杉が氣遣ひなものじやないか拙者身上は前に申通りつめが牢死牢死しても死なぬ仲間なれば後の世の福はずぶぶんあるが杉は今では御父子も御役にて何も不足のない中なれば子供等がいつも此様なものと思ふて昔山宅にて父様母様の晝夜御苦勞なされた事を話して聞かせても眞とは思はぬ程なれば此先五十

はなく、却て禍がくるかも知れぬ。勿論、其の禍の中に又福も交るけれ共、所詮、一生の間、難儀さへすれば先きへ行つて福があるわけです。何の効験もない事について、観音様へ手頼り、福を求めるやうの事は本来、無益なわけであらうと私は思ふ。

尤も右のやうに云へば、いかにも、身勝手な申分、不孝な申分だとも思はれるであらう。が、茲に私の意見がある。『易』と申す書では、満盈といつて、「みちあふれる」事を嫌ふのです。満ちあふれると、今度は缺けることがある習ひで何事も一得一失である。自分ら一家についていふなら、七人兄弟のうち、私は罪人、芳(妹の艶のこと)は天死、敏は啞と云つた具合で、感心出来ないが、あと四人は可なりな生活をしてをり、特に兄上、御身、小田村は兩人づつも、子供があるから、不足は云へない。これを世上、六七人の兄弟ある人たちとくらべて御覽なさい。これほどによくゆかぬ家の方が多いのです。御身の家でも、高須様でも、兄弟のうちには、感心出来ぬ悪いものも随分ある。だから、父母兄弟の代りに自分、芳、敏の三人が禍を引受けて、兄弟をかばふと思ひなさい。かう考へれば御両親の御心もすむわけではあるまいか。且つ杉は随分多福の家だから私の身上よりも、却て其の方が心配ではあるまいか。前述した通り私は結局、牢死。牢死はす

年七十年の事を得と手を組んで案じて見やれ氣遣なものではないか去年も端午の客の多いのに人は目出度目出度と嬉貌すれど拙者は先古場へかゝんで人の知らぬ所に居ては獨り落涙した程の事であり若や萬一小太郎でも父祖に似ぬやうな事が有たら杉の家も危い危い父母様の御苦勞を知て居るもの兄弟にてもそもまてじや小田村でさへ山宅の事はよくは覺えまいまして久坂なんとは尙以ての事されば拙者の氣遣に觀音様を念ずるよりは兄弟をいめいの間へ樂が苦の種福は禍の本と申事を得と申してきかせる方が肝要じやして又一つ拙者不幸ながら孝に當る事がある兄弟内に一人でも否様の悪い人がある跡の兄弟自然と心が和て孝行でもする様になる兄弟もむつまじくなるものじや夫で是からは拙者は兄弟の代に今の世の禍を受合から兄弟中は拙者の代りに父母に孝行して呉れるがよい左様あれば縮る所兄弟中も皆よくなりて果は父母様の御仕合又子供が見習ひ候得は子孫の爲是程目出度事はないではないか能々御勘辨にて小田村久坂なんとも此文を見て佛法信仰はよい事じやが佛法にまよはぬ

るが、名を後に留め、不死の生活に入るから、福は随分ある。が、杉の家は父子共に御役を勤めて、何不足がない故、子供たちは、いつも此のやうに幸福であると思つて、昔、山宅で兩親様が晝夜、苦勞を重ねられたことを話して聞かせたところが、眞實だとは思はぬであらう。それほどだから、此の先、五十年七十年の事を篤と手を組んで打案じて御覽、氣遣ひなものではないか。

去年も杉の家では、端午の客が多く賑はつたので、目出たい目出たいと、嬉し顔をするが、私は先の先が氣遣ひでたまらぬから始終、稽古場にかゝんでゐて、人知れず落涙したほどのことだつた。若し萬一、小太郎でも、父祖に似ぬやうな事があつたら、杉の家も危い危い。兩親様の御苦勞を知つてゐるのは、兄弟中でも、御身ぐらゐ迄で小田村さへ、山宅の苦勞は覺えてをらぬであらう。まして久坂なんとは尙更のこと。だから、御身たちが、私のことを氣遣つて、觀音様を信心するよりは、兄弟甥姪の間へ、樂が苦の種、福は禍の本といふことを篤と申聞かせた方がよろしい。これが何よりも肝腎です。

それから又一つ、私が不孝ながらも、孝に當ることがあります。といふのは、兄弟中に自分の如き感心されないものがゐると、あとの兄弟が自然と氣を付け、心が柔らいで、孝行するやうになる。兄弟も睦じくなるものです。それでこれか

襟に心學本なりと折々御見候かし
心學本に
長閑さよ願ひなき身の神詣
神願ふよりは身で行ふがよろしく
候
十三日

〔註〕
普門品には 人生の七難を免れ
ると説いてある。
都上り とあるのは『信解品』の
長者筋子のことである。
塞翁が馬 昔支那北方に塞翁と
いふ人ありて一匹の馬が色々
禍福の末二頭になれりといふ
故事による。
杉 とあるは松陰の本案、松陰
は杉百合之助の次子吉田家を
繼いだ。
心學本 石田梅巖手島堵庵ら一
派の著書。

らは私が兄弟に代つて世の禍を引受けるから、兄弟中は私に代つて父母に孝行して貰ひたい。左様すれば、歸するところ、兄弟仲よくなつて、果は親様の幸福となり、又子供らが、其の美しい行爲を見習へば、子孫のため、これほど目出たいことはないではないか。此の邊、能く能く考へ、小田村、久坂などへも此の手紙を見せなさい。佛法信仰もよい事ぢやが、佛法に迷はぬように心學本なりと折御覽なさい。心學本に

長閑さよ願ひなき身の神詣

とあるが、神にいろいろの事を祈願するよりも、先づ自ら實行に心がける方がよろしいと思ひます。

訣別書

(間部詮勝要撃前の訣別書)

頑兒矩方泣血再拜、自家嚴君玉叔
父家大兄之膝下、矩方稟性虛弱、
細孩以來、連罹篤疾、而不幸遂不
死于病、制行狂暴、弱冠而還屢犯
重典、而不幸遂不死于法、回顧二
十九年間、當死者極多、迄今不死、
復致父兄今日之累、不孝之罪、何
以尙焉、然今日之事、關皇家之存
亡、係吾公之榮辱、萬萬不可休、
古人所謂、忠孝不兩全者、此類是
也、天下之勢、滔々日降、以至于
今、其由蓋非一日矣、且以近言之、
墨使入幕府、上假條約、天子聞之、
下勅停之、幕府不遵、定假爲眞、
列侯之議、士民之論、一不容幕府、

不肖の兒矩方、泣血再拜して父上、叔父君、兄上に申上げます。私は性來虛弱で、幼少から、度々重い病に罹りましたが、不幸、未だ病死するに至らないで、性行狂暴に流れ、二十歳の頃から、もう重い法律に觸れるやうな我儘をいたしました。したが、其のために、刑死する迄にも至らず、回顧致しますと、此の二十九年の間、自分の云爲について、死に價する失策が多いと存じます。けれども今迄、どうか、かうか生命を延ばし、また復父兄に對して、今日の如き累を及ぼしたことは申わけございませぬ。不孝の罪は、これ以上加へることが出来ぬほど重いと只管恐懼いたしをります。

然しながら今日の事は、私一個の考へから湧いて出たのではなく、苟も國家の存亡に關し、藩主の榮辱にも關する重大問題のため茲に至つたので、實に止むを得ぬ次第でござります。古人は「忠孝兩つながら全からず」と申しましたが、正に

天子又下勅、召三家大老、大老不至、三家則蒙幕責矣、幕府反使間部侯上京、稱病不朝、僞言反覆、謂水戸與堀田、西城之議合、以故阿附朋比、遂爲違勅之舉、不斬水戸堀田、夷事不可理也、當今幕府幼冲、無所辨議、自非大老主之上、間部輔之下、天下之事、安至于此哉、然則二人者之罪、上達天子朋勅、下害幕府大義、內背列侯士民之望、外飽虎狼溪壑之欲、極天窮地、俯仰無容、然而天下士夫、安然默然、無一礫一糞、往問其罪、神州正氣、既已爲邪氣所消蝕也歟、頑兒一念、至此食不下咽、寢不安寧、唯悲一死之蚤而已、頃忽得江戶之報、尾水越陸、將襲誅彦大老、頑兒聞之、跳躍三百、曰神州正氣、遂不消蝕也、政府之議、固當合從四家、鎮壓邪氣也、然兒猶有憾焉、事出于四家、吾因人成功、不免于公等碌々之數也、是以兒私不自量、

私の今日が、それでありませぬ。天下の形勢は大河の決するが如く、滔々として日非となり、今日の行詰りを生ずるに至りました。其の由來するところは、一朝一夕ではございませぬ。先づ近いところに例をとつて申上げませう。
アメリカの使節が日本へ来て、江戸幕府と假條約を結んだについては、國家の上から不利とすべきところがあるので、畏くも天子様は詔勅を下して、これを止められました。ところが、幕府は勅命を奉行せず、假條約を以て、實際上、效力あるかの如く装ひ、これに反對するものがあつても、幕府は諸侯のいふことも、志士民衆からの直言も、一切、取りあげぬのです。依て天子様は宸襟を惱ませられ尾水越三家の方を召されましたが、三方は何れも伺候せず、同時に三家は、幕府の譴責を蒙つたのでござりました。
時に幕府は、閣僚の一人、間部詮勝を上洛せしめたのでありますが、間部は病と稱して參朝せず。始終、僞言を弄し、其の上、水戸藩と堀田（正睦）とが、徳川慶喜公を西丸に入れようとする議に一致したので互ひに阿附して、黨を組み、到頭、違勅の罪を醸し出したのだと邪推したのです。故に水戸藩主と堀田閣老とを斬らねば、對外問題は解決せられぬ」と思惟してをるやうです。
が、事實上、將軍家（家茂）はまだ幼少でをられ、大局について理解してをらぬ

糾合同志、神速上京、獲間部之首、貫諸竿頭、上以表吾公勤王之衷、且振江家名門之聲、下以發天下士民之公憤、而爲舉旗趨闕之首魁、如是而死、死猶生也、然事固不可私爲、而亦不敢公請、趙貫高所謂、事成歸王、不成獨身坐耳、是兒等之志也、是以兒等、將以某日、偕同志、詣益田行相之門、告故而發、不敢求許允、政府待以連亡可也、事捷則師旅當繼進、不幸不捷、他人或死、兒則投身就捕、明志士憤懣所發、決非公家所知也、頑兒虛弱狂暴、本不在人數中、天下反有聽聽虛名、認爲豪傑者、向以愚論數道、致之梁川緯、緯竊讀上青雲之上、蓋經乙夜之覽云、一介草莽、區々姓名、蒙聖天子垂知、何榮加之、兒死何晚也、近日正三位源公、以七生滅賊四大字、見賜、且傳其世子詩數章、望高德、望博浪鐵推、其意甚切、兒豈可不死哉、不孝之

のですから、井伊大老が上に起ち、間部詮勝が下にゐて、對外問題を處置したので、其のため、今日の如き、難儀なことになつたのでござります。左様だとすれば、此の二人の罪は重大で、上は天子様の明勅に背き、下は幕府の大義を破り、内は諸侯の信任を裏切り、外は虎狼にひとしい輩が其の慾を恣にする有様です。かくの如くんば、彼等二人の罪は、天地これを容れず斷じて許すことが出来ぬと相考へます。
ところが、天下の士人、一人として、これを糺弾するものなく、太平の時のやうに、安然として坐し、一砲艦すら、海上に出かけて、暴横、虎狼の如き外人を懲ずものがないのであります。嗚呼、神州日本の正氣は、邪氣のために全く消散してしまひましたのでせうか。不肖の一念茲に至る毎に、日常の食事も咽喉に通らず、夜の目も碌々合はすことが出来ないほどに憂慮、憤慨せざるを得ませぬ。唯此の上は、一日も早く死んで、こんな悲むべき國情を見たくないと念ずるのみでござります。
近日、江戸からの報によりますと、尾張、水戸、越前、薩摩の四藩士が結束しかの都合な條約を外夷と結んだ井伊大老を誅せんとすることです。これを聞いて不肖は覺えず躍りあがりて獨語するやう、「神州の正氣は尙ほ消え失せな

子、唯慈父與之、不弟之弟、唯友
兄怨之、定省怡怡、不能復髻膝下
之歡、願割愛抑友、以兒爲死已久
矣、尋常之親肢、身體髮膚、併以
見賜、頑兒之願、何以加焉。泣血
漣々、不能竭所思也、頑兒矩方泣
血拜白。

【註】

弱冠 廿歲。

三家 尾水越の三藩。

溪壑 谷のこと。

關 朝廷。

師旅 二千五百人の軍隊、旅は

五百人、師はその五倍である

梁川 詩人星巖として天保三十

六家の一である。

博浪鐵推 博浪の方は地名、

海南省陽武縣の南にある。張

良が力士に命じ鐵推を以て秦

の始皇を狙撃せしめたので有

名だ。

つたのだ。政府の議は、四藩と一致してゐるから、間もなく邪氣を一掃すること
が出来よう」と。

けれども尙ほ能く考へますと、遺憾とすべき點があります。今回の井伊誅
戮のことは、四藩士の考へから出たことで、私らは、それに與つてをりませぬ。
本來、人によつて功を爲すことは、私らの潔しとせぬところですから、碌々の徒
と伍しない行動に出ようと存じます。それ故、不肖自ら力を量らず、今回同志を
糾合して、神速に上京、間部詮勝の首を得て、これを鎗先に貫き、上は以つて、
不肖らの熱烈な勤王の心を表して、江家名門の聲を震ひ、下は以て、天下の士民
に代つて公憤を爆發し、錦旗を翻し兵を率ゐて朝廷の御味方に馳せ參する先驅と
ならうと存じます。かゝる事のために生命を投げ出すのは、死しても國事に盡し
た點により、尙生けると同じでございます。

けれども事、素より私に偏すべきでなく、また表向きに請ふべき筋ではないの
であります。趙貫高の云へる如く、事成就すれば、天子様に屬して、王政復古の
盛事に參し、事成らずば、引込んで、ひとり孤影を守るのみです。これが私らの
志でございます。

それで私らは將に某日、同志と一緒に國老益田右衛門介のもとにゆき、その理

由を告げて、江戸に向け出發しようと思ひます。素より其の許可を求めようと思
意ではございませぬ。私らは、私らの意志により、信念によつて、行動したく思
ふのです。若し藩が亡命者として私らを見るところなら、それでもかまひませぬ。
萬一、私らの企てるところが成つたら、決然、軍隊を進めて時局打開に力める筈
です。不幸にして、若し事が成らねば、同志のうちから勿論、死者を生じましま
うが、不肖は敵の縛に就き、志士が、公憤の發するところおのづから茲に及んだ
のであつて、素より公家の與り知らぬ旨を辯明しようと思ひます。

不肖、身體弱く、且つ性狂暴、人の數に入るべき柄でありませぬ。が、今度の
擧により、誤つて虚名を馳せ、私を豪傑と思ふものもありませう。曩きに愚論數
篇を梁川緯星嚴殿に見せたところが、彼れは竊かに青雲の上にこれを上進し、乙
夜の覽に供へたさうでございます。一介の區々たる名もなき微臣が聖天子の知る
し召すところとなつたのは、無上の光榮でございます。もう瞑目して差支へなく、
何の憾みも残りませぬ。近日、正三位源公が「七生滅賊」の四字を書して私に
賜り、且つ其の若殿より詩數章を下されましたが、それにおいて、兒島高德の忠
誠に倣はんことを以てせられ、且つ昔、張良が博浪沙といふところで力士に命じ、
秦の始皇を狙撃せしめたやうに、間部らを要撃せよとの意を切に傳へられました。

かくなる上は、不肖、素より一死を惜みませぬ。何卒、叔父よ、この不幸の兒を憐んで下さい。兄上よ弟としての務めをつくさぬ私を許して下さい。日常、喜色を浮べつゝ、父上母上に仕へることをせず、一家團樂の樂みをも盡さず。眞に申わけがござりませぬが。慈愛の情を抑へて、もうとくに不肖は亡くなつたのだと思召し下さい。人並相應の身體を賜り心に深く其の恩を忘却はいたしませぬ。かう思ふと、涙が止め度なく流れ出て、思ふことの萬一すら盡せませぬ。不肖短方泣血再拜して申し上げます。

幽囚録

自序

國朝之變。蓋有三矣。古昔有所不臣。不問海外事。東征西伐。必鋤根株而止。其勢極盛矣。其後蕃夷悍然來侵。而我發兵殲之。雖非古也。亦盛矣。今則居膝低首。任夷所爲。國之衰。自古未有也。譬之太陽。始赫々耀々。物莫能抗之。已而月抗之。不克。適自取蝕。是至變也。嗚呼。世愈降。國愈衰。衰而不已。不滅何待。然一治一亂。政之所不免。一盛一衰。國之所必有。而衰極復盛。亂極又治。則物之常也。況皇國君臨四方。天日之嗣。永與天壤無極者。安有一衰而不復盛哉。近年來。魯西亞米利堅。駁々來逼。而官吏苟且。權宜處分。是豈永世無變哉。皇天眷祐吾邦。必將有生英主哲辟。一變而復古之盛者。方是時。察觀萬國之情態。形勢。爲之規畫經緯。按圖弄筆。空

思ふに我國皇朝の事變は、古來三度ほどあつた。古代には臣服しない者がある、海外の事でも之を問はず、東に征し西を伐ち、必ずこれを根こそぎに亡ぼしてしまつた。其の勢は極めて盛であつた。其の後外人が烈しい勢で來侵したとき、我國は兵を出して之を皆殺しにすること古代程ではなかつたが、それでも亦盛であつた。然し今は之に反して膝を屈し、首を曲げて、唯賊の爲すまゝに任せて居る、國の衰へる事未だ曾て見ない程である。此の盛衰の情態を太陽に譬へるならば、始めは紅々と輝いて、萬物よくこれに抗ふものがなかつたのに似て居る。其の後月が現はれてこれに抗したが勝てず、却つて自ら月蝕になつたのに似た形だ。今日は太陽も此の月の勢にはばまれて、日蝕になり、自ら照すことが出來ないのに似て居るのである。これは初めに比すれば、大變な變り方である。嗚呼、世が愈々降るに従つて、國が愈々衰へるのである。衰へるだけで已まず、滅びないかどうかして

論高議者。固不得與于此也。吾雖微賤。亦皇國之民也。深知理勢。所以然。義不忍顧惜身家。默然坐視。不思報皇恩也。然則吾之航海。豈得已哉。今事暨計敗。退與按圖弄筆。空論高議者同流。何羞恥尙焉。昔吾讀史。至敏達帝召還日羅。欣躍謂。國復盛矣。及其爲賊所害。不覺慟哭。後之讀此書者。安知無其欣躍慟哭。如吾之於日羅哉。

甲寅冬 二十一回猛士藤寅錄

【註】
 鋤根株 根株まで鋤き掘る。即ち根絶すること。
 悍然 盛んなこと、たけなぐしいこと。
 殲盡 みな殺しにすること。
 屈膝 屈服すること。
 赫々 赤々と日光の強く輝く状。
 天日之嗣 皇統、天皇のちすぢ。
 駸々 馬の走る貌で、事物の早く進む意。
 苟且 かりそめ其場逃れの所置。
 權宜處分 間に合せのはからひ。
 眷祐 顧み助けること。
 英主哲辟 辟は天子の意即ち御英明なる君主。
 空論 事實を離れて論議すること。

安心出来ようぞ。然し或は治まり、或は亂れるのは政治上は免れない所であり、一度は盛んになり、一たびは衰へるのは國としては必ずあることだ。故に衰微の極になれば再び盛んになり、亂れが極まれば又治まるのは、物の常道である。況んや我が皇國は四方に君臨し、皇統は永く天地と共に極りない國體であるから、一度は衰へることがあるとも再び盛んにならない事はない。近來、ロシヤ、アメリカが勢烈しく日本に迫れる時、肝腎の幕吏は無能で、其の場逃れの言ひわけや、間に合せの處置で一時を繕つて居る。これではどうも國の安素を保つことは出来ない。皇祖皇宗は我が國を守り助け給ふのであるから、必ず英明な君主が現はれて、この勢を一變して昔の盛時に復らすことであらう。此の時に當つて諸國の情態や形勢を觀察し國の爲に事をくはだて、地圖を按じ筆を執つて、空論高議する者は固より實際天下の事に與るものではない。自分は賤しい身だが、皇國の民である。深く今日の道理、情勢の次第を知る以上、義の爲に身や家を惜んでちつと眺めて居られぬ、進んで皇恩に報いないでは居られないのである。だから自分が外國へ渡らうとしたのは、どうして已むを得ないのだ。然し今では事は挫け、計は破れて仕舞ひ、結局退いて地圖を按じ筆を執つて空論する者と同じやうな身になつてしまつた。實に此上もない恥しい事である。會て自分は日本の歴史を讀

と。
 理勢 道理や情勢。
 欣躍 喜び躍る。
 慟哭 非常に悲しんで泣くこと。
 甲寅 安政元年を指す。

幽 囚 錄

み、敏達天皇が日羅を召還されるところに至つて、覺えず欣び勇み「日本は再び盛んになるだらう」といつたが、後に日羅が賊のために害する所となるを知るに及んで、覺えず哀み泣いたのである。後で此の書を読む者は、其の欣び勇み、又哀み哭くことに於て、必ず自分が日羅に對して抱いた感慨を再び繰返されるにちがひないと思ふ。

外寇之患。自古有之。而代有能將。應機掃蕩。不至于爲大害。至近時。西洋諸夷更來。求通信通市。亦不能爲大害。嘉永癸丑六月。合衆國船四隻來浦賀。呈國書于幕府。切有所要求。大要亦在通信通市二事。故事。除長崎外。不許夷船來船。浦賀奉行。諭以國法。夷曰。我知奉吾國命耳。何知日本國法。倂放益甚。執政慮過激生變。命奉行。假受其書。夷求報甚迫。遂約明年更來。慰諭遣去。先是三五年。合衆夷人。乘脚船來蝦夷。徘徊陸地。松前侯遣送之長崎。如是者凡二矣。來浦賀。來長崎。送還漂民。巧求薪水者。又數矣。其間

日本の外患は昔からあるが、代々名將が居て、臨機應變能くこれを打拂ひ、大害を爲すに至らなかつた。近頃西洋人共が新たに日本に來て、通信通市を求めたが、これも亦大害を爲すことが出来なかつた。嘉永癸丑（六年）六月、アメリカの船が四隻浦賀へ來て、國書を幕府に呈し、頻りに要求する所があつた。其の大要亦通信通市の二事にあつた。我國の掟めとして、長崎以外の港は、外船のやつ來ることを許さない。浦賀奉行は國法により彼等に其の旨を諭した。ところが彼等は聽きいれないで我々は國命の遵奉すべきことを知るのみだ、日本の國法は我等の關知する所ではない。」と云ひ其の驕慢不遜の態度が益々甚だしい。時の爲政者は事態激してそこに變を生ぜんことを心痛し、奉行に命じて、假りに其の國書

謀我。蓋非一日。及去年。蘭夷報合衆國來航事。官深祕之不敢宣視中外。至是事出倉卒。衆情甚駭。是時。先將軍薨。新將軍初立。起水戸老公。參與防寇議。而小人比周。公議不行。公頻請罷。幕府大修武備。先除大船之禁。命蘭夷致軍艦火輪船。命浦賀與力中島三郎助。依洋書。打造軍艦。築砲臺于品海。鑄巨礮于櫻崎。擢豆萑山代官江川太郎左衛門。免高島四郎太夫禁鋼。召土佐漂民萬治郎。皆屬之江川。特下夷書于列侯群吏。朝野所以復答。時天下久慣治安。朝野多苟且之論。群議或言戰。或言和。而無有抽身任責者。某侯奮然請持復書到夷國。不報。論者引諸葛武侯後出師表。痛惜時事云。是歲。魯西亞亦來長崎。呈國書。請議北地境界。官吏西下。與夷將商議。而委任不專。莫能決其議。夷約再來而去。明年正月。合衆國船九隻。闖入浦賀海關。直來橫濱。求前報。而軍艦砲臺。無一成者。幕府專懼生變。寬縱待夷。夷肆爲不法事。而官兵莫敢禁。人皆切齒。起應接廠于橫濱。構造甚粗。官吏便服。待。論者或謂。待夷人。當示以莊重。或引之上野。或引之大城。嚴兵備之。宗室大臣。法服出接。則夷亦畏懼。不能有意慢玩弄之態。

を受けた。米人は其の返答を求めることが甚だ手きびしい。當局は止むなく遂に又々明年を約し、慰め諭して歸らせた。これに先だつたこと三五年、米人が脚船に乗つて蝦夷に來て、陸地をぶらつき廻つたので、松前侯はこれを長崎に送つて檻致した。此の様なことが凡そ二度位あつてから浦賀にやつて來たのだ。長崎にも來た。我に漂民を送り還し、薪水を乞ひ求めることが又度々であつた。彼等が我國の内情を探ることは蓋し長年に互つてゐる。昨年オランダ人がアメリカの船が日本にやつて來ることを報じた時、官邊に於ては深く此の事を祕して中外に發表しなかつた。こゝに至つて事件は突然表向になつたわけで、人心動揺し、甚だ物騒がしくなつた。此の年六月先將軍家慶薨じ、新將軍家定が初めて立つと、水戸老公齊昭を起用して外寇を防ぐの議に參與せしめた。然るに小人輩が聯合して、公議が一向行はれないところから水戸公は頻りに罷免を請はれた。幕府は大いに武備を修め、先づ大船製造の禁を解き、蘭使に命じて軍艦、汽船を作らしめ、浦賀の與力中島三郎助に命じて、洋書に依て軍艦を造り、砲臺を品川灣に築き、巨砲を櫻崎に鑄、伊豆萑山代官江川太郎左衛門を拔擢して、高島四郎太夫の禁鋼を免じ、土佐の漂民萬治郎を召して、皆これ等を江川に屬せしめ、特に米國の國書を諸侯群吏に示し、返答の次第を議せしめた。時に天下は久しく平安に慣れて、朝野と

是非重夷人。乃重國體也。及三月之半。夷船去橫濱。至下田。市街山野。徘徊無不通。至六月而去。事甚隱祕。世莫識其故。或謂。通信通市。一如夷所求。定以下田爲互市場。縱夷人相度置館之所。初平象山松代藩臣也。爲軍議官。從藩軍壘橫濱。閣下田議定。謂下田我邦之喜望峯。而船必由之港。今爲夷所占據。則海路梗塞。伊豆之地。山峻道阻。下田爲其最南斗出處。一旦事起。陸路出兵。則爲峻阻所阻。而海路則我無堅艦相敵。且使夷船常在橫濱。去江戶甚近。自令都人營廩坐薪。今退下田。則人心必弛。謂寇寢遠矣。殊不知夷船迅疾。在橫濱與退下田。其爲江戶憂則一也。不如以橫濱直爲互市場也。
謂下田。我邦之喜望峯。而爲東西船必由之港。今爲夷所占據。其害不可言。且大城在江戶。而人口衆多。米穀布帛。皆資諸海運。不幸有變。海路梗塞。江戶首受其禍。伊豆之爲州。天壤之險。隔絕其南北。而下田在其最南斗出處。一旦事起。陸路出兵。砲隊爲險所阻。不可以行。而海路則我無堅艦。他日縱得造作。夷有海陸之形勝。而我反喪之。主客易位。非計也。夫善制事者。

もになほざりの論多く、群議或は「戦ふべし」と云ひ、或は「和すべし」と云ひ、しかも敢然身を重責に任じようとするものでない。唯た某侯は奮然復答の書を持つて米國へ出掛けることを願ひ出たが當局は取りはぬ。論者はかの諸葛武侯の後出師表を引用して時事を痛惜する言辭を吐いた。此の歳、ロシア人も亦長崎へ來て國書を呈し、北地の境界を議決せんことを願つた。官吏は西下し露將と相談したが、全權を委任せぬので能く其の議を決定しない。露將は再びやつて來ることを約して立去つた。翌嘉永七年正月、アメリカの船九隻が浦賀の海關に妄りに入り込んで、直ぐ横濱にやつて來て、前年の返報を求めた。しかも我が國には軍艦といひ、砲臺といひ、一つとして完全に出來上つて居るものは無い。故に幕府は専ら變亂の生ぜんことを懼れ、寛大に彼等を待遇し、彼等がほしむに無法の事をやつても、官兵は敢てとがめ立てをしなかつたので、人々は皆齒をくひしばつて殘念がつた。横濱に彼等を應接する館を設けたが、その構造は甚だもつて粗末で官吏は私服を纏つて米人を接待した。論者の或る者は、「米人を待遇するには當に莊重の態度を示すべきである。或は彼等を上野に引見し、或は彼等を江戸城に引見し、兵を嚴にして彼等に備へ、かくて國家の大臣が正式の禮裝をして出てこれに接したら、則ち彼等も亦畏れ憚つて、怠慢玩弄の態度に出る様なことが出も

常令其利在我。其患在彼。不得已而假敵入地。宜爲他日計。擇海陸得進兵之處。竊覽橫濱之地勢。甚稱之。且使夷船常在。去江戶甚近。則人々營營坐薪之念。自不能已。警衛守禦之方。亦不得不嚴。且親觀彼之所長。可以速進我之智巧。是所以爲利。今退下田。則人心必弛。謂寇較遠矣。殊不知夷船退疾。在橫濱。與退下田。其爲江戶腹心之憂。則間不能以變。不如以橫濱直爲互市場之爲愈也。

急歸江戶。竊有所建白。其門人長岡藩臣小林虎三郎。以師說語執政某侯臣。遂以諸生議天下事罪。落遣還就國。

吾師平象山。經術深粹。尤留心時務。十年前。藩侯爲執政。上外寇議。論備船匠、職工、舟師、技士、於海外。造艦鑄礮。操水戰。習礮陣。震不然。不足以拒絕外夷。震耀國威也。其後通講究洋書。專修礮學。遇事輒有所論說。或發之聲詩。話聖東之事起。聞關夷所報。則曰。未見礮臺環海濤。南風四月甚關心。築礮臺于品海。則田。嚙舌戲談惡果。當今急務在元戎。象山亦欲持復書到夷國。則曰。微臣別有伐謀策。安得風船下聖東。聞命關夷

ない。かくする事は彼等を重んずるわけではなくて、乃ち國體を重んずるわけである」といふ。三月の中頃になつて、米艦は横濱を去つて下田に行き、米人は市街山野の至るところをぶらつき廻つた末、六月に至つて立去つた。それ等の事はいたく祕密にされて、世人は一向其の消息を知らない。或者は通信通商は一に彼等の求むる所の様であるから、下田を以て互市場とすることに定め、米人に自由を許して公使館設置の場所を相談に及んだといふ。時に、佐久間象山は松代の藩臣として軍議官となり、藩軍に従つて横濱に屯してゐたが、下田の議定を聞くと「思ふに、下田は我が邦の喜望峰で、船舶の必ず立寄る港である。今米人の占める所となつたならば、則ち海路が塞がつて了ふ。伊豆の地は、山けはしく、道亦けはしく、下田は其の最も南に突き出て居る處である。一旦事が起り、陸路兵を出す場合、則ちけはしい山路のはゞむ所となり、而して海上では我が軍は彼の堅艦に敵することが出来ない。且つ米艦を常に横濱に在らしめたら、横濱は江戸から甚だ近いから、自然江戸の人達をして臥薪嘗膽の思ひあらしめるわけである。今下田に退いたなら、則ち人心必ず弛んで外奴は近くゐないからと油斷しよう。殊に夷船は極めて迅速で、横濱に在つても下田に退くをゆるす場合には、その江戸の憂をなすこと、則ち一である。故に横濱を以て直ぐに互市場となすに越したこ

致車艦。大喜謂。徒託之關夷。未盡善。宜撰俊才巧思之士數十名。付關船出海外。令其便宜從事以購艦。則往返之間。議海勢。熟操船。且得知萬國情形。其爲益大矣。因竊有所建白。然官無能斷行之。予航海之志。實決于此。及合衆國舶來橫濱。松代小倉二藩。受應接警衛之命。象山以軍議官從軍。喜曰。亦可以少示國威矣。已而與幕府吏。議設陣之處。論果不合。蓋幕府用二藩之兵。非當禁詞夷輩爲非。實爲夷輩警衛非常耳。象山常引春秋之義。以城下盟。爲國大恥。聞下田之議。愈益憂憤。後坐余事下獄。獄中尙欲上書論宇內沿革。陳航海事務。腹稿已成。訴諸目附巡獄者。而獄吏拘以故事。不與筆墨。是以不果。象山始下獄。作詩曰。不思城下爲盟恥。却把忠貞抱忌疑。伯跌議疆長崎港。聖東假地下田涓。異時輕敵已非計。今日折衝知是誰。幽憤滿胸無所泄。獄中瀝血錄茲詩。

癸丑六月。夷船之來。余遊寓于江戶。聞警馳至浦賀。親察陸梁之狀。不堪憤激。謂非加大懲創。則不足以震耀國威也。及歸江戶。與同志反復論辯。先是。余有過削藉。而官別有恩旨。深自感奮。

とはない。」といつた。(後、下田が互市場となるに至つて、象山はこれを左の如く改めた。)

思ふに下田は我が國の喜望峰で、東西船舶の必ず立ち寄る港となつてゐる。今外人の占むる所とならば、其の害は言ひ得られない程である。且つ大城は江戸に在つて、江戸は人口は多く、米穀布帛、其の他を海運に仰いでゐる。不幸にして若し事變があつたなら、海路は塞つて了ひ、江戸が首として其の禍を受けらる。伊豆の國は、天地の險が、其の南北を遠く隔絶してゐる。而して下田は其の最も南に突出してゐる所に在る。一旦事が起つた場合に、陸路兵を出すとなると砲隊が險阻のはゞむところとなつて行進することが出来ない。而して海上では我に彼の堅艦が無い。他日思ふ儘にこれを造ることが出来るにしても、外人は海陸の形勝を占めて我が國は却つてこれを喪失してゐる。主客各々其の位置をかへて了つてゐるのだ。これは良計ではない。一體善く事を制する者は、常に其の利を自分の方にあらしめ、其の患を彼の方にあらしめる。やむなく敵人に地をかすとも、宜しく他日の計をなして、海路ともに兵を進め得る所を擇ぶべきである。ひそかに横濱の地勢を見るに、甚だこれに適つてゐる。且つ夷船をして常にこゝに在らしめたら、横濱は江戸を去ること近く、則ち人々常に臥薪嘗膽の思ひを抱き、自然うちすて置くわけには行かない。警衛守禦の方面

謂報恩之日至矣。頗作越分之言。先著將及私言九篇竊上之。尋上急務議條。又惡夷人向多不法事。作接夷私議。是時。幕府下夷書。開言路。余與同志議。苟有二三名侯。協心戮力。發正義。排俗說。則天下之論定矣。屢言之。政府深察時勢。謂天下之大。非一藩所能救也。以吾黨之論。為狂疎不通事。余師事平象山。深服其持論。每事取決。象山亦善視。常勵曰。士不貴無過。改過為貴。善改過固為貴。善價過尤為貴。國家多事之際。能為難為之事。能立難立之功。價過之大者也。及象山有購艦之說。余意期。官或有斯舉。自請從役。察觀萬國之形勢情實。亦價過報恩之一端也。而象山之說。遂不行。九月十八日。去江戶。西到長崎。事不得如意。及十二月之季。復歸江戶。明年。夷船之在下田。余與藩人遊木生。竊謀駕夷船航海外。事覺見捕。初遊木生。役在江戶。意余西遊必有故。脫走出郡。欲蹤餘。及余歸江戶。來投余寓居。生為人。孱々小丈夫耳。然其眼彩爛々。有不屈之色。余固異之。悉以所志告。生大喜。自是謀事。勇銳力前。率常起予。余之西遊。象山亦察

其意。作詩送之。余就捕。官收其行裝。裝中有其詩。因併捕象山下獄。余與生亦送江戶下獄。三人並對吏見鞠。九月十八日。官裁三人罪曰。雖曰意為國。實犯重禁。罪不可恕。因皆遣國禁錮。嗚呼。余去年來所謀。上不忠於國。下無名於身。辱為囚奴。人皆笑之。士以下才生斯世。悲夫。孫子曰。率然者。常山之蛇也。擊其首則尾至。擊其尾則首至。擊其中則首尾俱至。夫神州東北起蝦夷。輾轉委蛇。西南至對馬琉球。長互千里。而廣不過百里。是非常山蛇乎。首至尾至。豈無其術乎。蓋畿內所謂六合之中心。而萬國之所仰望。皇京之基。萬世無易。故吾嘗為之策。曰去京近而為地使者。莫若伏見。宜起大城為幕府。以衛皇京也。西有攝津和泉。備之以船艦。以制山陽南海西海。東有伊勢尾張。備之以船艦。以制東海陸奧。北有若狹越前。備之以船艦。以制山陰北陸出羽。於是。制諸道之本立矣。諸道又備以船艦。於是。制諸夷之具張矣。諸夷從諸道朝皇京。而觀幕府。首至尾至。唯意所欲。可以進攻矣。可以退守矣。非若夫武藏專受海于一面。三面皆山。一為賊扼海。海運為絕也。近世論輿地者。或曰。非山東。無以制天下也。是

も亦嚴重でなくてはならぬ。且つ親しく彼の長所を觀察すると、それによつて速かに我が智巧を進歩せしめることが出来る。これが我に利となる所以である。今米艦が下田に退いたなら、人心は必ず弛んで外奴は近くにゐないからと油斷しよう。殊に夷船は極めて迅速で、横濱に在ると下田に退くと、其の江戸腹心の憂をなすは、間髪を入れぬ、依て横濱を直ぐに互市場となすのまされるに越したことはない。

象山は急いで江戸に歸つて、ひそかに當局に其の旨を申し上げた。其の門人長岡藩臣小林虎三郎は、師の説を以て、執政某侯の臣に傳へたところが、遂に諸生天下の事を議したといふので罪を得て藩に送りかへされた。

私の先生平象山は、經術に深くはしく、尤も心を時務に留めて居る。十年前、藩侯が執政となつたとき、外寇の議を奉つた。船工、砲工、船師、技士を外國から備ひ入れて、艦を造り、砲を鑄、海軍を操り、砲陣を習ふ必要あることを論議した。彼がいふには、若しさうしないと外夷を拒絶し、國威をふるひかゞやかすに足らないと。其の後遍く洋書を極め、専ら砲學を修め、事件に遭遇する毎に必ず論説し、或は其の感想を詩歌に發した。ワシントンの事起つて、オランダ人の報する所を聞くと、「未だ砲臺の海濤に環きを見ず、南風四月甚だ

心にかゝる」と吟じ、砲臺を品川灣に築いた時、「曠昔の戲談呆牒による。當今の急務は元戎にあり」と吟じた。象山亦復書を持つて外國に行かんと欲して則ち曰く、「徵臣別に伐謀の策あり、安ぞ風船を得て聖東に下らん」と吟じた。それから當局が、オランダ人に命じて軍艦を作るを聞くと、大いに喜んでいふには「徒らにこれを蘭夷に託して置いただけでは充分ではない。宜しく俊才巧思の人數十人を撰んで蘭船に付いて海外に出でしめ、其の便宜によつて事に従ひ軍艦を購はしむべきである。則ち行き歸りの間、海の情勢を知り、船を操ることに馴れ、且つ萬國の様子を知ることが出来る。其の利益を得ることは誠に大きい」と。そこでしきりに建白する所があつたが、官邊ではよくこれを斷行しない。私が航海の志を抱いたのは、實に此の時に決定したのである。アメリカの船が横濱にやつて来るに及んで、松代、小倉の二藩がこれに應接し、且つ警衛するの命を受けた。象山は軍議官を以て從軍し、喜んでいふ様、「また少しく國威を示すことが出来よう」と。すでにして幕府の役人と陣を設ける場所に就いて論議し、論議重つて遂に一致を見なかつた。蓋し幕府は二藩の兵を用ひたのは、外人を禁呵するのでなく、實に外人のため非常に備へんとするばかりだ。象山は常に『春秋』の道理を引用して、城下の盟を以て國家の大いなる恥として

徒知平原以還衰世之跡。而不知古昔神聖雄略之由也。古昔神聖常存雄略。驅使三韓。開墾蝦夷。固有包括四夷。并吞八荒之志。方是時。非卜六合之中。建京定畿。不可也。衰世則不然。其志小。其略微。僅定六十州而已。故以爲山東八州。沃野千里。天府之國。莫是若也。噫。後世常惜見聞。而駭非常。不審率然之勢。亦何足與講經國之略乎哉。

築城之制。稻城棚城。尙矣。古昔堀地爲溝。堆土爲壘。其制甚粗。及平信長築安土。參取西洋之法。寢爲堅高。諸國模倣。城制遂大變。北條山鹿諸家出。更論城郭陰陽之法。規矩又大備。然時屬無事。施之實地者無幾。近時西洋諸國。專以礮銃爲攻守。於是。築城之制。大有變革。其書傳自荷蘭。鑿々可考。然吾國固有異制。人有新意。固矣。苟有俊才巧思之人。周遊諸國。歷觀名城堅壁。又與彼所謂築城家者。辯論講究。必求至極。然後起伏見大城。以爲諸道模範。使其稍稍改築。斯可也。不然。徒恃二百年前之遺制。以當夫彈丸雨集之衝。不亦危乎。

大城之下。宜興兵學校。教諸道士。學校中置操演場。習礮銃步騎之法。立方言科。講荷蘭及魯西亞米利堅英吉利諸國之書。礮銃步騎。本邦古法。固有可用。更求荷蘭諸國之法。補其所未備者。荷蘭之學。大行于世。而至魯西亞米利堅英吉利之書。未聞有善讀者。見今諸國之船。交至于吾邦。吾邦之人。乃不詳其方言而可乎。且技藝之流。器械之制。諸國各有新法妙思。經荷蘭譯撰而來者。亦可以觀其概矣。然何如各就其國書而求之哉。今宜遣俊才于各國。購其國書。求其學術。因立其人。爲學校師員。又求漂民歸國。夷人投化者。亦置之學校中。問其所聞見知識。則廣益之方也。器械技藝。逐年變革。始予思慮。而成于試驗。素無華夷。何有都鄙。然遠方遐陬。往々有執舊泥古。頑鈍固陋者。故諸道候補。每萬石。貢才士一人。留學三五年。又有出巧思創新制者。額外貢之。使遍廣其傳。亦廣益之方也。今之急務。安有過于此者哉。

る。彼は下田の議を聞いて愈々益々憂ひ憤つた。後、私の事件に連坐して獄に下り、獄中尙ほ上書して日本の沿革を論じ、航海の事務を陳べようと思ひ、腹案がすでに出来上つて、此の事を目附の獄舎を巡視してゐる者に話したが、獄吏は舊例を守つて、筆墨を與へないので、其のことを果さなかつた。象山始め獄に下り、詩を作つて曰く、「城下盟を爲すの恥を思はず却て忠貞を把つて忌疑を抱く。伯眖疆を議す長崎港。聖東地を假す下田の涓。異時敵を輕んずるは已に計に非ず。今日の折衝知る是れ誰ぞ。」幽憤胸に満ちて泄す所なく、獄中血を瀝いで茲に詩を録すと。

癸丑（嘉永六年）六月、夷船がやつて來た時、私は江戸に寓してゐて、警報を聞いて馳せて浦賀に行き、親しく其のほしいまゝなる様子を見て、憤りに堪へず、「大いに彼等をこらしめなかつたならば、以て國威をふるひかゞやかすに足らない」と叫んだ。江戸に歸るに及んで、同志と繰り返しこの事を論辯した。これより先き、私に過があつて、籍を削られたが、官には別に恩旨があつた。深く親ら感奮して、以爲へらく、報恩の日至ると。頗る分限を越えて言辭を作つた。先づ『將及私言』九篇を著し、しきりに愚見を上申した。ついで『急務條議』を奉り、又米人らが先きに不法の事多かりしを憎み、『攘夷私議』を作つた。此の時幕府は外人と交渉せし事を示して言路を開いた。私は同志と共に時事について直言した。苟も二三の大名が、心を合せ力を合せて正義を發し、俗説を排したならば、則ち天下の論は定つて了ふ。」と論じ、屢々これを政府に注意したが、政府は深く時勢を察し、天下の大は一藩のよく救ふ所ではない」と思ひ、我々の論をば狂疎事情に通じないものであるとして了つた。私は象山に師事して深く其の持論に敬服し、事ある毎に決裁を仰いだ。象山も亦よく面倒を視てくれた。常に勵して言ふよう、「人は過のないのが貴いのではない。過を改めるのが貴いだ。善く過を改めるものはもつと〜貴い。善く過を償ふものは尤も貴い。國家多事の際、よくなし難い事をなし、能く立て難い功を立てるのは、これ過を償ふの大いなるものである」と。象山の軍艦を購ふの説あるに及んで、私の意向はきまつた。官邊に於て、或は此の企があるらしい。私は自ら請うて其の事に従ひ、萬國の形勢、情勢を察するの亦過を償うて恩に報ずるの一端であると思つた。が、象山の説は遂に行はれなかつた。九月十八日、私は江戸を去つて西の方長崎に到り、事、意の如くなるを得なかつた。十二月の末になつてまた江戸に歸つた。明年、夷船が下田に居るので、私は藩人澁木生と共に、ひそかに夷船に乗つて海外に航行しようと相談したが、事あらはれて捕へられた。初め澁木生

有備船匠于海外之說。有遣人海外。便宜從事。以購軍艦之說。二說並當今之急務。而未施行。今先遣一才俊于海外。知造船實船之所處。然後行前二說。庶舉事無敗墜矣。

諸道侯伯。朝京師。觀幕府。皆用船艦。從海路。則將士習海勢。船具無虛套。緩急足為用矣。且諸道盛造船艦。則或有尾大不掉之慮。今朝觀之日。皆用船艦。則東海陸奧之船。半在伊勢尾張海。山陰北陸出羽之船。半在若狹越前海。山陽南海西海之船。半在攝津和泉海。以護京師。衛幕府。一旦外征。則數十軍艦。應撤立。其便莫以尚焉。或謂。東海東山二道。專仰侯伯往來之利。今侯伯皆從海路。驛馬遞夫。旅舍市廛。一旦失利。不群起為盜。則流亡為丐矣。吾謂。船艦之備。必積以歲月。固非一朝可具也。若令二道之民。漸移其業。則固不至為盜為丐也。況船艦雖備。非陸路絕行乎。

按延喜式。諸道運漕。畿內及東海東山山陰三道諸國。運陸路。北陸道諸國。漕敦賀津。自敦賀運鹽津。自鹽津漕大津。山陽南海二道諸國。漕與等津。太宰府漕難波津。

は江戸藩邸に勤務してゐたところ、私の再遊には必ず事情があらうと思つて、邸を脱出して、私に従つて行かうと思つたのだ。私が江戸に歸ると彼は私の寓居にやつて來た。澁木生は、其の生れつき弱々しい小男に過ぎないけれども、其の眼は炯々として光りかゞやき、不屈の色が見える。私はもと／＼此の人をすぐれた人と思ひ、悉く自分の志す所を打開けた。澁木生大いに喜んで、これより事を謀るに勇銳力前、率ね常に私を奮ひ起たせた。私の西遊について象山も亦其の意を察して、詩を作つて西遊を送つた。私が捕へられて、官では私の持物を沒收したところが、其の中に象山の詩があつたので象山をも捕へて入獄せしめた。私は澁木生と共にまた江戸に送られて入獄した。三人並んで役人に向ひ取調べられたが、九月十八日、官は三人の罪を裁いて曰く、「其の精神は國家の爲めをなさうといふのであるが、實は重禁を犯してゐる。其の罪はゆるすことが出来ない。因つて皆國に遣はし禁錮する」と。嗚呼、私は去年來謀る所は、上は國に忠ならず、下は身の名譽とならず、残念乍ら囚奴となつて人の笑ひを得たにすぎぬ。人不才を抱いて此の世に生れて來たのは、誠に悲むべき事だ。孫子がいふには、「率然常山の蛇である。其の首を撃てば則ち尾が至り、其の尾を撃てば則ち首が至り、其の中を撃てば則ち首尾俱に至る」と。一體神州は、東

皇和之爲邦。位于大海中。而萬國拱之。凡地之勢。其近者爲害切。而遠者次之。是古今之通論也。古船艦未便。恃海爲險。後世船艦日巧。航海日廣。古之所恃以爲險者。反爲賊衝矣。及火輪之船作。其制益巧。其行益廣。海外萬里。直爲比隣。於是乎。隔海者爲患急。而接陸者反是。神州之西。爲漢土。爲海中諸島。及亞弗利加之喜望峯。爲海而近者也。人民衆多。其隔海而近者也。近聞有英夷之寇。有明裔之變。若使洋賊蟻踞于其土。患害有不可勝言者矣。而吾未詳其歸着焉。不可不察也。且其廣東五市。與諸島喜望峯。皆爲萬國要會。可以得四方新聞也。神州之東。爲米利堅。東北爲加摸察加。爲陝都加。神州之所以爲深恩大害者。話聖東也。魯西亞也。而魯西亞之國都。在海外萬里極西北之地。其於謀神州。勢甚不便。然其東邊與我隔一水耳。且近乘火輪舶來議界。求締交。安得謂之遠乎。其無事至于今日者。其地雖近。以荒寒不毛。兵寡艦少耳。近聞。加摸察加陝都加。稍々備艦置兵。隱然爲大鎮矣。若使其兵足艦具。其禍固不旋踵矣。而吾未得其要領焉。不可不察也。話聖東。則在米利堅洲中最張。漸蠶食比隣。列諸會盟。而其地在其洲

北は蝦夷に起り、やもりの如くうぬりくねつて、西南對島琉球に至つてゐる。長さは千里に互り、しかも廣さは百里に過ぎない。これ常山の蛇ではないか。首がはむかひ、尾がはむかふ。これについて施し様がないだらうか。蓋し畿内は所謂世界の中心で、萬國の仰ぎ望む所である。皇京の基は萬世かけてかはらない。故に私は嘗てかくの如き策を樹てた。——京を去つて近い土地で便宜のあるのは、伏見に越すものはない。宜しく大城を起して幕府となし、以て皇京を護衛すべきである。西には攝津、和泉があり、これに備へるに船艦を以てし、山陽、南海、西海を制する。東には伊勢尾張があり、之に備へるには船艦を以てし、東海、陸奥を制する。北には若狹、越前があり、これに備へるに船艦を以てし、山陰、北陸、出羽を制する。こゝに於て諸道を制するの根本策を樹立する。諸道また船艦を備へる。こゝに於いて外夷を制する道具立てが出来るわけである。諸夷は諸道より皇京に參朝し、幕府にまみえる。首至り尾至る。唯、意の欲する所に従つて進んで攻めるとよい、退いて守るもよい。かの武藏の如く専ら海を一面に受け、三面皆山で、一に賊のために海をとりひしがれ、海運のために斷絶するが如きではない。近世土地を論ずる者は、或は山東でなくては天下を制することが出来ないといふ。これは徒らに平氏源氏以來の衰世の跡を知つて、大昔の神聖雄略の由を知らないの

之東邊。與我相隔。遠於魯西亞。今也列其會盟。而在其西邊者。往々而有。如葛利火爾尼亞。正與我相對。隔海而近者也。數年來。亦乘火輪船。屢來過吾。吾卒至于假地容貢。然其造邦不古。吾未得其詳焉。且其洲廣大。互于南北極之間。安知無如話聖東者。更出于其間。使其互來迭侵。貪我土地。利我貨財。則其禍將有加于魯西亞者。不可不察也。濠斯多辣利之地。在神州之南。其地隔海而不甚遠。其天度正在中帶。宜草木暢茂。人民繁榮。爲人之所爭取。而英夷開墾而據之。當有大利。朝鮮與滿洲相連。在神州之西北。亦皆隔海而近者也。而如朝鮮。古時臣屬於我。而今則寢居。最不可不詳其風教而復之矣。凡萬國之環繞我者。其勢正如此。而我茫然拱手。立于其中。莫之能察。不亦危乎。夫歐羅巴之爲洲。去吾甚遠。古時與我不相通。及至船艦得便也。如波爾杜瓦爾。伊斯巴尼亞。英吉利。佛蘭察。乃能乘風干我。我亦以爲患。近時火輪之船。無國無之。遠如歐羅巴。猶如比隣。況前所稱之數者乎。雖然。是特傳聞之所得。文書之所記。爲然耳。其果然乎。否乎。遂未可知也。安如得俊才遣海外。觀察其形勢沿革船路

ある。大昔神聖常に雄略を保たれ三韓を制し、蝦夷を開墾された。もと／＼四夷を包括し、國の端々までも并呑する雄志がある。此の時に當つて、天地の中をうらなひ、京を建て畿を定めねば不可である。衰世なれば則ちさうでない。其の志小さく、その計略が小さい。僅かに日本六十餘州を定めて終るばかりである。で山東八州、沃野千里、産物の豊かなる國、實に此の様な所はないと思ふのである。後世は常に見聞になれ、非常におどろかさされ、率然の勢を審かにしてゐない。また何ぞともに經國の略を講ずるに足らんやである。

築城の制として、稻城、柵城はひさしいものである。昔、地を掘つて溝となし、工を積んで壘とした。其の制は甚だ粗雑であつた。平信長が安土城を築くに及んで、西洋の方法を参考して取り上げ、稍々堅高につくつた。諸國はこれを模倣して、城制は遂に大いに變つた。後北條、山鹿の諸家が出て、更に城郭陰陽の法を論じ、規矩また大いに備つた。けれども當時は無事であつたから、これを實地に施すものはいくらもなかつた。近頃西洋諸國は、専ら砲、銃を以て攻め且つ守る。そのため、築城の制が大いに變つた。其等の書はオランダから傳つて來てゐるよく／＼考ふべきで事だ。けれども私の思ふ様、國にはそれ／＼異制があり、人にはそれ／＼新意があることはもとよりいふ迄もない。苟も俊才

通塞哉。

日不升則昃。月不盈則虧。國不隆則替。故善保國者。不徒無失其所有。又有增其所無。今急修武備。艦略具。敵略足。則宜開墾蝦夷。封建諸侯。乘間奪加。摸察加陝。都加。諭琉球。朝覲會同。比內諸侯。責朝鮮。純質奉貢。如古盛時。北割滿洲之地。南收臺灣呂宋諸島。漸示進取之勢。然後愛民養士。慎守邊圉。則可謂善保國矣。不然。坐于郡夷爭聚之中。無能舉足搖手。而國不替者。其幾與。

孫子論兵。專以知彼知己爲要。始之以計。曰。主孰有道。將孰有能。天地孰得。法令孰行。兵衆孰強。士卒孰練。賞罰孰明。終之以間。曰。明君賢將。所以動而勝人。成功出於衆者。先知也。先知者。不可取於鬼神。不可象於事。不可驗於度。必取於人。知敵之情者也。近年來。諸夷之船。競至我邦。而其主果有道乎。將果有能乎。天地果得乎。法令果行乎。兵衆果強乎。士卒果練乎。賞罰果行乎。抑皆非乎。無有先知者也。是不徒。知彼不知己之甚者也。癸丑歲。合衆國遣彼理。魯西亞國遣博嬌丁。至于我邦。時江都人或曰。近世海外有

巧思の人があつて、諸國をめぐり遊び、名城堅砦をめぐり見て、また彼の所謂築城家と辯論講究すれば必ず至極の妙を得るであらう。然る後、伏見大城を起し、以て諸道の模範とし、次第に諸城を改築せしめる。この方法が一番がよい。さうでなくて、徒らに二百年前の遺制をたのんで、彈丸雨集の衝に當るのはまた危いことではないか。

大城の下には、よろしく兵學校を興し、諸生に教へ、學校中に操演場を置き、砲銃歩騎の法を習ひ、方言科を立て、オランダ及びロシア、アメリカ、イギリス諸國の書を講ずる。砲銃歩騎、本邦の古法はもとより用ふべきである。更にオランダ諸國の法を求めて其の未だ備はらないものを補ふべきである。オランダの學は、大いに世に行はれてゐる。而してロシア、アメリカ、イギリスの書になると、未だよく讀む人のあるを聞かない。現今諸國の船は交々我が國にやつて來るから、我が國人は、其の方言をよく知らなくてはならぬ。且つ技藝の流、器械の制は、諸國にそれ／＼新法妙思がある。オランダの譯撰を経てやつて來るものも亦以て其の概路を見ることが出来る。であるけれども各々其の國書に就いてこれを求むるに越したことがない。今は宜しく俊才を各國に遣し、其の國書を購ひ、其の學術を求め、因つて其の人を採用して學校の先生とすべ

三傑。而彼理博姑丁居其二。嗚呼。海外之事。茫然莫辨。適有來問者。錯愕畏縮。謂皆傑物。可慨哉。可悲哉。

軍之用間。猶人之有耳目。無耳何以聽。無目何以視。軍不用間。何獨視聽。我固用之。彼亦用之。軍之常也。故善戰者。憂我用之不至。而不恐彼用之。今則不然。宜用間于彼。而慮其洩國事而不敢。彼用間于我。我宜留以為反間。而懼其窺國情而不為。噫。何其惑哉。我實與。彼雖有百間。亦如吾何。却足攻其心。沮其謀也。我虛與。彼雖無一間。我安能永存乎。在我不然。強者不用間。則不知所宜趨。弱者不用間。則不知所宜避。今有人焉。不憂己之難。而恐人之視聽。人將謂之何。

通信通市。自古有之。固非國之稅政。但當今之勢。有不得不力破其說者。古之建國者。不徒為退守。又有進攻。而越國攻之。財力疲弊。國用難支。故必因權於敵。取償於人。於是。有通市說。敵國之人。不可悉殺。降者納之。服者用之。小者侯。大者王。使其奉貢致賦于我。於是。有通信之說。神功征韓以還。列聖所為。按史而可知也。今則異于是。外

夷悍然來逼。赫然作威。吾則俛首屏氣。通信通市。唯其所求。而無敢之違。俟人利口。乃或附之列聖之義。如是者。吾豈得縱其邪說哉。夫水之流也。自流也。樹之立也。自立也。國之存也。自存也。豈有待于外哉。無待于外。豈有制于外哉。無制于外。故能制外。

謹案。上世聖皇。威攝殊方。恩撫異類。英國雄略。炳耀于萬世。而其虛己納物。探人長。而補己短。遷彼有。而瞻我無。曠懷偉度。蓋亦後世之所宜師法也。余向感激時事。不顧身家。欲大為非常功。而天道所不容。公法所不恕。辱於繫縲。困於岸獄。不特生無益于國。又將死有虧于身。亦可悲耳。但平生之志。無磨不折。每讀古史。愈益慷慨。於是摘錄其所謂炳耀可師法者。欲使人知上世聖皇所為如是。固非如衰季苟且之論也。然是特舉十一于千百耳。若求其詳且備。就史考之可也。

孝靈天皇時。秦求長生不死藥于我。我因求五帝三王書于彼。彼皆送致焉。按此事。載神皇正統紀。雖無確

きである。又漂民の國に歸つた者や夷人の歸化した者を求めて、また此れ等を學校に招き、其の聞見した知識を傳へさせたら、益をひろめることが多いだろう。思ふに器械技藝は年を逐うて變つて行く。思慮に始つて試験に成る。もとより華といひ、夷といふ區別はない。何ぞ都鄙の別があらうぞ。であるけれども、遠い片田舎は、往々舊い事にかゝはり、頑鈍固陋の者がある。で諸道の侯伯が、一萬石毎に才子一人を貢して、留學せしめること三五年に及んだら、また巧思を出し新制を創める者もあるであらう。規定以外にこれを貢し、遍く其の傳ふるところを廣めしめるのも亦益を得る方法である。今日の急務は、此れに過ぎたものがない。

船の海國に於ける位置は、これを譬へていふと、獸に足があり鳥に翼がある様なものだ。幕府は癸丑(嘉永六年)の變に懲りて、大船製造の禁を除いた。これ急務を知るといふ可きである。けれども西洋の制は、未だにはかに得易くはない洋書によつてこれを制し、形だけは恰も似てゐる様であるけれども、施用すれば則ち違ふ。オランダに命じて船を海外に購はしめたが、同國はまだ速かに報告する所がない。平象山は船工を海外から傭ふ説を唱へ、人を海外に遣し、便宜事に従つて、軍艦を購ふの説をも寫してゐる。ともに當今の急務である。が未

だ施行されてゐない。今或は先づ一才俊を海外に遣し、船を造り、船を賣る所を知り、然る後に前に二説を行へば、事を擧げても敗墜することが無いであらう。諸道の侯伯は京師に參朝し、幕府に謁見するに當り、皆船艦を用ひて海路を行けば、將士も自ら海軍のことを習ひ、船具又缺點も無く、緩急の場合に役に立つであらう。且つ諸國が盛んに船艦を造れば、則ち尾大にして振はずといふ如く、君弱く臣強くなる恐れがないとは限らぬ。依つて今朝觀の日、皆船艦を用ひたならば、則ち東海、陸奥の船は半ば伊勢、尾張の海に在り、山陰、北陸、出羽の船は、半ば若狭越前の海に在り、山陽、南海、西海の船は、半ば攝津の海にあつて京師を護り、幕府を衛る。一旦、外征あらば、則ち數十の軍艦が楫に應じて立ちどころに船装ひをし、其の便は此の上も無い。或はいふ、「東海東山の二道は、専ら侯伯の往來の利益を仰いでゐる。今侯伯が皆海路に依つて往來したならば、驛馬驛傳の役卒から旅舎、市店に至るまで、急に利益を失つてしまふ。其の爲めに群り起つて盗みをなすか、或は流浪して乞食となるであらう」と。私の思ふには、船艦の備へは、必ず歲月のかゝるものであつてもとより一朝にて出來上るものではない。もし二道の民をして、漸時に其の業を移さしめたならば、則ちもとより盗みをなすに至らないし、乞食となるものもない。

據。蓋亦古來傳說然也。而上世聖皇。取於人爲善之意。則可見矣。

崇神天皇六十五年。任那國遣蘇那易叱知朝貢。

垂仁天皇二年。因蘇那易叱知還。

賜絹于其王。

三年新羅王子天日槍來歸。置之但馬國。

九十年遣田道間守。求香葉于常世國。至景行天皇之元年而還。

以蘇那易叱知、天日槍田道間守之事推之。吾邦知有諸韓國久矣。固非始于神功時也。

景行天皇四十年。使日本武尊伐東夷。以所俘蝦夷。獻於神宮。後分置諸畿外。是播磨、讚岐、伊勢、安藝、阿波、佐伯之祖也。

俘虜之夷。分置諸國。古多有是事。一以得夷人情態。一以資戶繁口殖。一舉而兩利存焉。

仲哀天皇九年。天皇崩。皇后親征新羅。新羅降。因封重寶府庫。收圖籍文書。以徵叱已知爲質。高麗、百濟、亦稱臣。奉貢。因以定內官家。

日本武尊皇子也。神功者皇后也。而率師遠征如此。然則古之所以

盛強可知也。是時。收圖籍文書。吾邦有書。固在應神前也。納質奉貢。待夷之法。

神功皇后攝政五年。新羅遣使朝貢。徵叱已知逃歸。葛城襲津彥。詣新羅。草羅城還。是時所俘。桑原、佐原、高宮、忍海四邑。漢人之祖也。

三十九年。遣使于魏。

四十年。魏使來。

四十三年。遣使于魏。

四十六年。遣斯摩宿禰于卓淳國。

四十七年。新羅百濟。遣使來貢。

時新羅奪百濟貢物。相易而獻。遣千熊長彥于新羅責之。

四十九年。遣荒田別、鹿我別。以百濟、卓淳兵。討新羅敗之。遂平定比自體、南加羅、喙國、安羅、多羅、卓淳、加羅七國。

五十年。荒田別、鹿我別、千熊長彥至。

六十二年。新羅不朝。遣襲津彥伐之。

與師討三韓無禮事。相望于史冊。今不悉錄。國威之震于海外。何其盛哉。

應神天皇三年。東蝦夷朝貢。役作厩坂道。

まして船艦が備つたからとて、陸路の往來が絶えて了ふわけがないではないか。按ずるに、よると、延喜式に、諸道の運漕を爲すに當り、畿内及び東海、東山、山陰の三道の諸國は陸路を撰び、北陸道の國々は、敦賀津から鹽津、鹽津から大津へ運輸し、山陽、南海の二道は、興等津により、太宰府は難波津を利用したのである。

日本の國は、大海の中に位してゐる。而して萬國がその風を仰いでゐる。凡そ地勢として、其の近い者は害をなすこと多く、遠いものはこれに次ぎ割に少ない。これは古今の通論である。在來の古船艦は未だ便利ではない。海上も危険である。ところが後世は造船術が日に巧になり、航海の範圍も日に廣くなつた。古の險阻と恃んだ所は反つて賊の衝となつた。汽船の作らるゝに及んで、其の構造益々巧みに、其の航行の範圍も益々廣い。海外萬里の地も隣り同様になつた。そこで海を隔て、我國に對してゐる國の方が、陸續きの國よりも却て我國に害を加え易い形勢になつた。日本の西方には支那の國があり、更にその西に當つて海中の島々、喜望峰などがある。支那は土地が廣大で住民が多く、海を隔て、日本に對してゐる。近來聞くところによると、イギリスが支那に寇し、その上、明の子孫が清朝に反抗してゐるさうだ。この時機に乗じ西洋人をして支那に據らしむること

になつたら、その害正に恐るべきものがある。それこそどんなことにならうか知れない、深く考慮しなければならぬことだ。それに廣東の互市は、上述の海中諸島及び喜望峰と共に、皆世界に於ける重要な會合地だ。そこに於て諸方の新しい消息を得ることが出来る。

日本の東にはアメリカがあり、東北はカムチャツカであり、オコックである。日本の深患大害たるべき國は、ワシントンであり。ロシアである。而してロシアの國都是海外萬里極西北の地にある。其の日本を謀るに於ては勢甚だ不便である。けれども其の東の端の方は、我が國と一水を隔てゝゐるばかりだ。且つ近頃、蒸汽船に乗つてやつて來て、境界を議決し、交りを結ぶことを求める。どうしてこれを遠いといつて安心が出来やうぞ。其の事無くして今日に至つたのは、其の土地は近いけれども、荒れ果てゝ寒く五穀草木生ぜず、兵すくなく、艦すくないためである。近頃聞くところによると、カムチャツカ、オコックは、稍々艦を備へ兵を置き、隱然として大いなる重鎮を爲すと。もし其の兵足り艦具はらしめたる場合には、其の禍はもとより踵をかへすが如く立ち所に至るだろう。私はまだ其の要領を得てゐないが考慮しなければならぬ重要事である。ワシントンは則ちアメリカ洲中に在つてもつとも勢力を張つてゐる。次第に隣りを段々に侵蝕して、諸會盟

百濟辰斯王。失禮于我。我遣紀角宿禰等責之。百濟殺王謝之。便立阿花而還。百濟王統流死、阿花少、故紀角宿禰、故討之。廢立三韓王。亦不一二矣。
 七年。高麗、百濟、任那、新羅人來朝。命武內宿禰。領諸韓人掘池。號韓人池。
 十四年。百濟貢裁縫工女。
 十五年。百濟使阿直岐貢馬。因使飼養之。阿直岐善讀經典。太子苑道稚郎子師之。阿直岐薦王仁。十六年。王仁來獻論語十卷。千字文一卷。
 師貢馬之使。受經典之教。古之求益亦切矣。
 二十年。百濟阿知使主。與其子。以部下十七縣來歸。
 三十一年。新羅貢能匠者。是猪名部之祖也。
 三十七年。遣阿知使主等于吳。求工女。四十一年。以兄媛、弟媛、吳織、穴織、四工女還。
 用百濟人。遣于漢土。取其善通知彼國事也。是以舉事無敗矣。
 仁德天皇十一年。開堀江。築美田堤。是歲。新羅人朝貢。勞是役。役夷人。作道堀池。築堤。豈特示盛舉於後代哉。蓋土功有法。異方人所爲。亦或有便于我者。取而用之。不亦可乎。

に加つてゐる。而して、其の地は其の洲の東の方に在つて、我が國と隔つてをり、ロシアより遠い。今や右の會盟に列せる國々が往々西方に位置せるを見る。カリホルニヤの如きはその一つであつて正に我が國と相對し、海を隔てて近い位置にある。數年來、これも亦汽船に乗つて來て屢々我に逼つた。我が國止むなく頭それに地を假し、貢を容るゝに至つた。けれども其の國をなしてより古くはない。私は未だ其の詳細を知らないのである。且つ其の洲は廣大であつて、南極北極の間に互つてゐる。どうしてワシントンの様な者が更に其の間に出来ないと言ひ得よう。其の互ひに來り互ひに侵し、我が土地を食ひ、我が貨財を得せしめる場合には、則ち其の禍はロシア以上に大きいであらう。考慮しなくてはならぬことである。オオスタリアの地は日本の南に在る。其の地は海を隔ててさう遠くはない。其の緯度は正に南北の中帯にある。草木暢び茂り、人民繁榮の望み多き地だ。人の争ひ取る所たらしむべきである。而して英人が開墾してこれに據つてゐるが、それも僅かに其の十分の一にしか過ぎない。私は常に怪んでゐる。我れ先づこれを得ればまさに大利があるであらうと。それから朝鮮は滿洲と連つてをり、日本の西北にある。亦皆海を隔てて我に近い。この國は、昔は我が屬邦であつた。而して今は則ち稍々傲つてゐる。最も其の風教を詳かにしなければなら

四十二年。天皇崩。新羅人素服會殯宮。
 雄略天皇五年。百濟王遣其弟軍君入仕。
 七年拜吉備上道臣田狹。爲任那國司。
 任那有吾管地。建府置兵。任司鎮之。所以察三韓動靜而控御之。甚得其術矣。
 八年遣身狹村主青、檢限民使博德。使于吳。至十年得吳所獻二鵝還。
 高麗伐新羅。新羅請援于任那日本府。膳臣斑鳩等。救新羅。大破高麗。十二年遣身狹青檢限博德。使于吳。至十四年。與吳使。以其所獻工女還。
 繼體天皇六年。百濟表請任那國上哆唎、婆陀、牟婁、四縣。哆唎國守穗積臣押山奏。四縣難保。賜之爲便。大伴大連金村右其議。遂賜之。或曰。二人受百濟賂。
 物易失而難復。何輒舉而與人。是後數年。朝廷百方欲復而不得。

ない。凡そ萬國の我が國をめぐつてゐる状態は正に此の様である。而して我が國はぼんやりと手をこまぬいて其の中に立ち、這般の形勢をよく察しない、また危ひかなだ。一體、ヨオロッパ洲は、我が國を去ること甚だ遠い、古い時代には我が國と交通しなかつた。船艦の便を得るに及んで、ポルトガル、イスパニヤ、イギリス、フランスの如き國々が、野心を抱いて我が國を併呑せんとし、我が國も亦これがために憂慮した。近時、蒸汽船を輪船を持つてゐない國はない。遠いヨオロッパの如きも、これに乗つて行けば隣りの様である。まして先きにあげた數國に於てをやである。けれども是は特に傳聞からのもの、文書の記すところに依る丈で、事實は果してさうであるか、さうでないかは、未だ正確に知ることが出来ない。依つて俊才を擢用して海外に遣し、親しく其の形勢、沿革、船舶の通塞を察することが最も重要事である。
 日がのぼらなかつたら則ち傾き、月が満たなかつたら則ちかけ、國が隆んでなかつたら則ち衰へる。であるから、よく國を保つものは、常に其の所有してゐる土地を失はないばかりではなく、又其の領域を新たに増すのである。今急いで武備を修め、軍艦大砲を備えて、宜しく蝦夷を開墾し、諸侯を封じ、間に乘じてカムチャツカ、オオツクを奪ひ、琉球を論し、朝覲會同、内地の諸侯の如

遂至官府亦滅。雖時勢令然。抑亦二人之罪大矣。七年。百濟貢五經博士段揚爾。至十年。遣高漢安茂代之。

欽明天皇元年。集秦人。漢人等諸蕃投化者。安置國郡。編貫戶籍。秦人凡七千五百三十三戶。以秦大津父爲秦伴造。

十三年。百濟獻佛像經論。佛法之害我。國甚矣。然若經論。自不可棄。獨惜當時議論不精。擇取不審耳。若以邪法惑衆。爲通外國之過。則非也。

十四年勅百濟。宜令醫易曆諸博士更番入仕。卜書曆本藥物付送。十五年。百濟遣五經博士王柳貴、僧曇惠等來代。又貢醫易曆諸博士及採藥師、樂師。

二十三年。新羅擊任那。滅我官府。討新羅。三十二年。天皇崩。遺詔皇太子。汝須討新羅。復任那。

敏達天皇六年。百濟于還使。獻佛經僧徒佛工寺工。十二年。召還日羅百濟。日羅。火葦北國造阿利斯登之子也。日羅至。詔問策。日羅曰。治天下。要護養黎民。何遽興師爲。宜足食足兵。上下富足。然後多造船船。列置港津。使蕃客觀以生恐懼。乃以能使。

百濟王若大佐平間罪。已而日羅爲賊所害。

日羅。久在韓地。習知其情狀。故特召問策。而其所陳。果善適時勢。切事務。使其說行于當時。復任那。必不難矣。不幸爲賊所害。可勝惜哉。

推古天皇八年。討新羅。九年。新羅謀者迦摩多。到對馬。捕流之上野。

外國謀者。不殺不返。上世之事可法也。十年。百濟僧觀勸來。貢曆本及天文地理通甲方術之書。選書生三人。使學焉。皆學以成業。

十五年。遣小野臣妹子于隋。十六年還。隋使裴世清送之。世清之還。復使妹子送之。時遣學生八人。十八年。高麗貢僧曇徵。曇徵知五經。且作彩色及紙墨。并造碾磑。二十四年。琉玖人三十口歸化。置之朴井。

二十六年。高麗獻隋虜二人。及鼓吹、弩、抛石之類十物。並土物駱駝。易曆醫藥縫織之工。工匠之流。至鼓吹弩弓抛石彩色紙墨碾磑之類。皆有益于用。取之蕃夷。會衆供用。中國之體也。

舒明天皇元年。遣田部連于夜玖。

くならしめる。更に朝鮮を責め、其の質を納め貢を奉らしめること、古への盛時の如くならしめる。北は滿洲の地を割き、南は、臺灣、呂宋の諸島を收め、漸次進取の勢を示すべきである。然る後、民を愛し、士を養ひ、用心して國のはてを守るならば、則ち善く國を保つことが出来る。左様でなかつたなら、群夷の争ひ集る中にあつて、自由に行動することが出来ず國の衰へ亡びざるを得ない。孫子は兵を論ずるとき、専ら彼を知り己れを知るを以て要事としてゐる。これを始むるに計を以てする。曰く「主いづれか道ある、將いづれか能ある、天地いづれか其の位を得たる。法令いづれか行はれたる、兵衆いづれか強き、士卒いづれか練れたる、賞罰いづれか明かなる」と、これが結論として間諜のことを説いてゐる。明君賢將が軍事行動を開始して人に勝ち、功成つて衆にぬきんする所以のものは、行動を開始するに先つて敵情を能く察知するからだ。それは鬼神の宣託やメ筮によるのではなく、事に徴するとか陰陽の度数の上に徴するのでなく、唯だ間諜を用ひて敵の情勢を審かにするのでだ。

近年來、外船が、競うて我が國にやつて来るが、而して其の國主果して道を知るか、將たるもの果して能あるか、その國では天地の公道が能く行はれてゐるか、法令が能く行はれてゐるか、兵衆果して強いのか、士卒果して訓練されてゐるか、賞罰果して行はれてゐるか。又左様ではないか、現在これを知るものがない。かく徒らに彼を知らないのはまた己れを知らない事の甚だしいものである。癸丑の歲、アメリカはペルリを遣はし、ロシアはプウチャチンを遣はした。時に江戸の人或は曰く、近世海外に三傑がある。而してペルリ、プウチャチンは其の中の二人であると。嗚呼、海外の事は茫然として考察を加へず、たま／＼やつて来るものがあつたら、おそれ驚いてちよみ上り、それ等を皆傑物だと云ふ。慨くべきことであり、悲しむべきことである。

軍事上に間諜を用ふるのは、丁度人に耳目の有る様なものだ。耳が無ければいかでか聴き得よう、目がなければいかでか視得よう。軍に間諜を用ひなかつたら、どうして視且つ聴くことが出来よう。我はもとよりこれを用ひ、彼も亦これを用ひる、これ戦争の常である。故に善く戦ふ者は我が間諜を用ひることの周到でないのを憂ひ、彼のこれを用ふるのを恐れない。だのに、今我國はさうではない。宜しく間諜を敵に放つべきである。而も其の國事の洩れるのを恐れて、これを敢てしない。敵は我に向つて間諜を用ひてゐる、我は宜しく留めて反間苦肉の計を用ふべきである。而して其の國情をうかゞふのを懼れてこれをしない。あゝ、何んと惑へることであらう。我國の備へが充實してゐればたとひ彼

二年。遣三田郡相等于唐。四年還。唐使高表仁送之。學問僧等從還。十二年。學問僧學生。從百濟新羅使而還。皇極天皇元年。授百濟質達率。長福等冠位。越蝦夷內附。饗之朝。授冠位。賜饗于蕃夷人。古多有之。蓋所以弘皇化懷遠人也。

孝德天皇白雉二年。新羅貢調使知萬沙痕等。著唐服來筑紫。朝廷惡其志移俗。訶責追還。五年。遣唐使吉士長丹還。賞其多得文書寶物。

國朝之於漢學。初也使百濟貢博士書籍。已而通於隋唐。使聘往來。又遣書生留學焉。其間諸韓人歸化者。亦皆納之不拒。其善通彼文。明彼學。不亦宜乎。

〔註〕 夷船 外國船。 蘭夷 オランダ。 火輪船 汽船。 經術 儒道。 砲術 砲術學。 將爲私言 『回顧錄』中にある文。 八荒 國の八方のはて。 米利堅 アメリカ。 明高之變 明の末が清朝に反抗

に百の間牒ありともまた我に於て何かあらん。却つて彼の心を攻め、其の謀をばむことが出来るのである。我か備えが虚であれば、彼に一間牒がなくとも、我いかでよく永く守ることが出来やうぞ。ところが現今の我が國に於ては必ずしもさうではない。強者が間牒を用ひなかつたならば其の進むべき所を知らず、弱者が間牒を用ひなかつたなら其の避くべき所を知らない。我國に於て間牒を放つことの必要なことは云ふ迄もないが、若しこれを忘るなら、丁度自分の聾や盲目に氣付かないで、人の視聽を氣にするやうなものだ。全く云ひ様なき次第である。通信通市は、昔からある。素より國家の稅政からではない。但し當今の情勢から考察すると、力めて通商説を破らすには居られない。古來國を建てる者は、徒らに退いて守ることをしない。進んで取るといふ積極的なところがある。而して國を越えて地を攻めると、財力疲れ、國用が支へ難いことが多い。故に必ず糧食を敵にもとめ、償ひを人民から取り立てる、こゝに於て通市の説がある。敵國の人は悉くを殺す可きではない。降る者はこれを納れ、服するものはこれを用ひる。小なる者は侯、大なる者は王より、其の貢を我が國に奉らしめる。こゝに於て通信の説がある。神功皇后征韓以來、歴代の天子のなされたところは歴史をみて知ることが出来る。今日の國勢はこれと異つてゐる、外夷はあら

する事。 蟬蛻 わだかまりゐる事。 葛利火爾尼亞 カリホルニヤ。 波爾杜瓦爾 ポルトガル。 伊斯巴亞 イスパニヤ。 江都人 江戸人。 曠懷偉度 度量大なること。 師法 手本。 吉備上道田狭 吉備下道田佐。 鵜 がつらの事雁の屬である。 高漢安茂 漢高安茂で五經博士である。

秦伴造 大日本史に「大藏椽」とし『書紀』に「おほよらの椽」としてゐる。大藏に關する方面を取扱つた長官だ。 柳貴 王柳貴。 還使 大別王らのこと。 隋陽帝の時代 唐朝以前に榮えた。即ち唐朝に先立つて隋朝が現はれた。 十二年 歸朝した者には學高方向漢人玄理、學僧清安らがある。

くしく來り通り、頻りに威張つてゐる。我が國は只管首を伏せ氣をおくらし、通信通市、唯其の求むる所に従ひ、敢てこれに違ふことはない。倭人は利口であるから或は之を列聖の義に附會するかも知れぬが、私は其の邪説を許して置けない。一體水の流れるのは自ら流れるのである。樹の立つてゐるのは、自ら立つてゐるのである。國家の現在するのは自ら存立するのである。いかで外に待つことがあらうぞ。外に待つことがなければ、いかでか外に制せられることがあらうぞ。外國に制せられることがなくして始めてよく外國を制し得るのである。

謹んで案ずるには上世の聖天子、其の威を以て異境を怖れしめ、其の恩を以て異類を處撫せられた。其の英圖雄略は萬世にかゞやいてゐる。而して其の己を虚しうして物を納れ、人の長所をとつて己の短所を補ひ、彼の有す所をうつして我が無き所を満す。其のひろき心懷、其のすぐれた度量は、蓋しまた後世の宜しく師法とすべき所である。私は前に時事に感激して、一身一家を顧みず、進んで非常の功をなさうと思つたが、天道の容れざるところ、公法のゆるさざるところ、測らずも獄舎につながれ、困窮を極めた。生れて特に國家に益なきのみならず、またまさに死んで身に恥を残さうとする有様である、悲しむべき

事だ。但し自己平素の志、必ずしも消えず折れず、古史を讀むごとに、愈々益々慷慨せざるを得ぬ。依て其の所謂後の師法とす可きものをぬき書きして、世人をして上世の聖天子のなされる所はかくくの立派な次第で、固より末世のかりそめの論の如きでないことを知らしめようと思ふのである。だがこゝには特に多くのうちから僅かばかりを擧げる。若し其の詳細にして且つ完備を求めるならば史についてこれを考ふ可きである。

孝靈天皇の時、秦が使を派して長生不死の藥を我が國に求めた。我が國はよつて五帝三王の書を彼の國に求めた。彼の國からは皆これ等を送りとゞけた。(按ずるに此の事は『神皇正統紀』に載つてゐて、確かな據り所は無いけれども、蓋しまた古來の傳説として受入れられてゐる。而して上世の聖天子が、人の長所をとつて善をなされた御心が、則ち此の中に見ることが出来る。)

崇神天皇の六十五年、任那國が蘇那曷叱知を遣して朝貢した。垂任天皇の二年、蘇那曷叱知が歸るに當つて絹を任那國主に賜つた。三年、新羅王子天日槍が歸化したので但馬の國に居らしめた。九十年、田道間守を遣はして、香菓を常世の國に求め、景行天皇の元年に至つて歸つて來た。(蘇那曷叱知、天日槍、田道間守の事を以てこれを推察するのに、我が國が韓國の有るを知つたのは既に久しい以前

のことである。もとく神功皇后の時に始つたのではない。)

景行天皇の四十年、日本武尊をして東夷を討たしめ、とりこにした蝦夷人を神宮に獻上した。後これ等をば京畿外に分置した。これが即ち播磨、讃岐、伊勢、安藝、阿波、佐伯部の先祖である。(捕へた夷を諸國に分置することは、昔は多かつた。其の理由は、一は以て夷人の様子を知らすけとなり、一は以て人口を繁殖せしめるたすけとなつて、一舉にして二つの利益があつたからである。)

仲哀天皇の九年、天皇が征韓の途中崩御されたので、神后皇后が親ら新羅を征伐なされた。新羅は遂に降服したので、重寶府庫を封鎖し、國籍文書を收容し、微叱已知を質とした。この時高麗、百濟も亦自ら臣と稱し、貢物を奉つた。(日本武尊は皇子であり、神功は皇后である。かかる尊い御身を以て軍隊を引率して遠征され、かくの如き功名をあらはして居る。これらに依て古への強盛を致した所を知ることが出来る。)此の時、國籍文書などを收容したので、我が國に書物が數多くあつた。もとより應神帝以前に屬することである。

神功皇后攝政五年、新羅が使を遣して朝貢した。御叱已知は逃げ歸つた。葛城襲津彦は朝命により新羅に出掛け、草羅城を抜き取つて歸つて來た。此の時とりこにして來たところの者は、桑原、佐原、高宮、忍海の四邑に分遣した。それが漢人

の祖である。三十九年、使を魏に遣した。四十年、魏の使がやつて来た。四十三年、使を魏に遣し、四十六年、斯摩宿禰を卓淳國に遣した。四十七年、新羅百濟が使を遣して來貢したところが新羅は百濟の貢物を奪ひ、これを易へて献上した。朝廷は其の不都合を咎め千熊長彦を新羅に遣してこれを責めた。(四十九年、荒田別、鹿我別を遣し、百濟、卓淳の兵を以て、新羅を討つてこれを敗北せしめ、遂に比自林、南加羅、喙國、安羅、多羅、卓淳、加羅の七ヶ國を平定した。)五十年、荒田別、鹿我別、千熊長彦が歸つて來た。六十二年、新羅來朝せず、襲津彦を遣してこれを伐たしめた。(軍隊と共に三韓の無禮を討つたことは、屢々史書に見えるところである。今悉くこれを採録しない。國威の海外に震ひとゞろいたことの如何に盛んであつたことだらう。)

應神天皇三年、東蝦夷が朝貢し、朝命により厩坂道の勞役に従つた。時に百濟辰斯王が我に對し無禮の態度があつたので、紀角宿禰等を遣してこれを責めた。彼の方では百濟王を殺して陳謝したので阿花を立て、歸つて來た。(百濟王既死年若く、叔父辰斯王位を奪つて立つた。故に日本ではこれを討つた。)三韓の王を廢立すること、右の如く一二にとゞまらぬのである。七年、高麗、百濟、任那、新羅人が來朝したので、武内宿禰に命じ、これ等の韓人を役して池を掘つた。これを名づけて韓人の池といふ。十四年、百

濟から裁縫工女を我が國に派した。十五年、百濟、阿直岐をして良馬を獻せしめたのでこれを飼養せしめた。阿直岐は善く經典を讀んだので、太子菟道稚郎子は阿直岐を師として經學を學ばれた。阿直岐は、王仁を推薦したのである。十六年王仁がやつて來て、『論語』十卷、『千字文』一卷を獻じた。(貢馬の使に來たものに師事して經典の教を受けたことは當時學問上の利益を求めるのも亦切實であつたことがわかる。)二十年、百濟阿知使主が其の子及び部下十七縣の民を率ゐて日本に歸化した。三十一年、新羅能き腕前の優れた船匠らを派して朝廷の御用を勤めた。これが即ち猪名部の祖先である。三十七年、阿知使主等を吳に遣し、裁縫工女を求めしめた。四十一年、兄媛、弟媛、吳織、穴織、四工女を伴つて歸つた。當時朝廷では日本が百濟人を用ひて支那に遣はしたが、それは百濟人が善く彼の國情を知つてゐるからである。故に事に敗るゝ場合が少い。

仁徳天皇の十一年、大阪堀江を開き、茨田堤を築いた。此の年、新羅人が朝貢して、此の勞役に従つた。(朝鮮人を使役して道を作り、池を掘り、堤を築く——これ等に盛舉を後代に示すものであらう。蓋し土木工事には自ら法則があつて、異國人のなす所も亦我に便益する所があるから、取て以てこれを用ふるのも亦よい。)四十一年、紀角宿禰を百濟に遣し、その國郡の疆域を分つて、産物を録せしめた。

允恭天皇の三年、天皇久しく病篤かつた。使を新羅に遣して醫を呼びよせると、醫者が來朝してこれを治療申上げたところ、未だ幾何ならずして快癒せられた。四十二年天皇崩御しましたので、新羅人は哀悼の誠を表して麻の白衣を纏つて殯宮に會した。

雄略天皇の五年、百濟王其の弟軍君を遣はし宮中に入つて侍せしめた。七年、吉備下道臣田狹を任那の國司とした。任那には我が管轄地があるので、府を建て兵を置き、それ／＼役人をも任用してこれを鎮定せしめた。三韓の動靜を察してこれを制治するについては甚だ法を得てゐる。八年、身狹村主青、檜隈民使博徳を遣し、吳に使せしめた。十年になつて、吳の獻する所の二鵝を得て歸つて來た。高麗が新羅を討つたので新羅は救ひを任那の日本府に請うた。膳臣斑鳩等、力を添へて新羅を救ひ、大に高麗を破つた。十二年、身狹青、檜隈博徳を遣して、吳に使せしめた。十四年、吳の使者と與に其の獻する所の工女を伴つて歸つて來た。

繼體天皇の六年、百濟上表して任那國上哆唎、下哆唎、婆陀、牟婁の四縣を賜らん事を請うた。それについて哆唎國守穗積臣押山は、其の事情に及び、此の四縣は治め難く、これを賜つた方が便利である旨を奏上した。大伴大連金村其の議に

賛成し、遂にこれを賜うことになつた。噂によると、右の二人は共に百濟から賄賂を受けたのだらうといふが眞偽はわからぬ。(物は失ひ易くてとりもどし難いものである。どうしてこれを擧つて人に與へてならうか。此の後數年、朝廷は色々右の國をとりもどさうと力めたけれども目的を達しなかつた。遂にかの地の官府も亦滅ぶるに至つた。時勢がしかあらしめるわけであるけれども、抑亦二人(金村など)の罪は大きい。)七年、百濟から六經博士段楊爾を貢した。十年になつて漢高安茂を遣はして段楊爾に代へた。欽明天皇の元年、秦人、漢人等諸蕃の歸化した者を集め、國郡を安置し、戸籍を編んだ。秦人凡七千五十三戸。秦大津父を以て秦伴造とした。十三年、百濟から佛像、經論を獻した。(佛法の我が害となつたことは、固より甚だしい。しかし經論の如きは自ら棄て去ることが出来ない。たゞ當時の議論が精細を極めず、擇び取てこれを審にしなかつたのを惜むのみである。若し邪法が衆人を惑すからといふ理由で、外國と通交することが過ちであるとすればそれは則ち間違つたことだ。)十四年、勅書を百濟に賜り、醫易曆等の諸博士をしてかはる／＼番に當り入りて仕へしめ、書、曆本、藥物を送附せよと命ぜられた。十五年、百濟は五經博士柳貴を派して、固德馬丁安に代へ僧曇惠等を遣して僧道深等に代らせた。又醫易曆の諸博士及び採藥師樂師を貢した。二十三年、新羅が任

那を撃ち、我が官府を滅したから、新羅を討つた。三十二年、天皇崩御ましまし、詔を皇太子に遺し、「汝須く新羅を討つて任那を恢復すべし」と、仰せられた。

敏達天皇の六年、百濟は日本の遣使につけて、佛經僧徒、佛工寺工を献上した。十二年、日羅を百濟より召しかへす。日羅は火葦北國造阿利斯登の子である。日羅が到着したので詔りして策を問ふ。日羅いふよう、「天下を治むるには、人民を護養することが必要である。今にはかに軍隊を發動させることはよろしくない。宜しく食足り、兵足り、上下富んで後多く船舶を造つて港津に到着し、蕃客をして見て以て恐れを抱かしむるべきである。かくて後、よき使を以つて百濟王若大佐平を召し、罪を問はせ給ふべきである」と。すでにして日羅は賊の殺す所となつた。日羅は久しく韓地に在つて、其の情状をよく知つてゐる。故に特に召し寄せて策を問はれたのである。而して其の陳ぶる所は、果して善く時勢に適し、事務に切實だ。其の説をして當時に行はしめたならば、任那を恢復すること、必ずしも難儀ではなかつたであらう。不幸にして賊の害する所となつたのはまことに惜しむべきことである。

推古天皇の八年、新羅を討つた。九年、新羅の間諜、迦摩多が對馬にやつて來たが、捕へてこれを上野に流した。外國の間諜は、これを殺さず、また返さず

——といふ上世の遣り方は以て法とすべきである。十年、百濟の僧觀勒がやつて來た。曆本及び天文、地理、遁甲、方術の書を買した。書生三人を選んで學ばしめた。皆其の學によつてそれ／＼業を成した。十五年、小野臣妹子を隋に遣したが、十六年歸朝した。隋は裴世清をしてこれを送らしめた。世清が歸國する時、復妹子をして送らしめた。時に學生八人を遣はした。十八年、高麗は僧曇徴を買した。曇徴は五經を知り、且つ彩色及び紙墨を作り、併せて、碾磑いしうを造る優れた工藝家だつた。二十四年、玻玖の人三十人歸化し、これを朴井に置いた。二十六年、高麗が隋に勝ち、その俘虜二人と共に鼓、吹、弩、抛石たしの類、並びに土物、駱駝を献上した。(易、曆、醫藥、縫織の工、工匠の輩から、鼓吹、弩弓、抛石、彩色、紙墨、いしうすの類に至るまで、皆有用有益のものである。これを蕃夷から取り上げ、よせ集めて日本の用に供する、これ即ち古來日本が外來文化に對する態度である。)

舒明天皇の元年、田部連を玻玖に遣した。二年、三田耜等を唐に遣した。四年に歸つて來た。唐は高表仁をしてこれを送らせた。學問僧等がこれに従つて歸朝した。十二年、學問僧、學生が百濟、新羅の使に従つて歸つて來た。皇極天皇の元年、百濟の質として、我國に留つてゐる達率、長福等に冠位を授けた。越の蝦

夷が服従の意を表すべく、奉伺したので朝廷では彼等に饗應した。蕃夷人に冠位を授けたり、饗宴を賜うたりする例は、昔は多くある。蓋し皇化を弘め、遠人をなづける所以である。

孝徳天皇の白雉二年、新羅の貢調使知萬沙滄等が、唐服を纏ひ、わが筑紫にやつて来た。朝廷にては其のほしいまゝなる様子が一般の風俗に及ぶをにくみ、その不都合を責めとがめて追ひ歸した。五年、遣唐使吉士長丹が歸つて来た。其の多くの文書、寶物を齎したことを賞された。

日本の漢學に於ける沿革を見るに、初め百濟をして博士、書籍を貢せしめ、すでにして隋唐と交通して以來、使が往き來し、又書生を遣し彼の地に留學させた。其の間もろもろの韓人の歸化する者も亦これを納めて敢てこぼまなかつた。其のよく彼の文章に通じ、彼の學問に明かなのも亦當然である。

跋

嘉永七年九月、自分は江戸の牢獄を出て、佐久間象山先生と別れた。時に先生は自分を顧みて「昔支那の宋の英宗帝の時、帝の父濮王を追尊して皇考と稱せんとした時、歐陽永叔は彼れに就いて、經書を研究し又史上の例に顧みて正論を主

甲寅九月。余脫江戸獄。與象山先生別。時先生顧余曰。昔宋議道尊濮園事。歐陽永叔稽經證史。持論極正。而執政不從。異說紛興。永叔晚乃著濮議一書云。今吾徒敗坐法。無復可爲。然航海。今日之要務。不可一日緩者。汝蓋力著之書。明本謀之所以然。余再拜受命。余已歸國。囚野山獄。首請獄吏紙筆。急成此錄。實終先生之命也。後未三年。世事蓋已大變。群夷交至。通商禁弛。和蘭獻其船。又致其技師工徒。而江戸新有武學之設。諸國或有軍艦之備。但至用間。未有聞耳。余居幽辱。與世謝絕。寧勝以此錄買笑于大方哉。特追感往昔。未以忍火之耳。孫子曰。以上智爲間。今余下愚謀之。宜其過也。丙辰十二月五日。

嘉永七年 安政元年を指す。
歐陽永叔 支那宋代の文學者、永叔は字。翰林學士から參知政事に昇進したが、王安石と意見合せず、治平四年官をやめらる。熙寧五年八月六十六歳を以て卒した。

張したが、時の執政は之を認めず、異説は紛々として起つたのである、で永叔は後に『濮議一書』を著はしたといふ。今我等の同志の謀は失敗に終り罪に問はれて、もう再び爲すことは出来なくなつた。然し海外に赴くことは今日の急務であつて一日も緩がせにすることは出来ないのである。お前は努めて此の事を書いて、本回の謀の正しい所以を明かにせよ」と云はれた。自分は再拜して命を受けた。自分は其の内に郷國に歸り、野山獄に投ぜられた。そこで監獄の役人に紙筆を請ふて、急にこの「幽囚録」を書いて、佐久間象山先生の命令を終へたのである。其後三年と経たない中に、世の中の事態は大いに變り、諸外人は代る代る我國に來航し、通商の禁も弛み、オランダはその船を我國に献じ、又造船の技師や職工を送つたのである。且つ江戸には新たに武學が設けられ、諸藩には或ひは軍艦を備へるものも出來た。然し外國へ視察に行く事は未だ聞かないのである。自分は獄屋に入られ、世の中と交りを絶つたが、此の一書を著して、世の笑ひを買ふを欲しない。けれども特に過去を追想して感慨に耽けると、之を焼き捨てるには忍びないのである。孫子は「上智を以て間となす」と云つたが、今自分は愚な智を以て國のため謀略をした。その失敗に歸したのは當然である。安政三年十二月五日。

佐久間象山集

省 儆 錄

象山平大星又名子明氏
嘉永甲寅。夏四月。大星以事
下獄。在繫七月。省愆之餘。
弗無所述。省獄中禁筆研。不
能存藁。故久而多忘。既出而
錄其所憶記。藏諸巾筒。以貽
子孫。如其舉以示衆。則吾豈
敢。

所行之道。可以自安。所得之事。
可以自樂。罪之有無。在我而已。
由外至者。豈足憂戚。若以忠信
受譴爲辱。則不義而富且貴。亦
在其所榮耶。

有人於此。憂君父之疾病。而求之
藥。幸而得之。且知其必有效也。
則不問其品之貴賤。名之美惡。

省

儆

錄

◎嘉永甲寅の年の夏四月、私は罪に問はれて獄に投ぜられた。在獄七ヶ月、過を省みるの餘り、どうしても所懐を述べない譯にかなかつた。然し獄中では文章を書く事を禁ぜられ、原稿を保存する事が出来なかつた。それで久しく時が経つと多くは忘れてしまつた。出獄後、其の記憶に残つた事を記して之を小箱に藏つて子孫に残し置く次第である。これを世上多くの人に示さうといふのではない。

◎自分が信じて行ふ所の道は、これを行つて自ら安んずることが出来る。自分が信じて得る所の事は是非得失に關らず自ら樂むに足りる。罪の有無は自分一個に關するのだから、外部から偶然蒙つた罪は少しも憂ふるに足らぬ、だから若し眞心を以て事を爲し乍ら、却て其の爲に咎めを受けたとて恥とするには及ばない。丁度これと反對に、義ならぬ事をして富んだり、地位が貴くなつたからとて、自分の榮譽とする所ではないのだ。

◎此に一人の人があつて、君父の病氣を心配し、其の爲め藥を求めたとする。幸ひ其の人は藥を手に入れる事が出来て、それが必ず效目ある事を知つたら、其の

必請之於君父矣。君父惡其名而不許。則多方謀之。竊有進之乎。抑亦座而俟其啓手足歟。臣子至誠惻怛之情。固不可哉視其病患。則雖知後逢其怒。亦豈得不竊進之哉。

人所不及知。而我獨知之。人所不及能。而我獨能之。是亦荷天之寵也。荷天之寵如此。而惟爲一身計。不爲天下計。則其負天也。豈不亦大乎。

自古懷忠被罪者。何限。吾無怨焉。但猶可及爲之時。而不爲。將使病弊至於不可復救。是則可悲已。

縱予今日死。天下後世。當有公論。予又何悔何恨。

身雖在囹圄。心無愧怍。自覺方寸

虛明。不異平日。人心之靈。與天地上下同流。夷狄思難。果他不得。亦可驗也。惟北闈年滿八十。飲食座臥。非予不安。自予逮繫。音問不通。動靜不知。其憂慮苦悶。當如何哉。一念及之。尤難爲情。然亦以理排遣。不至累心。

吾不履此境。無此省覺。經一跌。長一知。果非虛語。振拔特立可也。激昂忿戾不可也。

心戒走作。心曰乘。曰操。亦是時時提撕。以理勝之之謂。

吾雖久從事格物。內而家庭。外而鄉黨親朋。異時停調處置。頗以爲當者。徐而省之。往往有大過不及。不滿人意。皆是工夫未熟。

品の貴賤と其の名の美惡とを問はず、之を服むやうに君父に差上げよう。然し君父が其の名を嫌つて服むことをしない場合は、種々の方法を講じてそつと之れを服ませるか、それともちつと其の死するを待つか何れかである。然し臣子の眞心や思ひやりの情として、どうも其の病狀をちつと見て居る譯には行かないので、後日怒りに逢ふと知つても、勢ひそつとその藥を進めないで居られない。

◎他人の知らない事も自分獨り之を知り、又他人の出来ない事も自分獨り之を爲す事が出来るとする、それは天の惠を自分が受けて居るのだ。此の様に天の惠を受け乍ら、唯自分一人の身の爲めを計つて、天下の爲めを計らなければ、大に天の惠に負くことになる。

◎昔から忠節な爲め却て罪せられた者は二人や三人に限らない。そんな場合に逢つても、自分は罪を怨まない。が唯忠を爲すべき時に爲さず、其の爲め世の病弊を治し得ない様な情態にして仕舞ふ事こそ悲しむべきだと思ふ。

◎忠のために罪せられたものならば、たとひ自分は今日死んでも、天下後世に至つて屹度公論があつて自分を支持するだらうから、自分は何も悔い恨むことはな

常のやうに自ら胸中のわだかまりなき明るさを覺える。人間の心靈は正大な天地と共に流動する。今外夷の難が他に累を及ぼし得なかつたのは、其の驗とすべきである。唯自分が悲みに堪へないのは、母が八十の老齡に達して、飲食坐臥を初め總て日常の事になると、自分が居なければ安らかでないことだ。自分が獄に入つて以來、音便は通ぜず、事情は分らず、母の心配や苦勞は一體どんなだらうか。一度此事を考へると、實に胸は張り裂けるやうだ。然し自分は理の正しきによつて心を制し憂ひを推し開いて取亂すことはない。

◎自分は斯様な逆境を経験して初めて斯様な心境を覺り得たのである。昔の人が一度つまづいて一つの生きた知識を得ると云つたのは本當の事だ。

振ひ立つ事は可い事だ。が、激昂したり憤怒したりするのはよくない。

◎自分は心の一途に走り立つのを戒めてゐる。かの心に乘るといひ、操るといふのは、これを支配して理性により、紛亂し易い情緒を制するの意だらうと思ふ。

◎自分は久しく、事物の理を窮める事に従つたが、内には家庭の事や、他には同郷の人々、親族朋友の事など、種々取り治め始末を付けて、頗る當を得たと思つて居た。然し今になつて靜かに省みると、往々大きな過ちや及ばない事があつて

人情世故。未得通徹故也。可不策勵哉。

格物之於天地造化。却易。於人情世故。却難。吾人須不可狃其所易而倦其所難。

行身規矩。則不可不嚴。此治己之方也。治已。即所以治人。待人規矩。則不可過嚴。此安人之道也。安人。即所以自安。

凡讀書須熟誦。不然。無甚受用。予來此中。書卷不得携。與端居書室。左右厨子。所欲檢査。輒隨手抽釋。全然不同。日日默念。而因以爲藥石。爲針砭者。不過平素所精讀暗記者。少時專務博涉。多讀群書。率皆若存若込。今欲記起而卒不能。雖多亦爰以爲。他日幸得放還。當以說後生。且以自警也。

予自來此。勉勵克治。鍛鍊身心。未嘗虛度時日。古人云。儻間居眞不空過日月。彼錮我者。皆成我也。旨哉。

予雖門葉衰薄。亦生長飽暖之中。未經半鍊寒苦之境。常恐一旦國家緩急。起居飲食。多所不勝。然去夏彌利堅船突至。江都戒嚴。予爲藩邸經理軍務。不得睡者。七晝夜。精神倍奮。今歲得罪下獄。飯食。嚙鹽。與重囚爲伍。數旬。恬然安之。精神活潑。身亦健康。此二事少自試驗。得益不細。亦可謂天之賜矣。

外邪襲人。多在睡眠之時。故中夜

人の意に満たないものが多々ある。之れと云ふも自分の工夫がまだ熟せず、人情や世俗の事に未だ通じて居ないからだ。もつと自らむち打ち勵まなければならぬ。

◎天地造化の理を窮める事は却て易しく、人情や世事の理を窮める事は却て難しい。吾人は其の易い事に狃れて、難しい事に捲み忘つてはならない。

◎身を處する規則は厳しくなければならぬ。これ自分を治める道である。自分を治める事は即ち他人を治める所以でもある。又他人を處する規則は、餘り厳し過ぎてはならない。これ人を安んずる道である。人を安んずるのは、即ち自らを安んずる所以である。

◎凡そ書物を読むには須らく十分誦んじ味はなければならぬ。さうでなければ吾が身に受け容れて生かし用ふる事が出来ない。自分は獄に入つてから、書物を持つ事が出来ない。會て書室に在つて左右の本箱を望むがまゝに檢べ、手の動くまゝに抜き出して、研究するのは全然異つて居る。獄中では毎日黙つて念ひつゝ、心の藥とし、戒めとして居るのは、平常精しく讀んで暗記して居た書物である。小さい頃には専ら博く渉らうとして數多の書を読んだが、率ね覺えてゐるのもあれば忘れて了つたのもある。今思ひ起さうとしても出来ない。それでは多く

讀んだとて何にならうか。他日幸ひに出獄を許されたら、後進の者にも此の事を戒め、又自分の戒めにもしたい。

◎自分は獄に入つて以來、勉め勵んでよく身を治め、身心を鍛へて未だ一度も空しく時を費さない。古人が、苟めにも暇で靜かにして居る時、空しく月日を過さなければ人が自分を罪につないで苦めることも自分の人物、知識を成就させてくれる所以だと云つたが、實に旨い事を云つたものだ。

◎我が一門は振はぬが、自分は寢食に事缺かず生長し、未だ獄中寒苦の境に心身を鍊つた経験がない。それで常に一旦國家に急な事が起つた場合には、起居飲食の苦に耐へない事が多からうと内々心配して居た。そこへ去年の夏、亞米利加の船が突然我國へ來て、江戸は警戒を嚴にした。自分は藩侯の爲め軍務を處理し、睡らないこと七晝夜に及んだが、却て精神は一層奮ひ起つた。今年罪によつて獄に投ぜられ、粗末なものを食ひ、鹽を舐つて重罪人と共に生活すること數十日に及ぶが、平然之れに安んじ、却て精神は活潑になり、身體も亦健かである。此の二つの事に依り、自分も少しく経験を得て、益することが大きかつた。之れも矢張天の賜と云ふべきだ。

◎外からくる邪氣の人を襲ふのは多く睡眠の時にある。故に眞夜中に床に在つて

就寢。不得熟眠。爲令速寤。常當係意在醒。若支體有所不安。或以手摩之。或隨意轉側。務令血氣無所停滯。若咽喉不滑。或運舌嚙津。或深息閉氣。少焉放之。如是行之。外邪亦侵不得。

內定心志。外運血氣。晝節飲食。夜少睡眠。修養妙訣。果無多子。

開關西地震。勢賀之間。更甚。

城垣衙署。驛亭民屋。傾塌無算。樹木倒植。井水乾涸。人民壓死。殆不知其數。丁未信州地震。予在鄉里。親閱其變。慘毒之劇。所不忍言。信中變後。地下每作雷聲。時亦搖撼。經久不止。後七年有小田原之變。又一年。今復有關西之變。嘗記西人雜書所載。云其地常動。至數年後。有大震。萬家樂土。忽變蠶叢。然則地震固有連數年者矣。古來漢儒。以地震爲蠻夷侵陵之兆。占候之說。洋學所不取。雖然天人合應之理。不可謂必無之。丁未

以來。地震之變。以時事驗之。漢儒之言。似不可誣。今夷虜之志。未知其所極。則震之相連。而尙有劇甚者。亦不能無慮焉。

君子有五樂。而富貴不與焉。一門知禮義。骨肉無罅隙。一樂也。取予不苟。廉潔自養。內不愧於妻孥。外不忤於衆民。二樂也。講明聖學。心識大道。隨時安義。處險如夷。三樂也。生乎西人啓理窟之後。而知古聖賢所未嘗講之理。四樂也。東洋道德。西洋藝術。精粗不遺。表裏兼該。因以澤民物。報國恩。五樂也。

抗孔聖浮雲之志。養鄒叟浩然之氣。寵辱不驚。俛仰不作。究天地之際。觀古今之變。玩萬物之理。稽人身之紀。雖在困極。樂亦有在焉。饑而食。渴而飲。坐而思。倦而

も熟睡することが出来ないで直ぐ目覚めしめる。常に醒悟しなくてはならぬ。若し手足身體が安んじない時は、或は手で之を摩つたり、或は隨意に寢返へりして、務めて血氣を停滯しない様にせねばならぬ。若し咽喉が滑かでなければ舌を動して津を嚙み、或は深呼吸をして息を止め、暫くして息を放つ。斯様に行へば、惡魔は又吾身を侵すことは出来ない。

◎内には精神を安定させ、外には血氣の運動をよくし、晝は飲食を正しくし、夜は睡眠を少くする。修養の秘訣は此の他に多くある譯でない。

◎聞く所に依れば、關西の地震は、伊勢伊賀地方が一層ひどく、城垣や役所、旅屋や人家等の傾いたもの無數あり、樹木は倒れ、井戸水は涸れ、人民の壓死したものは殆ど其數が知れないとの事だ。弘化四年には信州に大地震があつて、當時在郷の自分は親しくそれを見たが、惨害の甚しかつたこと言ふに忍びない程だつた。信州の地震後は、毎に地下が雷鳴し、亦時々揺れもして久しく止まなかつた。後七年經つて小田原の地震があり、又一年して、今度の關西地震が有つた。支那の書に依ると、地が常に動けば數年後に至つて大地震が起り、多くの家屋も樂土も忽ち蠶叢と云つて、李白の詩にある蜀の地の如く、崎嶇行き易からぬ路が出来ると記してゐる。然うだとすれば、地震は固と數年も連續するのもある譯である。

古來、支那の儒者は、地震を以て外賊侵入の前兆として居る。西洋の學問では、支那の占ひの説を取らないが、天地人間の合應する理は必ずしも無いとは云へない。弘化四年以來、地震の變災は時事に依つて明かである。支那の儒者の言は萬更虚言でもないやうだ。今の所外人の野心測り難いものがあつて地震が續くことも尙劇しいから、どうも支那流に解釋すると心配しない譯にゆかない。

◎君子には五つの樂みがある。富貴に關係なく一門の者が禮義を心得て、親子兄弟に不和がないのは之れ樂みの一つ、苟めにも取與を慎み、自ら心の清からんことを努め、内は妻子に愧かしからず、外は一般人に忤ぢないこと、これが樂みの二つである。聖人の學を明かにし、心に天地人間の大道を識り、時に隨つて義の存するところに安んじ、艱難に逢つても平然たり得るのは樂みの三である。西人が學理を明めた後に生れて昔の聖人賢人さへ未だ識らなかつた様な理を知るのは之れ樂みの四である。東洋の道德や、西洋の學藝技術を一切洩らさず、表裏兼ね知り、之に因つて民の生活を豊かにし、國恩に報ゆるのが樂みの五である。

◎孔子は浮雲の如き一時的な不義の富貴を惡み、孟子はひろくとした氣を養つた。寵辱にも驚かず、天地に對して愧ぢず、天地萬物の奥底を究めつくし、古今の變の生ずる所以を觀察し、一切萬物の理を知り、人間のすぢ道を考へつくせば、

睡。道然自得。又不知身在園牆之中。矣。

敏一字。是爲學之法。而爲治之要。亦莫若焉。天下可學可爲之務。如此其廣。如彼其大。故學與治。皆不可以不敏。彼終身于學。而空疎無用。終身于官。而因仍無功者。坐其勤力不敏。十常八九。

孔子之聖。猶且發憤忘食。敏以求之。何況吾輩。

日晷一移。千載無再來之今。形神既離。萬古無再生之我。學藝事業。豈可悠悠。

射有禮射武射之別。然其初也。專爲防禦而設。防禦之事。蓋男子立身第一義也。故其生。桑弧蓬矢。以射天地四方。然後敢用。亦示第一義也。自銃礮興。弓矢

長兵。皆失其爲利。男子生乎今之世。不知銃礮。其可乎。於其初生。亦宜以礮換弧矢。發於上下四方。以志於其所有事也。

予久留意於海防。其所發明。自謂前人有未及者。然卒由此取禍。亦非常之原。常人異焉耳。君相如有省悟時則吾志之行必矣。

凡學問。必以積累。非一朝一夕之所能通曉。海防利害。亦是一大學問。自非講究有素者。未易遽得其要領。人雖提耳告之。而不解。蓋亦由此。

不令外夷開易侮之心。是防禦之至要也。邊海防堵。皆不得其法。所陳銃器。皆不中其式。所接官

困難の極に在つても楽しみは又自らあるものだ。腹が空いて食べ、咽喉が渴いて飲み、坐つて考へ、倦んで睡る。悠々として自ら得れば、身は獄中にあるとも思はれない程心は安らかである。

◎「敏」と云ふ一字は、これ學問をなすの法である。又天下を治めるのもこれに越したものはない。世上學んだり爲すべき務めは廣大である。だから學問と政治とは皆何れも敏くしなければならぬ。生涯學問に終始し乍ら、何等用ひる所なく、一生官政に身を委ね乍ら、何の功もない者は、其の十中の八九は其の勤め方の不敏によるのである。

◎孔子のやうな聖人さへも志を立て憤りを發した爲め寢食を忘れて「敏」を求めたのである。況してや未熟な自分に於ては尙更のことである。

◎日かげは一度過ぎ去れば幾年経つても再び歸つて來ない。又此の身體も一度此の世を離れたら何時まで経つても再び生れ來ない。學藝事業を爲すにも、どうしてうろくして居られやうぞ。

◎弓を射るのに儀式に射ると、戰爭に射ると二つの別がある。然し其の最初の起原は専ら防禦の爲めに設けられたのである。防禦の事は蓋し男子が身を立てるの第一義である。故に男兒が生れると、先づ桑の木で造つた弓に蓬の矢を以て

天地四方を射、其の後に穀(稻)を用ふるのも亦弓儀の第一義を示すのである。然し銃砲が使はれるやうになつて以來、弓矢や衆兵は皆其の利を失つた。従つて今の世の男子たる者は、銃砲の事を知らなくて可からうか。それで男兒が生れたら、今は宜しく砲を以て昔の弓矢に換へ、上下四方に發砲して、武事に志さなければならぬ。

◎自分は永年海防の事に留意し、其の發明する所には、前人の未だ及ばない所があると思つて居た。然し此の爲め卒に罪を得た。これも亦並々ならぬ罪の原因が普通人と異つて居るだけである。然し將軍諸侯が若し省みて悟る時があれば、自分の志の行はれる事は明かである。

◎凡そ學問は一步步漸進して修めて行かなければならぬ。一朝一夕にして通達し得られるものではない。海防の利害も亦其れ一つの大きな學問である。従つて此の學問に素養あるものでなければ、速かにこの要領を會得するに困難である。斯様な素養なき人の耳に海防の急務を告げた所で、よく理解しないのは此の爲めである。

◎外人をして侮り易い心を持たさせないやうにするのはこれ防禦上至つて大切な事である。我邊海の防備は何れも正しい法に適つて居ない。又備へ付けの銃器は

吏。皆凡庸人。胸無甲兵。如此而欲無開夷人侮心。寧可得乎。

有敵國外患。而託本根未固。形勢未成。進無果決之勇。退持遷延之計者。其所欲糜敵。適足以啓敵而自糜。其所欲緩寇。適足以資寇而自緩。其所欲從容補綴。而全其捍禦之備者。亦將徒爲文具。而國家之勢。愈至於不可支矣。而古來當局者。曾不深省。誤家國天下。如出一塗。可勝歎哉。

今之當將帥之任者。非公侯貴人。即膏粱氏族。平日以飲酒歌舞爲娛。不知兵謀師律爲何事。一旦有國家之急。誰能爲軍士之所服。而遏敵人之衝突。是今之深患也。故予嘗欲倣西洋武備之大略。於

天下兵籍外。結故家世族忠勇剛毅。一可當十者。以爲義會。一以保國護民爲志。其初入會。校試稽攻。果不憚艱苦。方始聽入焉。推有精略謀猷統馭之才者。爲之長。遇警急之日。則鳩集成師。以待官之指揮。庶乎擴寇植勳。或居於在兵籍者之上也。

欲戰必勝。不守必固。不可。欲守必固。不陣必定。不可。魏侯問陣必定之道。吳子曰。君能使賢者居上。不肖者處下。則陣已定矣。今天下諸國。賢者未必居上。不肖者未必處下。然則陣未定也。陣未定。而其守必固。戰必勝者。未之有也。有志之主。尙其知所警省哉。

數練不精。賞罰不明。又無能用之者。縱有億萬之衆。其於戰守。所謂伏鷄乳犬。如其狸與虎何哉。

何れも正しい式に合して居ない。又外夷に接する官吏は皆凡人で心に兵事の辨わかまもない。こんな状態であり乍ら、歐米人の侮りを招くまいとしてもどうして侮りを免れるものか。

◎今や我國は外患に悩んで居る。然るに我國の根本對策は未だ定つて居らず、形勢も亦整つて居ない。進んで之れを決するの勇氣なく退いてのびくの計をなす者に國事を託して居る。之れでは、其の敵を摩がうとして却て敵を解き、自ら縛られるやうなものであり、又其の仇を緩くしようとして却て仇を助けて自分を緩うするやうなものだ。たま／＼泰然として國事を整理し、其の防備を全うしようとする者も亦修飾のみ具ると云つたやうな具合だ。實勢に資するところがない。斯うして國家の勢は益々支へる事が出来なくなつて行く。而も古から局に當つて居る者は深く省みず、家國天下をして誤らしめるのは何れも同様だ。嗚呼、これを歎かずに居られやうか。

◎現今、兵事の任に當つて居る者は、公侯貴人か、さもなければ富貴の氏族である。彼等は毎日酒を飲み歌舞するのを樂みとし、國防の戰略の何たるかを知らない。一旦國家に急な事があつても、誰かよく其の命に服従して敵の衝突を防ぐものがあらう。是れは今日の大きな心配事である。それ故自分は曾て西洋の軍備の大略

に倣つて、國家の兵籍に屬しない、一人でよく十人に匹敵するやうな忠勇剛毅な者を集めて義のために立つ會を作らうと思ふのである。之れによつて一には國家を安んじ民を護るつもりだ。初めて入會するもの試験を行ひ、飽まで艱難辛苦に耐へる者を始めて入會させるのである。兵略や統率の才能あるものを推して長とし急變の起つた場合には之れを召集して兵とし、そして上の指揮を待つのである。寇を攘ひ功を立て、兵籍に在る者以上に役立たん事を希望して居るのである。

◎必ず戰に勝たうとするには、先づ其の守備が固くなければならぬ。守備を固くしようとするには、先づ必ず其の陣を定めなければ可けない。魏の大名が「必ず陣を定めるにはどうすればよいか」と問うたのに對して、吳子は「陣の必ず定まるには、賢い者を上位に置き、賢くない者を下位に居らせればよい」と答へた。今日、天下の諸國はどうか。賢者が必ずしも上に居ないし、不肖な者が必ずしも下に居ない。それだから陣が定まらないのである。陣が定まらなくて、而も其の守備が屹度固くて戦ひに勝つた事は未だ有つた驗がない。考へある主君等が、自ら之を省みるやうになつて欲しい。

◎訓練がよく行はれず、賞罰が明かでなく、又よく士卒を用ひるものがなければ、縦ひ幾億萬の兵があつた所で、戦ひに於ては所謂伏鷄乳犬にしか過ぎないのであ

同力度徳。同徳量義。雖稱文王之美。亦不過云大國畏其力。小國懷其徳。無其力而能保其國者。自古至今。吾未之見也。誰謂王者不尙力耶。

不知彼。不知己。每戰必敗。固也。然知彼知己。在今時。未可言戰。悉善彼之所善。而不喪己之所能。然後始可以言戰。

詳證術。萬學之基本也。泰西發明此術。兵略亦大進。復然與往時別。所謂下學而上達也。孫子兵法。度量數稱勝。亦其術也。然漢與我。有孫子以來。莫不誦習而講說。而其兵法依然如舊。不得與泰西比肩。是無他。坐於無下學之功也。今真欲修飭武備。

非先興此學科。不可。

士大夫。必有過人之膽量。方能奪戎狄之氣。而伸本國之威。如郭汾陽之單騎見虜。是矣。必有過人之學問才辨。而能屈戎狄之辭。而存本國之體。如富文忠之却獻納二字。是矣。今天朝精神。數與夷使接者。果有汾陽之膽量乎。果有文忠之學問才辨乎。吾竊危之。

人不見其可畏。則必慢易之。一啓其慢易之心。又何以能治之也。故君子必臨之以莊。正其衣冠。尊其瞻視。出辭氣斯遠鄙倍。皆所以爲莊之方也。今士大夫。往往有舉措輕佻。言辭鄙猥。以自喜者。其意蓋謂不如是。難以通人情而服人。嗟乎通人情而服人者。自有其道在焉。今不以其道。而露此醜態。吾恐其欲服人者。適足以導其慢易也。人譽己。於己何加。若因譽而自怠。則反損。

る。其の虎狸にひとしい外夷をどうしようかと云ふのか。

◎敵味方の勝負を豫見するに當り、雙方其の力が等しい時には、其の徳の多少を度る。更に徳が同じい時には、義の多少を量る。即ち徳と義に合するや否によつて勝負を豫想する。だから文王のやうな立派な政治を行つても、未だ過ぎたとは云へない。蓋し大國は兎角相手の力を畏れ、小國は其の徳に懐くものだ。古來、力がなくて能く國を保つた例を自分は未だ見た事がない。誰か一國に王たる者が力を尙ばぬと云ふか。

◎相手をよく知らなければ、又自己を知る事も出来ない。これでは戦ふ度毎に敗けるのは當然である。然し相手を知り盡し、又自己をよく知つたからとて、未だ戦ひの事を云つてはならない。相手の善くする所を全部自分にも善くし、而も自分のよくする所を失はない様になつて、始めて戦ひの事を言ふべきである。

◎科學は凡ゆる學問の根本である。西洋は其の學術を發明して、兵法も亦大いに進み、遙かに古い兵法と異つて居る。此の學術は所謂下から一步々々と學んで上達すべきものである。孫子の兵法に「度、量、數、稱、勝」と云ふのも亦此の學術に當る。けれ共、支那と我國とは、孫子あつて以來、此書を讀んじ講じない者はなかつた。然し其の兵法は依然として昔のまゝである。とても西洋と比べる事は出来ない。これは他でもない、下から一步一步と學を積まない爲めである。今眞に軍備を整へようとするなら、先づ科學を興さなければいけない。

◎士大夫たるものは、必ず他人以上の膽力度量があつて、よく外人の氣を奪ひ自國の威力を伸ばすものである。郭汾陽が單身、外虜を見たとき宛もこれ、必ず人より以上の學問才能があつて、よく外人の言ふ所を屈せしめて本國の面目を發揮するのである。又富文忠が夷人の貢物に對して獻納の二字を却けたと云ふのも、此の好例である。今日、幕府の大官で、數々外使と接する者の内に、果して郭汾陽の如き膽力度量ある者がゐるか。又果して富文忠の様な學問才能を有する者があるか。自分は竊に之れを危む。

◎蓋し人は畏るべきものを見なければ、却て必ず之れを慢り輕んずる者である。一度其の慢り輕んずる心が生じたら、どうしてよく之れを治めることが出来ようぞ。だから君子は人に接するには必ず重々しくする。其の服裝を正しくし、其のみめを尊くし、言葉を使ふにも鄙しきを避けるのは、皆重々しさを保つ爲めである。今の士大夫は、随分輕るはずみな舉動をし、鄙しい言葉を使ひ、而もそれを自分から喜ぶ者がある。そして自分には、斯う云ふ風でなければ人情に通じ人を服する事が出来ないといふ内に思つて居るのだ。嗚呼、何と云ふ考へ違ひだ。人情に

人毀己。於己何損。若因毀而自強。則反益。

有人之過。有事之過。事之過。未可以觀人。人之過可以觀人。

今之所謂儒者。果何爲者耶。本朝神聖造國之道。堯舜三代帝王之治。兼明而默識之乎。禮樂刑政。典章制度。以至兵法師律器械之利。講論而皆得其要乎。土境之形勢。海陸道路之險夷。外蕃之情狀。防戍之利害。城堡堵堞控援之略。推算重力幾何詳證之術。並究而悉之乎。吾未之知也。然則今之所謂儒者。果何爲者耶。

讀書講學。徒爲空言。不及當世之

務。與清談廢事。一間耳。

有之。無所補。無之。無所損。乃無用之學也。有用之學。譬如夏時之葛。冬時之裘。脫無爲之者。則生民之用闕矣。

帝王之政。藏財於民。有餘而取。不足而與。亦不凍餒百姓。而上獨富足。亦不飽逸百姓。而國獨貧窶。故曰百姓足。君孰與不足。百姓不足。君孰與足。此天下古今不易之道也。

本邦金貨米粟。號爲富饒。然疆域不大。故以邦內所生之財。享邦內所爲之用。無甚有餘。乃若海防之事。則起于外者也。置防堵數百所。造大艦數百艘。鑄巨砲數千門。其費亦浩矣。而皆非永存之物。每一二十年。必待修繕改造。況外之有應接給資之用。內之有餉糧購賞之費。凡如此之類。將安取其給哉夫。劣濟困窮之

通じて人を服するには、自ら又其の道がある。今其の道によらないで、而も此の醜態を演ずる。人を服しようとする其の態度は、却て人から慢りを受けんことを自分は恐れるのである。

◎他人が自分を譽めたからとて、それが自分にとって何程の足しにならう。譽められて自ら怠るやうな事があれば却て損をする。又之れに反して、他人が自分を非難したとて、それが自分にとつて何の損にならう。非難されて自分から勉めたら却て益になるのだ。

◎過失にも人の過失と、事の過失との二つがある。事の過失によつて人を判断しては可けない。人の過失によつて初めて其の人を判断すべきである。

◎今日の儒者は、一體何をして居るのか、我が邦建國の大道や、支那堯舜三代の明君の治を、豫ねて明かに認識して居るのか。禮樂や刑政や法律や制度などを始め、兵法、軍律、日用の事に至るまで事物の理を究めて皆其の要諦を得たか。土地の地勢や海陸道路の險易や、敵を防ぐ利害や、城や垣や、統御救助の方法や、數學物理、幾何實證の學術等を、悉く並び究めたか。恐らくさうではなからう。若しさうだとすれば今日の所謂儒者とは、一體何をする者なのだ。

◎書を讀み學を講じ、徒らに空言をして、今日の實際の世務に及ばなければ、其の學問は何の用に立つか。斯の清談して事を廢する徒と一步の隔りしかないのである。

◎有つても何の足しにならず、無いからとて別に損にもならないやうな學問なら、無用の長物だ。有用の學問とは、例へば夏のかたびら、冬の毛皮の様なもの、若し之れを作るものが無ければ大衆の生活に事缺くのである。

◎帝王の政治は其の富を人民の方に貯へて置くものである。そして人民に餘りが有れば取り足らなければ之れに與へるのである。故に人民は凍え飢ゑないけれ共、上の者獨り丈け富み足つて、人民を飽滿させなければ其の國は貧しく窶れて行く。故に人民が富んで居れば君主はどうして富まざるを得なからう、人民が貧しければ君主はどうして貧しからざるを得なからう。實に之れ古今不變の道理である。

◎或者は我國の金銀米麥に富んで居ると云ふ。然し地域の狭いから國內の産物を以て國內の用に供して居るが、餘祐は大してない。一方海防の事などは、外からの必要に迫られて起つたのだ。防備の垣を數百所に築き、大艦數百隻を造り、大砲數千門を設ける等、其の費用も亦大きい。而も之れ等は永くあるものでなく、十年か二十年毎には必ず修繕改造を要する。況んや外には外國使臣の應接費を要し内には之れが饗應費を要するのである。一體斯様な費用を將來何處に求めようと

家。多得賓客。屢設宴饗。則其資財空乏。卒至於不可復繼也必矣。今之時事。何以異乎是。然則其所以經理之者。何術。有志於經世者。所宜先審計。

予礮卦之著。不但有益於武學生徒。兼有裨於國家武備。往日官阻其銷版。吾不知其何意。

先公登相臺。嗣管防海事。時英夷寇清國。聲勢相逼。予感慨時事。上書陳策。實天保壬寅十一月也。後觀清魏源聖武記。亦感慨時事之所著。而其之序。又作於是歲之七月。則先予上書。僅四月矣。而其所論。往往有不約而同者。嗚乎。予與魏。各生異域。不相識姓名。感時著言。同在是歲。而其所見。亦有開合者。一何奇也。真可謂海外同志矣。但魏云。自上世以來。中國有海防。而無海戰。遂以堅壁清野。杜絕岸奸。

爲防海家法。予則欲盛講礮艦之術。而爲遊擊之計。驅逐防賊。以制賊死命於外海。是爲異耳。

馭夷俗者。莫如先知夷情。知夷情者。莫如先通夷語。故通夷語者。不惟爲知彼之階梯。亦是馭彼之先務也。予竊深念。頃年諸蕃託事。屢寄舶於相房間。其情固爲難測。因有纂輯皇國同文鑑若干卷。以通歐羅諸國語之志。而荷蘭久爲互市之國。邦人亦多知讀其國書。故欲先刊荷蘭部。先是官有命。凡刊行書籍。必經官看詳。迺嘉永己酉冬。來江都。呈稿本以請。遷延彌年。卒不得允。其在江都日。始獲魏氏之書而讀之。亦欲內地設學。專譯夷書夷史。瞭悉敵情以補於駕馭。是又其見之與予相符者。第不識彼國今日能用其言否耳。

するの。貧乏で困つて居る家に多くの來客があつて、度々之れに饗宴を設けると、其の財産は空になり、遂にはそれを續けられなくなるのは當然である。今日の時勢は之れと少しも異ならない。さうしたら、其の難局を切盛りするには、どんな策を講ずべきであるか。政治に志すものは、先づ此の問題を詳しく考へるべきである。

◎自分が曾て著した「礮卦」の一書は、唯、武を修める生徒に益があるばかりでなく、又國防上にも益するものだ。然るに過日、幕府は出版禁止を命じたが、一體どんな考へで禁止したのか、不可解である。

◎先主公が、臺閣に列して海防の事を管理した。當時英人が清國を侵して其の勢威が旺んだつた。依て自分は時局を慨いて書を幕府に上り、方策を示したが、それは天保壬寅（十三年）十一月の事であつた。其の後清の魏源著「聖武記」を見ると之れも亦時局を慨いて著したものである。其の書の序文に「此の年の七月に書いた」と記してあるが、之れによれば自分の書を上つたのに先立つこと僅かに四ヶ月である。而も其の論ずる所には、往々期せずして同じやうな事がある。嗚呼自分と魏源とは各々異國に生れ、姓名も知らず、時に感じて同年に書を著したのである。而も其の見解には二人共通する所がある。何と不思議でないか。真に海

外に同志を得たと云ふべきである。但し魏源は、上世以來支那には海防はあつたが海戦はなかつた。それで防壁を固くして陸地を清め、沿海の賊を防ぐのを海防家の法としたと云つて居る。自分は盛んに砲艦の術を講じ、撃退の計を説き、追拂ひ防ぎ、そして賊を外海に制禦しようとした。是が二人の違ふ點である。

◎外人を治めようとするには、先づ外人の心持を知るに越した事はない。又彼等の心持を知るには、先づ其の言葉に通ずるに若かない。故に外國語に通ずる者は、只彼を知るの段階だけでなく、亦これは彼等を治めるを先の務とするのである。

自分は常々竊かに此事を考へて居た。先年、外人が事に託けて、度々相模安房の間へ立寄つたが、言葉が通じない爲めに勿論其の心持は推測出来なかつた。其の爲め、自分は「皇國同文鑑」幾巻かを編輯して、歐羅巴諸國の言語に通じようと思つた。荷蘭は久しく我國と貿易を爲し、吾が國の人も亦多く其の國の書を読む事を知つて居たから、先づ荷蘭語の部を出版しようとした。所が之れ以前に幕府は、刊行の書は必ず官の許可を得よと命じて居た。それで嘉永己酉（二年）の冬江戸へ来て、原稿を差出し許可を得ようとしたが、延々になつて遂に允を得なかつた。宛も其の江戸に居る時に、始めて魏源の書を得て之れを読んだのである。魏源の本にも矢張り、「内地に學校を建て、専ら夷書や夷を譯し、明瞭に敵の心持

海防之要。在礮與艦。而礮最居首。魏氏海國圖識中。輯銃礮之說。類皆粗漏無稽。如兒童戲嬉之爲。凡事不自爲之。而能得其要領者無之。以魏之才識。而是之不察。當今之世。身無礮學。貽此謬妄。反誤後生。吾爲魏深惜之。

去夏墨虜。以兵艦四隻。護送其國書。抵浦賀澳。其舉動詞氣。殊極悖慢。辱國體不細。聞者莫不切齒。時某人鎮浦賀。屏氣負屈。遂無能爲。虜退後。自抽小刀。寸斷其所遺虜主畫像以洩怒。昔宋曹瑋滴官陝西。聞趙元昊爲人。乃使善畫者圖其貌。觀之知其英物必爲邊患。欲預講邊備。蒐閱人才。後果如其言。然則觀其肖像。亦可以見其能否。而資吾豫備矣。某人知慮不及此。毀而滅之。可惜已。嗚乎。均夷人也。

均畫像也。或無而求之。或有而毀之。其知之深淺。謀之長短。一何遠哉。

今春墨虜之來。官設便坐於橫濱。以爲應接之所。命松代小倉二藩。發兵以護衛之。且令聽約束於接待官吏。初吾公之受命也。以爲眞備虜之不韙也。乃發野戰礮二門。牛角天礮三門。銃卒百名。刀槍士五十名。以國老望月貫恕督之。予參其軍議。謂接待官吏知兵。令吾與小倉一橫一直以陣。銃手可以逞威。若其不知兵。使相對從陣。則銃不可用。惟短兵利之。與虜相接咫尺。變起倉卒。彼雖精銃技我以利兵乘之。一難可斫斷數頭。乃別備長卷二十把以從。吾兵至金川。官吏使人謂曰。大礮必眞前驛。莫引入橫濱地。望月對曰。吾藩奉命護衛應

を知りつくし、そして外人の統制に補はうと思ふ」と記してあつた。此の點も亦自分の考へと一致する。唯支那では、今の其の言葉を使へるようになったか否かを知らない。

◎海防の上に重要なのは大砲と軍艦とである。而も大砲は最も重要である。魏源の「海國圖識」中に銃砲に就ての説が輯めてある。然し大概其の説は出鱈目で子供の云ふやうなもので、殆ど役に立たず、要領を得ない。魏源ほどの才能ある者さへこれを知らないのである。今日の時世に當つて、自ら砲術の學を知らず、此の誤りをのこして却て後人を誤らせるのは、魏源の爲め誠に惜しい。

◎去年夏、米人は兵艦四隻を率ゐて國書を携へて浦賀港に來た。彼等の舉動や言葉遣ひは實に傲慢を極め、我が國體を甚しく辱しめたのである。聞く者は癢に觸つて皆齒ぎしりしないものはなかつた。其の時某人が浦賀の役人をして居たが、氣を抑へ、屈從して遂に何等なす所がなかつた。彼等が歸つてから、自ら小刀を抜いて、彼等が遺して行つた國主の畫像を寸斷してやつと怒りをはらしたのである。昔、宋の曹瑋が陝西省の役人をして居た時、趙元昊の人となり聞き、畫の上手な者に趙元昊の畫像を畫かせ、之を觀て其の人相が英傑らしく必ず邊地に患を起すだらうと看破して、豫め其の軍備を講じようとして人を集めたが、矢張豫測し

た通りだつたと云ふ。斯様に其の肖像を見たわけで、其の人物の如何を知り、自分の將來に備へる資としたのである。所が浦賀の某人は其の考へが茲に及ばず、毀して之れをなくして仕舞つたが、實に惜い事をしたものだ。かの使臣の主も趙元昊も等しく人であり、又同じく畫像である。そして一方は無いために之を描かせて求め、他方は有るものを毀してなくして仕舞つた。其の二人の知慧の淺深と、謀の上手下手と、まあ何と懸け隔つて居る事か。

◎今年の春、米人がまた來た。幕府は座を横濱に設けて應接所とした。又松代、小倉二藩に命じて兵を派遣して之れを護衛し、且つ約束を接待官吏に聽かせた。初め我が藩主が命を受けた時には、本當に米人の不正に備へるのだと思つた。そこで野戰砲二門、牛角天礮三門、銃卒百名、刀槍兵五十名を發し、家老望月貫恕をして之を監督せしめた。自分も亦其の軍議に參した。自分は思ふに、應接の官吏が兵術を知つて居れば、吾が松代藩と小倉藩とは一は横隊に一は縦隊に陣取り、銃手を以て威を逞しくすべきである。又官吏が兵術を知らなければ、兩藩の兵が向ひ合つて陣取つて居れば、銃を使ふ事が出来ないから、刀槍兵を之れに充てるが利益である。米人と數尺の近くに接し、萬一急に變事が起つた場合にも、彼等が縦ひ銃術に精しくても、我が兵は刀槍の利用に依つて之れに乗じ、一なでに數人

接之場。大礮所以備變。實之隔地。變發非時。難以應卒。敢辭。官吏曰。今茲應接。萬萬可保其無變。不幸將有變。即時發官丁。搬礮器。決不令貴藩有缺乏。今以大礮入橫濱。夷人或憚其守衛之嚴。請移於他地。官之果也。望月不得已從之。退曰。官命使聽約束者。幾是乎。及相護衛之地。官吏曰。東起于海濱。西行二百步。折而北行又知之。是其所也。予聞之驚駭。詳其地。南距應接便坐。不下二百步。有民屋樹林在其間。初在江戶。竊意官吏雖不諳兵。自有國體。且得二藩兵。當密圍繞便坐。以嚴警禦。不圖其區處之陋至斯也。因建議曰。大礮則官吏停之。今所有者。小銃而已。小銃逞力。非百步內不可。且銃卒不諭百名。執短兵者。不過五十名。距夷虜集會之所。遠陣於二百步之外。又散守三四百步之間田。不惟無益於警禦。適足以導虜之侮慢。去歲浦賀應接。護衛無法。夷虜嘜之。邦人恥之。而不少省悟。今又爲此兒戲。官吏不肖。固不

を斬り倒すことが出来るかと考へて居た。それで別に太刀二十把を豫備させた。我が藩兵が神奈川に至つた時、幕府の官吏は命じて曰く、「大礮は必ず一つ手前の宿場に止め、横濱の地へ引き入れては可けない」と。望月貫恕は之れに答へて「我が藩は幕命に依つて應接の場所を護衛するのである。大礮は一朝の變に備へる爲めのものである。之れを遠方の地に止めて置けば、突然變事が起つても急に之れに應ずることは難しい。依て仰せに従ふわけにゆきませぬと云つた。すると官吏は「今回の應接には、萬々變事はなからうと思ふ。若し不幸にして今にも變事が起りさうになつたら、直ぐに使を出し、砲器を運搬し、貴藩に不自由をさせない。今大砲を運んで横濱に入つたら、米人等は或は其の守衛の嚴しいのを憚つて、應接地を他所へ移すやうに申出ででもすると、幕府の迷惑だ」と云つた。望月は已むを得ず其の言に従つたのである。彼れは退いて云ふのに「幕府が命じて外使に接せしめる官吏は、こんな者共か」と。共に護衛の地に着いた時、幕吏は「此の東の海岸から西へ二百歩行き、北へ曲つて又二百歩すると、其處が應接の地である」と教へた、自分は之れを聞いて驚いた。其の地をよく調べると、應接の便坐を南に二百歩も距たない所に人家があり、木立が其の間にあるやうな場所である。自分は江戶に居つた時、心中には、いくら兵事に無智な官吏でも、我が國體の如何を知

足道。本藩武功盛名。爲此輩壞。豈可認邪。乃與望月謀。使人謂之曰。如公等所區處。是非以我兵備於夷虜。爲夷虜禁阿邦民耳。禁阿邦民者。固不可煩士大夫。亦無用於兵器。每運路。出健兒一二名。執青竹杖誰何之。足矣。但江戶所受之命。則不可以廢。應接之日。吾藩當別出士卒。整陣於山間。以備於非時之變耳。此不敗公等之事。又不墜吾職。豈不亦兩得乎。官吏復曰。言皆當理。然。官發兩藩人士之事。吾輩既告之夷人。若不出其人。設陣於隱僻之地。夷人必疑吾有異志。應接不諧。是亦之官之累也。必曲從吾言。如其布陣收散離合。唯意所命。吾輩不敢掣肘。予與望月。雖憤懣不樂。亦無可奈何。當日作一哨。置之田畝間。以塞其責。嗚呼。耗損國用。勤勞士卒。盡思慮計費。而同爲兒戲。可付浩歎也已。

り、且つ二藩の兵を以て密に便坐を圍み、警戒を嚴にするだらうと思つて居た。所が其の場所が、こんな見苦しい所であるとは全く意外であつた。因つて自分は建議して云つた。「大礮は官吏が横濱の地に入れる事を止め、今あるのは小銃だけである。本來小銃が其の威力を發揮するは百歩以内でなければ可けない。一方銃卒は百名足らず、刀槍兵は五十名に過ぎない。然るに米人集會所とは遠く二百歩も離れ、又ばら／＼と其の間に三四百歩も田を距てゝ居るのである。此の有様では、只警戒が無益である許りでなく、却つて彼等の侮慢を招くやうなものである。去年浦賀港で米國人との應接の時にも護衛の方法を知らず、彼等は之れを笑つたのである。我國の人々は之れを恥ぢ乍ら而も省みず、又今度もこんな兒戲に等しい様な事をする。幕吏共の無智は云ふに足らないとしても、此の爲めに我藩の武功や盛名が彼等の爲に傷けられる事は實に忍ぶ事が出来ないではないか」と。乃で望月貫恕と相談し、人をして「貴下等の應接地の選び方は、我々をして外人に備へさせるのでなく、彼等の爲に我國民を禁阿するやうな結果にしかならない。我國民を禁阿するには勿論士大夫を煩はすには及ばない。之れでは兵器を用ひる事も出来ない。寧ろ路毎に丈夫な者を二人宛出して、青竹の杖を持たせて誰何させれば十分である。然し我々は江戶で受けた命令には飽くまでも従はなければな

二月廿日夜。開下田議略定。翌朝早起。詣望月曰。下田。本邦要地。其形勢可比全世界之喜望峰。夷虜僞之。屯駐以爲巢穴。其害不可言。一旦大城在江戶。而人

らないから、外人と應接の日には、吾藩は別に兵卒を出し陣を山間に設けて、そして一朝の變事に備へる積りである。これは貴下等の事を斥けるのではなく、又吾等の職を守ることで、一舉兩得ではないか」と云はせた。すると幕吏は再び之れに答へて、「お言葉は皆道理に適つて居る。然し幕府が兩藩の兵を出すことを、吾輩はもう米人に告げて仕舞つた。それで若し今になつてその兵を出さず、陣を隠れた場所に設けたなら、彼等は必ず我國が一心を持つたらうとの疑を抱き、應接がうまく進まない。之れも亦幕府には迷惑なことだ。どうか曲げて我々の言葉に従つて呉れ其の代り陣の置き方や、兵の用ひ方は唯貴下方のよいやうにせよ。此の點は何とも申すまい」と云つた。自分と望月とは此の答に對して不満ではあつたが、どうすることも出来なかつた。應接の當日には、一人の見張番を作つて之れを田畝の間に立たせ、そして其の責務を終つた。嗚呼、國の費用を使ひ減らし、兵卒を勞らさせ、あれこれと計畫を盡すが、全で子供のやる遊戯と同じやうな事しかしないのである。かうした幕府のやり方には唯歎いて居る丈けでよからうか。

◎二月二十日の夜に、下田開港の議が略々定つたと聞いたので、翌朝早く起きて望月貫恕を訪れ「下田は我國の要地で、其の地勢は恰も全世界の喜望峰にも比べる事が出来る。外人共が若し此處を借り、此處を根據地として駐屯したら、其の

口衆多。米穀布帛。皆資海運。不幸有警。海路格塞。江戶首受其禍。伊豆之爲州。天城之險。隔絕其中。而下田在其南端。一旦變起。陸路出兵。礙隊爲險所沮。不可以行。海路則我無堅艦。他日縱得造作。虜有海陸之形勝。而我反喪之。主客易位。攻守殊勢。非計也。夫善制事者。常令其利在我。其害在彼。今不得已。而假敵地宜爲他日計。擇海陸得進兵之處。竊覽橫濱之地勢。甚稱之。且使虜船常在此。去江戶甚通。則人人嘗膽坐薪之念。自不能已。警衛守禦之方。亦自不得不嚴。又親觀彼之所長。可以速進我之智巧。是所以爲多利。如退下田。則人心必弛。守衛必懈矣。而虜船迅速。難以繫縲。在橫濱。與在下田。其爲江戶腹心之患。則間不能以變。故吾謂不如以橫濱假之爲愈也。是天下之大計也。君總士卒在茲。不可以默。上書乞 公有獻策。可也。望月曰。然。然吾上書不如子之上言。乃命予還江戶。告之於 公有沮者。不果。公許予

害は實に大きい。且つ大城は江戶に在り、人々多く、米穀や布帛は皆海運の利によらなければならぬ。萬一不幸にして彼等の守備のために、海路が塞がれたならば、江戶は其の咽喉に禍を受けるのである。伊豆と云ふ國は天城山の險に依つて國を中斷されて居る。そして下田は其の南端にあるから、一旦事變が起つても陸路の出兵は、砲兵隊など其の險しさに拒まれて行く事が出来ない。海路は我國には強い船がないから之れも不可能である。軍艦は縦ひ後日造るとしても、外人は海陸の要地を占め、我國は之れを攻める利を失ふのである。恰も主客位を易へ、攻守勢を逆にする様なもので問題にならない。思ふによく事を制するものは、常に其の利を自分の方に置き、其の害を相手の方に置くものである。今日は已むを得ず、彼地を敵に與へるとしても、宜しく後日の計を考へ、海陸共に兵を進め得る土地を撰ばなければならぬ。それで竊かに横濱の地勢を考へて見るに、大へんこの條件にかなつて居る。且つ外人を此處に居らせれば、江戶とは近く、人々苦勞の念が自然に出て、警備の方も自ら厳しくなつて來ざるを得ない。そして一方には彼の長所をも觀察し速かに我國人も其の智を進めることが出来る。これが横濱は其の利益の多いと云ふ理由である。之れに對して下田に退けば、人々の心は必ず弛み、守備も怠度怠るのである。而も外人共の船は行動が迅速で繋いで置

自爲之。於是竊有所建白。又使門人長岡小林虎上書其主侯。開陳大計。又使之見阿部老中親幸。爲論其利害。欲得因時規諫。有所挽回。並皆不行。小林生以此獲主侯之譴。遂辭歸國。

養子偕一二女生。爲鎌倉之遊。遂泛海。過荒岬。抵城島。泊三崎。歷松輪。宿宮田。次浦賀。上猿嶼。觀於金澤。出本牧而還都。其往來所由。親設防堵備海寇。無慮十餘所。而錯置皆不得法。

無一可當防截之選者。至此不覺仰天浩歎。辨胸流涕者。久之。夫江都。天下之咽喉也。富津洲猶稱曰天險。海口猶謂非有戰艦水軍。固難以遏敵人侵攘窺伺。今是之不務。設爲癡堵呆堞。高揭之於海表。此示我無謀於海外也。頃年東西諸蕃。寄舶遊偵。豈不開輕我之心哉。吏員庸流。固不足譴。其金鞍華轡。綾衣肉食。自謂高出等類者。不知天下之大計。糜國財用。以爲此無益之務。抑何賦。有如虜船馳突。將何以折衝禦侮。因欲上疏論海防利病。冀以裨時政之萬一。具草請之先公。先公不許。遂止。是嘉永庚戌之首夏也。後四年。果釁夷之事起。登時先公尼子上書者。蓋懼觸忤抵罪也。其蓋覆之仁。亦大矣。今日使先公在世。知予拘囚。則其爲憂勞。又當何如。

き難いものである。彼等を横濱に置くのと下田に置くのとは、江戸に對する患ひの關係は餘りにも明瞭で、間一髪の餘地のない問題である。それで自分は、横濱を彼等に貸すのに越したことはないと思へる。而も之れは天下の大計である。君は兵卒を總統して居るが、黙つて居てはいけない。書を上つて藩公に乞ひ、幕府に策を献するがよいではないか」と云つた。望月貫恕は「さうだ。が自分が上書するより君が申上げた方がよい」と云ひ、自分は江戸に還るやうに命ぜられた。そして藩公に此の事を告げたが沮む者があつて成就しなかつた。只藩公は、自分自らやることを許した。そこで自分は竊かに之れを上へに申上げた。又門人長岡の小林虎にも其の主侯に上書せしめて大計を陳べさせ、更に阿部老中の江戸登城の折に見せ横濱と下田との利害を論じさせたのである。之れも皆時勢を戒め、國威を挽回したいと思つたからだ。然し何れも皆一つとして用ひられず、却つて小林虎の如きは主侯の怒に觸れて故郷に歸るやうな破目になつた。

◎去る日、自分は一二の友人と偕に鎌倉へ遊びに行つた。そして遂に船を泛べて荒岬を過ぎて城ヶ島に至り、三崎に船をとめ、松輪を経て宮田に宿り、次で浦賀から猿島に上り、更に金澤を見物して本牧に出て江戸へ歸つて來た。其の往來には無慮十餘ヶ所にわたつて防堤を設け海賊に備へてあるのを觀た。然し其の設置

は何れも法にかなはず、一として防備截築の選に當つて居るものはなかつた。之れを見て思はず天を仰いで歎き、悲しみに胸をいためて涙を流すこと久しかつた。夫れ江戸は天下の咽喉に當るべき所である。富津の洲先は天下の險と云ふれば、海口は廣く戰艦や海軍がなければ、勿論敵人の侵入を止めることは出来ない。然るに今之れを爲さず、馬鹿らしい防堤を築き、之れを高く海の表に示して置くなんて、我國の無智無策を海外に見せびらかす様なものである。先年東西の諸外國が船を我沿海に寄せて偵察したが、之れを見て彼等はどうして我國を輕蔑する心を起さないで居られよう。幕府の役人は凡人で勿論之れを諷める事を知らない。是等の徒は立派な武具を飾り、身には美服を纏ひ口には好味を食ひ乍ら、高く類を抜出て國策を考へる學者等は天下の大計を知らず、徒に國家の財産を消費して無益の事をして居ると云ふのである。一體彼等は何と云ふ愚かな者共だ。これでは、外人の船が押寄せて來る様な事があつても、何を以て之れを防ぎ、其の侮りを止めようとするのか。因つて自分は書を上つて海防の利害を論じ、以て時の政治の萬分の一でも益したいと思つて、文を草して之れを先公に差上げたが、先公は之れを許し給はず、事は止んだのである。是れ實に嘉永庚戌（三年）の夏初めの事であつた。後四年果して米人來船の事が起つたのである。當時先公が自分の上書を止

められたのは、今にして思へば先公の厚き思召によつたのである。今日先公をして世に在り、自分の獄に投ぜられたのを知らしめたら、其の憂ひは又どんなに深からう。

川路司農。自大阪市尹轉任。與聞防海事。予舊有厚交。因出擬上書舊稿。示之。極言近都防堵修築無法。不適用。司農亦未甚信之。及罷夷事興。無一不如予嘗所論。於是始深納予言。一日謂予曰。子欲有所言。吾能達之於閣老。予曰。僕所欲言者。爲君傾倒幾盡。君能言之。君能行之。天下之福也。僕但求天下之福耳。上書釣名。非其本心也。及論選人材。購船於海外之策。司農有沮色。予曰。是當今先務之急。而君猶牽掣故常。不能發言。他尙何望。僕當上書以道之。乃條疏急務十事。因司農上之阿部閣老。不報。至吉田生獄起。亦不少蒙明察。故常之不易變。時勢之不可明。如此。不知天下之大計。將何日而能立也。

◎勘定奉行の川路氏が大阪から轉任して來て、海防の事を聞いた。自分は以前から厚く交つて居た。それで曾て上書した時の舊稿を出して之れに示し江戸近傍の防備設置は法にかなはず、實用に適しない事を極言したのである。然し川路氏も亦、まだよく之れを信じなかつた。所が米人來航の事が興るやうになつてからは、自分が前に論じた通りにならない事は一としてなく、豫言的中せるに及んで始めて彼も自分の言葉を容れるやうになつたのである。或日自分に向つて云ふのに、「君が言ひたい事があれば、私が之れを老中に取繼ぎませう」と。で自分は「私の言はうとする所は、殆ど全部貴下に傾け盡して言つた。貴下がよく此の事を云ひ、又よくこれを行はれるなら天下は幸福である筈だ。私は但天下の幸福を求めんだけであつて、上書して自分の名聲を釣るのは不本意である」と云つた。議論は人材を選ぶ事や、船を外國から買入れる策に及んだ。が川路氏は之れに對し不満足な態度を示した。で自分は「之れこそ當面の先決急務である。而も貴下は矢張り古い法にひかれて何も云ふ事が出来ない。私はもうこれ以上何も貴下に期待

江戸海口。不可無砲臺。予亦嘗數數言之。夫海口之防戰。利在砲臺。其形勢所缺。不可不實此以補焉。然其得力之處。全在別備砲臺。相機策應。故能得其要。海中唯置一二區而足。不必多築之。荷蘭語厄兒之策。可據也。如今所爲。陸續相連。是陸軍爲壘以自屏之法。非海口以待洋寇之術也。蓋陸戰攻中寓守。守中寓攻。方其守也。以壘自屏。方其攻也。出壘以衝。其守與攻。並係壘中之人。故其人衆。固不能不多其壘。雖多其壘。亦不相障礙。如海口之戰則不然。砲臺之兵。不操砲臺。砲臺之兵。不在砲臺。故砲臺不貴多。而砲臺不厭多也。蓋砲臺多則兵分。兵

はしない。私は自ら之れを上書して意を傳へませう」と云ひ、急務十事を作り川路氏によつて阿部老中に上つた。然し報いられなかつた。吉田松陰の入獄事件が起つたが、之れも亦少しも情狀釋量を蒙らなかつた。古い法の變り難い事、時勢の明るく見難いこと此の様である。一體天下の大計は何時になつたら立つのだからか。

◎江戸の海口には砲臺がなければならぬ。自分は以前に屢々之れを唱へたのである。思ふに海口の戰備には砲臺を設けるのが利益が多い。其の地の形勢の悪い所には砲臺を置いて之れを補はなければいけない。然し實際其の效力を發揮させるには、全く別に砲艦を備へるにある、そして其の場合々々に應じて策を講ずる、それでよく其の要を得るのであるが、それには海中に唯一二區を置けば十分で必ずしも多く築くには及ばない。荷蘭や語厄兒オランダイギリスの用ひて居る方法に據るべきである。現在築いて居るのは幾つもく相連つて居る。之れは陸軍の砲壘を築いて却て自分から出口を塞ぐやうな方法で、海口に於て外敵を防ぐ術でない。思ふに陸戰には攻中寓守と守中寓攻との二つの戰術がある。其の守るに當つては壘を以て自ら前を塞いで敵を防ぎ、其の攻めるに當つては壘を出て敵を突くのである。其の守と攻めるとは、共に壘中の人に關係するのである。だから人員が多ければ勿論壘

分則用士衆。而左者不能拯右。右者不能救左。不幸賊船出于中間。左右之臺。相爲障礙。不能用礮。惡在其爲利也。且礮艘匱乏。進剿無術。如賊連船於相房間。以絕我海運。何以却之。當是時。縱令內港有百礮臺。亦屬無用。雖欲無不戰而屈。不可得也。若乃多備礮艘。訓練以時。開戰策應。無所不可。足以警服洋賊。而制其死命。又何苦而海中以此許多之礮臺爲哉。多事之際。其經費亦甚可惜矣。某地縣令某氏。小有才幹。素無學問。見西洋陸戰壘圖。而不知其解。杜撰牽合。以爲是而施行。予深譏其非。屢言之。川路司農。司農稍信然。予言。然而遂弗能救。是亦可慨也。

も多くしなければならぬ。而も壘が多くなつても亦差し障りが生じないのである。所が海口の戦は之れと異なる。此の場合、砲臺の兵は砲艦を操縦せず、砲艦の兵は砲臺を操縦しない。だから砲臺の多いのがよい譯でない。が、砲艦の多いのは別に厭はない。砲臺が多ければ兵隊が分れ、兵が分れば之れを用ひる者も多くなる。そして左の部署について居る者は右を救ふ事が出来ず、右の部署にある者は左を救ふ事が出来ないのである。それで若し不幸にして敵艦が中間に現はれ左右の砲臺が差合へば、大砲を用ひる事は出来ないのである。之れではどうして利があらうぞ。且つ我國は砲艦に乏しく撃滅力がないから、若し敵艦が相模安房の間に連つて来て我が海軍行動を絶つたならどうして之れを却けることが出来るか。かうなれば、縦ひ港内に百の砲臺を有して居ても何の用もなさない。戦はなくて屈従しまいとしても之れさへ出来ないのである。若し多くの砲艦を備へ、時々之れを訓練し、戦略を考へ、不可ない所なく整へれば十分に敵艦を恐れ従はせることが出来、其の死命を制し得る。何を苦んで海中に多くの砲臺を備へる必要があらうか。事の多い時には其の經費も亦大いに惜むべきである。某地の縣令である某氏は、少し才幹があるが學問の素養とはない。彼が西洋陸戦の壘の圖を見た。が然しそれが解らず間違ひだらけのこぢつけを以て海口を守る策を作つた。當局

も亦深く此の筋を調べず、之れを良いとして實行した。自分は其の悪い事を識り屢々此の事を川路氏に言つた。川路氏も幾分か自分の言を信じたやうだつたが、遂に爲す所がなかつた。慨かかしい事である。

千羊之皮。不如一狐之腋。而千金之裘。又非一狐之皮。今欲爲千金之裘。徵之屠羊之家。而可乎。苟得其心。五州之人。皆可得而使也。厚而利之。導而舍之。敵間之來問我者。亦爲我用矣。何況我民。

予二十年以後。乃知匹夫有繫一國。三十以後。乃知有繫天下。四十以後。乃知有繫五世界。凡五十七條

〔註〕
吳子 この事「圖國」篇にある。度量數稱 孫子に云ふ地は度を生じ、度は量を生じ、量は數を生じ、數は稱を生じ、稱は勝を生ず云々。

◎千匹の羊の皮も一匹の狐の腋下の皮に劣る如く衆愚は一人の賢者に劣る。又千金の價ある裘は一匹の狐の腋の能くする所でない如く國政は多くの賢者の力に依るがいゝのである。今千金の價ある裘を作らうとするのに、之れを羊の屠殺屋から求めて来ていゝだらうか。いけないのである。

苟くも相手の心持を我が内に攫めば、世界の人も皆之れを使ふことが出来るのである。厚く之れを利し、導いて之れを置けば、敵の偵察が来て自分の方を偵察しても却て我が用にすることが出来る。況んや國を同じうする我が民は勿論のことである。

◎自分は年二十以後は、一人の男子として一國に關はることを知る。三十歳以後は天下に關はるを知り、四十歳以後は即ち全世界に關はる者である事を知る。

凡五十七條

象山淨稿

觀魚の記

象山子寓於江都。其室之前。舊有一沼焉。己亥夏。久不雨。鱗物沼爲之涸。鱗物卒死。底皆龜裂。蓋如斯者兩月矣。逮秋八月。雨五日。於是水始畜。間一日又大雨。於是水益多。其翌又兩日夜。於是水滋多。雨歇。門人忽報曰。沼有魚。乃出而觀之。大者如指。小者如箸。其數不知爲幾十百。而潛躍浮沈。分隊成群。似各得其所。而樂其生者。蓋亦奇矣。門人曰。天雨之敷。抑人放之歟。何其然衆多也。象山子曰否。非天雨之也。非人放之也。是所謂氣化者也。是可以觀天道流行。神妙而無方矣。是可以觀萬物之生長。不有纖毫之停息矣。是可以觀吾之爲學。亦不可以有斯須之間斷矣。小子識之。

江戸にゐる自分の家室の前に、古い沼があつた。天保十年の夏は久しく雨が降らず、甚だ暑かつたので、沼の水は残らず蒸發してしまつて、其處に居た小魚は全部其の爲めに死し、沼底が裂けて二ヶ月程の間はかうした状態が続いた。やがて秋風の吹く八月になると、雨が五日も續いて降つたので沼には始めて少しの水が出来た、一日置いて再び大雨があつたので、水は増し、更に其の翌日又雨であつて、沼の中の水は十分になつた。雨が止むと門人は自分に「沼に魚が居ます」と告げたので、すぐに出て沼を観ると、成程、大きい魚は胸が指程の太さであり、小さいのは箸程の太さのある魚が無數に居て、水面に浮んだり、沈んだり、或は分かれ、或は群を爲して各々が自由に其の生を樂しんでをるやうに見える。頗る不思議である。門人もこれを不思議がつて、「一體雨と共に天から降つて來たのか、誰かゞこれを放したのか。何と數が多く生々してゐるではありませぬかと言つた

雖人之良心。豈無是生機哉。但其所爲枯於事物。斲喪戕賊。反覆無餘。是以冥頑不靈。如彼憤々也。然其生機之原。本係于天。終有不可得而停者。則其既往之所亡。雖固已不可復追。若其自今而盡力。以保之於將來。豈遂不可復得其養耶。門人未達。象山子曰。主一猶沼也。義理猶水也。心猶魚也。外誘猶網罟也。故人之心也。畜之以主一則存矣。涵之以義理則養矣。而不擾之以外誘。則美而大矣。夫是心而不蓄之以主一。猶無沼而畜魚也。魚可得而存乎。主一而不本於義理。猶有沼而無水也。魚可得而養乎。本於義理。而不去夫外誘之私。猶養而擾之以網罟。魚可得而大乎。小子識之。

〔註〕

己亥 天保十年。

氣化者 萬物の成長の根元力を氣といふ。それが具象したものの。

天道流行 上帝が萬物を支配するに必要な規律正しい道を天道といふ。其の天道が天下の各人にまで達すること。

ので、自分は其の言葉に對して次のやうに言つた。「否、天から落ちて來たのも無ければ、誰かゞ此の沼に放したのでも無い。これは所謂氣の化して生じたものである。此の現象に依つても、天道の及ぶところには神の様な巧妙さが備つて不平のないのが判明するし、萬物の生成過程には一寸の間も中止してゐる時期がないことも判かる。吾々が學問に志したならば、一瞬間もそれを忘れてはならない理由もそこだ、君等は此の原理を能く心に留めて置かなければならない。人間の心の中には不斷に息まらず變化する性質が見えてゐるが、但し其の行爲の中に事々に成功せず、幾度繰り返しても駄目なのは頑冥であつて心が晴れず、亂れてゐるからである。然し其の萬物自然の變化の原因は天に在るのであるから、失敗に失敗を重ねてゐる者は、其の人の以前の性質の誤りから出發した結果であつて、勿論これを白紙にして再び成功する人に追付くまでの修業を積むのは困難ではあるが、若し現在以後に力を盡して將來の希望を捨てなかつたならば、遂には其の志を養つて、成功者の性質を自分のものとする事が出來ないとは言へないのである。」「自分はいかう言つたのだが、門人には未だ自分の言つた眞意が不明であるらしかつたので更に次のように言ひ加へたのである。「心を一物に集中して他物を顧みないのは猶沼に譬へられる。すると義理は水であり、心は魚、外部から延びる誘惑は魚を

生機 萬物自然の變化。
慣々 心が亂れる狀。
主一 一心に事を行ひ他物を顧みない事。
網罟 魚を捕へる網。

捕へる網のやうなものである。故に此の譬へから言へば、人の心はそれを專一に満たせば、思つた方向に進められ、義理の道により教養されれば、それが、どしどし成長して行き、外部からの誘惑を脱し得れば、人間の心は次第に大きく立派になつて行くのである。人間の心が專一で満たされなかつたならば、沼がなくして魚を養はうといふやうなものである。魚が手に入つたとしても生かして置く事が出来ようか。一心にやつて他事を顧みなかつたとしても義理を中心としなかつたならば、沼はあつても水が無いやうなものである。魚を手に入れたとしても養ふことが出来ようか。更に義理を中心とする事に成功したとしても、外部からの誘惑を脱し得ないとしたならば、魚は養ふ事が出来ても、すぐに網で捕へてしまふやうなものである。魚を手に入れたとしても成長させることが出来ようか。門人達よ。此の眞理をよく心に留めて下さい。「私はかう説いた。

永山生に贈る

學之要。在得其方。學而得其方。則糟粕塵埃。皆足以開其知。學而不得其方。則經傳史子。反足以蔽其知。泰西之俗。長於物理。取以

學問の要點は其の正しい道を得るのに在る。學んで其の正しい道を得たならば物の糟や塵や埃なぞの一見して何の役にも立たないと思ふものでも、それに對して自分の知識を開く事が出来る。然るに學問をしても其の正しい道を得る事が出

爲資。豈無益哉。今世學者。口誦格致之說。而動輒自外於泰西物理之學。是學而不得其方也。宜乎。其知之蔽。而其識之陋也。金澤永山生。有文才好學。相識雖未久。而其信予甚篤。故因其求言。遂書以勉之。

(註)

永山生 永山平八と稱した人。
此の書を爲した年は不明である。御玉池時代か?
格致立説 事物の理を推しきはめて我が心の知識を十分につくす事で、格致とは格物致知の略語である。

來なかつたならば、經文、傳記、歴史等の世の中に有益だと思はれてゐる書物に接しても、反つて其の知識が蔽はれて少しも進歩しない。西洋人は一般に物の理を窮める上に於て我が國人よりも一歩進んでゐるやうである。それを取つて學問の助けにすることは、どうして益が無い事であらうか。今の世の學者は口に格致(窮理)を説きながらも、泰西の物の眞理を窮める學問から遠ざかつて近寄らうともしない。これは學問は爲したけれども其の正しい道を得ないものである。彼等の知が反つて物の眞理を觀る力を蔽ひ、其の學が一方に片寄つてゐるのも無理のないことだ。金澤の人永山氏は、文才がある上に學問が好きである。未だ自分と知り合ひになつて久しくは無いが、自分を信賴することが甚だ篤い。故に氏が自分に言を求められたまゝに、遂に一文を書してこれを勵ます所以である。

筆の説

予得一韓筆。試之極良。每有所書寫。輒必用之。而不廢也。人有惜其或速敗者。予因告之曰。子惜其敗。乃所以敗之也。子欲其壽。乃所以夭之也。夫人與物。孰無天職。忠信以進德。修辭立誠以居業

自分は偶然一本の韓筆を得たので試してみるのに非常に書きよかつたから、其の後何か寫す場合には常に必ず其の筆を用ふることにし現在も手元に置いて使用してゐる。或る人が自分に向つて、「其の筆は長持ちしないから残念である」と言つたので、自分は其の人に告げていふには、「君が此の筆の駄目になりはしないか

終日乾乾。兢惕不懈。因其位而利物。非君子之天職乎。其身不幸早死。其德將永蒙于世。則亦壽也已。字畫圖簡簿註記。惟人意是承。因其時而致用。非筆之天職乎。其質或速敗。其績在世而不滅。則亦不敗也已。彼其溺於體軀之私。而廢棄其職。恫々營々。無德可述。生民莫利。已獨以安。若是者歷世而長存。亦與夫深山之木石。荒野之瓦礫。奚擇。吾見其天且殤也。然而世之知之者鮮矣。孔子曰。朝聞道夕死可矣。此其所以全壽之道歟。昔者顏淵三十二而物。至今未亡也。子其能信之乎。是則亦以壽。觀水平啓撰。

〔註〕

終日乾乾 一日中一生懸命に務めて倦まないさま。

兢惕 自ら満足して安んじない事。

殤 苦死。

と心配する心が、此の筆を駄目にしてしまふ原因なのであり、又、此の筆が永久に長持ちしてくれればよいと願ふ心が、これを早く殺してしまふ根據となるのである。一體、人間でも物でも、一方には生があり他方は生の無い相違はあるが、天が命じられた持場を各々所有してゐるものだ。忠信を常に頭の中に入れて徳を進め、禮儀を守り、誠心を以て相對し、自分の仕事には終日懸命になつて倦まず、自ら安んずる事を知らないで、物を使用するには各々の地位に依つて出来る事だけを爲さしめるが君子の天職ではないだらうか。たとひ其の身は不幸にして早死しても、其の徳は永く世を利するならば其の人は壽命があつたと言へる。字、書、畫、圖表、手紙、帳面、解譯、後の爲に記するもの等、唯々人間の意志の儘に其の時々の用を充すのは筆の天職ではないだらうか。其の質は或はすぐに壞れるかも知れないが、残されたものが長く世に在つて滅しなれば、則ち不敗と言ひ得るのである。自分の自體が丈夫であるからと考へて、其の務めを怠り、何事も爲さないで平々凡々に日を暮し、他人はどうあつても少しも氣にかけず、自分ばかり安全な方法を探る人々が、どの程度まで長命をしても、それは深山に在る大木、荒野に在る小石と區別はない。生を全うせず早死をする人々が大分在るのを知つてゐるが、世の人々はかうした者の中に反つて偉大なる感化を世人に及

ぼした者の多いのを殆ど知ら無い。孔子は「朝に道を聞けば夕に死すとも可なり」と言はれた。此の心境こそ眞の壽命に關する大識語である。孔子の高弟顔回が死んだのは僅か三十二歳の時であつた。が、其の徳、其の名は今に至つても決して亡びはしない。君は自分の言つた事を能く理解して信じてくれるか。これこそ、早死をすれば一見損である如くに考へられるが、それが後世に感化を與へるならば、長命しても何もならない人に比べて優つても劣らない理由で、良く公平が保たれてゐるのである。

柚の説

食柚有極芬芳者。有不甚芬芳者。始亦未之能揀也。後審之圓滑滑膩。觀之甚美者。必其無香氣者也。其貌不平穢然。望之若甚不佳者。必其芬芳者也。以是揀之。蓋百不失一焉。予謂其芬芳必不在於。圓滑者。而必在於穢者。蓋非穢之能爲芬芳也。芬芳之實。豈非穢之於中。而後發之於外。其不得不穢也。亦必然之勢。無足怪者。世之人惟圓滑是悅。而不知

柚を食べると、極めて香ばしい匂ひがするものと、少しも香ばしくないものがある。食べないうちには、どれが香ばしいか分からず、食べた後にはじめて味に不足なく滑かた舌ざはりの良かつたのがわかる。食べない以前にこれを觀て非常に美しいものは、食してみれば、必ず香氣が無い。其の表の表面が平で無く大石のやうにごつ／＼してゐて、一見、少しも美味で無いと思はれるものこそ、食べてみれば必ず良い味がするものだ。此の要領で柚を選んだならば百の中で一個も間違ふことが無いであらう。自分は香ばしい匂ひは必ず滑かなものに在るのではな

礪礪之可尙。是以常失於其所取也多矣。嗚呼是豈獨袖而已乎。

く、ごつ／＼したものに在るのだと云つた。けれども、石のやうにごつ／＼したといふ事自身がそのまま良い味といふのではない。香ばしい本當の味は中味に隠れてゐるので、さうで無いものが外面に發するのであるから、外面は石のやうにごつ／＼せざるを得ないのであつて、かうした現象は必然の勢で怪しむに足らないのである。世の人々は只其の表面の圓く滑かな所だけを觀て悦び、ごつ／＼してゐる方が中味の美味なることを知らないから常に當が外れることが多い。嗚呼。これは只袖を選ぶ時の心得だけであらうか。

蚊の喩

象山子夜坐。有蚊止于其臂而嗜焉。乃欲觀其所爲也。忍癢而觀之。始而下箸若有厲焉。既而能吮若安焉。又既而大吮焉。通腹殷紅。又既而稍餒焉。而若稍休焉。抽而又大吮焉。乃忽充然。若極飽也。臂疎身。鼓翅欲飛。而身重不能舉。急遷轉墜地。引燭跡之。腹潰而死。象山子曰。世有貪饕於富貴利名之場。而不知足者。其猶之蚊乎。作蚊喩。

私が夜になつて坐つてゐると、一匹の蚊が臂に止つて嗜みはじめた。そこで自分は蚊がどんな方法と順序で人血を吸ふかを觀察しようと思つてむづ／＼するのを我慢し乍ら觀てゐた。蚊は最初は箸を下げて磨いてゐるやうであつたが、やがて呪ひはじめて動かす、少しすると益々強く吮ひ出した。腹を通して段々に紅くなるのが見え出して來ると、少し飽きたかのやうに稍々休んで、又改めて吮ひ出したが、すぐにもう、すつかり満腹したといつた態度を見せて箸を抜き身體を起して、翅を鳴らして飛ばうとしたが、身體が重すぎて飛び上ることが出來ず、忽ち中心を失つて下に落ちてしまつた。自分は燭を引寄せて蚊を觀ると腹が潰れて死んでゐる。私は此の時に自らこんな事が口から出た。「世の中には富や名を貪つて飽かない者があるが、彼等は此の蚊のやうに餘りに度を過した結果、遂に其の身をも亡してしまふ事が多いのである」と。故に此處に蚊の喩と題する一文を作つた。

泰西陸戰圖に跋す

余自少讀和漢兵書不鈔。而孫子司馬法一二書之外。率皆粗淺。無足觀者。惟明威南塘。從杜氏通典所載。唐李衛公兵法。參以其所曾實歷者。著爲紀功新書。吾邦荻生氏又仍之撰鈴錄。是爲可取耳。然其間藝法器制。猶有類兒戲者。不爲無憾焉。弘化乙巳歲。適獲泰西兵書。因學洋文而讀之。其所論著。精到明備。大要與孫馬李威相表裏。而其城壘船艦陣營火炮之與妙。則皆數子所未知矣。故余謂巧乎今之世。而欲講明兵法。非兼取洋法不可也。近又得此圖。是係于其千六百七十年間物。距今實百七

自分は幼少時から和漢の兵書を読むことが尠くはなかつた。が、孫子及び司馬法の著した一二の書物を除いては殆ど全部の内容が淺薄で、注意するに價するものは無いと言つてもよい。唯其の中でも明の威南塘が杜氏通典に載せてゐるのに従つたものと、唐の李衛公の兵法が、自分の實戰の經驗を參考にして書いてあるので、非常に役に立つ新しい書籍だと思つた。我が國では荻生徂徠が兵學の著書を出したのが注意を惹くぐらゐなものである。然し其處に書いてある戰術及び兵器の構造が餘りにも單純で、まるで小兒の遊戲に似たような點があるのは残念だ。弘化二年に偶然な事から自分は西洋の兵書を手に入れる事が出來たので、洋學を習つてから此の本を讀破したが、其の中に論じてある事は非常に精しく詳細な點

十八年。故陣法器制。多與今日不同。然軍爭狀態書中所言。互相發。大有可見者。因書其後如此。以諗諸同志云。

〔註〕

鈴録 鈴は印形を押すこと。この場合は著書を意味する。弘化乙巳歲 弘化二年の事。

までが明瞭で、前に述べた孫子、司馬法、李衛公、戚南塘と言つた人々の著書と大變な相違だ。更に城壘、船艦、陣營、大砲等の新戦術の巧妙さの如き、人々が少しも知らない點に至るまで叮嚀に解説してゐる。依て自分が考へるには、今の世に生れて兵法を研究しようと思つたら、支那、日本の兵法に加ふるに西洋式のそれを採用しなければ駄目だと感じたのである。近時又西洋陸戦の圖を手に入れた。これは西曆一千六百七十年代のもので、今を距ること實に百七十八年以前に出たのである。だから陣の建て方や兵器の構造は多くは今日と同じでは無く舊式であるが、此の圖から觀られる戦争の状態と洋文の兵書中に言はれてある事とを互に参照すると、自分に採つて大いに利益があつたのである。因て此の圖の後に此の文を書いて同志諸君に自分の感想を告げたまでである。

象山文稿

文の説

天文者何。日月星辰是也。地文者何。山川草木是也。天地之文既若是之著且明也。豈人之文而獨不然乎哉。故君子之爲文。明乎理而已。無所事乎奇矣。然日月而錯行。星辰而羅列。山川而雲煙興焉。草木而花葉暢焉。則其光景之變態。固已有不可得而狀者矣。君子之文。純粹簡實。而群彙趨焉。衆理會焉。則其氣象之神妙。固亦有不可得而貌者矣。夫自學術不明。世之爲文者。晦盲邪僻。專以新奇相尙。沿習已久。歲盛月繁。其間非無所謂彼善於此者。然亦率無所益於道也。則亦嬉戲之具而已耳。彼

文

天文とは何であるか、日月や星を觀測する事である。地文とは何か。山川草木を觀察し研究することである。天文、地文の二つはかく明白だ。ひとりどうして人文だけが不明瞭なわけがあらうぞ。故に君子が文を造る時には、内容が道理に合してゐればそれで充分だと思つて、其の他徒に奇を好むやうな眞似はしない。然るに日と月とが交代し、星が夜間になれば空に輝き、山川の在る場所からは雲にも似た煙が起り、草木は葉を延ばし花を咲かせると言つた光景の變化は、勿論毎日毎歳接してゐるのだが、と言つて此の状態を十分に書ける者はなく、得られないのである。君子の爲した文は雜物が交らず、簡單でありながらもいふべきことを全部其の中に含ませ、しかも各語が一々解り易いので大衆にもよく理解出来る。其の上、其の文の氣品が神の如く高く、構成が巧みで、同じ内容を書く者はあつても、此の如く同じ價値を生じさせるのは通常人には一寸及び難いのである。

稿

博奕猶賢乎己者也。斯義理之顛倒。獨奈其害何哉。故君子明乎理而已。無所事於奇矣。夫日月並見。鑿棺經天山移川關。梅李冬花。史書則謂之妖。若其顛倒繆戾。徒以恠奇爲可喜。則夫妖亦在其所尙

〔註〕

星辰 星乎。

鑿棺 鑿は療治に用ふる針、棺は勿論槍の事。一方は人命を助ける道具、他方は殺す道具。故に兩者を取り違へると妖になる。

經天 天の境を計る事。これも天文學の發達してゐない時分では妖である。

繆戾 道理にたがひ、もとの事。

恠奇 怪奇と同じ。

現在世間一般から所謂文士と稱されてゐる者は、自分の學識が僅少であり道理を知らないくせに、曖昧な邪説や片寄つた論のみを立て、唯新奇を尙ぶ風習が既に久しく行はれてゐて、しかもそれが年と共に盛んになり、月と共に多くなつて行くやうだ。其の間にも少しは價值あるものもないとは言へないが、全部が同じやうに道に益するところがない。依て自分は此の人々の文章は若し益があるとしたら遊戯に役に立つばかりだと言ひ度い。賭博者でも當人だけでは賢者だと思ふものだ。かうして世の義理を正しく理解させないで、反つて其の反對の結果を示すとしたら、其の害は止まる所を知らないのである。故に君子は内容さへ正しい道に合してゐれば、それで充分だと考へて、其の他徒に奇を好むやうなことは避ける。一體月と日とが並んで現はれたり、人を殺す槍を以て、人を助ける治療針の代りに使用したり、天の境界を限つたり、又は山が動き出したり、二河が急に合してしまつたり、梅と李とが一緒に實つたり、冬に櫻の花が咲いたりすることは、普通起るべきことではないので、史書にはかうした諸現象を妖と言つてゐる。若しかうした事物の顛倒、道理への違背を、只これは不思議なことが起るものだと言つて、それから惹起される結果を問題にせず喜んでばかりゐる人があつたならば、前述した道理に合はない文章の流行も亦何處か彼等執筆者自身には、其の奇怪を尙ぶべきところがあるとするのかも知れない。

象山書院學約

予至陋劣。於道未有所得。諸生不鄙。相集於此。以問學爲事。意甚盛。予愧無能爲助。然爲諸生慮者。亦爲無窮極。故述學約數條。以效忠告。此中豈有不率是約者。若其或有之。諸生鳴鼓。攻予教導不嚴之罪可也。

凡在此中者。以聖賢之學爲志。除去世俗浮華之習。讀書務以小學爲先。次四書。次五經。以及周程張邵朱諸子之書。務在循序致精。毋得鹵莽躐等。非理無益之書。不許妄看。言忠信。行篤敬。乃可以從事於聖賢之途。不然則雖多才藝。不可與人堯舜之道。立志卑陋。以聖賢之事。爲不可

予は品性に於ても、學問に於ても、決して一人前の資格はなく、未だ眞の道を得てゐない者であるが、皆の人々が其の自分をいやしまないで此處に集合して、不明を明かにし、知らざるを學ぼうとされる。其の意は甚だ盛である。予の無能が諸君を十分に指導出來ないのを恥ぢるが、諸君の爲めに效果の擧るやうにと心配する點では誰にも負けないのである。其の故に今、學約數條を記して諸君に授ける。此處に集つた人々の中で約に従はない者があらうか。若しあつたならば、それは自分の責任であるから、諸君は大いに予が教導を嚴格にしなかつた罪を攻めてもよいのである。

凡そ此處に集つた者は全部、聖人賢人の學に達し、浮薄な現代的風習を除去することを志としてゐる。讀書は先づ第一に『小學』それから次に『四書』次に五經と読み、周程張邵朱と言つた人々の書を読むのが順である。此の順序を能く守り、出來る限り精しく讀むのが必要で粗漏な讀方を爲したり、一足飛びに順を越えて進むやうなことがあつてはならない。理に合はない、又は益のない書物を妄に讀

爲。舍其良心。甘自暴自棄。唯以工文詞博記誦爲能。存心欺妄。不知爲己之學。好爲大言。互相標榜。修飾外貌專務虛名。營々一生。枉爲小人者。世間比々有之。諸生可以自訟凡學。以德行爲首。才識次之。文藝最末。

凡讀書。必斂身正坐。看字斷句。緩徐讀之。務要字々明亮。若用心不專。目視他處。手弄他物。雖多取遍數。必無長進。

凡作字。未問巧拙。切要專意把筆。務求字畫齊整。毋得輕易狂率。潦草斜歪。其戲書硯面几案及器物上。尤爲不雅。切宜戒之。

治事肄業。俱當有常。不得朝更夕變。一作一輟。

院書中。常宜收斂莊肅。毋得不鹽備讀書。毋得衣帶斜寬。坐

立偏跛。移步當安徐。不得跳足急趨。

居常須要簡默。其有所言。必須聲氣低俯。毋得大聲喧聒。

容貌詞氣。德之符也。故溫恭退讓。和易雅醇。吾知其爲君子之徒。狂悖傲惰。放誕無恥。吾知其爲小人之徒。可不儆乎。

戲言戲動。不惟妨廢學業。抑且蕩性亂志。童子輩尤宜戒之。筆硯几案。書劄箋紙。務要安頓齊整。不許欲斜雜亂。朋友同處。當知久敬之道。狎昵戲謔。尤非親友之禮。

日間言語行事。須準於經義而出之。其有不合。宜洗心靜氣。以求其當。正是格致之尤切者。

已上數件。皆是古聖賢教人之良規。非予之私言。諸生其慎聽毋忽。

むのは許されないのである。

眞面目に、心から出たことのみを言ひ、相手を尊敬する心を常に失はないで行動をすれば、聖賢の途に従事出来ましょう。さうでなかつたならば、表面上の才能や藝が多くあつたとて、我々の理想とする堯舜の道に入ることは出来ない。

自分の志を高く立てることが出来ず、聖人賢人の行つたこと、言つたことは到底眞似すらも出来るものでないと考へて、其の良心を捨て、自暴自棄に陥り、只單に文詞を巧みに作つたり、多くのことを知つてこれを記誦するだけで満足するのはいけない。心中虚妄に満ち學問は自分の爲めの學問であることを知らないで、大言ばかりを好み、互に他人よりも自分の方が優つてゐることを自慢し合ふこともいけない。表面だけを飾つて、虚名を得るのに夢中になり、一生涯以上の如きことを考へて、遂に君子とならうとしたのが仇となつて小人となつてしまふ者が世間には少なくないのである。諸君は此の點に關して自己批判をする必要がある。學問の目的は、徳行にあるのだから、それを第一として、事物の知識はこれに次ぎ、文藝の如きは其の重要さから言へば最も末の末である。

凡そ書を読む時には必ず身を立て、正座し、一字々々を能く觀て、一句々々の意を判斷し、急がずに讀み、一字々々を明かにするやうに心掛くべきである。若

し其の際心をそればかりに用ひなかつたら、目は自然と他の場所を見るやうになり、手は思はず他の物を弄ぶやうになる。こんな状態で讀書を續けてゐたのでは、幾度讀んだところで進歩し無し。

字を書く時には、上手に出来ようが拙く出来ようがさうしたことは二の次にして、只一心になつて筆を把り、字畫が同じやうに整ふことを注意しなくてはならない。輕々しく筆を把つて心を落付せず、走り書き、續け書きをしたり、斜や歪んで書いたりするやうなことがあつてはならない。硯の面や机、其の他の器具の上に戯れ書きなどをするのは最も下品なことであるから、必ずしてはならない。

一事を仕上げたり、習つたりする時には毎日同じやうに續けて行かなければならない。朝にしようと思つたことを夕に變へたり、ちよつとしてすぐ止めたりしてはいけない。

書院に在る時は起居を正しくし、輕るはずみな態度を採らず、手を洗ひ髪を櫛けづつた後でなければ讀書してはならない。衣類はきちんとして、坐立は正しく、歩を移すには緩りとして、急に走つたりしてはならない。

動作は誇張せず、言語は沈黙勝ちなのがよい。物をいふ場合には必ず聲を低くはつきりとして、大聲を擧げて騒ぐやうなことがあつてはならない。

〔註〕

天保辛丑五月 佐久間啓識
齒齋等 齋齒は粗漏な讀み方で躑躅は順序にかまはず一足飛びに飛ばせて一氣に讀む事。

訟 曲直を判断する。
不盥櫛 手を洗つたり、髪に櫛を入れたりする事無く。
喧聒 かまびすしい。やかましい。
狎昵 親しみすぎて狎れ近づく事。
天保辛丑五月 天保十二年五月。

顔色や態度、言語や動作は徳の表面に現はれた符徴のやうなものである。故にさうした表面上のものが温和で他人より差出す、上品さを保つてゐれば、自分は其の人が君子の徒であるのを知る。若し其の反對に狂暴傲慢で、勝手なことを爲して恥づるのを知らないやうな風が見えれば、自分は其の人を小人の徒だと判断する。傲めなくてはいけない。

眞實のこもらない言葉や動作は常に學業を妨げるのみではなく、本性を蕩かし、志を亂すようになる。諸君等年少の人々は特に戒めなくてはならない。

筆、硯、机、文鎮、紙等は務めて常に在る場所を定め整頓して置いて、場所を一定させないで雜亂にしてはいけない。

友人同志が同じ場所に並んでゐても、常にお互に相手を敬する道を心得てゐるべきである。狎れ近づいて戯れたり虚言をはいたりするのは、親友の禮から離れるものだ。

日常の言語行動は經典に在る通り務むべきである。若し自分の行爲の中に道に合はないものがあつたら、心を持ちなほし、氣を静め、經典に合するように考へ直さねばならない。これこそ格物致知の教への中心である。

已に擧げた數件は皆古への聖賢が他人に示した教訓で、自分が單に考へ付いた

ことではない。故に諸君は慎んで聴き、忽せにしてはいけない。

天保十二年五月

佐久間啓識

鑑の銘

鑑照吾前。猶吾心明。鑑不見吾後。猶吾心有蔽而不明。故聖人不鑑。鑑而鑑人。不察吾面。而察於吾一心。天保丙申初秋。

自分の前に在る鑑が自分を照してゐれば、自分の心も明るくなつたやうな氣がする。同時に鑑が自分の後姿を見せてくれぬのは自分の心が何物かに蔽はれて不明になつたやうな感じがする。かく鑑は人の心に影響を與へるから、聖人は鑑を見ないのである。鑑に向へば人が映る。此の鑑は自分の表面の態度を映すだけに止らないで、本心が映るやうにあり度いものだ。

硯の銘

靜以制動。簡以馭煩。持堅守黑。君子萬年。

靜けさによつて動を制し、簡單によつて複雑を御する。君子が萬年も節を變じないやうに、此の硯はいつまでも墨色を守れよ。

上書

時事を痛論したる幕府へ上書稿

申上候。乍恐謹で私義陪身の身分、殊に久々蒙御答罷在候者に御座候へ共、當今天下の御爲聊愚見申上度奉存候。私義乍不肖幼年より漢籍を讀み候義を心掛罷在候所先主人信濃守御加判列被仰付海防掛をも蒙仰候御、私義に内意仕候は丸防海の要彼を熟知し候より先なるはなく候へば、是より歐羅巴諸州の記載に涉り、彼の紀綱政事兵制民俗何によらず記憶罷在、顧問の用を辨じ候様との義に付、其頃迄翻譯に相成候洋書の類取集め、一讀仕候義に御座候。然る所、何程の義も相分らず、毎々隔靴搔痒の嘆を免れず、追々和蘭の原書をも讀習ひ候義に御座候。其頃英國の兵清朝を騒がし候義も風聞御座候に付、深く皇國の御義を心配仕候て、其實海防の御籌策を被爲

恐れ乍ら謹んで申上げます。私事陪身の身殊に御答を蒙つて長年蟄居の者であります。昨今天下の爲め聊か私見を申し上げたく存じます。私は及ばずながら幼年から、漢籍を讀む事に心を傾けたのでございますが、主人信濃守が御加判の列に加へられ、海防掛りをも兼ねました節、私に内々申されるには、凡そ海防の役目を全うするには先方の事情を残り無く知るに越した事はないから、只今から歐羅巴諸國の事情を書いてある書籍を聚め、それに依つて彼の國の政治上重要な規則、現在の政治、兵制、民俗及び其の他一般事情を取調べ、顧問として十分の智識を得るやうにとの事でありました。それで私も當時翻譯されてある洋書類を集めて一讀したので御座います。然るに要點になると理解し難く、其の都度翻譯書では物足りず、次第に和蘭の原書をも研究しはじめました。其の頃英國の兵が清朝を騒がしたといふ噂を聞くにつけても深く御國のことを心配仕り、事實、海

立候には、公儀に於て是非とも御船政と御兵制とを御改革被爲在候より外有御座間敷奉存、其他微賤の者の口より難申出程の義迄を一書に認取、信濃守迄差出し候義に御座候。然る所信濃守義も無程病氣にて御役辭免仕、私義皇國の御爲、當今の御急務と存じ、精々申立候義も空しく泥羹畫餅と罷成候。其後在所松代表に聊役義被申付相勤罷在、其職を得ざる筋御座候に依り、役義を辭し、閑散に罷在候内、傳聞仕候へばネウヨルク、ポストン、イギリス等の船頻りに相房邊へ入込候趣、是徒事にあらざ、必ず國關の禍心より起り候義と相察し、海防の御計策いかにも御實着に有御座度とは念願仕候へ共、上下隔絶力に及ばず、去らば分に從ひ、防海取戎の楷梯と成り可申義を興し候はんと心掛、清朝の同文韻鑑に倣ひ、皇國同文鑑を作り、五大洲中の語に通じ可申、但和蘭は久しく互市御許容の國にて、其國の書の渡來も多く、天文、地理、醫術、砲兵の學を爲し候者も皆先和蘭の書を讀候義に付、和蘭の部を和蘭語彙と題し刻し申度、己酉の冬其爲に態々出府仕序凡例等相添、草稿を以て板行の義奉候候所、

防策を完全にするには公儀に於て是非とも船政(海軍)と兵制とを改革なさるより他に道なしと存じたので、其の他種々に互つて微賤の私如き者の口から申上難い程の事を一書に認め、主人信濃守迄差出したので御座います。然るに主人は程なく病氣の爲め御役を辭しましたので、私が心から皇國の御爲又は當今の御急務と考へて申上げた事も無駄になつてしましました。其の後に在所松代表に勤務致しましたが、或る理由に依つて其の職に止ることを得ず、役目を辭して閑散に暮してゐるうちに世間の噂を聞けば、ネウヨルク、ポストン、イギリス等の船が頻りに相模、房州邊に入込むとの事、是は油斷ならぬ、必ず野心を抱いて我が國の様子を窺ふものと察し、海防の御計策一層御注意あるやうにと念願致しましたが、如何にせん身分上、上下隔絶、力及ばず、去らば分に從ひ、御國を守り外人を驅逐する第一歩となる事業に力を致さんと心懸け、清朝(支那)出版の『同文韻鑑』に倣ひ『皇國同文鑑』を作り、五大洲中の語に通ずる便宜を供しようと思ひました。但し和蘭は久しい以前から通商を許されてゐる國でございますから、其の國の書物が我が國に渡來せるものも多く、我が國人で天文、地理、醫學、砲兵等の學問を研究しようとする者は先づ和蘭の書物を讀むといふ有様につき、和蘭の部を『和蘭語彙』と題し開板いたしたく思ひ、己酉の冬其の爲め態々江戸に出て序

年を越候ても御差圖無之、依て阿部伊勢守様迄罷出書取を以て、夷俗を駁し候には夷情を知り候より先なるはなく、夷情を知り候には、夷語に通ずるより要なるはなく、又兵法の先務も彼を知り候より專なるはなく、當今海防の御先務も、彼を知り候より急なるは無御座、海防は天下の海防に付、天下の人に悉く彼の情を知らせ申度、天下の人に彼の情を知らせ候には、普通に通に夷書を讀ませ候に若く事なく、普通に通に夷書を讀ませ候には、其詞書を板行候より先着は無御座と、尙委細に其得失を申上候義に御座候。然る處戊辰年四月に及び、遂に右詞書板行不相成旨御差圖御座候。右に付大に望を失ひ、去らば近來江府近海砲臺御取立も御座候趣に付、右を一見致歸國可仕と存じ立ち、江の島、鎌倉邊より洲崎、松輪、鶴崎、浦賀、猿島等諸家様御預りの御臺場十箇所に餘り候を、手寄を以て内々悉く一見仕候。然る所、公邊にても定めて御心力を被爲盡、諸家様にも随分御國力を被費候て御取立に相成候と被存候御臺場十餘箇所共、盡く御實用に相成不申、結局外國人の營笑を引き、御國威を損じ可申御容

文凡例などを添へた草稿を提出して板行の御許可を願ひ出たのであります。ところが年を越えても何等御沙汰が御座いませんでしたので自身、阿部伊勢守様のもとまで出掛け、書面で斯く申上げました。外國人を我が國より驅逐しようとするならば先づ第一に外國の事情を知るに越したことは無く、外國の事情を知るには、其の國の言語に通ずるより必要な事はなく、又外國を相手にして戦ふ兵術の研究も其の國の事情をよく知るよりよきはなく、當今海防の御先務も彼を知るより急なことはないのであります。海防は一人の海防ではなく、天下の海防である以上、天下の人々全部に先方の國情を知らせるのが最良法であり、それを知らせるには外國書を讀ませるに若くことなく、一般の人々に外國書を讀ませるには其の辭書を板行するに優ることなき旨、其の他詳しく得失を申し上げたので御座います。然るに戊辰年四月になつて右の辭書は板行を許されざる由の通知に接して大いに失望し、次の手段として近來江府近海に砲臺御取立の趣を承知致し、それを一見後、歸國致さうと思ひ立ち、江の島、鎌倉邊から洲崎、松輪、鶴崎、浦賀、猿島等にある諸家御預りの臺場十餘箇所を手蔓^{てづる}を以て内々悉く一見したのであります。さてそれらは公儀にても定めて御心力を盡され、又諸家様にも随分御國力を費されて御取立になつた事と思ひますが、私の觀るところでは御臺場十餘箇

體に付以ての外の義と憤發仕、聊夫迄心得罷在候海岸臺場の法則並に江府御都城の御爲眞の御備に可相成義等、海防御老中様迄上書仕度、極密右草稿を以て信濃守内慮相伺候處、申上まじき筋を申上候とて、重き御咎を蒙り候迄も御國恩を報じ候はん爲に上書仕度と申は奇特の者に候へ共、其内必ず折も可有之、此度は此方別に存ずる仔細も有之候間、暫く存じ留り候様申候に付、不及是非差扣へ罷在候内、川路左衛門尉殿大阪町奉行より御勘定奉行に御轉役、海防掛をも被蒙仰候。左衛門尉殿兼々御懇意も被下候義、且亞墨利加里明年夏其難題を申出づべきとの義、壬子の冬専ら風説も御座候に付、信濃守又折も可有之と被申候は此節の義とも存じ候旁、兼ての擬上書草稿御同人迄持參掛御目候所、大に被驚候様子にて、是程の義には有之間敷と被申、更に信用の體無御座候に付、慥に其道を以て實驗候義を、御疑念御座候上は不及是非、乍去其内には必ず思召被合候はんとて相止め候義に御座候。然る所癸丑六月、亞墨利加船浦賀御關所乗破り、本牧浦迄乗入候に及で、右擬上書中認置候義に

所共全部實用に立たず、結局、外國人の嘲笑の的となり、御國威を損ずるに相違ない様子なので以ての外と憤發仕り、聊か今迄習つた海岸臺場の法則並に江戸城守護の方法等を記し、海防御老中様迄上書致し度、極密に右草稿を以て信濃守の内慮を伺つたのであります。主人が申すには、かくの如き慮外な申し出を爲し重き咎を蒙つて迄も御國恩を報じようが爲に上書の用意を爲すは奇特な者ではあるが、其の内にも必ず折もある事故、此度は此方に考へることもあるから暫く時機を待てと申されたので、君命是非に及ばず、差扣へてゐたのでございました。程なく川路左衛門尉様が大阪町奉行から御勘定奉行に御轉役になり、並に海防掛りをも兼ねられましたので、同氏は兼々私も御懇意を願つて居りましたし、加ふるに亞墨利加から明年の夏には例の難題を申し出るとの事が此の年の冬になつて専ら風説も御座いましたので、主人信濃守が又折もあると申されたのは此の時だと考へ、兼ての上書草稿を川路様迄持參して御覽に入れしところ、大いに驚かれた様子で、是程の事もなからうと申され、少しも信用の體が御座いませんで、私は慥に其の道の學問から實驗致したのを御疑念ある上は致し方が御座いませませんが、其の内には必ず私の言葉を思召す時もありませうと其の事は其のまゝ中止致しました。然る所、癸丑六月に至つて亞墨利加の船が浦賀の御關所を乗破り、本牧浦まで乗

少しも相違無御座候に付、其日に至て左衛門尉殿にも先見の明感じ候義は皆御手後相成り、何の補も無御座候に奉存候。其時節より其申當候義御座候故を以て、海防の義左衛門尉殿より御尋も有之、又阿部様へも上書候様御勸め被下候所、私及挨拶候様は明公此節公邊の御用ひも宜く、其建言も能く被行候御様子に候。某御尋に付申上候愚見、明公の御心得に相成り、天下の御實用に相立候へば、本懐無此上、其上更に上書等仕候は、名を釣るかの嫌疑なきに非ず、且甚欲する所に無御座候と及辭退候義に御座候。然るに其頃時務の談に及び候節、過日既に亞墨利加云々御返答御座候に就ては、和と戦とを論ぜず、御人を彼邦へ被遣、其形勢事情委しく御探索御座候より御急務は有御座候、孫子兵法明君賢相相動て人に勝ち成功衆に出る、必ず人に取て敵の情を知るもの也。と申候は此義に御座候。何分にも建白被成候様にと申候所其色大に阻まれ候て、此節右様の義は中々建言出来難しと被申候。右に付私申候は、當今の御有様諸猪嘆かはしき次第に候。明公の如

入るに及んで、右上書草稿中に認め置きました事に少しも相違せず、其の日に至て左衛門尉殿も私の先見の明に感心したとの御言葉たまはりましたが、私の計畫は全部手後れに成り、何の補もなく甚だ残念に存じた次第であります。此の理由から海防の義も左衛門尉殿から御質問あり、又阿部様に上書しては如何と勸められました。私が答へ申すには、此節明公におかせられては公邊の御用ひも宜く、其の建言も能く行はれるらしい御様子に付、お尋ねのまゝに申し上げます。然し私の意見が明公の御心得に相成り、天下の御實用に相立申せば、私の満足此の上もなく、其上更に上書仕るのは賣名の爲かとの御嫌疑がないでもなく、それは私としても欲するところではありませんと御辭退申したので御座います。然るに其の頃時事談を戦はせました折、過日、既に亞墨利加云々の事に就ては、彼の國と和するにも戦ふにも、兎に角信用出来る人を彼の國に遣し、其の形勢、事情を委しく御探索あるより御急務はあるまじく、加ふるに孫子の兵法にも、明君や賢相が常に他の人々に勝ち、一般の者よりも成功するのは、必ず人を遣して敵の様子を探つた後事を實行するからであるといふのは此の事で御座いますから、何分にも御配慮相成り度くと申し上げましたところ、御機嫌悪しく、此節其のやうな事は容易に建言出来るものでないと言はれたのであります。右に付、私が

きすら既に如此に候。其他誰を隠み候はん。然らば御採用の有無は兎も角も、某上書仕度候間、取次被下候様申候て、當今の御急務十箇條認取、伊勢守様迄差上候義に御座候。其十箇條第一は、差向き御人選を以て、パタピヤ邊迄洋船御買上御用被付差遣され度、左候は、御船備早速に御調ひ御座候のみに無御座候。其往來の間、外國港々備禦の形勢をも實見、何かと御心備に可相成と申義に御座候。然る所、聊御採用も無御座候様子、但亞國へ漂流致候土州漁師の倅萬二郎義、其頃迄御大法を以て禁鋼被仰付置候所、此度亞國の事起り候故を以て、御尋の筋有之、御召出に相成候との義風聞御座候に付、私義奉存候様は、外國へ渡海の御國禁御弛に相成候旨馳と御觸達は無御座候へども、御國禁相弛候に相違無之、萬二郎義形の如く御召出にも相成候上からは、かものものに倣ひ漂流と申ものにて、亞墨利加其他の諸洲に渡り、學問才識御座候て、彼の形勢事情馳と探索致罷歸り候は、一廉の御用に可相立義、且漂流と申ものに候へば、御邦禁にも不觸義と存じ、門人の中一人なりとも右非常の功を

重ねて申し上げますには、當今の有様は實に心配に堪へないものが多いと思ひます、頼りにする明公の如きがかうした御態度では其の他、何人に望みをかけることが出来ませうか。然らば御採用の有無は兎も角も私が上書仕りますから之を御取次下さるよう願ひ致し、當今の急務と思はれる筋を十箇條に取りまとめ、阿部伊勢守様迄差出しましたので御座います。

其の十箇條の第一は、差し當り、十分に御人選の上パタピヤ附邊迄洋船御買上げの御用の爲差遣されては如何といふのであります。若し此の提言が御採用になれば、御船備が早速調ふばかりでなく、其の往復の途上に在る外國の港々の備禦の形勢をも實物を觀る關係上何かと御参考に相成る事もあらうといふのであります。然るに少しも御採用なき様子なので失望した次第であります。但し私の提言が全然用ひられなかつたのでない證據には、亞墨利加に漂流しました土州の漁民の倅萬二郎といふ男、其の頃まで御大法を以て禁鋼仰せられておましたが、此度亞國（アメリカ）との事起つた故に御尋の筋ありと御召出に相成つたとの噂を聞いたからでありました。これに就て私が考へますには、外國への渡海を禁止した御國禁が御弛みに成つたことは聞きませんが、實際上は弛んだに相違なく、禁を破つた萬二郎が内々にせよ、お召出に相成りました上からは、萬二郎に倣ひ、漂流

立候様仕度、吉田寅次郎を申勤め
漂流に取成し渡海爲仕候はんと企
て候義行違ひ、遂に御吟味を蒙り、
御吟味中禁獄被仰付候。是全く思
ふこと其位に踰え、言その分に過
ぎ爲すこと其規に合はざるの致す
所恐入候義に御座候へ共、海防の
義は、他事とも違ひ、御當家御一
代の御榮辱而已に無御座、皇統の
御安危にも係り候に付、既に其義
を以て禁獄被仰付候義には御座候
へ共尙已むべからざる愚見も御座
候に付、上書之義腹稿仕り、筆墨
借用を願候所、不相成趣不及是非
候ひき。寅年九月御裁決にて在所
表に蟄居被仰付、初の程は至て嚴
重なる義にて、縁者と雖容易に面
會不相成候に付、右腹稿の上書轉
達頼み可申様も無御座歳月を過し
候。其内少しく寛やかに相成候か
と存じ候に付、公邊迄上書仕度趣
親類の者を以て重役共迄申立候所
一概不相成候趣、不及是非。丁巳
十二月二日堀田備中守様御屋敷に
於て、亞國のコンシユルと御應接
御座候節港を開き土地御借與可有
御座候段と御挨拶御座候趣傳聞
仕、無程京師へ被爲召候て翌春御
上京の所、四月初旬開港並に土地
御借與之義勅許無御座、備中守様

といふ體裁にて亞墨利加其の他の諸國に渡航し、學問才識ある者が、彼の形勢、
事情を十分に探索致して歸つたら、一廉の御用に立つべく、且つ漂流といふ名義
のものでありましたならば、御國禁にも觸れることなしと考へ、門人の中の一人
なりとも以上の如き大功を立てさせるよう用意して、吉田寅次郎と申す門人に申
し勧め漂流のやうに表面を装ひ、渡海させたいと其の實行に着手せしところ、運
悪く發見され、我々の意志が通ぜず、遂に御取調を受け、其の間、禁獄を仰付け
られたのでありました。是れ全く陪臣の身分として考へてならぬ事を考へ、いふ
べからざることを言ひ、行ふべからざることを行つた結果、國法に觸れましたこと
に就ては、何の不平もなく、たゞ恐れ入りましたばかりであります。が、海防の
御事は他事と異り、御當家御一代の御榮辱のみに非ず、場合に依つては、皇室の
御安危にも關係する一大事に付、一度は其の理由から禁獄仰付られたものではあり
ますものの、それでも此のまゝ黙し止むことの出来ない程の私見も御座いますの
で、上書の腹案を作り筆墨借用を願ひ出でましたところ許可ならず、是非なく
其の場合はそれで止むより他のことは出来なかつたのであります。寅年の九月
になつて御裁決あり、其の結果、在所表に蟄居仰付けられ、最初の程は警戒至つて
嚴重で親類縁者すら面會は困難な有様でありましたので、右腹稿の上書を轉達す

空しく御歸府と申事、早くも承知
仕、天下の御安危爰に相分れ候義
と深く痛心仕候。其の故は勅諭御
遵奉御座候へば、外國へ御違約に
相成此義も容易に相濟むまじく、
又外國御違約無御座候様御取計御
座候へば、御違約の御筋に御當り
被成、いづれの道御難義至極の御
義と奉存途に一策を存じ付、其の
頃當主人信濃守在府留守に御座候
ひし所、竊に同志の重役の者を招
き申談じ、備中守様御歸府にて未
だ亞人に御逢無御座候間に、此筋
主人より上書建白仕候様取計らひ
度、此策幸に御採用に相成候に於
ては、即ち公武御合體にて、御國
威も御十分に相立ち、彼に曲を負
はせ、此御方に理を直くせさせら
れ候御義に付、世界萬國へ被爲對
候ても、隨分天晴の御處置と可奉
申上存じ込み、疾速上書案文取調
べ一人急用出府、其段重役共より
申送り候所、其間に邪魔入候て事
行はれず、日合相延び候内、備中
守様御歸府之上亞人へも又々御應
接御座候等に至り、折角苦心仕候
策略も亦徒らに畫餅と相成候。此
節度々天下の御爲愚考仕候計策の
内、此度の策のみは實に主人家一
廉の大功にも仕度、天下の御爲に

るについて頼みやうもなく、空しく歳月を過したのであります。其の内に少しは
寛かになつたかとも考へられましたので、公儀迄上書致したいことを親戚の者を
通じて重役まで申し入れましたが全然許されさうもなきことを知り、止むを得ず
再び機を待つてゐた次第であります。ところが、丁巳十二月二日に堀田備中守様
が御屋敷で亞墨利加のコンシユル等を御招待なされた節、其の席上で開港及び土
地御借與の御挨拶を確かに爲された由承り、間もなく備中守様は京都に召されて、
翌春御入京のところ、四月初旬に至つて開港並に土地御借與の件は勅許が下りず、
備中守様は空しく御歸府とのこと、早くも承知仕り、天下の御安危爰に相分かれ
ることになつたと深く心を痛めたのであります。其の理由は若し勅諭を遵奉な
さるなら、外國への約を違へることになり、其の結果は相當憂慮しなければなら
ず、又それを心配して外國との御違約無きよう取計ひますれば、勅に違ふといふ
理窟になり、何れの道を選ぶにしても難儀至極のことと存じまして、遂に私が一
策を案出仕りました。その頃當主人信濃守は江戸に在つて留守で御座いましたの
で、竊かに同志の重役の者を招いで相談の結果、備中守様が江戸に歸り、未だ亞墨
利加人に御面會無き間に、私案を主人から上書建白仕るよう取計らうことに決
したのであります。私の此の策が幸にして御採用に成りますれば、所謂公武合體

も一廉の成績を貽し候はんと存じ候所、小人共の障碍に逢ひ期を延ばし、主聴にも入り候義、千載の遺恨とも可申候。其節折角愚忠を盡し其甲斐無御座候主人にも氣の毒に存じ、川路殿迄内使を以て、此の草案一見致置給り候様申越候と申事に候所、御同人より備中守様迄御目に掛られ候哉不相分候。此策只今と相成候ては所謂十日の菊に御座候へども外國人御取扱は總て此等の意を以て御取扱有御座度奉存候。依て右一策一通奉入御覽候。右存込候一策も行はれ不申候に付、幾度となくもはや止み候はんかと存候ひながら、天下は一家、上下は一體の道理を以て何分忘れ候事能はず、掃部頭様御大老職中も聊上言仕度義御座候處其道を得候はず、其内偶々(午年の義)早打の小銃に存付候義有之圖を製し、銃工に命じ出來の上、親戚の内砲術門人も御座候に付、其者を以て種々打試みさせ候に頗る便利に候故、御咎中には候へ共御武備に於て萬一御裨益とも相成候へば、責ては御國恩を空しく不仕候筋にも當り候はんと右圖録を以て公邊へ献上仕度申出候所、主家にも聴受、留守居の者を以て掃

となり、國威も十分に立つものと思ひますので、これは一面彼に曲を負はせ、此方に理を直くせさせられることなので、世界萬國へ向ひましても決して恥づべきではないと思ひ立ち、早速上書の案文を整理し、一人で急用あつて江戸に出たと爲し、重役共からも其の段申し送つたのでありましたが、其の間に邪魔が入つてことは行はれず、日限は徒に延びて行くうちに、備中守様が江戸にお歸りになり、彼の外國人とも又々御面會になつたと聞き、折角これ迄苦心をした策略も亦徒に役に立たなくなつてしまひました。私は近年になつて度々天下の爲に考案した計策の内、此の度のものばかりは實に主人一家の大功にも數へ度く、そればかりでなく、天下の御爲にも此の事が一廉の功名となることであらうと思つて居ましたところ、小人共が其の間に立つて種々邪魔せしめたため、期を延ばしたのみならず、主人の耳にすら入らなかつた結果になつたのは返すくも残念と申すよりは他の言葉がございませぬ。其の時私の誠心を盡しことに當りながらも其の甲斐が無かつたのを後に主人も氣の毒に思はれて、主人から川路殿にまで内々の御使者を以て此の草案一見を願ふよう申し傳へたことでありましたが川路殿から備中守様に迄お目に掛けられたものか否かは未だに判明しないやうな状態で御座います。此の策も只今となつては所謂十日の菊の言葉通り手後れになりましたが、外國人

部頭様御用人迄午年冬差出し置候所、翌年六月に及び蒙御咎罷在候者より献上物等不相成と申事に候て、右圖録御下げに相成候。右等の義にて天下の御義を忘れ候と申すには無御座候へ共、奈何とも仕るべき様無御座、唯一日一日と御代の形勢を奉觀察罷在候内、當六月中上様に御發憤被爲在在來之御弊風御一洗、御武威被遊御振張、皇國を世界第一等の強國に被遊候御偉業被爲立、上は宸標を被爲安下は萬民安堵致候様思召候へば、何れも厚く奉得其意御政事向御變革の筋に各見込之義も有之候はば、聊不憚忌諱國家の御爲、第一に相心得心底を盡し可申上之旨御達しも有之、尙又閏八月十五日御大政御改革、參勤交代の御規矩迄も御改め、御武備充實候様にとの上意にて、方今宇内の形勢一變、外國の交通も御差免に相成候に就ては、全國の御政事一致の上ならでは難相立上下擧て心力を盡し、御國威御更張被遊度思召候、銘々見込の趣有之候はば、無腹藏申立候心得に可罷在旨被仰出候趣、屏居之私義迄追々奉傳承、井底に於て白日の方に中するを仰望仕候心地難有御事に奉存候。六月並に八

の御取扱ひは全體にわたつてこれ等の意を含みつゝ爲されるやうに願ひ奉ります依て右の策一通御覽に入れます。此の策も今迄行はれませんでしたので、幾度となくもう止めてしまはうかと思ひながらも、天下は一家の如く、上下一體になつて共に國事に對せねばならぬ道理たる以上、何分にも右のこと忘れかね、掃部頭様が御大老の職にあらせられた間も、何等かの方法を以て言上致し度く考へておましたが、其の道を知ることが出來ず仕方なくて止んだやうな次第でありました。其の内偶然の事から(午年に)早打の小銃を工夫致し、圖を製して銃工に命じそれを製作させ、親戚の者に砲術研究者が御座いましたので、其の者をして種々試みさせて觀ましたところ、頗る便利でありました。依て私自身は御咎の身の上であります、若しこれを御採用になることに依つて、御武備に萬一御裨益とも相成りますれば、せめては御國恩を空しく仕らないことにもならうかと、右の圖表を添へて御公儀に献上仕りたくと申し出でました。主家に於てもこれを許され留守居の者をして掃部頭様の御用人迄に午年の冬に差出して置いたのですが、翌年六月に至つて御咎を蒙り蟄居を命ぜられた者よりの献上物等は受取ること罷成らぬとの理由で右の圖録を御下げになつたのでした。事情右の如くで天下のことを忘れたわけで御座いませぬけれども、何を爲すことも出來ず、唯空しく毎日世間の形勢を

月の被仰出とも、郡國の御委任も御座候方様への御達し迄にて、微末の陪臣迄に被爲及候御義にては無御座、況私義久敷御咎を蒙り罷在候身分として、天下の御大政に關係仕候義申上候は誠に奉恐入候義には御座候得共、前文長々しきを顧みず申上候通、私義乍微賤先主人御加判之列蒙仰候御より分に過ぎ候義に御座候へ共、天下の御爲毎々苦心計畫仕遂に又夫に依て重き御咎を蒙り候に至り、其咎中と雖、御國恩聊も忘却不仕、種々苦思も仕候義に付、此度聊存付候義ども奉申上度奉存候。人を以て不被爲棄御探擇も被成下候はば、誠以て幸甚至極難有仕合奉存候。

抑曲り候ものを矯めて中に就け候には、必ず中を過ぎ候程に矯め候にあらざれば、曲りは直り候はぬものに御座候へ共、矯め過ぎ候て遂に中に叶ひ候はずば、中正とは申す可からず。中正に無之筋は、一旦效あるが如くに御座候ても、亦遂に其弊を免れずやと奉致候。江府より罷歸り候者に承り候に、近來御大政向御變革にて、諸家様御供連殊の外御減少、御老中様方御登城に僅か三騎五騎位にて、御

觀察してゐたので御座います。其のうちに當年六月に相成ると、上様にも御發憤遊ばされ、在來の御弊風を御一掃あり、御武威を御振張になつて、我が皇國を世界第一の強國に遊ばされる御偉業に従事せられ、上は天皇の御心を安め奉り、下は萬民が安堵致すように御思召したから、何れも厚く其の意を喜び、御政治向の改善に就て各々見込があつたならば少しも遠慮を要せず國家の御爲を第一に心得、心底を盡して申し上ぐべきとの御達しが下り、尙又閏八月十五日には大政御改革あり、參勤交代の規則迄も御改めなされ、武備充實致すようにとの御上意であつて、今頃は世界の形勢が以前と比して一變し、外國との交通も禁が解かれたに就ては全國の御政治が一致した上でなければ成り立ち難く、上下の人々と共に心力を盡し、御國威を更に四方に張り度く、これに就て銘々が見込んだことがあつたらば腹藏なく申上げるやうにとの御沙汰がありました。それを蟄居中の私が傳へ承つた時は、井の底の暗黒の中に居る者が日の光を仰ぎ見たやうに嬉しさを止めることが出来なかつたのでした。六月並に八月に仰出られた事も、一郡一國の治者たる人々に對してなされたので私如き輕祿の陪臣までに仰せ出されたのではないと承知致してをりまするし、況や私は長年御咎を蒙り蟄居の身分として、天下の御大政に關係致す件を申し上げるのは、誠に恐れ入る次第で御座います、今迄

道具等も無御座候を見掛候と申義、最初傳聞仕訛傳とのみ存じ罷在候處、再三同様の義承り候へば、實事に御座候かと被存候。いか様是迄諸侯様方御府内御地廻り候御供多勢被召連候は、戰國の餘風など申候て奉福譽候義には無御座候へ共、おのづから上下尊卑の等級と申すものも有之人数可成御省略御座候は御尤至極の御事に御座候へ共、天下の御大政をも被爲執候御方様の御道具等も無御座平士同様の三騎五騎にて御登城被遊候と申義、果して實事に候はば殊に觀聽を驚かし候義と奉存候。乍恐何等の御縁故を以て右等の御舉動被爲遊候御義哉更に解し兼候義に奉存候。假令御登城の御供不被召連候とも、元來御扶助之御士卒其儘罷在候義に付、御費を被爲省候等の御爲にては固より有御座間敷、又諸侯様方御始御富貴に御生立被成候方様は、平日被召候馬の御始末も多くは人任せにて、御門外御出馬御座候にも、いつも御供連多きに被爲狎、御身一つの御始末六かしく候に付、非常の節御差支無御座候爲に此節御手狎しを被遊候にても御座候かと奉存候、御加判の列をも被爲蒙仰候程の御方様、是

長々しいのを顧みず申し上げし通り、私は賤しい身分ながら、先主人が御加判の列に仰せつけられました頃から、身分に過ぎた差し出口ではありますもの、天下の御爲を憂慮し、毎度次々に苦心の計畫をいたし、又それに依つて重き御咎を蒙るに至りましたが蟄居中も御國恩を忘却仕らず、種々苦心致しをりましたから、此度も聊か考慮した點を申し上げようと思ひ立つた次第で御座います。此狀御乘遊ばされるやうなことなく、御探擇ありますれば私の幸福是に過ぎませぬ。

一體何物によらず曲つてゐるものを直して眞直にしようと思ひましたならば、必ず少し反對の方に曲る程力を入れて直さなくては曲りは直らないもので御座います。と申しても餘り直し過ぎて反對の方向に曲るやうな結果になつては眞直とは申されません。中正でないものは、一度は效があるかの様に思はれましたも、結果は其の弊を免れることは出来ないと承つて居ります。江戸から此方に歸つて來た者の話を聞きますれば、近來御大政向が御變革になり、諸家様の御供連の人数が殊の外に減少され、御老中様方御登城の場合にも御家來は僅か三人か五人程度で、御道具等も別段にないやうにも見えたといふことでありましたが、最初のうちは何か虚傳ではあるまいかと考へ信用致しませんでした。が再三同じやうなことを承り、或は實際のことでないかと疑ふやうになつた次第で御座います。かう考

式の義兼て御心得も可被爲在、又たとひ御富貴に御生立、御一分の御義御心許なく被思召候筋御座候共、世の觀聽を驚かさず、竊に御鍛錬被遊方御屋敷内に於て如何程も御座候御事と奉存候。又御扶助の御士卒御供にも不被召連、其暇を以て文武の業を修め候様にと申御趣意歟とも奉存候處、貴重の御方様の御みづから御警衛御守禦御座候は本より御當然の御事、御家來の分内外常非常其主君を警衛守禦可仕も是又當然の本務に御座候文武修業の筋も不輕候へ共、當然の本務に比し候へば亦おのずから等差ある義と奉存候。其上に御一法を被爲設、御供の衆文武の志に従ひ、當用の書籍一兩卷懐にし罷在、御供待の間無益の雜談相停め、懐中の書籍取出し各獨看仕候とも、又は志を共にし候者と互に講習討論仕とも勝手次第に致し、或は測量砲兵等に預り候表譜の類持參常に目に狎れ、譜記仕候様相勤め、或は其間に肝煎様の者御取立御世話御座候は、御供に出候も即ち學校出席仕候も同様に、文武共一廉御家中の進みに相成可申且御供番のものいか様非常の急御田馬御座候とも、君侯御仕度と一

へますると成程これ迄諸侯様方が江戸内の御地廻りの頃にも御供を大勢召連れていらつしやるのは、戰國の風が未だ残つてゐると申しましたも餘り譽めたことでは御座いませんでした。けれど世の中には自ら上下、尊卑の等級がございませうから、御家來の御人數を省略遊ばされるのは御尤乍ら、若しも私が聞きました通り、天下の大政を執り遊ばされる御方様が、御道具等もなく普通の平侍同様に三人、五人の御家來を召連れて登城遊ばされることが果して實際に行はれてゐるとしましたならば、非常に驚いたことと言はなければならぬと存じます。たとひ御登城の場合に御家來を多くお連れにならないと致しましても、元來が御扶助の御士卒を其のまゝ召連れぬ迄のこと別段御費用を省かれる爲ではあるまじく、或は又諸侯方を始め、さうした富貴の中に生立たれた方々には、平日お乗りになる御召馬の始末すらも多くは他の人任せにしてゐられる状態故、御門外に出馬なさるのに、いつも御供が多いのに狎れさせられ、御身一つの御始末も困難になり勝ちなのが常でありますので、萬一の場合に御差支なきよう此の擧を爲して御手狎しを遊ばされてゐるのではないかと考へてゐるので御座います。然し御加判の列をも仰せ附けられる程の御方様にこれ式の事を御心得無き筈はなく又たとひ御富貴に御出生あり、御自身の御始末に御心許なく思はせられる御方が御座いまして、

時出揃、少しも相後れ候者無御座候様之御法に相成候は、結局其方御武備之御一端にも可有御座、必しも御體格を被爲外御供向御減少に不及義却て御體格を御嚴守被遊候上に文武御振興之御良策如何程も可有御座奉存候。公儀御威光も御座候上、御銘々御自反被爲在行はせられ候所の御事業盡く御直道に被爲出候は、何の怖も不被在。掃部頭様對馬守様等の御事は例外たるべきは勿論の義に候へ共、亂心者、破家者はいつ何れの所にあるまじと難申候へば、御登城其外御地廻りにも、御高柄並に御役柄丈の御定式御供は御座候方、御當然の御事と奉存候。此非常御變革に被爲際候御義に付、可成丈の人減しは可然御事に御座候へ共、傳聞仕候次第にては餘りに甚しく、乍恐御至當の義と難申上奉存候。然らば此節の御舉動誠に何の御故とも奉察兼候。若くは亞墨利加、歐羅巴諸國の大統領、執政、又は本邦へ渡來のミニストル等の貴人外出に僅々の從僕を召連れ、多くの人數を要せず候義御見聞被爲及、面白き事に被思召、御本邦にても其風習にせさせられ候方可然など申御事には無御座候

かくの如きことを爲して世間の人々を驚かすこと無く、竊かに御鍛錬遊ばされる方法が御屋敷内にても如何程もあることと存じます。又更に考へますには、御扶助の御家來を御供にも召連れられないのは、其の暇に文武の業を修めさせようとの御趣意とも存じますが、士卒の人々が貴重の御方様の御身を御警衛、御守禦するのは本より當然のことと御方様御自身におかせられても常に注意あられんこともこれ又當然と申さなければならぬのでありませう。文武の修業も武士たる以上決して輕視すべきではありませんが、君を守護するといふ當然の本務に比較してみますれば、其の間に自ら等差があると思ひますし、又なければならぬ筈で御座います。其の上に御供の衆に文武の道を修業致させたく思召されるのでしたら、各々が必要の書籍を一二巻づつ懐中して御役に従事し、御供待の間に用もない雜談を停めて、懐中の書籍を取出し、各々が讀書仕りますとき、又はそのみではなく志を共にし、同じ物事に興味を有してゐる人々と御互に研究、討論致しますことを自由にさせ、或は測量、砲兵學等に關する一覽表の類を常に持參致し、それを觀まして目に狎れるよう、譜記仕ることに相勤め、又は其の間に懸命に勉強致す者を御取立、御世話等がありますやうな制度を設けましたならば、御家來衆に取りましては、御供に出られるのも學校に出席すると同じやうな次第で、文武兩方共に

哉。若自然左様の御義にも候は、乍恐寸木之本を捺らせられず候て其末を岑樓と齊しくせさせられ候とも可申上奉存候。いかにと御座候に皇國と外蕃とは御國體本より同じからず。夫故に又御政體も異ならざる事を得ざる義と奉存候。彼國にては農工、商賈、舟子、漁師、獸醫、傭夫の子と雖其才能學術優長にして、果して衆に出で候時は、登用してミニストルにも執政にも大統領にも至り候事に御座候。去れども其職を罷め候へば、本貫の根に歸り候故、其職に居候時節使令に供し候は、多くは皆其國に屬し候胥吏にして、其家事を辨じ候爲の奴隸は僅々の事と相見え候。右故に私川の外出には其僅々の奴隸の内を從者に召連れ候事と被存候。是其國體政體の然らしむる所然らざることを不可得候。

皇國當今の御形勢は、全く漢土三代封建の制と同様に、大朝の御大政を被爲執候は即ち諸侯様に御座候。諸侯様には御高柄の御人數を被爲持、御定め御軍役を被爲勤候事御本分之義に御座候。其被爲持候御人數は、平日御扶助の者共に付、内外非常共御自ら御警衛、御守禦に被爲備候事固より亦

一廉御家中の進みに相成ることはいふ迄も御座いません。加ふるに御供番の者は君侯が御急用ですぐ御出馬といふ場合にも、君の御支度と共に一時に全部が出揃ひ、少しも後れる者のありませんやうの御法となりましたならば、結局其の方が御武備を嚴にする一方法ともなるのであります。それ故、何も必ずしも御供の御人數を減らす必要はなからうかとも存じますし、此の方策に依る方が、御身の御守護ともなり、其の上文武御振興の御良策とも爲らうと存じます。尙ほ其の他方は幾らも御座いませう。公儀としての御威光も御座います上に、御銘々様が御自重遊ばされ、行はせられます御事業が全部御直道に出でて曲事を顧みませんでしたら、何物をも怖れる必要はないのであります。掃部頭様や對馬守様のやうな御不慮の御災難に出會されたのは、勿論例外であります。亂心者とか破家者とかは何れの時、何れの場所に出ぬものとも限らないのでありますから、御登城其の他御外出の場合にも、御祿柄及び御役柄に依つて一定されただけの御定式、御供が御座いました方が當然かと存じます。當今は世間も騒しく、公儀におかせられても常に例を見られませんか程の御變革を遊ばされたことに付、止むを得ざる程度の御人減しは當然の御事で御座いますが、私が此處にて傳へ聞きましたことが若し眞實と致しますれば、餘りに其の程度を越え、恐れ乍ら至當とは申し難いやう存

御國體の御當然として御大政を被爲執候御重職に被爲居候御事に付御登城は勿論、御地廻りにも御體格丈の御儀衛は固より可有御座候の御事と奉存候。然るに御道具も不被爲持僅三騎五騎にて御登城等被爲在候は、假令御みづから重んぜさせられずとも乍恐其職柄に被爲對、矢張御不敬之筋にもや當り候はんと奉存候。右は全く是迄御過分なる御供連を被爲矯候御義にも可有御座候へ共、中正に被爲過候御義に付、必ず又弊を生じ可申奉存候。漢の高祖天下草創に當て、悉く秦代の儀法を去り、毎事簡易に被從候所、やがて群臣酒を飲み、功を争ひ、劍を抜て宮柱を撃ち候弊を生じ候事、漢書にも詳に見え候。此節とても御舊弊餘りに痛く被爲矯、中正を被過候は、其弊又不測に生じ可申かと恐懼仕候義に御座候。兎に角當今の御形勢と相成候ては、和漢の跡を御襲用被遊候計りに無御座、是非とも五世御座候ては不被爲濟候へ共、必ず御精密に御折衷、御國體に被爲叶候様御政體を被爲正度御義と奉存候。貴賤尊卑の等は天地自然禮の大經に有之、侯伯の御身に護衛の

じます。かく種々考へますると、此の節の御舉動は誠に何の御故かと疑はざるを得なくなつて参ります。更に其の原因を考へますれば、亞墨利加とか歐羅巴諸國の大統領、執政、又は本國に渡來致しましたミニストル等の身分の者が、外出の際に僅かの從僕のみを召連れ、多くの人數を必要とせぬことを御聞き遊ばされ、面白いことに思召されて、日本でも其の風習にさせられた方が良からうなどと申す御事では御座いませんでせうか。若し萬一、私の想像が適中致し、左様のことでもありましたならば、それは恐れ乍ら御見當違ひと申すより他に申上げる言葉がないので御座います。何故かと申しますと、皇國と外國とは元來御國體が根本から同じではありません、それ故又御政體も異らざるを得ないと思ひます。海外諸國では、たとひ農夫、工人、商人、船頭、漁師、獸醫、傭夫の子でも、其の才能、學術が優秀で、大勢の水準を抜いた場合は、どし／＼登用して、其の結果ミニストルにも執政にも大統領にすらも至るといふ事で御座います。然し左様した重き役に就いてゐた人々でも、一度其の職を止めますと、故郷に歸り、平凡な生活をいたしますから、其の榮職に在る時に召使つてゐた者は多く其の國に屬して居りますので、一般役人が使用してをります、其の家事を辨する奴隸は僅か數人の事と考へられます。故に私用の外出には僅か數名の奴隸の内から、更に幾名かを

儀法御座候も、是又禮文の當然已むべからざる所と奉存候。別して皇國に於ては、貴賤尊卑之等殊に嚴ならざるを得ざる深意御座候義と奉存候。此深意能々御勘辨被爲在度奉存候。

借又傳聞仕候に、此節御大政に被爲預候御方様と雖、多くは御綿服を被爲召候と承り候。是則國奢る時は是に示すに儉を以てするの御美意とも奉存候へ共、是又乍恐中正に過ぎさせられ候御義にて、御政體の御上にも不可然、又其弊害端的に出來り候はんと奉存候。如何にと御座候に、衣服之制上下法象ありて、尊卑を標顯し候は、政治に缺くべからざる大典と奉存候さればこそ虞書にも詳に其義を載せられ候。太平二百餘年總て簡易を被爲御候御大政故に、是迄服色等の御沙汰も至て御簡略にて、乍恐上様も麻の御上下被爲召、下輩の侍、町人、百姓も麻上下着用仕候箇様の義は漢土文物の邦に限らず、世界萬國にも無之義と被存候。斯く諸外蕃と御交通被爲在候上は、爰にて服色之御制度御正し被遊、御役名等も末々胥吏の分に至り候迄、盡く典雅に御更定被爲在、御文書類も各其人を被爲選御辭命

御修飾御座候て、何れの國に敢在仕候ても、後代迄外人の誹議を不被爲受候様にこそ奉願望所に御座候。然るを是迄より更に御荷簡を被爲尙、諸侯様方御綿服と申御事、天下甚不奉願義と奉存候。其故は右にては古先聖王衣服の制を以て尊卑上下を標顯御座候治法の大典にも叶はせられず、且御富有高貴方様に木綿等の御粗服被爲召候時は、其御下風に被立候上中の方々も皆此服を可被成、左候時は木綿、紬何に依らず大抵年々天下に定數御座候に付、下様貧賤の者に引足り不申、其價端的に引揚り、迷惑仕候者少なかるまじく、其上是迄上方を始め諸國にて綾絹を織出し産業と仕候もの急に生産を失ひ可申、夫等も一々御手充等も被下置失産の歎き無御座候様の御處置も可被爲在候へ共、御制度だに相立候へば、御綾衣の方様は御綾衣の儘にて上下の御標顯も相立ち、天下に眞の節儉の道も相付き、職工等を失候の患も無御座候。非時御手充の御費も無之所謂弗費の御大惠共可申上候。又御儉約之御趣意を専ら示させられ度御義に候はゞ、御綾衣を洗濯補綴して被爲召可然奉存候。左候はゞ上下貴賤

選んで召連れるといふことで御座います。此の風習も其の國政、政體の然らしめる所で、かうせざるを得ないのであります。

當今日本の形勢は、全く支那の三代封建の制と同じで、天下の御大政を眞に執られてゐるのは諸侯方で御座います。さうした諸侯は、祿高に相當する人數を持たれ、御定め軍役を勤められる事が御本分で御座います。其の従へられる御人數は、平生御扶助を與へてゐられる者共ですから、御屋敷の内外、如何なる場合にも、御自らの御警衛、御守護に備へられるのは固より我が國體として當然の事で、それに大政を執られる重職にをられる事でもありませんから、御登城の往復は勿論、其の場合にも世間及び他の諸侯方に恥かしくないだけの御儀衛は申し上げる迄もなく、十分御用意あるべき筈と存じます。然るを御道具も持たせられず、僅か三人五人の御供にて登城されるのは、御自身別段に御氣を止められぬかもしれません、恐れ乍ら、其の御職柄に對せられて、矢張、御不敬に當りはしませんかと存じます。右の事は只々是迄非常に多數の御人數を召連れたのを矯めようとの御心で御座いませうが、中正の點を少し過ぎたと思はれる筋も御座いますので、再び必ず弊害を生ずるのではないかと存じます。漢の高祖が天下を統一するに當つて、秦の時代に行はれてゐました儀法を全部改め、事々に簡易を旨と

致しましたところ、其の結果は大勢の家來共が禮を忘れて酒を飲み、功を争ひ亂暴にも、劍を抜いて宮殿の柱を撃つといつたやうな弊害を生ずるに至つた様子が漢書に詳しく書いてあります。漢の高祖が致されたと同様かうした御時節柄になつたに付けても、舊弊を餘りに強く矯めようとなされ中正の度を失ふと、却て何時弊害が新しく生じはせぬかと心痛致します。兎に角、當今の形勢と相成りましては、和漢二回の先例を參考遊ばされるのみにては事足らず、是非とも五大洲全部を綜括なされまして御參酌なさらぬと都合の悪い場合も生ずるので御座います。依て其の節には必ず精密に御折衷あり、我が御國體に叶ふよう御政體を正しく改良致されるのが第一と存じます。貴賤尊卑の區別は天地自然の法則で、侯伯の尊い御身に護衛の事のありますのも、これ又治國の當然と存じます。特に我が國では、他國に比して貴賤尊卑の區別が一層嚴格に行はれざるを得ない理由もございませう。此の理由をよく考慮なさるよう願ひ申します。

借又傳へ聞きますと、此の節は御大政に預かられる御方様には、多く御綿服を召されると承りました。これは則ち國が奢つた時には儉を示すといふ美事な御考へと存じ奉りますけれども、これも亦恐れ乍ら、中正を過ぎさせられました御事と存じます。それは御政體の御上にも望ましくはありませんし、又其の弊害も近いう

の御法制も崩れず御儉徳のみ相顯れ、布袖等の價騰貴に至らず、下等の賤者暗に其恩惠を蒙り候はん者幾萬なるを知るべからずと奉存候。此義天下に響き候處甚細ならず候間何分にも御熱慮被爲在度御義と奉存候又此非常御改革之御時節、服色之御制度と御役目之御更定とは何卒急に御評議被爲在度乍恐奉介望候。

儲御政治の義は孔子の聖訓の通り、兎にも角にも人を被爲得候に無御座候ては不被爲叶、多く其人を被爲得候には、迂遠に似候へ共御教育御座候より外無御座候。人材を得候には畢竟此一路の外無之候故帝典に胄子を教ふるの法を詳にし、周禮成均の法専ら國子を教育候義と奉存候。公卿大夫の適子子弟は國家と共に相始終し候者に、これ才徳兼善に候へば、國家の治も從て善く是に反し候へば、國家の上必ず憂慮すべきの事出で來り候。右故に唐虞の者より此教を慎まれ候事と被存候。然る所御當家様御法御大政を被爲執候は必ず諸侯様に、其他重き御役筋も皆御旗本より御人選に御座候。左候て胄子を教ふるの御學政是迄馳と不被爲立候は、乍恐御闕典と奉

ちに出て來るのではないかと拜察いたします。其の理由如何と申せば、抑も衣服の制度は古來一定してゐるもので、それに依つて尊卑を表はすことは、民を治める上に缺くことの出來ぬ大典と存じます。故に「虞書」の中にも、詳細に衣服の相違及び其の制定を記してあります。我が國太平二百餘年の間、總て簡易を尙げられました御大政故に、これ迄衣服の質や色などの御沙汰も至つて簡略でありまして、恐れ乍ら上様におかせられましても、麻製の御上下を御召遊ばされ、下々の侍、町人、百姓に至るまでも同様に麻上下を着用仕りますやうな事態は、文物の開けてゐる漢土の邦だけではなく、世界萬國中、何れの國にてもかやうな風はないものと存じます。近時のやうに諸外國と御交通あられます上は、此の時こそ衣服の御制度を御正し遊ばされ、御役名等も御重役の方々は勿論、末々の胄吏の分に至る迄、全部御典雅に御改めなされ、御文書係等にも各々其の役に適當な者を選ばせられ、外國と取り交す御辭命も十分御工夫あつて、それが何れの國に持ち行かれましても、後代に至るまで外人の誹議を受けるやうな醜體なきこそ願はしう存じます。然るところこれ迄よりも一層御苟簡と爲され、其の上諸侯方が綿服を着用されとの事、これこそ望ましからぬことと存じます。其の故は右のやうにては古の聖王が衣服の制度を定められまして尊卑上下を區別致しました治

存候。右故に諸侯様方御家に依り候ては、世子の御輔導殊の外御等閑にて、學術の擇みも無之、御督責も嚴ならず、道德の士に御親近も無御座候。其御左右を善く選むことなくして、御氣隨に御成長被成候も御座候趣、皆其老職の者の不行届きに歸し候義には御座候へ共、極めて論じ候へば、公儀御學政の夫迄に不被爲及故と奉存候。此御改革の期を以て何卒御學政御維昭被爲在、御譜代の諸侯様方世子御輔導御念入候様有御座度奉存候。諸侯様方のみならず、御旗本方にても、御高祿の方様は其御世嗣と被定候御子は勿論、其子弟迄賢良方正の士其御左右と成り、假にも邪候輕薄庸妄の輩其間に參錯することを得ず、其師は必ず學術正しき者を選び、御勤學御座候様屹と被仰出、御小祿にて是に被及兼候分は、其分限に應じ、良師良友を擇み、其才を成し候様有御座度奉存候。左様御座候には先第一に公儀御取用の御學術を被爲、正夫を以て天下之學術皆一致に歸し候様御仕向け有御座度奉存候。學術一致に無御座候時は、諸侯様方並に御旗本の方様御役つかれ候上、往々御要路に御進み被成候節、

法の大典にも叶はせられませんし、加ふるに富があり位も貴い御方様にも關らず木綿等の御粗服を召されますと、其の下風に立つて居ります比較的の上流或は中流の方々も皆木綿服に變へられるに相違ありませんし、さうなつた場合には元來木綿や紬、其他何に依らず大抵年々出來上る數が定まつてをりまするに付、一層下流の貧賤の人々に行き渡らないやうな結果となりまして、其の價がすぐ騰貴し、其の爲め迷惑仕る者が少なくないらしく、其上、これ迄上方を始め諸國にて綾絹を織出して産業とし、それで生計を得てをりました者が急に生産を失ふであります。又それ等の者に一々御手當等も下され、破産の歎ないやうとの御處置もあるにはありますけれども、若し衣服の御制度さへ相立ちますれば、今迄御綾衣を召していらせられた方々は、今後も御綾衣のまゝにしてをりますから上下の御區別も立ち、天下に眞の節儉の道をも知らせられますし、職工等が産を失ふやうな心配もないので御座います。さうなれば破産の者を救ふ必要も御座いませんから、従つて臨時御手當に要する費用も掛かりませんし、費用を出さずに御大惠を下々まで知らせます事も出來ると存じます。又儉約の御趣意を第一に示させられ度いとのことでありますれば、御綾衣を洗濯し、或は補綴して御召しになることを望ましく存じます。左様致しますれば、上下貴賤の御法制も崩れず、御節儉のみが相

御取捨御決擇の間に於て、天下國家に大なる利害可有御座義と奉存候。併此學術一致と申義、初より章句訓詁の末節を申には無御座、道徳仁義孝悌忠信等の教は盡く漢土聖人の模範に従ひ、天文、地理、航海、測量、萬物の窮理砲兵の技、商法、醫術、器械工作等は皆西洋を主とし、五世界の所長を集めて皇國の大學問を成し候義に御座候。四書六經いづれも聖人の模範ならざるは無御座と申内、朱子大學格致の訓に従ひ修業仕候義、聖學の正脈と奉存候。朱子格致の補傳に、凡天下の物に即て其理を窮むると御座候。此凡天下の三字南宋編安の版圖をさすと申陋説は和漢ともに無御座候。左候へば當今の世に於て五世界に涉り、其あらゆる學藝物理を窮め可申事、本より朱子の本意たるべく候去る故に當今の世に出て善く大學を讀み候者は、必ず西洋の學を兼申すべきこと有無之論に及ばざる義と奉存候。此大綱領を以て先公儀の御學術を被爲正御學政の御根本と被遊、胄子國子御教育に御力を被盡候様有御座度奉存候。凡學問三年にして小成し、九年にして大成すると申候へば、右御教育十ヶ年御

顯はれ、布納等の價も騰貴するに至らず、下流の賤しき者共は、暗に其の御恩恵を蒙る者が幾萬あるか數を知らない程多いと存じます。此の事が天下中に響きますれば其の影響天下に至るところ甚だ大でありますので、何分にも御熟慮あられますよう願ひ上げ奉ります。又此の天下騒然、萬事御改革の御時節に當りまして、服色の御制度と御役目の御更定とは、何卒至急御評議あらせられますよう恐れ乍ら期待致すので御座います。

緒次に御政治の事に就きましたは、孔子の聖訓に従ひ兎も角第一に人材を得られませぬと完全な政治が出来ません。人材を多く聚めるには一見遠廻りの手段の如く見えまするが、教育を盛んに行ふより他に方法は御座いません。故に人材を得ようとの思召でしたら、右の方法によるに限ります。それで「帝典」には胄子と申して天子、公卿、大夫などの長男を教ふる法を詳細に記載し周禮成均の法のうちには専ら國子と申して公卿、大夫の子弟を教育致すことが書いてあります。公卿、大夫の適子や子弟は國家と共に相始終してゐられる人々で、これ等の方々が才徳ある人々ですと、國家も従つて善く治り、これに反して才徳を具備せぬ人々でしたら、國家を治める上に必ず憂慮すべき事が起つて來るのであります。故に唐虞の昔から教育を慎まれたものと存じます。然るに御當家様の御法や御大政を執らる

倦怠無御座御世話行届候は、御人村に御不自由御座候様御事は有御座間敷奉存候。此義迂闊に近く候へ共、夫の七年の病に三年の艾を著へ候の譬にて、只今より著へさせられず候は、遂に得させられ候期有御座まじく奉存候。借又民を教ふると申事も、是迄はいかにも御疎濶と奉存候。右故天下に兎角無頼の者多く、不良を働き候ては被召捕、年々牢獄に瘦死し、斬に處せられ候者、御府内ばかりにても夥しき義と奉存候。御教導さへ被爲行届候は、其者共とても多くは良民たることを得、其身の職業を以て何也世の用に可相成を、左も無御座候は誠に慙むべく惜むべき義に御座候。歐羅巴、亞墨利加諸國の記載を讀み候に、年分死囚の數全國民口にかけ合せ甚寡く御座候。全く教導に念入候教と被存候。其民の性皇國より宜しきにも無之、又皇國の民性の彼より不善なるは固より無御座被存候。學校の建方も教方も東西諸藩の制宜しく被存候へば、總て其仕方に倣ひ、其教へ導き候筋は、孔孟の正道を和げ論し惡事をせざる様に致し農工商賈でも其才發のものには別に先窮理の初歩を教へ、其才に應じ諸學科を治めさせ候様

る方々は必ず諸侯方で、其の他の重大な御役を取扱ふ人々も皆御旗本から御人選に相成るので御座います。就ては其の人々の御長男を教育なさる御學政が是迄確立して居りませんでしたのは、私如き者が申し上げるのも恐れ多いこと乍ら、御法典の何處かが未だ完全とは言ひ得ないかと存じ奉ります。それ故諸侯方の御家に依りましては、御世繼の御輔導を殊の外御等閑にされて、學問の御撰みも御座いません様子であります。従つて御督責も嚴重ではありませんし、道徳に秀でた人に御親近も御座いませず、其の御舉動を一々注意申し上げる人もありませんので、御氣隨に御成長遊ばされる御方も御座います由、これは全部其の御家中の老職の者の不行届きに結着致しますけれども、其の原因を論じますれば、公儀の御學政が其の點まで及んでぬ故と存じます。今度の御改革の期を以て、何卒御學政を興隆一新せられ、御譜代の諸侯方の御世繼の御輔導を念入りになされ度く存じます。諸侯様のみに限らず、御旗本様方の内でも御高祿の方は、其の御世嗣と定められた御方は勿論、其の子弟に至る迄も、賢良方正の士を其の左右に置かれ、假にも不正の考へを持つ者、輕薄な者、平々凡々何等取柄の無い輩を其の間に混入せぬよう致し、其の師には必ず學術の系統正しい者を御選みに相成り御學問に御勤めありまするやう嚴格に仰せ出でられ度いのであります。又御旗本の内、小祿で此

に仕り、大に天下刑人の數を減じ、有用の工藝道々興り候様相成候はば、天下の御有益少なからずと奉存候。借又教へ導き候に孔孟の正道を以てし候と申内、第一に孝道を先と仕度、孝道を先と仕候には、第一に喪服の制度を被爲正候事其大本と奉存候。大戴禮に凡不孝は仁愛ならざるに生じ、仁愛ならざるは喪祭の禮明かならざるに生ず、喪祭の禮は仁愛を教ふる所以なりと御座候も此義と奉存候。喪服に付候ては、聊拙著も御座候御忌諱に觸れ候義も御座候歟と奉恐惶候へ共、兼々愚存之次第も御座候に付拙著喪禮私説制服之條録出奉入御覽候。御熟覽の上御採擇も被成下候は、天下幸甚の義と奉存候。

諸其他奉申上度は御辭命と御稱呼との義に御座候。斯く五世界の諸蕃と御交通被爲在候に就ては御辭命に御念被爲入候様仕度奉存候。御辭命よく修り候へば他に少しく御短慮御座候ても、其御補ひにも相成、又御國勢を被爲張候にも御辭命に其力多かるべく奉存候。春秋の際に當て鄭の小國を以て晉楚の間にはさまれ、其兵禍を受候事殆ど虚歳なく候ひしを、子産政を執り候に及び辭命にあらざれば其大患を免れ候事の難きを知り、裨諱子、太叔、子羽等の名士を選用し、草創討論修飾の伍に充て、尙自らは是に潤色の功を加へ、諸侯賓客交通の間に施し候故に、敗事あることなく、定公、獻公、襄公を合せて五十餘年の久しき兵禍を免れ、社稷人民これに依頼して保全を得候事全く辭命を修め候功と被存候へば、此節も其器に當り候者御撰擇、子産の意に被爲爲候假にも御敗事無御座候様有御座度奉存候。御稱呼の義と申は近日御勅宣の寫と申もの拜見仕候。僞託の品にも候へば誠に幸の義、自然眞の御勅宣に御座候時は、假令天朝にて被仰候にも御稱呼不相當、御國體より申上候ても、御政治上より申上候ても穩かならざる義、天下國家の御爲大損御座候て小益なき義と深く憂勞仕候義に御座候其理解よく被仰上向後外國を斥して戎狄夷狄と御稱呼無御座候様有御座度奉存候。凡戎狄夷狄の稱は漢土の中つ國にて四邊の外邦をさし候辭にて、代々の歴史御本邦の如きをも皆東夷傳に收め候。是は全く漢土の彼の如く蚤く開け、代々聖智の王者出られ、賢才の臣下多くこれに従ひ、人倫の教も明かに禮樂政刑制度、文物形の如く備

の御用意を爲し難い身分の人方は、分に應じて良師良友を撰み、其の天分を十分延ばすようにされることが必要でございます。かうした方針で進まれるには、第一に公儀で御採用の學術を正し、正統に研究した者を採用され、其の者の手で天下の學術が全部一統される様、御仕向にならん事を望みます。天下の學術が一統されぬ場合には、諸侯方並びに御旗本の方々が御役に就かれました上、時には國家の爲め重要な御役に御進みなされました節、何事に就けても御取捨御決擇になります折に意見が一致致しませんから、其の結果惹いて天下國家の大なる損失と成ることもないとは申されませぬ。さて私が此處に學術を一致せしむるようにと申しますのは、章句訓詁の末について申したのでは御座いません。私が申します意味は、道徳や仁義孝悌忠信等の教へは全部漢土の聖人の言に従ひまして、其の他の天文、地理、航海、測量、物理、砲學、商業學、醫學、器械製造學等の學問は西洋諸國を主として學ばせられ、其の結果、世界各國の特徴ばかり集めて、我が日本國の大學問を益々完全にして行く意味なので御座います。「四書六經」はいづれも聖人の尊い教へでないものは御座いませんが、其の中でも朱子の大學格致の訓により修業するのが聖人の學問中最も正しいものと存じます。朱子の格致の補傳には、凡そ天下の物に即いて其の理を窮むるといふことが御座います。此の

「凡天下」の三字は朱子が生存しました南宋の版圖を限つて指すのだと申すやうな氣のきかない説は和漢共に御座いません。左様ですから、當今の世に於きましては、五大洲全部に涉り、其のあらゆる學藝、物理を窮めることが、いふ迄もなく朱子の眞意でならなければなりません。故に當今の世に於て大學を讀む者は、其の眞意を採り、必ず西洋の學問をも共に學ばなければならぬのは申す迄も御座います。此の大原則の上に立つて、先づ公儀で學術を正して一に歸せしめられ、それを御學政の根本と遊ばされ、諸侯及び諸旗本方の御世繼又は子弟の教育に御力を盡されますよう願ひ致します。凡そ學問の道は學び始めてから三年を経て小成致し、九年に至つて大成すると申しますから、右の方針のもとに十年間御倦怠なく教育なされ、御世話が十分行届きましたならば、人材に不自由遊ばすやうな御事はないと思ひます。此の方法は大分迂遠のやうですが、七年先きの病の爲に艾を三年間も蓄へると申す譬がありますやうに、只今より教育を盛にして人材を蓄へる用意を致しませんでしたら、遂には永久に人材を得る時期がないかとも存じます。

借又人民を教育するといふ事も今迄の御様子では如何に考へても不十分と考へられます。故に世の中には兎角無頼の者が多く、不良な行動をしては召捕られ、年

はり候故に、倫理綱常もなく、文字の教も届かざる邊陲の氓をば禽獸蟲豸の如くにも被思候。故に戎狄とも蠻貉とも呼れたる事に御座候。其申辭遂に常となり、御本邦の如き綱常正しき君子國迄を夷狄と申候は、漢人既に誤り候義に御座候。然るを御本邦にも又其誤りに倣ひ只管外邦他國を貶し、學術、實巧、制度、文物此方より備はり候と見え候有力の大國を戎狄夷狄と御稱呼被爲在候は甚如何之御義と奉存候。御勅宣とて世にもてはまじきに無御座、其節はいたづらに諸大邦の怒を起し候筋御損なる御事と奉存候。よしや左迄に至り候はずとも、天下の御大政を御委任被爲在候東府に於て、御交通有之、其國々の使節官人は皆夫々賓禮を以て被爲待候を、無下に蠻狄と御稱呼御座候はんこと御不都合の御義と奉存候。古來御本邦にて夷と可稱は蝦夷に限り候義（日本紀に蝦夷をえみしと被調候、これ其證と奉存候。）征夷之御稱號も本蝦夷より出候御事、御本邦に於て夷と呼び可申國は蝦夷の外に無御座、其他は皆蕃と被稱候義と奉存候。往古任那、高麗、百濟、新羅も夷と被爲呼候義無御座、琉球も

年獄死したり、斬に處せられる者も、江戸の内ですら夥しい數に相成ることと存じます。左様な人々でも、若し御教導さへ十分に行はれてゐますれば、多くは良民と相成ることが出来、其の身に適當した職業で何なりとも世用に立ちます事が出来ますのに、現在の教育方針ではそれも出来ず、眞に慙むべき、惜むべき有様で御座います。私が折に觸れて讀んだ歐米の書籍に依りますと、毎年全國の人口に比して死刑囚人の數が甚だ少いので御座います。これは人民の教導に念を入れた結果だと見るよりほかはございません。西洋の國民性が我が皇國よりも宜しいといふわけでは決してなく、又反對に我が皇國の國民性が彼の地の人々よりも善くないといふことは固よりないので御座います。學校の建築間取の點でも、教育の方法に就いても西洋諸國の制度の方が宜しいと考へられますれば、一切を其の方法に改め、其の教育の根本精神に至つては孔孟の所謂正しい道を和かに論し、惡事をさせない様致させまして、土人は勿論、農夫、工人、商人でも才能有る者には別に先づ事物の原理の第一步を教へ、其の才に應じて諸學科を治めさせるよう仕り、大に天下に於ける刑人の數を減じ、有用の工藝が次第に興るようになりますれば、天下の利益も少くはないでせう。諸君今教へ導く筋は孔孟の所謂正道を以てすると言ひましたけれど、其の内第一に孝道を先きとなされ度、孝道を

夷と被稱候義無御座候。只今もし朝鮮、琉球をさして夷狄と御稱呼御座候は、彼の小國だにも必ず甘んじて受け申まじく、況や東西洋の大國を斥して、夷狄と御稱呼御座候は、只此國の御無禮に當り可申と奉存候。國語に夫の夷狄は冒沒輕侮にして貪て讀らず、其血氣治まらず、禽獸の如し、そのたま／＼來て貢物をつらぬるも馨香嘉味を俟たず、故にこれを門外に坐せしめて舌人に其性を體の儘委ねてこれを與へしむと御座候いかさま禮儀の教を知らず、進退上下の別もなく、食物等に臨んでは血氣に任せて馨香嘉味の調理を俟たず打喰ひ候様のものに候はば、禽獸に近しとて是を門外に坐せしめ狗畜に物を與へ候如く取扱御座候も其理ある事、又戎狄の方に於ても其稱呼を甘んじ、其禮を受けて柔服候故に子細もなき事に御座候。然る所當今諸蕃の使節、これを御門外に坐せしめられ御座候はんと御座候に納得仕るべしや否や、此義納得仕らず候は、夷狄の稱決して納得仕らず、只納得仕らず候のみならず、其御不當御無禮の筋奉紀候様の事に至り可申かと深く氣遣ひ奉存候義に御座候。外蕃御取扱は即ち賓禮に屬し候

第一となされまするには、喪服の制度を正しうせられることが根本と存じます。「大戴禮」の中に、凡そ不孝は仁愛ならざるに生じ、仁愛ならざるは喪祭の禮明かならざるに生ず。喪祭の禮は仁愛を教ふる所以なりと御座いますのも、此の理由と存じます。喪服に付きましては私の書きました書物も御座います。御叱りを受けることもありませんかと恐れ入りますが、平生私の思ふ事も御座いますので、私の著喪禮私説制服の條を御高覽に入れます。此の書物を御熟讀の上、私の説を御採用下さりませれば、此の上も無く幸福と存じます。諸君其他申上げたいのは外交文書（辭命）と外國の稱呼（御稱呼）との事で御座います。斯くの如く五大洲の國々と交通あらせられますやうになりましたは、外交上の文書を特に入念に製作相成りたる存じます。外交上の文書が十分に修りまされば、其の他に少しばかりの缺點が御座いまして、其の補ひにもなり、又御國勢を張る上にも實際上の文書に其の力が多かるべくと存じます。これに就きまして一例を申し上げます。支那の春秋時代に、鄭と申す小國が晉、楚の兩大國の間にはさまれ、毎年殆ど其の兵禍を受けましたのを、子産と申す者が政を執るに及び、此の大患を免れるには外交上の文書を上手に利用しなくては事成り難きを知り、裨諶子、太叔、子羽など當時の名士を採用して天下の政治の善惡を論

義、賓禮は即ち五禮の一に候へば、厚くせせられずばあるべからずと奉存候。厚くと申義無下に彼を崇め、御國體を屈し候義には無御座、至當の禮儀を以て御手薄の義無御座候様にと申迄に御座候。兎に角只今の御形勢此御方に御無理御座候ては不相成候様奉存候。就ては漢學の諸生輩詩文章の上勢に任せ英夷、赤狄、紅毛、夷蠻黠虜等の詞を用ひ來り候義に御座候へども、斯く諸蕃と御交通御座候上は右等の文字披ひ一切不仕候様屹と御觸諭し有御座度奉存候。此御時節柄彼方にて右等の義に付、御國事を指摘し申上候様の事御座候ては、甚遺憾之義に奉存候。兎角此御方には分毫の指摘すべき事無御座候様被爲在度御事と奉存候。借尙申上度奉存候は、御國力の義に御座候。皇國を以て外國と比較候に氣候の順正なる、米穀の富饒なる人民の靈慧にして衆多なる實に外に類もなき御國柄と奉存候然る所、其類もなきほどに御國力不被爲屈候。竊に其故を求め候に四箇條御座候様奉存候。其一は遊民多くして徒らに其財用を耗糜し候に御座候。其二は貿易理財の道、外蕃の如く開けざるに御座候。其三は物産の學未だ精しからず、山

じさせたり、文書を適當に修飾させたり致し、其の上自身もそれに更に修正を加へまして、諸侯賓客の交通の間に施しましたので、萬事が意の如くになり、晉楚兩大國の機嫌を害ふことなく、定公、獻公、襄公と三代五十餘年間も戦争なく、國民もこれらの人々を全部信賴致しまして國家が安全を保ちましたのは、全く辭令を修められました功と存じます故に、我が國におかせられましたのは、全く辭御役目に當ります御方様には子産が採用したやうな名士を撰擇なされまして、假にも外國から嘲笑を受けぬようにされんことを願上げます。

御稱呼（外國に對する稱呼）の事に就きまして私は常に感じてゐたので御座います、先日御勅宣の寫しと申すものを拜見仕り御稱呼の事について一層其の感を深めたので御座います。此の品が偽託なら幸ひなれど、若し眞の御勅宣である、假令天朝に於かせられましたと仰せ出られたと致しましても、外國に對する稱呼はいかにも適切でなく、御國體の上から申しても穩かでないと思れ乍ら考へます。それは天下國家の御爲に大損こそあれ小益さへなきことと深く心憂仕ります。此の理由を十分に仰せ上げられまして、今後外國を指して戎狄とか夷狄とか申す御稱呼を用ひられぬよう願はしう存じます。凡そ戎狄、夷狄との名は支那の中部から四邊の外邦を指していふたもので、代々の史籍には我が國の如きをも指して

澤に遺利あるに御座候。其四は百工之職未だ力學器學を知らず人力限りあるに御座候。此度格別の思召を以て御大政御變革御座候に就き候ては、御府内の遊民を始め各其職業に有付候様の御趣法御座候は勿論の御事たるべく奉存候へ共御本邦にて只今遊民の第一と申すは佛氏の徒に御座候。凡天地の間に少壯男女となくこの身ある時は必ず居る所の分位有之候。分位有之候時は必ず治むる所の職業御座候。然る故に天地の間に無職のものとは一人も無之筈の事に御座候。右故に若一人其職を守らざるもの有之候へば、國家天下を保ち候もの必ず陰に其害を受ると申事に御座候。皇國人口外國の割合より多く候と雖、此御小國を以て（魯西亞、漢土、亞墨利加、英吉利等）に比して申上候。佛寺の數殆ど五十萬に及び候。其寺内有る所の僧侶多きは數百人、其少なきは十人五人、乃至一人なるも有之、僻土貧地の寺院には農夫同様自ら耕し候も御座候へ共、多くは皆伏居して飽食煖衣する事に御座候天下國家の上一人其職を務めざるもの御座候だに、陰に其害を受ると御座候に、今五十萬字に近き寺々に許多の僧侶其身を託し空し

皆東夷傳と申す中に收められてゐるので御座います。これは全く漢土の中國のやうに早くから發展致し、代々聖智の王者が出て、臣下に賢才が多く、人倫の教へも明かであり、禮樂政刑文物典章も、影が形にそふ如く完備致してをりまする故に、一方倫理綱常もなく、文字の教へも届かぬ邊陲の地に居る人々をば獸類、蟲類のやうに考へてしまつたのです。此の故に彼等を何時ともなしに戎狄とも又野蠻人とも呼んでしまつたので御座います。此の名稱は勿論正當ではありませんけれど、遂に一般に使用されるやうになり、我が國の如き國を治め民を導く綱常が正しい君子國をも夷狄の國と申しますのは、それを使用した漢人から既に誤つてゐるので御座います。然るに我國の人々も漢人の誤りを眞似て、只々外國を貶し、學術、技術、制度、文物等多くのもの此の方よりも完備致してゐるらしい有力の諸大國に向ひまして、戎狄とか夷狄とかの御名稱を使用あられまするは其の意を得ない事と存じます。右稱呼について御勅宣であるからといつて誤りないものと考へ、世上に持て囃しますれば、そのうち萬一外國へでも傳り行かないとも限らず、若しさうなつたら、徒に諸大國の怒りを買つて御利益でありませぬ。私のかうした考へは餘りに誇大かも知れませんが、若し左程の事が起らないと致しましても、天下の御大政を御執り遊ばされます江戸におきまして、西洋諸國と御交

く世上の米穀、布帛、物材を耗糜し候。是天下大に其病害を陰受して御國力大に振ふ事を得ざる根元と奉存候。かゝる御時節と相成り、上様御發奮被爲在世界第一の御強國と被遊度思召候ても、此一路の御始末つき不申候ては、譬へば山を作ると九似ならんと欲し候に、傍より土石を崩し持去り候が如く、井を掘り泉に及ばんことを欲し候に、隨て土沙を填め候が如く、許多の歲月を被爲積候とも、決して思召に報ひさせられ候御時節有御座間敷奉存候。さりて佛の義は年久しく骨髓に入候病患に付、倉卒過劇之御改革等御座候ては、之が爲に大害を引出し可申候へば久漸の病は久漸を以て治め候外無御座と御觀念被爲在、先邪説の亂ること能はざる正理を以て、御一法を被爲立、それを以て御持久被遊御怠慢無御座候間に、小を積て大に至り、微を積て顯に至り、遂にその大功を被爲收候様有御座度奉存候。邪説亂ること能はざる正理とは、天下に佛に依らず、儒禮を以て葬祭仕候義を御免許被爲在候と、度僧の法を嚴にせられ候との義に御座候。度僧の法は往古太政官にて度牒を被授候御法被爲復其御法通り嚴重にせさせられ候は

ば、一二十年を出でずして僧徒の數大に減じ可申、左候は其間情願を以て度を受候僧は、其行も必ず汚下に有御座間敷、眞の佛道の爲にも願はしかるべき義と奉存候。只今現在の僧には多く出家と申ながら出家に非ず、食冒汚穢の行、在家の俗より甚しきも有之候。斯ては其數多しとて其道盛なりとは申すべからず、其行高くその學ぶ所深く候は其流の人寡くとも其道の爲には可然候。佛氏の學、儒者は一概に邪説と破し候へ共、其靜寂を習ひ候處、全く孔孟の教とは別派に候へ共、一向人に益なしと申すべからず。且その説く所多く列子に合ひ候。又列子の説は西洋實測の理に叶ひ候所往々有之候。是皆その心得の妙にして、地に東西の別なく、世に古今の差なしと可申候。既に人に益なきにあらず候へば必しも其書を火にせず其人亦世に用ふる所可有御座候世に用ふる所有之候は、少しく是を存し候も、亦妨無御座義と奉存候。但只今の儘にて被差置候ては、天下國家の蠹害大方ならず、御國力の振ひ候期無御座候に付、是非共御良法を以て此大害を被爲除度奉願候。孔孟之教を以て忠孝仁義の道を御怠慢なく御訓導有之

際相成り、其の國々の使節や官人は皆夫々の國情に應じた禮儀を以て我が國に對しますのを、常に野蠻人とか未開人とかの意味の稱呼を以てするのは御不都合の事と存じます。古來我が國では、夷と申す稱呼は蝦夷に限られたらしく、(日本紀の中に蝦夷をえみしと訓が付けてありますのが、此の證據と思ふのであります) 征夷大將軍の征夷と申します御稱呼も元來は蝦夷を征することが由來致してをりますことも、我が國にては夷と呼びまする國は蝦夷の他に御座いませぬ、其の他は全部蕃と稱せられました。古代に任那みやま、高麗、百濟、新羅なども夷と呼ばれたことなく、琉球も夷と稱せしことがないので御座います。只今若しも朝鮮や琉球を指して夷狄と呼びますれば、彼の小國だにも必ず甘んじてそれを受けますまい、況や東西各地の大國を指して、夷狄と御賤み御座いますならば、只我が國が先方に對して無禮をいたす事だと存じます。「國語」にも「夫の夷狄は冒浚輕儂にして貪り讓らず」云々とございますが、蠻人は如何さま禮儀の教を知らず、慾が深くて進退上下の別も辨へず、血氣に任せて結構な料理を待たず手づかみで食するのは禽獸に近いので、これを門外に坐せしめて狗畜に物を與へる如く通譯に彼等を取扱はせますのは一理ある事です。又實際戎狄の方でも其の稱呼取扱に甘んじて柔服致します故、何の故障もありませんけれども、當今諸外國の使節を御門外に

坐せしめ、御饗應遊ばさうと致しましても、彼等はいかうした態度に承知致しませうか、承知しませぬ。若し納得しませぬ以上、其の人々を夷狄と御稱呼あることを決して承知せず、晉に承知せぬのみならず、其の不當、無禮の筋を必ず糺しませうと氣遣ひ致します。外藩の人々の御取扱ひは其のまゝ賓客を禮する態度であり度く、それは五禮の一でありますから出來得る限り、厚遇しなければなりません。但し厚遇と申すことは、徒に彼を崇めて、其の爲め我が御國體を屈しても仕方がないといふわけでは御座いませぬ。當然の禮を以て、御手薄の事なきようにと申しますので御座います。要するに、只今の御形勢では、國交上、此の方に御無理があつてはいけないと存じます。これに就いて尙一言申し上げて置きたいことは、漢學の素養ある方々が、詩や文章の勢に任せて、英夷、赤狄、紅毛、夷墨、黠虜などの詞を用ひてまゐりましたのでは御座いますけれど、當今のやうに斯く諸國と御交際する上は、右のやうな文字を使用することを一切やめるよう十分に御觸れを徹底させていたゞき度いものです。此の多難の時節にこれ等の義に付、外國から非難されるやうな事が御座いましたら甚だ遺憾の事と存じます。兎に角、此方様の態度に就きまして、外國からほんの少しの事でも指摘する事のなきよう御注意あり度思ふのでございます。

喪服の御制度御更張被爲在候は、天下人民大凡其向ふ所を存知可申其所に於て儒の義情願に任せ候様相成候は、佛氏は多く入らぬものと可相成候。又住持無之廢寺の分、其處置いか程も可有御座、其儘手を入れ文武の教場に可仕なども可多候。邪宗門の義も平日正道の御教諭に御念入り、加之保伍の法を被爲正其教導の士大夫に命じ、邪書を繕き、邪教を聴き、邪言を吐き候義をいたく被爲禁候は、此く只今迄佛氏の徒世話仕候よりも御邦禁御嚴密に相成可申奉存候。

借貿易理財之義に御座候處、私義本より此筋修業不仕、乍去洪範の八政、食貨を一二に列し、周禮天官の職、九職を以て萬民に任し、商賈早いに貨財に通ずるを以て一職の務を爲し候事に候へば、貨財の義は先王の政事に次いで被重候事兼て心得罷在候。別して當今の御代、御國用乏しく御座候ては何事も思召通りに出來させられまじく、是非共御理財の御法相立不申候ては被爲叶間敷奉存候。私義理財の術學び候事は無御座候へ共西洋諸蕃貿易の利を以て國本を立て候大略は承知罷在候。依て愚意奉存候には、是迄の御會計に被爲

立置候外、別に専ら西洋の貿易理財の術御取用ひ、御老中様の御内にて其御掛り被爲定、公儀御船を以て其御定額をも被爲立不斷、清國を治め五世界に往來して彼の民と貿易し、其御出方を以て防海の御入費、外蕃御接待の御用途に被爲充度義と奉存候。全世界の形勢も益々御嚴重に無御座候ては叶はせられず候。就中御軍艦の數も次第に可被爲増、城制の義も追々被爲改、西洋諸國の如く御國內の城脈絡貫通候て、京師邊は別して京師を環拱圍繞候て互に相控援し候様有御座度、是等の義皆外蕃に依て御入増に相成候御用途にて、年年歳々莫大の御義に御座あるべく、是迄の御會計を以ては何程の御省略を被爲務候ても、御出方決して有御座まじく奉存候。依て愚管には是等皆外蕃に因て御入増に相成候御用途に付、其分悉く外蕃より被爲得候御出方を以て被爲償候様有御座度ものと奉存候。右申上候公儀御船にて御積送に可相成品々、大凡此度御改革にて工職に有りつかしめられ候遊民の手に成り候様相成候は、此計策全く御成就と申すものと奉存候。今天下の佛寺四十六萬餘宇、一寺

借尙ほ申し上げ度く存じまするのは御國力の義で御座います。我が皇國と外國とを比較致しますと、氣候の順序が正しい點、米穀の富饒である點、人民が神の如く恂巧で多數居る點、實に外國に類もない御國柄と存じます。然るに現在におかれましては其の比較するものもない程立派な御國體をそれだけ外國に認められませんが有様であります。私だけの考へから其の理由を求めましたらば、次の四點に在るやうに存じます。其の第一は天下に遊民が餘り多過ぎて徒に天下の財用を空費してゐるからであります。其の第二は、我が國にては、外國の如く貿易をして利を得る道が開けてゐないからであります。其の第三は、各地の物産に關する學問が未だ進んでゐぬので、山地や水邊に残された利を利用しないからであります。其の第四は各産業の方法が未だ物理、化學、機械學を利用致さずに、限りある人力に頼つてゐるからであります。此の度格別の思召を以て、御大政變革なされるに就きましては此の機會に御府内の遊民を始め各々一定の職業に付きますよう仰せられますのは勿論の事と思ひますが、私の考へに依りますれば現在我國で種々の遊民も御座いますが、其の中の第一は佛教僧の徒で御座います。凡そ天地の間に人間が生きてゐる以上は、老少男女の區別なく必ず各々の地位が分かれてゐるものであります。地位が分かれてをります時には必ず其の人々を治めるところの

職業が御座います。故に此の道理から推しますれば天地の間に無職者は一人もない筈なので御座います。それ故に若し一人の者でも自己の職を忠實に守らぬ事がありましたら、爲めに天下國家を保つ者は表面に表はれずとも、裏面で其の影響を受ける事が御座います。我が國の人口の割合が外國よりも多いと申しましても、此の御小國でありますのに（魯西亞、漢土、亞墨利加、英吉利等に比して申し上げたのであります）佛寺の數が全國を合して殆ど五十萬にも達するのであります。其の各々の寺院のうち、僧侶が多く居ります場合には一寺に數十人から百人にも及び、少い場合でも十人、五人或は二三人は居ります。土地の發展してゐない地方の寺院には其の僧侶が農夫と同様に自ら食する物を耕してゐる事もないとは言はれませんけれども、多くの僧侶は全部只坐して腹一杯食ひ、着られるだけ着ると言つたやうな生活をしてゐる有様で御座います。天下國家の運用におきまして、只一人が其の職に忠實でなかつた爲に、全體が大して目立たぬながらも、害を受ける事がありますのに、現今我國では、五十萬に近い寺院に幾多の僧侶が其の身を頼り、爲す事なくして世間の米穀、布帛等の物材を空費致し居るのであります。是が根本の原因となつて天下中非常に其の病害を受け、御國力を大いに振ふことが出來ないのではないかと考へます。かやうな時節と成りまして、上様に

に就き一人の僧を減じ工職に就かせ候はゞ、四十六萬餘人出て來り候。二三人減じ候はゞ百三十萬の工職出で來り候。加之僧徒ならざる遊手の民いか程も有之、又正道御教諭の爲に惡徒に陥らず刑戮を免かれ候者も有之、夫等は御趣法次第皆職業を勉め勵み候様可相成左候はゞ、只今迄世上に無之工職の數二百萬人出で來り候は容易の義に可有御座候。然る上に力學、器械學を興し、外蕃の通り便利の器械をも製し候て人力を助け、又彼國國の方法に倣ひ、諸所に工場を開き、互に相勵み候様御重正有之、又物産の學を明かにして山澤の遺財を收め、其出來立候貨物と共に船に積み、五世界に御通商御座候はゞ、莫大の御利方にて、防海其他の御用途に隨分御餘計可有御座候様被爲勉候はゞ、上様思召通五世界第一等の御強國と相成候はんこと、年を數へて可奉待義と奉存候。乍去大事に付早速其功を被爲收候には至らず、但邪説亂ること能はず候の正理を御持久被爲在いつ迄も御怠慢無御座候様被爲在度、左候はゞ、小を被爲積候もの必ず大に至り、微を被爲積候もの必ず顯に至り候はん事何の疑か御

おかせられても、御奮發あらせられ、我國を世界第一等の國と遊ばされ度き御意志が御座りましても、此の一事の御始末がつきませんならば、これを譬へれば山を作らうと思つて十分の丸まで出來上つた傍より土石を崩して持ち去つてしまひます如く、或は井を掘りまして今少して泉のやうにならうとした時に、それにつれて土砂を填める如く、どれ程の年月を其の爲に御積遊ばされても決して御思召に協ふ時節が御座いますまい。此のやうに申し上げましても、佛教其のものは昔から長年、國民の骨髓にまで入つた病氣のやうに、すつかり離れない關係となつてしまひましたので、これを一時に改革遊ばされようとして、短期間に御改革なされましては、これが爲め大害を引き出させうから、長い病氣は長い間を費して根治するより他に方法がないと御思召すよう願ひ上げます。其の方法は先づ此の邪説に亂されぬ正理を以て御一法を立てられ、それを以て永久に怠慢なくあらせられます間に、小が積つて大に至り、微が積んで顯に至る如く、遂に大功を收められることと存じます。邪説で亂すことが出來ぬ正理とは、天下に命じまして佛教に依らず、儒教の禮式で葬祭を行ふことを御許され度き事、人々が僧になる儀式、資格即ち度僧の法を嚴重にせられ度いとの義で御座います。度僧の法は昔は太政官にて度牒を授けられる御法でありましたが、今般其の制度を復活せられ、其の御法

座候べき。只々御速功を不被爲望、御持久可有御座の御規模を被爲定候事御肝要と奉存候。此御規模即ち御國是に付、假令御執政の御方様幾度被爲替候ても、いつも御同様に御所務有御座度奉存候、尙一二御利害上存寄候義も御座候、尙一々毛舉仕可申上筋にも無御座候但前條申上候數件は當今に於て御事體の大なるものと奉存候に付、不願愚瞽上言仕候。御審察の上御採用も被成下候はゞ、天下幸甚の義と可奉存候以上。
戊九月 眞田信濃守家來 佐久間修理

〔註〕 陪身 直參に對しての言葉で、諸大名の臣下を言ふ。御答を蒙り、安政元年の事。例の吉田松陰事件に連座したのを意味する。參考の爲、その全文を示せば左の如くなる。其方儀和漢兵學、西洋學砲術等師範致し罷在、近年西洋之風教國力等漸々盛大に相成加之蒸氣を以走り候迅速之船出來之趣先年書籍之上にて發明致し、自ら西洋も隣候道理にて殊に異國船屢々渡來致し候に付、萬一本邦を闕闕致し、近海へ軍艦を進め候儀も可有

通り嚴重にされましたならば、十年或は二十年の間に僧侶の數も大いに減すべく、斯様に致しますれば以後度を受けます僧も、必ず其の行ひを注意するやうになりますこと疑ひがありません、眞實の佛道の爲にも此の方が現在の有様よりも願はしいのではないかと存じます。只今の僧侶は名稱こそ出家で御座いますが其の實決して出家でなく、欲深く汚れ多き行は在家に在る俗人よりも甚しい者があります。斯様な状態では徒に僧侶の數だけが多くとも、其の奉仕する佛道が盛だとは言へませぬ。その反對に若し全部の僧侶の行が高潔で、學ぶ所が深ければ、たとひ其の流派の人は少くとも其の道の爲に喜ぶべきことであります。元來儒學を信する人々は佛教を頭から邪説と言ひ切つてしまつて信賴致しませんが佛教に於て世間一切の實務から離れて靜寂の間に深く思索します習は、孔孟の教へ即ち實踐を重んずる學派とは全然別であるとも考へられますが、それだけの理由で佛教は少しも人間には役に立たないとは申せないのは勿論であります。其の上或る點から觀れば其の説くところは「列子」と似てゐる場合も少くないので、列子の説は西洋風の實際に當つて物を考へるといふ理と一致する點も時々はあるのであります。これ皆其の心得が眞理を得る道でありまして此の點は東西古今相同じと申しても宜いのであります。佛教が全然人間に採つて無益でないことは今述べた

之と業體へ對し實用の場合、専ら御爲を存じ海岸防禦者勿論必勝之籌策を考、日夜苦心摧肺肝候處、戰者彼を知り己を知り申内當今之形勢は彼を折柄、門人吉田寅次郎義も其方同様海防策等の義を平常痛心致し、外國へ渡り問謀細作を用ひ度旨議論致し、元來同志之申分にて其器に當り候者に御得共、異國へ渡り候儀重き御國禁に付、官許は有之間敷、自然漂流の體に致し成手段を以て西洋へ渡り事情を探索致し候は、歸國之功も可相立旨申聞其後同人義九州筋遊歴として發足致し候由にて、暇乞に罷越、右は渡洋之企と同人胸中を察し、其意を含み、送別の詩作を送り候得共、右手段は不被行立歸候後、當春亞墨利加船浦賀へ渡來致し、主人信濃守義横濱表應接所警衛被仰付候に付、其方義も軍議役として同所へ出張致し候砌、猥に異船へ近寄間敷旨別段被仰出も有之候所、水夫に紛れ異船へ可近付と吉村一郎へ頼み、或は吉田寅次郎義重之助俱々に宿陣へ尋参り、

次第でありますから、必ずしも佛書を禁する必要なく、それを信じてゐる人々も亦使ひ方に依つては大いに世の爲となるのであります。佛僧で世の中に用ひられる點がありますれば小人數だけなれば残して置いても別段大害となるやうなことはありません。但し只今のまゝで差し置かれると、天下國家を害すること一方ならず、御國力を世界に振ふ期が御座いせんから、是非良法に依て此の大害を除かれたく願ひ奉ります。孔孟の教へました通りに忠孝仁義の道を怠慢なく御訓導あつて、其の上、喪服の制度を御改正あらせられますれば、天下の人民は大體におきまして其の目的を知るべく、そこで儒教の教儀に従ひました葬祭をお許し下さりますれば、佛僧は是非必要ではないといふ考へが國民の頭に出てその結果、佛僧は餘り多くは要のないものと相成ります。又住持のをらぬ廢寺の處分法は幾通りもあります。其のまゝ手を入れまして學問或は武藝の教場と致すのも一法です。邪宗門に就ては平生から正道の御教諭に御念を入れさせられ、且つ其の方面の友人に交らないよう注意せられ、其の教導に當る士大夫に命ぜられ、邪書を繕いたり、邪教を聽いたり、邪言を吐いたり致すことを嚴禁せられますよう願はしく、これは只今まで佛教の徒を御世話遊ばされたよりも、御邦禁であります以上嚴密に成されたく存じます。

異船へ可乗込と通辨の爲めに候漢文書翰草稿を差出し候に、殊に寅次郎義異船へ寄候策を察め候節是又吉村一郎へ頼みの交通認遣し、終に寅次郎外一人義下田表へ相廻り、同所において上陸の異人へ右書翰を投じ置、夜中竊に異船へ乗込外國同伴相頼候得共不致承引被差戻候次第に至り候段、専ら御國の御爲めを存量仕成候旨を申立候得共、元來同志にて重き御國禁を犯し候段不届に付眞田信濃守家來へ引渡於在所整居申付。

英國の兵清朝を駭かし、英國の東洋侵略を指す。清朝の林則徐が英人の所有する阿片全部を燒棄たのが我が紀元二四九九年であり、その結果二五〇二年に阿片戦争が起つた。泥羹畫餅、吸物は美味だが不潔では何もならない。餅は食べられるが晝いたのでは如何とも出来ないといふ意味で、或る物或は事が無駄になつたことを言ふ。

ネウヨルク ニユウ・ヨークの事。

閩園の禍 共に様子を竊にうか

偕又次に申し上げ度いのは、諸國と貿易をして國の財政を豊かにすること御座います。私は元來かうした方面にて修業致しませんので十分分りませぬけれども「洪範」に書いてある八政の中で食を第一に貨を第二に並べてあり、「周禮」の宰相は他の九職を萬民に任せますが、商賣は非常に貨財と關係があるので別に一職を設けて務を爲したと申します。故に貨財のことは先王の御政中、食に次いで重要なものでありますと承り心得て居ります。特に當今の御代にて若しも御國用が乏しければ、何事も思召通りには出來させられまじく、是非とも何かの方法で御理財のお考へが御座いませんと、御安心は出來ますまいと存じます。私は理財の道を學んだことは御座いませぬけれども、西洋諸國が外國と取引し、その利益を以て國家經濟の根本を建てる大略は承知致し居ります。それで考へまするには、是迄の御會計は今迄通りに立てさせられ、別に主と致して西洋諸國が實行してゐる貿易から得る理財の術を用ひられ、御老中様の御中にて其の掛りを定められまして、公儀の御船を以て其の御定額を定められて常に清國を始め其の他世界各國に往來して彼の國の人々と貿易し、その利益で防海の御入費及び外藩御接待の用途に充てられましたならば如何かと存じます。世界の形勢が此のやうに相成りましたに就きましたは、防海の義も今迄より一層嚴重に致しませんでは叶ひません。

がひのぞく意味。馭戎の階梯 戎は後世には外國人の意味に使用されることが多い。

己酉の冬 嘉永二年。

戊午 同三年。

言ふ意味。他人の缺點を見て悪口を

壬子の冬 嘉永五年の冬。

癸丑 嘉永六年六月。

吉田寅次郎 吉田松陰の事。彼

寅年 安政元年九月。

丁巳 同四年十二月二日。

コンシユル 船長及び高等船員

を總稱したのか？

公武合體 公武合體論のこと。

午年 安政五年。

「ミニストル 原文の少し後に

統領にも」といふ文があるの

で、此の場合は、公使を指し

たものと考へられる。

寸木の本文々 寸木の寸を計算

しないで、大廈高樓と同じ高

さだと思ふといふ事で、早計

とか、見當違ひとかいふこと

になる。尙、「孟子」に一方寸

之木。可使高於岑樓」とある

のを参照。

『書經』 堯典舜典等のこと、虞

の代に堯のことを追記せるに

より斯くいふ。

小役人の事。

漢土三代封建の制 夏、殷、周

三代の封建政治。

『帝典』は『書經』の堯典、舜典。

周禮成均の法 周公且の作と稱

せられ、四十二卷ある。成均

の法は大學教育のこと。『周

禮』春官に「大司樂、成均の

法を掌り、以て建國の學政を

治む」とある。

仁義孝悌忠信 仁とはいつくし

み、あはれみ、同情愛のこと、

義とは君臣の間の道徳、孝と

就中軍艦の數も次第に増加致されたく、築城及びそれに關したことも追々改善せられたく、西洋諸國の如く御國中の城は全部お互ひに脈絡を通ずるやうにし、別して至尊のおはします京都邊は、城で取圍んで相互に相援けあふやう致すこそ望ましく存じます。是等のことは皆外國と交際致しますようになりましたから新に増した御用途で、年々歳々莫大の御事でありませうから、それを今迄の御會計内にて取扱はうとされますと、如何程の御省略がありませうとも、それだけの御費用を捻出されることは容易でありませぬ。依て考へまするには、是等は全部外國と關係するやうになりましてから新に増した御用途でありますから、其の分の費用は悉く外國から得た御利益で當てられますよう願はしう存じます。

只今申し上げました公儀の御船で外國へ御積送りに相成りますべき品々は、大體此度の御改革で工職にありついた遊民の手に成りますやうに御取りはからひなされますれば、此の策は豫期以上の御成功を得たものと存じます。只今日本中の佛寺の總數は四十六萬餘り御座いますから、その内一寺に就き、一人の僧を減じて、それらを工職に就かせられましたならば、四十六萬人余りも出来るので御座います。若し一寺に就いて二三人の割で減じて用ひて行きますれば、百三十萬人の工職が出来上るわけで御座います。更に僧徒でない遊民が澤山ありますし、

又正しい道を御教諭なされた爲に惡に陥らず、刑罪を免かれました者も相當にあります。此の人々は御改革があり次第皆職業を勉め勵むようになりましたならば、今迄世間になかつた約二百萬人の働きの人が出来るのは容易であります。其の上、物理、化學を進歩させて、外國と同じやうに便利な機械をも製して人力を助け、又、彼の國々の方法に倣ひ、諸所に工場を開き、相互に相勵むに至りましたならば、結構に存じます。更に諸國の物産に關した學問を闡明致し、山邊や海岸に残されてゐて未だ人間の手のとどかない財を收め、工場で製作致した貨物と共に船に積みまして世界と御通商なされますれば莫大の御利益があり、防海其の他の御用途に使ひましても尙餘ること御座いませう。其の餘力で益々國家を振はせられますやうな御手段を御採り遊ばされましたら、上様の思召通り世界中第一等の御強國と相成りますこと、數年のうちにあることと存じます。去り乍ら此のことは大事業でありますから今急に其の結果が目に見えるといふやうに早くは行かず但し邪説で亂すことが出来ぬ正理を以て御持久あり、いつ迄も怠慢なければ、小積つて大となり、微もいつまで積めば必ず目に見えるやうになること少しも疑ふ餘地がないので御座います。只々速功のみに走らずに、御持久なさるやうな計畫に従はれることが肝要と存じます。此の方針は其のまゝ御國是でありますから、

當る度毎に直言して止まなかつた。寧宗の時偽學を以て目せられ、遂に其の學を禁ぜられた。我が國では特に寛政異學の禁以來重要視された。その學は窮理致知躬行實踐を重んじて、遂に儒學の正統と仰がれるに至つた。

格致 格物致知の略で、事物の理を推しきはめて我が心の智識を十分につくす意である。朱子學の根本命題。

東西諸藩 前後の關係から考へれば「西洋」諸藩でなければならぬ。「象山全集」の編者は注意されてゐる。

この例は後にもある。

大戴禮 「大戴禮記」のこと、此の中に「哀公問於孔子」がある。それは孔子晩年の思想を傳へたものといはれ、これを「哀公問五義篇」ともいふ。魯の哀公が孔子を尊敬して教を請うた記録である。

夷狄 戎狄、夷狄共に野蠻人、未開人を指す。但し前者の本意は西方の蠻族、後者は東方の蠻族を意味する。

禮樂政刑 禮儀と音楽、政治と刑事、凡て社會秩序に必要なもの。

冒沒 貧り冒し無道な事。

輕儻 輕率で進退上下の列なき事。

舌人 通譯の事。

國語 春秋時代を中心にして周が中心勢力となつた時期に於ける各國の王侯、士大夫の言議を國別に編纂せるもの。

假令御執政の御方様が幾度替はらせられても、御同様に御所務御座いますやうに願ひ奉ります。更に一二の點に就いて申し上げ度いことが御座いますが一々擧げて言ふべき程のことではないと思ひますので申し上げます。但し前に申した數件は當今、非常に大切なものと存じますので、愚蒙をも顧みず言上仕りました。御審察の上、御採用に成りましたならば、此の上も無い幸福と存じます。以上。

戊九月

眞田信濃守家來

佐久間修理

五禮 吉(祭祀)凶(喪祭)賓(賓客)嘉(冠婚)軍(軍旅)等學中に一賓禮を以て邦國と親む」とある。

度牒、その由を記した札。

列子 老莊の哲學と共に虚無の大道を説き佛敎的の所がある。

邪宗門 キリスト敎の事。

洪範 「書經」周書の中にある。

八政 國家を治めるに必要な八つの政事で、「書經」の「洪範」には「八政一曰食。二曰貨。(以上農商務)三曰視(祭事)四曰司空。(土木拓殖)五曰司徒。(教育)六曰司寇。(法律、警察)七曰賓。(外交)八曰師。(軍事)」とある。

天官 宰相の事。

九職 三宮職、中宮職、春宮職、左右宮職、大膳職、修理職。

戊 文久二年。

日本の危機に臨んで國防の要務を論ずるの書

(感應公に上りて天下當今の要務を陳す)

恐れ乍ら謹んで申し上げます。

乍恐謹而申上候 近來公儀にて邊防の御武備に厚く被用御心御上にも海防御掛り被蒙仰候御事は定めて去る亥年以來イギリス夷唐山と亂を構へ頻に及戰争候趣風聞も仕候義に付遠く被運御思慮萬一の義御座候節諸方狼狽無之様御手配御座候義と奉存候昔天平勝寶年間唐山にて安祿山の變御座候時すら皇朝にて西海に戌備を被増候事舊史に見え申候祿山の變は唯唐山城内のみならず聊か他に預り候義は無之候得共斯く其備を被設候義は全く古代君相の御遠圖と深く嘆服仕候義に御座候まして此節のイギリス夷に於てはその猖獗兇悍祿山の比に無御座候唐山と戰爭に及び候一事を以ても相分り候事に候得ば能々彼我の勢を審にし格別に御心備無御座候人より書付申上候始末近日傳聞仕候得ば唐山類に利を失ひ福建寧波等の地方既にイギリスの爲に陥没

近來公儀の方で國境方面の御武備に深く注意を用ひられ、御上におかせられても海防掛りを仰せつけられました。其の理由は必ず、去る天保十年の亥年以來イギリスと清國との間が平和に行かず、戰爭に至つたことが傳へ聞えたので、差し當り急にといふものではありませんが、御思慮を遠くにまで御配り遊ばされ、萬一の義がありました節にも諸人が狼狽の色のないやうにとの御手配であると存じ奉ります。其の昔、唐の天平勝寶年間に安祿山の變がありました場合にも、我が國にては西海の防禦を増したといふことが舊い歴史の書籍に書かれてあります。安祿山の變は只其の影響する範圍が唐の領地内に止り、少しも他の國々に關係したところではないのでありますけれど、かうして其の備を盛んにされたのは全く古代の君主や宰相が遠き慮のあつたのだと非常に深く嘆服致すところで御座います。今度イギリス人は其の性質の強惡さは、安祿山及び其の部下の人々の比ではないのでありますし、此の度清國と戰爭に及んだ一事ですら、其の慘虐な性質の結果を海

仕候よし且先年イギリス船本邦の漂流人七人を送り戻し候爲め相州海岸に近寄候を鐵砲を以御打拂に相成候に付右の船漂流人を廣東の阿媽港へ連れ戻し罷在候處右七人の内一人病死仕二人は此頃唐山を騒がし候手勢に相加り其餘四人阿媽港に罷在候所其者共より本國の義を心遣ひ書簡を以イギリスの事情を長崎表迄申送候よし其書簡に認有之候にはイギリス人此度唐山と戦争方次第本邦に交易を願ひ萬一交易御免無之節は先年漂流人送り戻しの爲め海岸に乘寄せ候船へ理不盡に鐵砲を被打掛候譯合を御糺し申度よしをイギリス人申居候よし又阿蘭陀下輩の者申渡し候義を承り傳へ候得ば唐山の騷亂方次第長崎、薩摩、江戸之三ヶ所へ兵艦を差向け候様にイギリス人申居候よし如此の類尙様々可有御座候得共自餘の義は承りも不仕暫く傳聞仕候右三事を以て愚考心を懐き罷在候事は實に相違無之義と奉存候人に依り候ては右漂流人共より申送り候義を全く其者共の心より本國の義を厚く心遣ひ右等の事情を探り竊に申送候事とも心得可申候へ共愚意には是は皆夷人の謀計にて兵威を以我朝廷を奉

を隔てた他國にまで逞しくしたのが分かるのでありますから、よく／＼向うの情勢及びそれに應じた我が現状を詳かにして、特別に御心備が御座いませぬではなならないと存じ奉ります。當年二月にオランダ人から書面で申し上げました此の戦争の近報を私が近日傳へ承りました所に依りますれば、清國は戦ふ度に敗北し、既に福建、寧波の地方はイギリスの爲に陥落致しましたさうです。更に先年イギリス船が我が國の漂流人七人を送り戻す爲に相模の海岸に近寄りましたのを、幕府の役人は之を鐵砲で打拂つたので、右の人々を廣東の阿媽港へ連れ戻しました所、七人の内一人は病死し、他の二人は近頃清國を騒がしてゐる者共の一味となり、阿媽港に残つた四人が本國のことを心配し、書簡を通じてイギリスの事情を長崎表まで申し送りましたとか。其の手紙に書いてありますには、イギリス人は此の度の清國との阿片戦争が片づき次第、我が國に交易を求め、萬一其の事が許されなかつた時には、先年我が漂流人を送り戻しに我が海岸に乘寄せた船へ、理由もたゞさないで發砲した譯を嚴重に談判致すと(イギリス人が)申しをりましたとあり、又オランダ人の役目の輕い者が言つたのを洩れ聞きますと、清國との騷亂が終れば、イギリスは我が長崎、薩摩、江戸の三ヶ所へ軍艦を差向けるとイギリス人の或る者が言つてをりましたとか。かうした類のことが此の他にも未だ

劫久しく望み罷在候交易を成就仕度爲めに内々漂流人に申付書簡を認めさせ阿蘭陀人へ託し差送り候義と被存候扱又蘭人下輩の者より洩し候義連も矢張夷人の奸計にて兵法に所謂先聲後實の手段を用ひ蘭人の阿媽港に船を繋げ候節喧しく右等の義を申觸れさせ本邦へ入津之後早々に口走り候様相謀り候故蘭船下輩の者迄右等の義を聞知り長崎にて説話仕候義と被存候左も無之候はゞ軍機を獲りに人に洩らし候咎も無之殊更不遠兵をも差向候はんと企候國へ通商に來り候蘭人に其國の某の地方に軍艦を出し可申申方略の聞え申へき義は決して有之間敷被存候然るを却て右等の義御座候は是皆夷人の奸計に相違無之義と奉存候且又漂流人も最初本國へ歸り申度段頼み候ひし故先年連れ來り候に有之べく候事調はずして阿媽港へ連れ戻され候連も漂流人に於ては歸心の斷絶仕候義は有之間敷候得ば如何にも致し本國へ返され度と再三も再四も頼み候はぬ義はよも有之間敷候に阿蘭陀人へ託し候とも唐山人へ託し候とも仕差送るへきを七八年も其儘其國に留置候義は是又此者共を以奇貨とも可仕存念と被察候是等を以推量仕り候ても彼れの

色々とおつたらしいのですけれども、これ以上は強ひて聞かうとも致しませんでした。此の三事から私が考へて見ますのに、我が國に對してイギリス人が侵略の野心を抱いてゐることは全く疑ふ餘地もないことだと存じます。或人は今述べました漂流人から申し送りました事を批評して、全然其の者共が誰にも何とも云はれない先きに、自然と心から本國のことを深く心配し今言つた通りの事情を探り、竊に申し送つたのだとも考へるでせうが、私の觀るところではそれと異り、これは皆外國人の深慮謀計であつて、兵力を以て我が朝廷を驚かし奉り、年久しく望んでゐました交易を許させようとする爲に、内々漂流人に申し付けて手紙を書かせ、オランダ人に依頼して我が國に送つたものと思ふのであります。更にオランダ人の下役の者から洩れたことでも、矢張りイギリス人の惡計であつて、兵法でいふ實行する以前に盛に宣傳すると謂つた方法を探り、オランダ人が何時か阿媽港に船を繋げた所なぞに、喧しく右等の事を申し觸れさせ、我が國に入港するや否や盛んにそれを口走るやうに謀りましたので、オランダ船に乗つてゐた役の輕い者に至るまでがかうしたことも聞き知つて、長崎で多くの人々に語つたものと考へられるのであります。若し左様ではありませんでしたならば、軍事上の秘密を故なくして勝手に誰にでも洩らす咎もなく、殊に近いうちに兵士をも差し向けようと計

本邦へ對し野心御座候義は益以顯然たる義と奉存候其上イギリスにて久敷本邦をねらひ候と申義は先年より歐羅巴諸州にて致承知居候事と相見え毎度蘭人より申上候事共も有之候扱其蘭人より申上候イギリス國にて戰艦を數多造り立候と申義も亞米利加州にて軍争有之と申候事も唐山にて遠からず戰爭の可有之と申義も是迄申上候事共只今と相成總じて虚説無之候得ば其イギリスにて本邦をねらひ候趣もその申上候通りに相違有之間敷候左候得ば唐山との事方付次第必ず渡海仕り最初に交易を相願ひ其段御許容無之節は屹度先年船へ鐵砲を被打掛候謂れを承り度と申難題を申出し可申候抑彼國は唯利のみ走り候習俗に有之候得ば假令本邦に深き讎怨有之候とも本邦を亂妨仕候爲のみに態々兵艦を遣つらひ數多の入費を掛けて差向ひ候等の事は決して仕る間敷候然る所此度は既に唐山迄多くの戰艦差出し有之軍卒も乏しからず器械も備り候て本邦とは僅かの海路を隔て候のみ事候得ば先年相州浦の一件御座候を幸に事の序にその兵聲を鳴らし手を濡さず交易を叶へ若又其願筋御取上無之節は元より事の序にて失費も薄き事に候得

畫してゐます國に通商に來るオランダ人に向ひまして、其の國の某の地方に軍艦を出すなどと言ひ聞せることは決してないと思へられるのであります。然るにかうしたことがオランダ人から傳はつたとする事實がありますといふのは、皆外國人の惡計に相違ないと存じます。且つ又、前述致しました漂流人も最初は本國へ歸り度い由を頼みましたので、先年連れて來たのでありませう。ですがことが都合よく行かず、其の結果阿媽港へ連れ戻されましたが、彼等にして見ればそれに依つて歸國心を失つたなぞのことは勿論ないのでありますから、如何なる方法でも採つて本國へ返され度いものであると三度四度と繰り返して頼まなかつたとは信じられませんから、若しイギリス人も彼等を本國に歸す意志があるのならば、オランダ人に頼んでも、支那人に頼んでも、歸國出來るやうに取扱はれるのを、七八年も其のまゝ其の國に留め置きました事實は、これも前と同じく此の者共を利用して自國を有利に導かうと考へたものだと思はれるのであります。これ等から推量致しましたも、彼の國が我に對して野心のあることは明瞭だと存じます。其の上イギリスが久しい以前から我が國を侵略しようとする意志のありますことは、もう先年から歐羅巴諸國で承知してゐると見え、毎度オランダ人から此のことを幕府及び其の他に申し上げましたこともありませう。扱、オランダ人は種々の

ば其儘兵を構へ本邦を惱まし遂に要して交易を始め本邦の利を網し候べき料見に有之べく候元來道德仁義を辨へぬ夷狄の事に唯利のみ賢く候得ば一旦兵を構へ候方始終己れの利潤に相成可申と見込候は聊か我に怨なくとも如何様の暴虐をも仕可申候左候得ば此方より禮法を以て待候義もその怨のなき所をも恃み候事も出來兼候義と奉存候又彼れにては假令本邦と兵を結び候とも事の序にて失費の薄きのみならず海上にて又許多の利を獲候義も可有御座被存候其利と申は本邦の近海に戰艦を繋げ候て海運の妨げを仕り其暇隙を以て近來彼國にて専ら利を得候鯨獵にても仕其最寄の島々へ交易等仕り候はゞ月を重ね年を積み候とも格別彼れが本國の軍資を費し候事は有御座間敷只本邦の害のみ相成可申義と奉存候左候得ば彼れにては必ず兵端を開き本邦を懲らし遂には北狄より宋家の歳幣を要し候如く要して莫大の交易を求め終に本邦の膏腴を吸取り國力を弱め候て果ては屬國の如きものにも可仕心得に可有之候乍然右等の成行を御心遣ひ最初に其願筋御許容御座候はゞ穩便に事靜まりも可仕候得共堂々たる神武の本邦を以て是

ことを申し上げますが、その中でイギリス國で戰艦を數多く建造したと言ひましたことも、亞米利加にて戰爭があると言ひましたことも、清國でも遠からず戰役があるだらうと言ひましたことも、私が今書いて來ましたことも、只今となつて考へて見ると大體虚説はないやうでありますから、彼等がイギリス國は我が國を狙つてゐると言ひますのも、申し上げた通りに受取つてよからうと思ひます。左様でありますから清國とのことが片づき次第必ず海を渡つて我が國に來て、先づ最初には交易を願ひ、それが御許しない場合には、必ず先年イギリス船に發砲した理由を承り度いといふ難題を申し出るでせう。

一體彼のイギリスと申す國は、只利益のみに走つて他を顧みない習慣がありますから、假りに我が國に非常な怨みがあつたとしましても、我が國を單に亂すだけの目的で態々兵艦を用意し、多數の入費を掛けて向つて來るやうなことは決して仕ないであります。然るに今度は現に只今明國支那に多くの兵士、軍艦を派遣してありますし、軍卒も十分に足り、兵器も備つてゐる上に、我が國とは僅かの海路を隔ててゐるだけでありますから、先年の相州浦のことの御座いますのを幸ひに、清國まで來た序に此方にまで戰を挑み、若し我が國が其の勢に負けました場合には相手は手を濡さずして交易を叶へ、或は又若し其の願を我が方で御取上

迄久敷御拒絶御座候ひしイギリスに此度の兵聲を御懼れ容易に交易の義を御免御座候と申候ては春秋傳に所謂城下の盟同様にて公儀の御恥辱此上あるべからず依て天下の剛大正直の氣も折け神國尙武の御威陵も衰弱仕始終外夷の輕侮を來し候て其弊舉ていふべからざるに至り可申と奉存候且又前文推度申上候情實に果して相違も無之候はゞ最初願立候交易也必らず本邦にて堪へ難き程の義を申出し可申假令阿蘭陀唐山同様の義に候ても此の節の場御國用は事缺候義も無之候得ば年々何蘭陀へ被差遣候銅の義に識者は昔より憂を抱き候事に御座候此上に又イギリスと交易相開け候はゞ益々天下有用の品を以て外國無用の品と取替候譯にて天下の御大計に有御座間敷存候且一旦イギリスの交易を御免御座候はゞ魯西亞に於ても必らず黙し候ては居り申間敷候文化の度その國の使節レサノフへ被仰渡候御書付も有之候へば手の裏を返し候如き御表裏を懼り且イギリスの願筋御許容御座候御國勢を輕んじ彼より又難題を申出候義も御座候はゞ其節何と御答可有御座候や左候節は又魯西亞とも交易を御開き被遊候半賦右の次第に候得ば旁以

無かつた場合には、元來がことの序である以上費用も薄くてすむ關係上、其の儘兵を出して日本を惱まし、遂に無理無體に交易を始め、我が國から利益を見ようとする量見であると思はれるのであります。元々彼等は人の人たる道を辨へぬ蠻人で、只利殖の點にだけ賢明であります以上、一度我と戰端を開きますれば、自分の方の利潤になると見込がつかますと、我が國に少しの怨はなくともどんな暴虐の行爲をするか分らないのであります。故に此の方から禮儀正しく相手に對しますと、反つて見當外れの場合がないとは言ひ得ないかも知れないのであります。又彼の國では、假りに我と兵を交へると致しましてもことの序である以上失費が薄いばかりでなく、海上で又許多の利を得るのも想像出来る次第であります。其の利と申しますのは、我が國の近海に戰艦を繋ぎまして海運の妨げを爲し、其の隙に近來彼の國で非常に利益があります鯨獵でも爲し、其の附近及び便利のある島々へ交易を致しましたならば、我との交渉に月を重ね年を積みましたとしても、別段に此の爲に彼が本國の軍資を特別に支出するやうな事は御座いませんでせうし、只々我が國の損害にだけなりますものと存じます。故に彼の國では必ず我と兵を交へ、我が國を疲らせ、遂には支那に於ける北方の野蠻人が宋の國家を脅かして種々利益を強要した如く我が國に交易を強ひて、莫大の利を要求し、終に我が

イギリスへ交易御免の義は相成間敷義と奉存候左ればとて一概に御拒絶御座候はゞ必定戰爭に及ぶべく戰爭に及び候連も我に勝算だに多く候得ば深く懼れ候ては足らず候へ共當今の形勢を以て思量仕候に此儘にては我の勝算至て乏しく候様奉存候間此節如何様にも被盡御國力候て御武備を御嚴重に被設自然と虎狼鬪鬪の心を消阻し長く生民糜爛の禍を免かれ候様御計策有御座度奉存候微賤の私底公儀御廟堂の御大計を彼と申上候は實以恐入候義に御座候共外寇の義は國內の爭亂とも相違仕事勢に依り候ては世界萬國比類無之百代聯綿とおはしまし候皇統の御安危にも預り候事にて獨り徳川家の御榮辱にのみ係り候義に無御座候神州國の休戚を共に仕候事に候得ば生を此國に受け候ものは貴賤尊卑を限らず如何様とも憂念仕るべき義と奉存候其上去年以來御上に御加判の列被蒙仰千歳の御一遇とも可申上此御盛代に被遊御遭逢殊に又近頃海岸防禦の御掛被蒙仰候御事に候得ば此節御家來の身と仕候ては如何底にも被遊御天下を泰山の安きに被置候不朽の御大功をも被爲立候様御補冀申上度御義

國の美味を全部吸取り、國力を弱め、其の結果日本を屬國のやうに取扱はうと考へてゐるのであります。然し乍らかうした結果を氣づかふの餘り、最初から願ひの筋を御許しになりますればことが穩便に靜まりも致しませうが、未だ他國に侵された經驗のなく堂々と神武以來獨立を續けて來た我が國が、是迄幾年にも互つて拒絶致してをりましたイギリスに、此の度兵力を以ての交渉に懼れて、すぐに交易をお許しあつたと言ひましたのでは、春秋傳に記してあります所謂敵に城下まで攻め入られてから爲す和議同様で、公儀の御恥辱此の上もなく、これに依つて天下一般の人々の敵に對して死を賭して戦ひ、正義には生命を犠牲にする氣風も折け、武を尙ぶ神國の御威稜も衰ふるに至り、これ以後は常に外國の輕侮を招いて、其の弊害が數へられない程に至るであります。且又今述べました私の想像に誤りがありませんでしたら、彼が最初に願ひ立てまする交易の義も、必ず我が國に採つて忍ぶべからざる程のことを申し出て來ませうし、假りにオランダ、明國等と同じ程度でありましたも、元來が御國用にことが不足してゐないのでありますから、年々オランダに賣り度す銅のことですら、識者は昔から心配をしてゐたことで御座いますので、此の上に更にイギリスと交易が開けましたら、益々天下有用の品と外國の無用の物品と交換致すことになりまして、天下の御大計に有利とは考

に御座候但し此度唐山争亂に付候ての事連も御廟堂の御上に御評議御座候義は固より私底の存じ知るべき様無御座候得共顯を以隠を推し小を以大を察し候に彼の虎を怖れ候譬の如く遠からずして外夷の事有之べき義を眞に御怖れ候御方無之様被存候果して眞に御怖れも御座候はゞ必らず是を防ぐに足るべき程の御備無之候ては難叶義と奉存候然る所江戸府近邊第一の御固めと承り候相房御備場近頃御振合相替り成る程是迄より諸事御行届も候べく候得共萬一之義御座候節右の御固めに果しては府の御藩屏に相成候べきや其段は乍恐無覺末次第と奉存候臣子の身と仕假りにも不祥の義を申上候は甚以恐多き事に候得共言上不仕候ては事分り兼候故姑らく御赦免を蒙り可申上候彼イギリス等兵機に暗く一時に上陸を謀り御備の場所を押寄せ手詰之勝負を決し候事も御座候はゞ短兵は元より我國の長技にて候得ば右の御備にて勝利を得候事疑も有御座間敷候然る所イギリス夷は西洋諸國の内於ても氣性剽悍にて飽まで武略に長じ候よし夫と申ものも畢竟その國の軍政他國と事替り凡そ兵事に預り候ものは兵事にのみ寢食仕其餘事に携

へられないので御座います。其の上一度イギリスと交易を御許しありましたならば、ロシアでも必ず黙つてはゐないでありませう。文化の頃にロシア國の使節レサノフに渡しました御書付もありますこと故、我が國の手の裏を反す如き態度を憤り、且つイギリスが要求すれば直ちに許さざるを得ないやうな國勢だと輕蔑致し、今度は彼の國から又も難題を申し出ることが御座いました節には、何と御答へ遊ばされますのでせうか。左様の場合には又ロシアとも交易を御開き遊ばされます御考へで御座いまするか。右の次第でありますから一層イギリスに交易御免の義は相成りますまいと存じ奉ります。かやうに申しましても一筋に御拒絶が御座いましたならば、必ず其の結果は戦争に及ぶべく、たとへ戦争に至りましても我が國に勝つ見込さへありますれば、深くは懼れるに足らないのですけれども、當今の我が國の形勢をつくづくと考へて見まするに、今の儘では我が國の勝算は至つて乏しいやうに存じますので、今から出來得る限り御國力を盡され、御武備を御嚴重にされて、國中で相争ふやうなことが無く舉國一致して外國に當り、永久に外國の爲に生民が蹂躪されるやうなことの無いやう御計畫あり度いものと存じます。身分も低く、位も無き私輩が公儀の御政治の御方針を彼是と申し上げますのは、實に恐れ入りましたこと御座いますけれども、外國人が我が國へ侵入して來る

り候事一切無之専ら便宜を以他國を掠略仕候事等を掌り候よし右故何方にても戦争有之節は第一其身の不利に御座候故何ぞ事の起り候を常に望み罷在候よし人の常情を以て考へ候ては如何様彼れが戦争に長じ候連も其間には必らず死亡も可有之候半に斯迄戦争を好み候情合信じ難き様にも候得共當時江戸表にても町火消のもの共は世の中穩にて失火少く候得ば却て喜び不申世上騒々しく火事多分に候を竊に冀ひ申候彼等連も火事に往往怪我人死亡等仕候もの御座候得共其義に恐れず只管失火を望み候も全く其身當座の利害に係り候故の事に御座候イギリスの戦争を好み候も多く此類と被察候右之通軍兵の戦争を望み候様の手組に候故兵事の鍛錬自然と行届き候事實に侮り易からぬ様子に承り及び候右之通兵事に賢き者共に候得ば必ず無左と上陸仕様の義は仕るまじく扱又本邦の近海を彼國人に委しく測量仕書に著し印刻仕り候ものも御座候よし且日常々阿媽港よりシコタン^{イギリス人の居候地}井葛沙都加^{蝦夷の千島の内}へ通商に往來仕候船上にても大抵熱知も仕居可申候先年相州觀音崎邊へ前文申上候夷船漂流人を連來候

といふことは、單に國の中の争亂とは性質が全然相違仕り、事の成り行きに依つて或は世界萬國に比類の無い百幾代連綿とおはします皇室の御系統の御安危にも關係致すやうなことになりますやも知れず、只獨り徳川家の御榮辱のみ係つてゐるばかりでは御座いません。我が神國に生じた一切のこの喜憂を共に仕りますることでありますから、生を此の國に受けました者は身分、階位の貴賤尊卑にかゝはらず一人も残らず出來るだけの心配を仕るべきだと存じます。其の上去年以來、我が君様にも御加判の列を仰せ受けられましたのは千歳の御一遇とも申し上げますべく、君の御運が益々盛んにならせられ、更に又近頃海岸防禦の御掛りとなられたことでありますから、我々家來の身となりますれば、此の時に當つてこそ如何程にも心力を盡して、諸侯中でも御評判よく、又天下を泰山の如く安全に置かせられます不朽の御大功をも立てられ度く、及ばずながら出來得る限りの御盡力を申し上げます次第で御座います。但し此の度の清國とイギリスとの争亂に付きまして、幕府の御方針はなか／＼我々の如きが窺ひ知る由も御座いませんけれども、顯れた僅かなことから隠れた大部のものを推量致し小を知つて大を想像致しますのに、彼の虎や狼が弱小の動物を狙ふやうに、遠からずして外國人が國を侵略に來るかも知れませんことを眞に心から御怖れなざる御方がありませんやうに存じら

立と申義は是迄公儀の重き御規定も御座候得ば尤も容易ならざる義とは奉存候得共右の外寇防禦の策無之に極り候はゞ假令是迄如何程重き御規定に御座候とも天下の安危には難替義と奉存候畢竟御立代様にて右等重き御規定を被爲立候も天下後世の義を厚く被思召候この御事に候へば御當代様の御物數奇等にて右を破らせられ候半には如何にも濟せられまじく候得共天下の爲に立させられ候御法を天下の爲に改めさせられ候に何等の御憚りか御座候べき平常の事は平常の法に従ひ非常の際には非常の制を用ひ候事と漢古今の通義と奉存候其上船の御制度を御定め被遊候御代の西洋夷と此節の西洋夷とは其用意の大小國力の強弱等總じて懸絶仕候事地球内諸州沿革の様子にても顯然たる事に候得ば御先代様と此御時節と御代を替させられ候はゞ必ず是迄の御法に限らせられ候義は有御座間敷被存候左ればこそ中庸の孝者善繼人之志善述人之事者と申候も事勢を辨へず時宜に達せずひたすら舊制に拘泥仕候義には無之時に應じ變に隨ひ所を替へば皆しかあるべき様に仕候を誠の孝道とも中庸の道にかたひ候とも申候義と奉存候此義理事勢御廟

ましたものも彼の國人の手に入つてゐます由、更に常々阿媽港からシコタンへ蝦夷の千島の内イギリス人の居住地及びカムチャツカへ通商の爲に往來仕ります船上にても大抵近海の模様も熟知してゐると思つてもよいのであります。前に申し上げました通り、先年相州の觀音崎附近にイギリス船が我が漂流人を連れて來ました折、陸から我が國人が鐵砲を發射致しましたが恐れた氣色もなく、岸に近い巖間を徐々と乗り廻し、暗礁へも乗り懸すに引き返しました事例を見ましても、我が近海の様子を知らないとは存ぜられません。それに我が國人でありますかの漂流人も彼の國に數ヶ年も留つてゐましたので、其の者共から聞きましただけでも江戸が天下の中心となる大都であつて人口が稠密し、其の日用の食糧は必ず其他の國々から海を越えて運般しますのを詳しく知つてゐます道理でありますから、萬一彼我戰端を開きました場合には、彼の國は江戸へ向ふ海運の主要な航路を中斷する目的の下に、先づ最初に大島でも攻め取り、其處を當分の間の根據地として、伊豆沖及び相撲房州附近に數艘の大船を繋ぎます事も御座いましたならば、諸國からの運輸米が一時に差し支へ、如何に相房邊に御固めがありましたも致しかたがなく、只手を殘念がつて握るだけで手出しは出來ず、日數を多く過ないうちに江戸表の御不自由は非常なものとなるやうに存じます。其の時には

堂にてよく御了得御座候はゞ何卒早く戰艦の義に御取掛り被爲在候様仕度奉存候右だに御制度を改められ候はゞ愛に一策有之候此策をだに御取用ひ御座候はゞイギリス唐山に志を得る得ざるを論ぜず本邦を圖關仕候念は自然と推縮仕るべく奉存候其策と申は別義にも無之右の船艦此方の船工へ被仰付候ても西洋の船を造り候書類種々渡來も仕居候よしに御座候得ば大抵には出來可仕候得共先年魯西亞の主ペートルの始めて其國にて海船を作り候節も相應の材木に差支へ工匠も事慣ず候て一艘にも多分の費かゝり候ひし様子に候得ば數艘を火急に御造立候には餘程の御物入も可有御座候且又其様早急にも出來仕兼可申候得ば先蘭人へ被仰付軍艦を二十艘程も御買上に被遊可然と奉存候阿蘭陀領ジャガタラ邊に多く海船を仕立候場所御座候よしに承り候へば日ならずして御用に相成可申候軍艦の代料連も尤も大小にも依り可申候得共通用の分は大抵五千兩位のものにも候哉の様子に翻譯西洋書に見え申候左候得ば二十艘御用被仰候ても大略十萬兩に可有御座候扱又阿蘭陀より水軍に鍛鍊仕候もの測量に長じ般を扱ひ候もの等二十人船大

軍艦を遣して相手を擊破する方法も御座いますとはいへ、是迄海戰の御練習も無く、元來海軍は我が國人の短所、彼の國人の長所でありますから、兵法に所謂敵の得意な場所に向ふと言ふやうなもので、我が軍は必ず敗北するに決定してゐます。たとへ其の時に當つて、勇敢にして生命を輕んずる士が多數あり血戦仕りましたとしても、只々無益に人命を損じまするだけであつて、勝利は萬分の一も考へられないでせう。こうは言ひますものゝ、そうした場合に用意する爲に今から大島等に御備場を建てさせられ、多くの人々を差し置きましたとても、是迄の例に依りますれば只々多額の入費のみでありまして、其れに相當したゞけの御役には立つ事が無からうと存じます。萬一大島に御備場を建築せられ、御武器等も充分に種々御備へあり、兵糧にも不足無いやう設備が御座いましたとても、若し外國人の方で軍艦を二方面に分け、一方には江戸及び其の他から大島へ行く航路を塞ぎ、他方で彼の島を襲ひましたならば、此方から援を出しましたも、前に申し上げましたやうに勝利は考へられず、又彼の島では外部からの援助もありませんから、遠からず全滅致しますより他にはありません。そうし7場合には、つまり兵糧や戰の道具を彼に與へるやうな結果になります譯で、此の策は最も危いと存じます。こうした事々に付きまして私が熟考致して見まするに兎にも角にも

工十人大小の鐵砲を造り候職人並に陸戰の陣法に習ひ候もの各五人宛も被召呼候て御旗本衆御家人の内を以て水軍數十隊を御揀み水軍に鍛鍊仕候ものにも軍役の内にて船持の御大名方にも軍役の内にて人数を定め家來の者差出し其法を學ばせ候様被仰渡船の製作は御大工の者に稽古被仰付大船並にバツテラ等の快船を數十百艘御造立有之火器の造法は諸國より其人を選み其法を習はせ許多の銃砲を作出し陸戰守禦の法をば御旗本衆御家人は勿論御大名の家來にも人を擇で稽古仕候様被仰渡候様仕度奉存候是等の人数阿蘭陀より被召呼候事も格別の御入料には有御座まじく候先年阿蘭陀甲比丹より申出候にては一ヶ年二百金被下候は、何に限らず善き職人を連れ來り可申候段申候由に候得ば四十人被召呼候ても一ヶ年僅か八千兩に有之候筒様にせさせられ候は、其御入用は備かにても西洋諸州の聞えは頗る盛なる義に可有御座候阿蘭陀は小國には候得共その國人諸藝術に長じ軍事もよく鍛鍊仕居候故小國ながら諸國には侮り不申候よし畢竟イギリス夷の本邦を闖關仕候も本邦の水軍に習はず近來西洋にて盛に用ひ候神妙の火器を不心得

先達て申し上げました八個條の策術の他は御座いませんと考へるのであります。(海防の八策とは次に述べる八條であります。其の一、諸國の海岸中重要な場所には嚴重に砲臺を築いて平時にも大砲を備へて置きまして、萬一の場合には直ちに使用出來るやう用意し置く事。其の二、オランダとの交易に銅を輸出することには當分の間停止し、其の銅で西洋流に做つた幾百千といふ大砲を鑄立て、諸國へ分配されたい事。其の三、西洋の製造方法に従つた堅固の大船を作り、諸國から江戸に向けて米を送る船に用ひて、難波をふせぐ事。其の四、海運御取締りの役目には人選を嚴にし、異國人と通商は勿論の事、其の他海軍一切に關する惡計を嚴しく御調査ありたき事。其の五、洋製に做つた戰艦を建造して、主として海戰の驅引を習はせたき事。其の六、文化の未開な地方、津々の浦々に至るまでも學校を興し、教化を盛んにして、何の學問も無い男女に至るまでも忠孝禮節、義理等の大道を理解させるやうに致させられたい事、其の七、功があれば遠慮なく其の人を賞し、罪があれば如何なる人物でも罰し、其の間に何等の不正關係も無いやうにして、御上の御恩威が益々顯れ、人民共の心が全部一致して護國の念を盛んにするようありたき事、其の八、才學ある人物を地方から撰拔する方法を用ひる事。)此の八策の中でも、近日オランダ人から申し上げました事を聞きまして

候を見込候ての事に御座候所右の如く戰艦等御買上に相成又新規にも御造り立水軍をも御訓練有之火器をも御作り西洋方の火術を専ら演習御座候趣承り傳へ候は、武略に名譽御座候本邦の元來短兵に長じ候上に又己れを捨ててに從ふの量を以て水軍火器は専ら西洋法を被用候知略識量に感服仕御武備の嚴重なるに願ひ候て自然と關關の念を消し要して交易を願ひ候はん等の奸謀十に八九は空しく相成可申候若又夷人冥頑無知にして畏るべきを畏れず兵を引て交易を要し候等の義御座候共右の策御取用に相成御武備御整ひ候上は兵法に所謂立不敗之地と申ものに御座候得ば最早少しも臆すべき義無之如何様とも正辭を以願筋御拒絶有御座度且兵船を我近海に近づけ要して願筋を違んとする狀無禮之段殿しく御叱り御座候は、如何様無知の夷狄に候とも心に稟然と恐れ懼然と愧入候場可有御座候萬一左様御座候上も、尙相州浦にて御打拂に相成事等申出し候事有之まじきにも無之候へとも彼れを追退け候程の武備既に我に御座候上は本邦の國法長崎表の外は總して異國の船近寄候事を不許近寄候をば手痛く打拂候は國初よりの御作法也と御

からは、最も御急務と考へますのは、西洋の製法に従つて數多の大砲を造るべき事、並に艦船を御仕立になり、海戰を練習される事との二事と存じます。先づ手初に此の二策を御實行なされます時には、其の他の分はそれに従つて御用意が出來る事もあらうかと存じます。然るに西洋製の船艦を御造りになります事は、是迄公義に於かせられて嚴重の御規定も御座いましたので、非常な大事件とは考へられるので御座いますが、若し此の方法以外には外國人の侵略を防禦出來ないと決定致しましたならば、たとへ今迄は如何程重き御規定が御座いましたらうとも、天下の安危には替へ難い事と存じます。御先祖様が此の事に就きまして重い御規定を立てられましたのも、結局は天下が後世に至るまで安全たるやうにと深く御配慮遊ばされました故でこそありますから、若し御當代様が一時の御好奇心で是をお破りになりますのでありますたら、御先祖様の御心に如何にも濟まないものであります。天上安全の目的の爲に立てられました御法を、同じ目的の爲に改められますのは何の御障りが御座いませうや。平生の際には平常の法に従ひ非常の際には非常の制を用ひます事は、和漢古今を通じての例と存じます。其上、御先祖様が御船舶の御制度を御定め遊ばされました時代の西洋人と今日の西洋人とは、其の考へ方の大小、國力の強弱等全部が大變に相違致して居ります

答御座候半に何の御遠慮も有御座
間敷候右にて承服不仕聊たりとも
彼れより不法の振舞を仕候はゞ其
節は兼ての御用意も御座候事片甲
をも残さざる様鑿戦を遂られ度奉
存候我に船艦御座候て水軍の鍛錬
だに行届き候へば江戸表の海運を
妨げ候爲に相州沖等に船を繋け候
類の悪計を成し候とも此方に於て
如何様にも方略可有之候又西洋の
火術を用ひ候上にて水陸の利害を
論じ候へば船にて來り候ものは必
敗の理有之陸に居候方必勝之算御
座候趣に承り及び候既にイギリス
夷の所領亞弗利加洲の南端に唐山
人の喜望峰と譯し候場所所有之候所
西洋諸州の海船は必らず此所の海
濱を経候はずしては亞細亞洲に往
來仕候事不能候然る所何國の船に
ても右の近海を斷りなしに通候節
は其船を引留め其子細を相糺し事
議に依り候ては其船を奪ひ取候よ
し夫と申もの畢竟彼れに人を制服
仕候程の武力御座候故と被存候本
邦に於ても水軍火術だに彼國に不
劣候様相成候はゞ海岸に近寄候異
船は盡く御打拂に相成候御作法に
て世界萬國皆驚を破て御武威に恐
怖仕決して岸近く船を寄せ候等の
義有御座まじく況んや環に上陸致
し竹木等を伐り取候等にては任じ候御

事は、地球上の諸國の歴史を觀ましても明瞭でありますから、若し御先代様が只
今まで御生存遊ばされましたならば、必ず今迄の御法を守つてはゐらないであら
うと存じます。故に中庸に孝行な人は親の志をそのままに繼ぎ、善なる者は親と
同じやうな事を行ふと申してありますのも、事勢を辨へず、時代に即せず、たゞ
昔から定められてゐる制度のみに執着し、永久に此れを變へないと言ふのでは無
く、時に應じ、變に従ひ、場所が替つたならば従つて其の實行方法に幾分か差異
も來すやうに致しますのを眞の孝行の道とも、又中庸の道にかなつたものだと
申すものと存じます。

以上の義理と今日の事勢を爲政者の御方々に於かせられまして充分に御了解御
座いましたならば、何とぞ一刻も早く戦艦建造の事に御取掛りの御支度あらせら
れるゝやうに願ひ上げ奉ります。右の點だけでも御制度を御改めになりますれば、
爰に私案が一策あるのであります。若しも私の此の案さへ御採用下さりませれば、
イギリスが清國に志を得ると得ざるとに關せず、我が國を闘ふ心は自然と消えて
しまふと思ふのであります。その策と申しますのは別の事でもありませんが、前
述致しました戦艦御建造に際し、それを此方の船大工に仰せ付になりましたも、
西洋の造船に關します書類も種々渡來致しております由で御座いますから大體

座間敷候然る所此節の通洋製の戦艦も無之水軍にも習はず太平無事の時に至り漸々に開け候花火の火術のみにて近年西洋にて戦争の間に機巧を極めて製し出し候ポンペン、ベキサンス等の利器をば一向心得候ものも無御座候てイギリス等の強寇を畏服せしめんと仕り候は千萬無心許次等に奉存候右ポンペン、ベキサンス等の奇巧猛烈を極め候火術は和漢其未曾有之事に御座候故世に傳へ候諸家の兵法も是に對し候ては其將帥たるもの、機智上の心得に相成候事は勿論御座候得共その城制陣法に至り候ては總て用に充らざる様奉存候然るを偏固に故轍を守り一隅に自足仕候兵家者流のみ世に多く候は是又嘆息に不堪義に御座候右様の御國勢にて先年夷船御打拂に相成候義御國法の旨強く御申張られ候とも彼れにて心に怖ろしく存候所無之候へば必ず更に不遜の義を申出し容易に兵端を開き可申候其節に及び如何なる御計略御座候て其猖獗を御取拉被遊候半と被思召候哉御廟堂の御上にも御念慮此に及ばれ候はゞ如何様にも御寒心御座候て聊も御猶豫なく萬全の御良圖御座候べき御義と奉存候は存恐前中上候

は出來ますのは疑も無いのでありますが、先年ロシアの皇帝ペートルが始めて其の國で海船を作りました時にも、それに相當する材木に差し支へ、船大工も事が慣れません爲に、一艘にも非常に多額な入費がかゝりました様子でありますから、今我が國で其れを數艘も至急に御造立あらせられますには餘程の御物入もあります事とせうし、その上此方の急ぐ程早急にも出來上るまいと思へますので、先づオランダ人に申し付けまして軍艦を二十艘も御買上遊ばされることが良い方法ではないかと愚考仕る次第で御座います。私が聞いたところに依りますれば、オランダ領のジャガタラ邊に多く海船を仕立てます場所も御座います由、それ程の日敷を要しないでも御用に立つことが出来るかと思ふのであります。軍艦の建造費とても、尤も其の大小に依りまして相違は致しますが、普通は大體一艘に付五千兩位のものかとも考へられるやうに西洋の譯書には見えて居ります。若し其の程度でありましたならば二十艘の御用を仰せ付けられになりましたも、拾萬兩見當で御座います。扱又オランダから海戦に熟達せる者、測量に長じて船を自由に取り扱へる者等を約二十人、船大工を約十人、大小の砲を造る職人及び陸戰の經驗もあり、戰術にも或る程度迄通じてゐる者を各々五人宛も召されて、御旗本衆や御家中の内水軍を數十隊も御編成になり、海戦に通じてゐる者に教授を仰

の外の御座候 兵法にも有之百戰百勝非
 善之善者、不戰而屈人口兵、善之
 善者也此言に據候節は外寇の既
 に至り候後に是と戰を決し思ふ圖
 に打勝候て敵軍を鑿にし其器械資
 量奪ひ取候とも尙其上計とは不
 仕況んや勝敗互に御座候をや又況
 んや我の勝算極めて乏しく候をや
 去れば唯彼の夷虜の心をして自然
 と憚畏を生じ我神州を闢關候念を
 絶たしめ候様仕候が辛の太上の策
 に可有御座候兵法にも日費千金然
 後十萬之師舉とも有之候昔の善く
 兵を用ひ候ものは取用於國因糧於
 敵、と申候だに十萬の兵を興し糧
 には一日の費千金に及ぶと申候唐
 山にては古より金銀に乏しく候故
 本邦に比較仕候ては金銀の位殊の
 外貴く御座候得ば千金の費と申は
 本邦にては大略萬金にも當り可申
 歟況んや只今の時に當り外寇を禦
 ぎ候には糧の因るべきなきのみな
 らず場所依り候ては道路不便に
 て兵糧の轉輸に手數の掛り候所も
 有之べく第一戰國時分とは相違仕
 久しく泰平に狎れ候人気が御座候
 得ばずは變事と申候得ば只上下其
 驕々とのみ仕天下の人民多く其家
 業をも失ひ可申是が爲に日用の諸
 品も遂に高價に相成可申左候は、
 官家の御費は兵法に申候所より幾

せ付けられ、又船持の御大名方の軍役の人々の内から人數を定め、御家來の者を
 差し出し、其の法を學ばせるやうに仰せ付けられ、其の上渡船の製作には御大工
 の者に稽古を仰せ付け、大船やバツテラ等の快船を數十百艘も御造立になり、
 大砲等の製造法は諸國から其の適任者を選び其の方法を習はせ、許多の銃砲を作
 り出し、陸戰守禦の法は、御旗本衆御家人は勿論、各諸大名方の御家來中から人
 選致しまして稽古致させるやうに仰せ渡されるやうに存じ奉ります。是等の教師
 の人々をオランダから招聘致しますのも格別な御入料にはなりません。先年オ
 ランダの船長から申し出でましたところでは、一ケ年に金二百兩も下されば、何
 職に限らず善い職人を連れて來るやうに言つておりましたから、四十人を召され
 ましたとしても一ケ年に其の御入費は僅か八千兩であります。かく致します
 れば、其の御入用は僅かでありまして西洋諸國には非常に盛んであるかの如く
 に聞えるもので御座います。オランダは小國ではありまするが、其の國人は諸の
 藝術一般に長じ、戰術も充分に研究致されてゐますので、國は小でありまするが、
 諸國からは決して輕蔑されぬと傳へ聞いて居ります。イギリスが我が國を闖つて
 折があれば侵略致さうとして居ますのも、その原因は我が國人が海戰に通ぜず、
 近來西洋諸國で盛んに用ひられてゐます、神の如き不思議な銃砲を知らないのを

倍に相成可申哉莫大の義に可有御
 座候依之始終天下の御疲弊にも相
 成可申義は智者を待たずして明
 白なる義と奉存候左候得ば彌此
 節僅かの御費を不被爲惜初め申上
 候一策を御用ひ彼れの大謀を未だ
 成らざるに破り我の大師をまさ
 興さんとするに停められ候様有御
 座度左候は、實に天下幸甚と奉存
 候扱又西洋製の大船だに御出來御
 座候は、前の八策にも申上候通り
 江戸御廻米に難破船無之且又天下
 の大利を興し候て蘭人被召呼戰艦
 火器等御造立御座候御失費をも暫
 時に取返し候趣法有之候兼て申り
 候に近頃年々天下の難破船と申も
 の莫大に相成候て年により候ては
 下の關より仙臺迄の間千八百餘艘
 に及び候事も御座候由當年杯も駈
 と仕候義は審ならず候得共冬の初
 迄に天下の難破船四百艘も御座
 候ひし由に承り候右等莫大の難破
 船その積込候諸品はその時々海底
 の水層と相成候か又或は當年加州
 にて仕置に行れ候奸商杯の如く其
 船頭の狂狽にて私に異國人と交易
 を仕表向をば難破船の趣に取成し
 候もの歟疑を著け候へば船方の義
 夫と申ものは不審の事ども多く有之候
 夫と申ものは畢竟公儀に海運の御締
 りと申ものは是迄無御座候故と奉存

見込しての上で御座いますから、今私が申し上げました如くに戰艦等を御買上に
 相成り更に新造をも仕り、海軍をも御編成あり、大小の砲器をも作り西洋の火術
 を専ら演習致してゐます由を聞き傳へましたならば、元々戰術で名を擧げてゐま
 する我が國人が、敵と短距離に居ての戰術には特に優れてゐます上に、今又自
 我流の一本氣を捨て、他の人の長する所に従ふといふ度量に従つて、海軍及び砲
 術は専ら西洋風に倣ふのを見ますれば、其の知略と識量に感服仕り、御武備の嚴
 重なの駭いて、自然と我が國への侵略の機會を闢ふ考へを消し、強要して交易を
 願はうとする等の惡謀は十分の八九は無駄に相成らうかと存じます。若し或はあ
 の野蠻人の事でありますから前後の思慮なく、一度考へた事はあく迄行ひ通す氣
 になつて、畏るべきを畏れず、兵隊を背後に引いて交易を強要するやうな場合が
 ありませうとも、右の策を御實行に相成りまして御武備が整つてゐます上からは、
 兵法に所謂決して敗北しない土地に立つと言つてゐるのと同様でありますから、
 その時こそ最早少しも應ずる必要はなく、如何様とも正しい道理の上に立つて願
 ひの事を御拒絶御座いますやうに、その上兵士や軍艦を我が近海に近づけ無理に
 も我に願を遂げさせやうとする無禮さを嚴しく御叱り御座いましたならば、如何
 に無智の未開人でありまして、心の中では非常に恐れ愧ぢ入ることも有ると思

候如此弊風にて萬一外寇にても御座候はんに其害擧ていふべからずと奉存候扱右之通年々難破船多し御座候て船元を仕候もの利方不
 宜候に付船を造り候にも成り丈は入料を省き候故彌船も損し易く船
 多分損し候故益々利方も薄く候に付追々天下の船數減少仕此儘にて
 御改正の御趣法無之候ては遠からずして公儀の御差支にも可相成と
 船方のものは申居候よし愚意奉存候にはこの天下の船持に利潤薄く
 候時こそ誠に難得の幸公儀にて大限り候義と奉存候天下船の利潤多
 く候時に當り公儀にて其利を専らにせさせられ候へば下に利を失ひ
 候族も不少人情も穩かなるまじく候へ共夫連も天下の御大計に預り
 候義に御座候は御餘儀もなき事候所此節幸に諸添船持のもの利潤
 潤薄く候故作るべき船をも造らす罷在追々御差支にも可相成と申す
 次第に候得ば此時節天下七ヶ所の大湊下、新、御船役所を
 被建嚴正廉直にして才幹御座候人
 を御選み御船方奉行に被仰付船方
 の諸務を掌らしめ海運の御取締を
 嚴重に被仰付候て右御出來に相成
 候西洋製の大船を以てかて蘭人
 に稽古被仰付候水軍之内是又御人

ひます。萬一にさうなりましても尙も相州浦で御打拂ひになりました事を何とか言はぬでもないかも知れませんが、彼を追ひ退ける程の武備がその時に我に在り
 ます以上は、我が國法は長崎表の外は一切異國船が近寄るのを禁じてあるのであ
 るから、相州へ來たのを手痛く打ち拂つたのは最初から國法の定むるまゝに行つ
 たので當然の事であると御答へ遊ばされるのに何の御遠慮も無からうかと思ふの
 であります。それでも承知致しませんで若し一寸でも彼より不法の振舞がありま
 した節は兼ての御用意も御座います事故に、一人半身も残さざる迄戦を續けられ
 たく存する次第であります。我に船艦が御座いまして、海戦の練習さへ充分に出
 來てゐますれば、敵が江戸表に來る諸國からの運送船を食ひ止める爲に相州沖等
 に船を繋ぐやうな悪計を成しませんが、此方では此方で其れに應ずる策が如何程
 もあるのであります。又西洋の砲術を用ひます上で水陸の利害を論じて見ますれ
 ば、船で來る方は必ず敗北するのが原理であり、陸上から之に對する方が必ず勝
 つとか承つて居ます。イギリス人の領地でありますアフリカ洲の南端に支那流に
 譯せば喜望峰と呼び、又實際そう言はれてゐる場所がありますが、西洋諸國の海
 船は此處を通過しなくてはアジア洲に往來が不可能であるのであります。然るに
 彼の國では右の近海を斷り無しに通行する船は何處のものでもかまはずに其れを

選みを以人数を定められ賊船に出
 合候節随分防禦の差支無之程に武
 備を設け海運の利を御開き御座候
 は年々夥しき難破船の費も無之
 米穀泉貨の空しく海底に沈み又は
 異國に散失仕候事永く無之様相成
 可申候左候は右の財貨は殘らず
 公儀之御府庫に聚り候には無之候
 へ共かの青砥何某が論じ候如く融
 通の利は天下に洩れかるべく候へ
 ば當今の天下の大利と申すものこ
 の策にしくべからずと奉存候且又
 難破船だに無之候得ば海運程利の
 大なるものは無之候得ば右堅固の
 大船を以て海上にて好猶無之様御
 締り被仰付候は最初申上候通海
 防御入料程の義は不遠して御取返
 しに相成可申義と奉存候扱年々の
 難破船親しく目に見ぬ事に候得ば
 左迄の様には存じられ不申候得共
 積算仕候得ば實に取戻し難き天下
 莫大の損材に御座候其大略當年之
 所を以て申上候半に四百艘の破船
 と仕その船には三四百石積又五六
 百石積或は七八百石積も可有
 之候右を内端に積りならし五百石
 積と仕是を打立候に壹艘に付五百
 兩と積り俱へば兩の積り候に六
 四百艘にては武拾萬兩に相當り申
 候積入候荷物假りに百金宛の代物
 に見倒し候ても四萬兩に有之候こ

引留め、其の仔細を相質し、場合に依りましては其の船を奪ひ取ることもありま
 する由、夫と申しますのも結局は彼に他人を制服するだけの武力がある故と思ふ
 のです。我が國に於ても海戦術、砲術さへ彼國に劣らざるやうに成りましたなら
 ば、海岩に近寄ります異人船は全部御打拂ひになる御規律としておきますれば、
 世界中の國々は皆膽をつぶして我が御武威に恐怖致し、決して岸近くに船を寄せ
 るやうな事は御座いませんでせうし、勝手に上陸したり、竹木等を代り取つたり
 する(奥州南部領、松前領等では時々こうした事があるやうに聞いて居ます。)等
 の不法の事は勿論無い筈で御座います。然るに我が國には此の節の製造法に従つ
 て戦艦も無く、海戦も経験せず、太平無事の時節に僅かに發達しました花火式の
 火術のみ行はれてゐて、近年西洋で戦争に用ひられる、精密をきはめましたボン
 ベン、ペキサンス等の便利な機械を少しでも知つてゐる者はありませんのに、イ
 ギリス等の強敵を畏れ従はさせやうと仕りますのは、余りに大膽すぎて其の結果
 が心配でなくなるので御座います。今述べましたボンベン、ペキサンス等は、
 不可思議な器であり、勢の猛烈な大砲でありまして、和漢に此に比較するべきも
 のは無程であります。所謂世間に傳つてゐます諸家の兵法は、大將軍には勿論
 臨機應變の手段として必要であります、此の西洋流のものとは比しました時には、

の武拾四萬兩御座候へば五千兩の西洋船四拾八艘出來仕候洋製の大船五十艘も天下に御座候は、洪大の御利益に相成申べく候先一旦に如此相成らず候とも前條申上候御座候の御買上げにて水軍の御勢鍛錬行届き候節武備演習の心得を以て上乘被仰付廻米の御用船と相成可然候節御座候節は萬一夷船にて江戸の海運を妨げ候節の御手ならしにも相成且又御廻米に難破船と申義は絶て有御座間敷候へば右にても餘程の御便利に可有御座候本邦の人は萬國に勝れ候て器用の性質に御座候へば御世話の届かれ次第大船のあつかひ方も暫時に功者つき可申候前條の船政も年を経ずして行はれ候様相成可申義と奉存候或は大船の製法并に水軍の鍛錬等も是迄本邦に無之新規の事にて候得ば用立候程には容易に至り兼可申候且何藝に限らず學び候ものゝ方教へ候ものより劣り易きものに候へば旁以實用無覺東段御氣遣ひも可有御座候得共古來より出藍の謬も御座候義且近くは魯西亞の主ベートル其國の大船に乏しく水軍に不習航海に疎く候を嘆き阿蘭陀より諸藝に長じ候ものを請ひ國人に是を習はせ候所尤も督責勸奨の行届候故か右の諸藝暫時に

今迄の兵制に従つて製られた城とか陣とかは二功御役に間に立たないかと存じます。世間の現状が斯くの如くでありますのに自分だけ頑固に舊い様式を守り、隅に居て中央を観るのを知らない兵學家ばかりが世に多いのでありますから、甚だ嘆息に堪えない次第で御座います。こうした御國勢のまゝで、先年外國を打拂ひになりました御國法を強く主張致しましたとしても、相手は少しも心中に恐しいと思ふ點が御座いませんから、必ず今度は更に不慮な事を申し出し、此方で挑戦しますれば、直ちに應じて戦端を開くであります。其の場合になつては此方に如何なる御計略が御座いまして彼の勢の盛んな軍を御食止になされるのでありませうか。天下の御政治を直接に御取扱ひになる御方にても、若し此の點に考へが及びましたならば、非常に御心配となり、少しの御猶豫もなく絶対に安全な御策ありまするやうに願ひ上げ奉ります。〔絶対に安全な御策と申しますのは、恐れ乍ら前に申し上げましたもの他には御座いませんかと考へられます。〕兵法にも「百度戦つて其の度事に勝つたとしても其れは最善とは言へないのである。最善なものは戦はないで、しかも相手の兵を降服させることである」と言はれております。此の言葉が眞だと致しましたならば、外國人が我が國に侵略に來た節は是と一戦し、此方の意のまゝに相手に打勝つて、敵を鑿にし、其の持つてゐる

開け遂に歐羅巴洲中にて名譽の國と相成申候一體魯西亞國は右ベートル以前は西洋諸州の内にも頑愚の貧國とて共に齒ひをも不仕位の國に候だに上に豪傑の主有之是を導き候へば他國下にたゞぬ様相成申候まして本邦の義は地球中比類無之靈慧の國にて疆域の大なる所こそ唐山魯西亞に譲りも仕り候得共土壤の豐腴と人民の智能に至り候ては實に諸州に勝れ申候既に此節の船にても其扱ひは遙に唐山人に優り候由左候得ば此上御世話の届きだに仕り候は、船軍の驅引進も程不遠して屹度御用立候程に可相成事何の疑も有御座間敷奉存候扱大銃御鑄立の義前八策には阿蘭陀交易に銅を被遣候を暫らく御停止に相成度段申上候處近日蘭人より申上候義等を承り候場にては事機に後れ候ては臍を噬み候とも及び難き義も可有御座候に付手短く蘭人を以東邦の御武備御草量を外夷に鳴し候はんとには蘭人の氣向きを損し候ては事調ひ兼候間蘭人への銅は暫らく是迄の通りに本邦に相残り候銅の分を以て天下に他の器財を作り候を被禁盡くに火器を御造立御座候は、右にても一兩年の間に多分の利器出來可仕候本邦諸國にて鑿り出し候銅年々の

一切を奪つたとしましても最上の計ではないのです。況んや相手と同じ程度の損害があつた場合、更に我が軍の勝算が甚だ乏しい場合等には、これを最上とは決して言ひ得ないのであります。故に唯相手の心に自然と我を畏れ憚かる氣持を生ぜしめ、我が神州を窺ふやうな心を絶たしめるやうに仕りますのが、眞の最上の策であるので御座います。

兵法にも一日に千金を費すだけの財力があつて後に始めて十萬人の大將となり得られるとも言つて居ります。昔の善く兵を用ひました者は人材は自國から、糧食は敵國からと申してゐますのに、十萬の兵を與すのには一日の費用が千金に及ぶと言ひます。清國では古から金銀の産額が少いので我が國に比べましたら金銀の價が殊の外に高いのであります。故に其の國で千金の費と申しますれば、我が國にては大體萬兩にも相當しまするか。其の上當今の御時節に當りまして外人の侵入を禦ぐのには、食糧の頼るところが無いのみならず、場所に依りましては、交通が不便でありまして兵隊の糧食の運般に非常な手数が掛るところもあるべく、第一當代は戰國時代とは世の中の様子が異り、人々が久しい太平に狎れてしまひましたので、すは變事と申しますれば、只々上下共に徒に大騒ぎを致しまするだけで、天下の人民は其の家業をも失ひます者多く、是が爲に日用の諸品も急に高價

定數大抵三百萬斤にて半ば阿蘭陀唐山の互市に相渡り残り百五十萬斤本邦にて用ひに相成候由に承り候右百五十萬斤之内百萬斤を以て錫十分之一を加へ候へば十七萬六千貫目御座候に付右にてホーキツスル御座候千門モルチール御座候千門を被鑄立申候其餘五十萬斤を以ても又大小の石火矢數千門を被造立申候尙天下の寺院社堂等より扣き鐘サウパン等無用の銅器を取集め候はゞ又多少之大銃出來可仕候是等御勇斷を以て急々御經營御座候はゞ甚年にして必ず盛大の御武備相立可申候さて又右の大銃も總じて西洋製に御倣ひ輕便に御造立有之公儀御用の餘は御大名方御旗本衆にも代價上納の上御引受に相成候様相成候はゞ筒の目方法に外れ持運びに不便なる大筒等は自然と鑄立候ものも無之天下多少の浪費を省き候て世に實用の利器のみ多分に相成可申候儲かゝる外寇に御心遣ひ御座候時に候得ば専ら天下諸侯の力を弛められ財用を御節し御國力を強盛にせさせられ候事乍恐當今御急務の最第一と奉存候近來は諸侯方次第に御疲弊候て天下の武備自然と是に隨ひ漸く衰弱に罷成候時節に候へば深く此所に被用御思慮候様仕度奉存候

となりますやも知れず、若し左様に相成りましたならば、幕府及び諸大名様方の御費用は兵法に書いてある一日千金の幾倍になりますか、とにかく莫大な御費用となるので御座います。こうした事が原因となり、其の結果、天下が疲弊するのは、智者の言を待たないでも常識で判断が出来るのであります。故に此の際いよいよ以て僅かの御費用を御惜み有る事無く、私が最初に申し上げました一策を御採用になり、彼の悪謀の未だ實行しないうちに破り、我が兵をまさに興さうとして、未だ其の事のない内に停められます事が願はしうございます。若しさうなりましたならば、天下の人民は甚だ幸福に感ずる次第であります。扱又、西洋製の大船だに出來上りましたならば、前の八策の内にも申し上げました通り、江戸への御廻米に難破の船は一艘も無く、その上オランダ人を召されました戦艦術や砲術の論と實際とを研究致しますに必要だつた御失費をも次第に取返します方法もあります。私が兼て承つておりますのに、近頃は年々天下中の難破船の數が莫大となり、或る年の如きは下の關から仙臺に至る間に千八百艘に及びし事もある由、今年なども本當の數は不明であります、冬の初めまでに難破船の數は四百艘にも及んだとか承ります。こうして莫大な難破船に積込んである諸荷物は船と共に海底の水屑となりましたのか、或は今年加賀で仕置に行はれました悪商

就て申上候は誠に恐れ多き御事に候へ共先達て公儀より被仰出候明年日光山御參詣之御義も外寇の虞無之御時節にだに御座候はゞ本より重き御盛典の御事に付天下の御力を盡させられ如何様にも御經營有御座候御義に御座候へ共此外寇の來りも可仕事いつを計られざる御不安心の御時節に當り天下の御大計を被思召諸侯方の力を弛められ公儀にも盛んに御武備を被爲張候はんとは誠に以て恐れ多き御事に御座候得共明年の御參詣暫く御延引被仰出前條申上候御取用ひイギリス夷にも本邦の御武備に畏れ事故なく唐山地方を退き候其後に至り目出度御盛典を被爲行候はゞ神祖御神靈にも如何計りか御満悦に可被思召御義と奉存候然るを折角の御大禮にても是が爲に天下の疲弊を彌増候て御武備も十分に不被爲屆其時に乘じ外寇の至りも仕り候はゞ何を以て其妖氣を御掃淨御座候べきや所謂雖有智者、不能善其後と申すものにも御座候半か一念此に及び候節は實に痛心に不堪義に御座候如此の御時勢にて假令御參詣被爲在候とも乍恐神慮の程如何可有御座哉と奉存上候是等御大政の御義を微賤の私底より申上候は誠に以て死罪の至りに

人の如くに、其の船頭の悪智慧から秘密に異國人と交易を爲し、表向は船が難破して積荷は全部紛失した體にして世間を胡麻化しましたのか、疑つて見ますれば、こうした方面の事は不審の事が多くあるのであります。此の理由と言へば、結局は公儀に於かせられまして海運の御取締りと申すものが今迄嚴重に爲されなかつた爲ではないかと存じ奉る次第で御座います。こうした状態に在ります時に、萬一外國の侵略でもありましたならば、其の害は一々數へられない程多いであらうと想像されます。さて今述べました如く、年々難破船が多くありまして、船元の者も利益が充分に入りませんので、自然に船を新造する時には成り丈けは費用を省くやうに致しまする故、出來上りました船は今迄よりは一層破損し易く、船が多く破損しますので益々利が少くなり、次第に天下の船の數が減少致す傾向がありますから、此の儘で御改正の趣がありませんでしたら、遠からずして公儀の御用にも御差支へになりはしまいかと船方の者が申してゐます。私が考へますのは、こうして天下の船持に利潤が薄くなりました時こそ、誠に再びは得られない程の幸ひであつて、公儀に於かせられまして大いなる利を擧げますのは此の時に限ると存じ奉ります。天下の船持の利潤が多く擧ります時に當りまして、公儀が其の利を獨占致されましたのでは、その爲に利を失ふ家族も少なからず、世間

御座候得共當今天下の御大計に於ては實に如此なるべき御義と奉存候に付假令此義を申上候に依り重き罪科を蒙り候迄も何も御國恩を奉報候義と奉存敢言仕候義に御座候實に容易ならざる御事に御座候間何分にも御廟堂の御評議と相成り速に右御延引之義被仰出候様仕度奉存候さて右御財用を被節諸侯の力を弛められ候御大計も相立蘭人御情ひ御座候て軍艦火器の御備有之候上にも猶申上度候義は勞逸の說に有之候本邦は四邊皆海水にて尤も場所因り險夷は有之候得共イギリス夷等にはストーンポット砲矢の飛び候如く迅速に走り候船御座候て既に此度唐山へは右之船帶來仕り諸方に害を成候由にも承り候へば本邦の海岸に險絶之所の外は何方にも警固の心得無之候ては叶ふまじく奉存候依之本邦六十餘州の内無海の國上野下野甲斐信濃飛騨美濃近江大和山城河内丹波美作を除くの外五十六箇國を以て大略諸葛亮が八陣の法に本づき大八陣と仕り無海の國十二と大湊七ヶ所に御備御座候水軍の御勢を以て游兵に象り有海無海の國に遊有海無海の國に近きは又總て八陣の大意を主とし觸るゝ所略を爲り候様仕

の評判及び人々の心持も何となく不安になり勝ちですが、それとても天下の御大計のため必要でありますれば、議論すべき餘地は無いのであります。此の頃は幸ひにして諸々の港に居る船持の者共の利潤が薄くなりました故、本来ならば作るべき船をも作らずに居りまして次第に御用にも差し支へるといつた有様です。此の御時節に天下七ヶ所の大港（石の巻、江戸、鳥羽、大阪、下の關、長崎、新潟）に御船役所を建てられ、品行方正にして潔白正直で其の上學識のありまする人を御撰みになり、御船方奉行に仰せ付けられ、海運に關する一切の諸務を掌らしめ、其の取締りを嚴重に仰せ付けられまして、既に出來上つてゐます筈の西洋流の大船に、以前からオランダ人に稽古を受けました海戦に通じた人々の内で更に幾人かを御選みになり人数を定められ、賊船に出合しました時に十分防禦の出來まする程度の武備を設け、海運の利を開拓ありましたなれば、年々夥しい難破船の失費もなく、米穀類其の他の空しく海底に沈んだり、異國に散失します事も以後は永久にないやうに相成りませう。左様になりますれば右の財貨が全部公儀の御府倉に聚るといふ工合には参りませんが、彼の鎌倉の昔、青砥が論じました如く、金融が天下全部に行き渡ることになります。現時に於かせられて天下の大利と申すのも此の策に如くものが無いと存じます。且つ又難破船

り邊海すべて勞擾の患なく游兵の外は北方を以て南方を勞せず西方を以て東方に役せざる様有御座度奉存候左候はゞ縦令イギリス、ロシア等力を合せ八面より兵を向け候義御座候とも兼てより此所に御定策御座候はゞ我の彼に應じ候もの綽々然と餘裕有之候て決して域内奔命に疲れ候の患有御座間敷奉存候乍然此義は前條申上候諸策御取用にも相成候上の事にて中々此節の儘にては如何様瀕海の國をして觸るゝ所首と爲り候様御手配御座候とも聊其詮有御座間敷候義は既に前條反覆申上候通り海運の要路に賊船を被繫候節如何とも難仕義と奉存候右に付只兎に角始め申上候義より御手始め無御座候ては眞の御武備には相成申間敷奉存候且何事にも寄らず機會と申もの大切にて御座候所殊更兵事に於ては成敗利鈍の係る所に候故古より明君智將は唯此機會を失はざる様仕候義に御座候總ての事其機會に後れ候節は假令良策奇譚にても其甲斐は無御座候已上數件の諸策此節即ち其機會と奉存候蘭人の申上候如く唐山にて顔に打負け其士民をも損し土地をも失ひ候後に及び近來漸く我を折り候て始めて西洋人を抱へ火術を學び候等は尤も

さへ出ませんでしたならば、海運程利益の大きいものはありませんので、前に申しました通りの堅固な大船を以て海上で不正の無いやうに御取締りを遊ばされましたならば、以前に申し上げました通り、海防八策の爲に新に御入用になりました御費用の如きは、遠からず御取返しが出来るものと確く信する次第で御廢いませう。

かうは言ひますものゝ、毎年の難破船は直接に目で見える陸上で行はれるのではありせんから、左程迄のやうにはお思ひにならないかも知りませんけれども、其の損失を全部計算致しましたならば、容易に取り戻しの出來ない程の莫大な損害なので御座います。今、其の大略を、例を本年に採つて申し上げて見ませう。なら、破船の數を四百艘と致しまして、元來かうした船には三四百石積、五六百石積、或は七八百石、千石積のものもあります。それを内端に見積りまして平均五百石積と致し、此の建造費一艘につき五百兩と見積りますれば、（船を建造致しまするのには、大體百石積なら百兩見當の入費だと聞いて居ります）四百艘では二十萬兩に當ります。其の積荷の價を假りに一艘百金と低く見積りまして全部では四萬兩であります。此の二十四萬兩の金がありますならば、五千兩の西洋船が四十八艘出來るのであります。洋製の大艦が天下に四五十艘もありましたならば

の事機會を失ひ候の大なるものにてよき鑿戒と奉存候何卒御廟堂の御勇斷を以て圓石を轉じ積水を決し候如く此機會に御投じ被遊候様仕度奉存候御上にも此節天下の御大政に被遊御預其上海防の御掛りに被爲入候得ば何分も天下後世の義被遊御擔當永く神州に戎狄の難無之様御處置之程奉願候此節にてこそ御勝手手の御掛りにも不被爲入海防御掛り迎も大炊頭様御一同被蒙仰殊に大炊頭様御筆上の御事に候得ば萬端被思召候通りには参りかね候御義は御尤至極に御座候得共萬一事の出来仕候義も御座候候得ば同じく此御時に被爲當候御事に候得ば天下後世に其責を被遊御辭候義は乍恐御出来兼候御事と奉存候右に付私底御家來の身に罷在候ては誠に深く憂懼仕候義に付不願恐右の次第謹で奉申上候愚衷之程何分も御明察被成下唯空文と不被成下御覽候様奉願候以上

十一月 佐久間修理

追記
大砲鑄造の料に銅十分一の錫を加ふるは古法也當時荷蘭にて良法とする所は銅百分に錫十分半を加ふる也海寇を十分に防ぐには百五十ポンドのボンカノン以下廿四ポンドのカノン迄にあら

莫大な御利益と相成りませう。一度に此の如くにはならないでも、前に述べました二十艘の御買上げで、海戦を十分に御練習に相成りまして、武備演習の氣持から御上船になりました、其のまゝ御廻米船の御用船とも成るものであります。かうしておきますれば、萬一外國船が江戸への海運を妨げました時の御手ならしにも相成り、又御廻米船に難破といふ事は決して無くなりませんから、それだけでも餘程の御便利で御座います。我が國人は他の諸國に比して器用な性質でありますから、御用意の出来次第大船の取扱ひ方法も暫時のうちに巧みになる事と考へられますし、前述しました船政も年を経ないうちに行はれます様に相成らうかと存じます。或は大船の製造方法及び海戦の鍛錬等も今迄は我が國に無かつた新規の事でありませうから、容易には役に立つまでに至らないかと御考へになります、何藝に限らず學ぶ者の方が教へる者よりも劣り易いものでありますから、此の理由でもつて實用には立ち難いと御氣遣も御座いますかも知れませんが、古より師よりも弟子が上手に成るといふ出藍の言葉も御座いますし、又、近くはロシアの主長ベートルが其の國に大船の乏しく従つて國人が海戦に熟練せず、航海に疎いのを嘆いて、オランダから諸藝に長じました者を召し、國人に是を習はせましたところ、十分に監督し奨勵を致しました效があつてか、かうした手腕家が暫

ざれば其用薄し陸戦には廿四ポンドのカノンより以下三ポンド迄を用ふ也モルチール、ホウウキツツル大小數種ありて海陸ともに各其用ありこゝにホウウキツツル、モルチールを主にしてカノンを後にし且筒の目方など二種に限りたるはいと拙なかりき此頃は予未だ西洋の學を窺はず一二譯書を讀しまでにて砲術にかゝりては其譯したる書も一部を得ず僅かに江川下曾根兩氏に就てその説を聞たるまでなればかゝる固陋の事ありし也九年の後庚戌の夏に至て此稿を開き深く愧るの餘りにかくはしるすもの也。

〔註〕
亥年 天保十年の事。
安祿山の變 唐の玄宗の時に、帝が楊貴妃を愛して政を怠つた爲に世が大いに亂れたのを、營州の胡人安祿山が平盧、范陽、河東の三節度使を兼ね、西紀七五五年遂に兵を擧げ洛陽を落して長安に迫つた事件で、玄宗は之の爲に蜀に奔り、顏真卿等の忠臣が大奮闘し、結局祿山は其の子の安慶緒に殺され、安慶緒も亦其の臣に殺されて賊の勢は減少した。

くの間に國中に擴がり、遂に歐羅巴洲中でも一二を争ふ名譽の國と相成つた實例もあります。一體ロシア國は右のベートル以前は西洋諸國の内では頑固愚鈍の貧乏國として、諸國から相談も受けない程の國でありましたのに、豪傑の君主が出まして是を良く導きましたところ、他の諸國と肩を並べる程の國と相成りました。ましてや我が國は地球上に比較する國の無い程の賢明な國であり、土地の廣さは清國又はロシアに一步を譲りますが、土地が豊かで人民の智能の優れた點に至りましては實に諸國に冠たるのであります。既に近頃の船舶でも清人等よりは遙かに優つてゐます由、故に此の上に十分注意して御世話ありますれば、軍艦の進退なども近いうちに必ず御用に立つ程度にまで達することは疑ふ餘地が無いのであります。次に大砲鑄立の義に就きまして、前の八策にはオランダと銅を交易致しますことは暫く御停止に相成り度いやうに申し上げましたところ、近日彼等から申し上げました事を聞きましては、何事に依らず適當な機を後れましては臍を噬んで残念がつても及ばないのでありますから手短かにオランダ人を通じて我が國人の武備の優越さを海外人に知らせようとするのが良い方法なのであります。それにはオランダ人の機嫌を損じては事が調ひ兼ねまするので、彼等の交易致す銅は暫く今迄通りにしまして、我が國に残つてゐます銅で他の器材を製する事を

これは唐時代の詩文に依つて
 非常に名高くなつてゐる。
 猶狐兎悍 勢が強く極悪の事。
 先聲後實の手段 先づ事を行ふ
 以前に大いに喧傳しておけ
 ば、其の効果も多いといふ
 事。
 奇貨 思ひも依らない幸福。
 唐山 支那と同じ。清國。
 夷狄 南北の野蠻人。此處では
 イギリス人の事。
 膏腴 地味が肥えて穀物なぞ十
 分に出来る土地。
 城下の盟 敵に我が城の下まで
 攻め入られてから結ぶ和議
 で、所謂屈辱講和の事。出典
 は左傳。
 虎狼鬪 虎や狼のやうに、弱
 い相手の隙をねらふ。
 休戚 喜びと悲しみ。
 葛沙都加 カムチャツカの事。
 輻輳 人々は勿論、船車の混雑
 してゐる意。
 貢士 學才ある人物として地方
 から中央に撰拔される者。
 バツテラ 舢舨の如く、小に
 して快速ある船。
 甲比丹 船長 Captain の訛つ
 たもの。
 青砥某 藤綱。河の中に落した
 金よりも数十倍の費用を費した

天下に向つて堅く禁ぜられ、全部大砲の鑄造に御用ひあらば、それだけでも一兩年
 の間に多量の精巧なものが出来る筈であります。我が國諸國で掘り出されます銅
 は毎年約三百萬斤で、其の半分はオランダ、清國の各地に相渡り、残りの百五十
 萬斤が本邦で種々の用途に使用されてゐるやうに聞きました。右の百五十萬斤の
 内の百萬斤に其の十分の一に錫を加へますれば、十七萬六千貫目御座いますので、
 それでホーキツスル（筒の目方百二十貫目餘り）千門モルチール（筒の目方五十
 貫目餘り）千門を、鑄造せられ度く、其の餘りの五十萬斤を利用して大小の石火
 矢數千門を造ることが出来るのであります。加ふるに天下に在る幾多の寺院や辻
 堂から撞き鐘やサウバン等の無用な銅器を取集めましたならば、それでも多少の
 大銃が出来るのであります。是等を御敢斷を以て大至急に實行になりますれば、數
 年を経ないうちに必ず盛大な御武備が相立ち申すのであります。さて今申しまし
 た大銃も大體に於きまして西洋製に御倣ひ輕便に御造立なされ、公儀の御用の殘
 りは御大名や御旗本衆にも代價を上納した後に御渡しあるやうに致しますれば、
 筒の目方が法に外れて持ち運びに不便なやうな大筒等は自ら鑄立てる者が無くな
 り天下に多くの浮費を省きまして世の中に實用の精巧な器のみ多く相成るといふ
 ものであります。偕て、かうした外國人の侵略に心を用ひなければなりません御

てそれを探させた。或る人が
 「それでは結局損をするでは
 ないか」と言つたのに對して
 「自分一人として成る程
 損であるが、この爲に費した
 金は自分の手から離れても誰
 かの手で天下に通用してゐ
 る。然るに河中に落ちた金は
 永久に泥中に埋つて誰の手に
 も入らないから、天下の爲に
 此れが本當の損失である」と
 答へた爲に有名になつた人。
 靈慧の國 神の如く聰明な人々
 の集つた國。
 疆域 領地。
 勞逸 苦勞と安樂。
 游兵 一定の任務を有せない
 で、時機を見て本隊を助け戦
 ふ、游撃兵の事。
 鑿戒 鑿は鑑と同じで手本の
 意。いましめ。
 庚戌の夏 嘉永三年の夏。

時でありますから、専ら天下諸侯の方を馳められ、財用を御節約あり、御國力を
 強盛にさせられます事が、恐れ乍ら差し當つての御急務の第一と存じ奉ります。
 近頃は諸侯方も次第に御心がゆるみ、天下の武備も自ら緊張の度を缺き、不十分の
 度が大きくなつて行きます時節でありますから、此の點に深く御注意あらん事を
 御願ひ申し上げる次第で御座います。其れに就いて申し上げ度いと思ひますのは、
 誠に恐れ多い事で御座いますけれども、先頃公儀から天下一般に仰せ出されまし
 た、明年日光山に御參詣に成ります儀も、外人との交渉等の御心配の無い時節で
 ありましたならば、元來が重大な御盛典でありますので、天下中の御力を盡され、
 如何程にも御盛大に相成り度い事で御座いますが、此の外國人が何時我が國に何
 事を申し出して來るか判斷の付きません不安の御時節に當り、天下の御大計を深
 慮し、諸侯方の力を弛められ、公儀に於かせられましても盛んに御武備を御擴張
 あらせられん爲には、誠に恐れ多い御事で御座いまするが、明年の御參詣の事は
 暫く御延引を仰せ出されますやうに御願ひ申し上げます。若し私の申し上げまし
 たやうに致しましたならば、イギリス人も我が國の御武備に畏れ、清國との事件
 が終りましたから事無く其の地方から本國に歸つてしまひましたならば、其の後
 に於きまして目出度く御盛典を擧げられますれば、神祖御神靈も如何程御満足に

思し召されますか測り知られぬ程であると存じます。然るを明年に其れを實行致しますならば、折角の御大禮でありながら、其の爲に天下の人々が一層苦しみ、御武備も十分には至りませんので、其の時に乗じて外國人が侵略して來ましたならば、何んな方法にて其の惡氣を御掃淨遊ばされませうや。所謂智者があつて一時の計は良く出來ても、其の後の大計に達する事は出來ないと申すやうな事に成りは致しますまいか。此の點に考へが及びました時は、實に心痛に堪へないのであります、天下が此の様なる不安な御状態の下で、たとひ御參詣あられましたと致しましても、恐れながら三代様如何に御考慮遊ばされるやと思はれる次第で御座います。是等の御大政の御事を、微賤の私等が云々致しますのは、其の罪誠に死に當るので御座いますけれども、當今の天下の御大計に就きましたは、私には確い自信が御座いますので、此の儀を申し上げましたが爲に重き罪科を蒙りましても、是も御國恩を報じ奉る一助と存じまして、敢て申し上げます次第なので御座います。此の事は實に重大でありますから、十分に御廟堂の御評議にかけられ、速に右を御延引仰せ出されるやう御取計ひ相成り度いと存じ奉ります。

さて今迄述べましたやうに御財用を節約され、諸侯の力を弛められます御大計

も相立ちまして、オランダ人を招聘致しまして軍艦や火器の御備が出來ましたとなりまして、其の次に申し上げ度いと思ふのは苦樂の説であります。我が國は四面が海でありまして、尤も場所に因り險しい所と平易な所とがありますが、イギリス人等はストーンポート（石炭の火力を以て走らせます速力の早い船の由）とか申しまして、逆風の時又は浪の非常に荒い時でも矢のやうに迅速に走ります船がありまして、既に此度清國には右の船を出勤させ諸方に害を與へたり致しましたやうにも承りましたから、我が國の海岸中で敵艦が近寄れない程の險絶な場所以外には、何方でも警戒する心得がなくては十分で無いと存じます。故に我が國六十餘州の内海に面してゐない上野、下野、甲斐、信濃、飛彈、美濃、近江、大和、山城、河内、丹波、美作の國々を除いた五十六ヶ國で、大體諸葛亮孔明が八陣の法に従つて大八陣と爲しまして、無海の國十二と大湊七ヶ所に用意致してありました海軍の勢を以て游撃に象り、有海の國と言ひましても、海に遠い所は無海の國の例に従ひ、無海の國も海岸に近いものは有海の例に従はせるのが良いと思ひます）一切を八陣の戦法と爲して、觸れた相手を全部首にしたと言ひますやうに、十分に御手配をしまして、海岸に心配を残さないやうに仕り、常役の軍は、北方に居る者を南部に廻し、西方の役目の者を東方に廻すやうな方面違ひに

用ふる事の無いやうに願ひ度いのであります。左様に致しましたならば、たとひイギリス、ロシア等が力を合はせて四方八面から兵を我に向けましても、兼てから此方に御定策が御座いますから、我は彼に餘裕綽々として應ずる事が出来まますから、決して國中が大騒ぎを致して取亂すやうな事は無いかと存じます。然し乍ら此の事は、私が前に申し上げました諸策を御採用に成りました後の事でありまして、現在の儘では如何に海に面した國々に觸れれば相手は首になるやうな御手配が御座いまして、なほ安心が出来ませんことは、前に述べました通り、賊船が海運の主要路をふさぎました折は何とも出来ないかと思ふので御座います。故にとにかく、最初に申し上げました事から順に御用意遊ばされなるときは眞の御武備として御役には立ちませんかと存じます。其の上何事に依らず機會と言ふものが非常に大切に御座いますし、特に軍事に關係致しました事では其れに依つて結果が如何ともなるものでありますから、昔から明君と呼ばれ、智略ある將軍と稱せられました者は只此の機會を失はないやうにと心を用ひてゐましたので御座います。一切の事が機會に後れますれば、如何な良策、他人の考へにも及ばない計略でありましても其の甲斐は無いので御座います。已に述べました數件の諸策は當今が其の實行の絶好の機會と存じ奉ります。オランダ人が申し上げましたやう

に、清國にては戰に利あらず、土民をも損じ、土地を失ひました後に至つて漸く近頃になりました我を折りまして始めて西洋人を備ひ砲術を學びました事は、機會を失つた例の大きなものであります、良い戒めと考へられるのであります。何卒天下の御政治を司る御方々の御勇斷を持ちまして丸い石を投げ、堰止めてあつた水を流します如くに、此の機會に一氣に御實行になられるやうに願ひ上げます次第で御座います。御上に於かせられましても、近頃は天下の御大政に御預り遊ばされ、其の上海防の御掛りにならせられましたのでありますから、何分にも天下百代までの御安態を思し召され、永久に我が神國に蠻人侵入と言ふやうな不祥な事の起りませぬやう御配慮ありますやうに願ひ上げ奉ります。此頃こそ御一存に通り出来ませず、海防掛りととも大炊頭様御一同に仰せ付けられに相成りまして、殊に大炊頭様が御上席の事で御座いますから、凡てに御上の御意志通りには行きません事も無理も御座いませぬけれども、萬一の事がありました時には、同じく御役目であります以上、天下後世に其の責任を御避けになる事は恐れ乍ら出来兼ねるのではないかと考へられるので御座います。かうした御事に就きまして私共御家來の身と致しましては誠に深く心掛りになりますもの故、我が身を願みず右の次第を謹んで申し上げました。私の心中を幾分にも御察し下されまし

て、此の書面を空文とする事無きやうに御覽下されますやう願ひ上げ奉ります。

十一月

佐久間修理

追記。

大砲鑄造の分量として銅の十分の一の錫を加へるのは古法である。現時オランダで良い方法として實行してゐるのは、銅百分に錫を十一分半の割合で加へるのである。海を越して來る外夷を十分に防ぐのには、百五十ポンドのボンカノン以下二十四ポンドのカノン迄でなければ其の用が薄い。陸戦には二十四ポンドのカノンから以下三ポンド迄を用ふるのである。モルチール、ホウウキツツル等の大少數種があつて海陸共に各々其の用がある。こゝにホウウキツツル、モルチールを主として、カノンを後にし、其の上筒の目方なぞ二種しか無いやうに書いたのは實に我ながら拙なかつたのであつた。其の頃は自分は未だ西洋の學問を覗きもせず、一二の譯書を読んだゞけであり、特に砲術に關しては其の譯書一部をも得られず、僅かに江川、下曾根の兩氏に就いて其の説を聞いただけの事であつたから、あのやうな珍説を主張してしまつたのであつた。それから九年の後嘉永三年に至つて舊稿を出して見て、餘りに無智を深く愧ぢて、こゝに追記する次第である。

雜 說

日本の國防について (嘉永年間函防說)

本邦君臣の義の厚きこと萬國に勝れたるはもとよりの事なり去ればとて猥りに外國を卑しむべからず外國といへども又各長ずる所あるものなり西洋諸國が全世界に通商するもその帝王國君皆商家の大いなるものといはゞ漢土の帝王國君は皆農家の長ともいふべし凡そかやらの議論は皆世に益なし唯農家にもあれ商家にもせよおのれに長ずる所あるは皆兼ね合せて世の用に施さまほしきことなり國民を併りて軍卒としよく教習して力を併て戦はしむは漢土の古法とて同じことなり其故をもて軍卒百萬あるも皆我國の足輕にだも及ばずといふ筋なきこといふべし拂郎察にては千八百二十八年に當ては天保九年なり軍卒十五萬三千六百二十八名のうちより身にやまふもの又は身の丈短く力弱きもの六萬

○我が國に於て、君臣間の義の厚い事は、世界各國何れよりも勝れてゐるのは勿論である。然し、さうは言ひながらも、理由無くして外國を輕蔑するやうな事があつてはならない。外國は外國で其の國の長所がある。西洋諸國が全世界の各國に通商してゐるといふので、其の諸國の帝王や國主が全部商人の大きなものも同様だと言ふならば、支那の帝王や君主は全部農夫の大きなものとも言ふ事が出来る。凡そかうした議論は全部世の中に利益は無い。唯、農家であらうが商家であらうが、自分に得意な點があつたならば、皆な一緒に合はせて世の中の有用な事に使用したいものである。國民から軍卒を構成させ、よく教へ導いて彼等と力を合はせて戦はせるのが西洋の風であるさうだが、支那の古の法は同じ事を規定してゐるのである。又、其の故に西洋諸國の中には百萬人の軍卒を持つてゐる國もあるがそれ等は全部、我國の足輕にも及ばないなぞ言ふのも理由の無い論であ

六千五百六十二人軍籍を除きしこ
 と彼の方のふみに見えたり却て吾
 國は久しく太平に慣れ安んじたれ
 ば諸家の足輕もよく洗汰を経ずば
 數の半は用にあたらざるべし士大
 夫とても三分の一は事に得任へぬ
 があるべきなり斯る時に當て己れ
 を修むるの道を盡さず切に敵國を
 のみ侮らんこと危きわざなり
 ○西洋の土地必ずしも平原廣野の
 みにあらず本邦のうちにも險阻な
 る所も多けれど銃車を運用すべき
 土地又少なからず且大銃の制銃架
 のさまも其用ふる場に従つて殊に
 する事なりそれらのふしをも詳か
 かにせむに吾國の軍に大銃を用
 ふること風俗人情に違ふといひ兵
 氣にも銳きことを得ざるべしなど
 いふはいかゞぞや此の流の兵者は
 大銃をも棄て、用ひざらんとする
 にや
 ○大將たる身にも士卒の技藝を一
 くだりは演習せまほしきことなり
 威鑑光が紀功新書にもいへり唐順
 之俞大猷の人となり史傳に考ふ
 るに皆技藝に肩たる人にはあらず
 去れども順之譙樓の下にみづから
 槍を執つて其の術を大猷に授けし
 ことあり後の世までもこれを誇事
 をすさらば士分の劍付銃を學ばん
 はいふまでもなし公侯の御身にし

る。プロシアでは千八百二十八年に(我が國の天保九年に當る)軍卒十五萬三千六百二十八人の内
 から、病氣又は身長が不足な者、力の弱い者等六萬六千五百六十二人の軍籍を除
 いた事が彼方の書物に見えてゐる。それに比すれば我が國は久しい太平に慣れて
 人心が安んじてゐるから、諸家の足輕共に十分に役立つ者を選ばなかつたならば、
 現代のまゝでは役に立つ者は其の半數にも當らないであらう。足輕以上の武士階
 級の御家來方でも約三分の一は事に當つて、満足に御奉公が出来ない者もあらう。
 かうした時に當つて自己を顧み、修養する道を盡さないで、唯敵國だけを侮るの
 は危い事である。
 ○西洋の土地でも凡てが平原廣野とは限らない。我が國內にも險阻な場所も多い
 が銃車の運搬が出来る程度の平地も少くはないのである。加ふるに大砲の制とか
 銃架のさまも其れを用ふる場所に從つて相違がある。さうした點を詳細にしない
 で、我が國の兵隊に大砲を使用させるのは固有の風俗が人情に違ふと言ひ、さう
 すれば士氣にも悪い影響を及ぼすであらうなぞと言ふ者があるが、これはどんな
 考へからであらうか。此の類の兵學者は大砲は勿論の事、大銃をも棄てて用ひな
 いやうにするのもあらうか。
 ○たとひ一軍の大將であつても、士卒の技藝は一通り練習しておきたいものであ

て自ら習ひ給ひたりともなどか苦
 しんかるべき節制の兵を説かんに
 獨闘の士なりといはんこといかゞ
 あらん本邦中古子供いさかひの如
 き軍にこそ獨闘の士もあるべけれ
 勇者獨進むを得ず怯者ひとり退く
 事を得ぬ節制の兵いかでかきるこ
 とのあらんや且五人七人獨闘の士
 あらんよりは全軍に敗兵なきをこ
 そ冀ふべけれ
 ○弟子の師に勝らんとするの譬は
 あたらぬことと覺ゆわが不熟の葉
 もて彼が長ずる所に向ひたらばこ
 そあらめ吾輩すでに熟する時に至
 らばなどか其師に劣らんや荀子の
 ふみにも出藍てふ言のありかの魯
 西亞の主伯夷兒は初め和蘭陀より
 諸藝に精しき人を徴し集め航海の
 術を始として其國になき事共を人
 民に教へしめやがて帝業を成し今
 に至るまで是を稱すよく荀子の言
 に叶へり
 ○西洋の兵書多くは運籌制勝の事
 に及ばず予をもてこれを視ればい
 と稱すべきことなり紙上にて運籌
 制勝の事を論ずるは文才だにある
 ときはいかゞにも巧にいひなざる
 るものにて作り物語を見ても知る
 る事なり法制規律の如きは實地に
 臨み屢々其利害を審にせし後にあ
 らざれば元定め難し西洋の俗は空

る。威鑑光の『紀功新書』にも書いてある通り、唐順之、俞大猷と言つた者の人
 となりを史傳に依つて考へるのに、皆技藝に少しも通じてゐない人ではなかつた
 やうである。然し唐順之が城樓の下で自分から槍を執つて其の術を俞大猷に授け
 た事があり、後世に至るまで此の事を風流譚として有名になつてゐる。此の如き
 例もある以上、武士の身分の者が足輕の主とする劍付銃の術を學ぶのは勿論の事、
 君侯の御身にましましても自らそれを習ひ給ふとも少しも苦しい點はないので
 ある。集合隊の戰術を説く場合に獨闘の士なぞと言つたならば如何であらう。我
 が國の中古に於ける子供の争ひのやうな戦ひでこそ一人勇敢に戦ふ者もあつたの
 だが、如何程勇氣のある者にしても獨りでは進軍が出来ず、又卑怯な者であつて
 も只獨りでは退けない集合隊の戦ひの場合には、どうして一人だけ大勢の目の前
 で華々しい戦ひが出来やうぞ。其の上現在では五人や七人の獨闘の武士があるよ
 りも、全軍に敗兵の無い方こそ望ましいのである。
 ○弟子が師に勝る事はどうしても不可能だとする譬は眞實ではないと自分には思
 はれる。自分が未だ十分でないのに、師の十分に用意出来てゐる點に向つて勝た
 うと思つても駄目であるが、此方が十分に練習して行つたならば、どうして師に
 劣つてばかりゐやうか。荀子の書にも出藍といふ言葉があつて、其の昔から師よ

文を不好其用意着實なるが故に兵書にも實驗 法制規律おほし
 ○吾國小なりといへども兵の衆多なること全世界に比すべきなしと左もありぬべし去れども兵は多きを貴ばず精きを貴ぶといへり多き上に尙精しくせまほしき事なり
 ○吾國戰國の頃操練をなして戦ふといふことなし獨闘の勇強きもてなりこれわが初めに云ふ子供いさかひの軍といふものなり去れど其の頃の人は戦争の間に成長しておのづから覺えたる業もありぬべし故に操練せども大かたは用いかなしと見ゆ今の太平の世に生れし人いかで是と同じからん且一步一手の運動までも習練せしむること西洋の砲技のみならず吾國の武藝いづれの業にも形といふものありて皆しからざるることなし若し士卒をして常にその手法足法を學ばざらしめばいかに金鼓旌旗の合圖もて坐作進退分合集散の運轉をなさしむるとも何の用をも成すまじきなりかつ刀槍のわざには左を打て中らざるも直に右に替り上を突きはづしたるも速に下に向うて思ひの外勝を得ることあり唯銃砲のみ一發を誤る時はやには再發をはかる事能はず因つて全軍の勝敗たゞ一發の間にあることあり

り優れた弟子が居たことを證明してゐるではないか。かのロシア皇帝ペートルは最初はオランダから諸藝に通じてゐる人々を召し集め、航海の術を第一歩として、其の他ロシアに無い事共を人民に教へしめて、其の爲に天下を平定して、現今に至るまで其の徳を稱されてゐる。これは荀子の出藍といふ言葉によく適當してゐる例である。

○西洋の兵學書の大多數には種々の事が書いてあるが、戦争の前に計略を運らして勝利を制すると云つたやうな事は書いてない。これは非常に稱賛すべきだと思つてゐる。机上で軍略を運らすことは、若し其の當事者に文才だけでもあるなら、如何様にも巧みに言へるもので、其の證據には後から種々の作り物語も出来る程である。が、軍の法制とか規律といつたものは、實地に臨んで、幾度も其の利害を十分に明確にした後でなければ、定められない性質のものである。西洋人の習慣として實の無い空文を好まないで、決定した事を書くまでには忠實に其の用意を十分に行ふので、兵學の書籍にも實驗の結果から得た法制や規律が多いのである。

○我が國の面積は諸外國に比して小さいとは言へ、兵士の多いのは全世界中で比べるものが無いと云ふものがある。さうでもあらう。然し兵隊は徒に數が多いだけでは何もならないのであつて、質の優れてゐるのを貴ぶとか言はれてゐる。願はくば數の多い上に、質が優れてゐてもらひたいものである。

り西洋の軍律銃砲をして一手一足の其舉動を荷もせしめざること實験の良法といふべし
 ○我國にも西洋に倣ひ大船を造り常には是をもて海運に便し寇ある際はこれをもて備へあるは是を追撃の料にせんこと當今第一の長策といふべし然るにその利を知るといへども其船を入るべき港口の狭きにおもひ煩ふは識の足らぬなるべし豫め見る所の如きは國是既に大船を造るに決せばその船の通るほどの港口を開大にせんこと何程の事もあるまじ西洋諸國には五十里七十里の海門を穿ち開きたることその例すでに少からず港口の狭淺なるに術盡きぬるが如き小材にては何事も計らひ得がたかるべし

(註)
 拂郎察 プロシア
 千八百二十八年 我が天保九年
 は西紀一千八百三十八年であるから、これは三十八年の誤りか。
 洗汰 よりこのみ
 譙樓 城内上のやぐら、敵の様子を見、又防禦する爲めのも
 酌事 酌は韻と同じ、風流の事。出藍 師に教はつた弟子が師よりも優れること。

○我が國の戰國時代には兵隊が戦ふ前に操練してそれから戦ふといふ事はなかつた。一人々々で戦ひ勇氣のある者が勝利を占めたからであつた。これは自分が先に言つた子供の争ひに類した戦争である。然し其の頃は何處にも絶間無く戦争があつたのだから、人々は戦争の間で成長したとも言へるので、自然と覚えこんだ技術もあるだらう。故に特別に練習をしなくとも大體は間に合つた事と思はれる。今の太平の世の中に生れ育つた人々はどうして此の人々と同一にすることが出来る。其の上一步の歩みや、一寸手を動かす事から練習を爲さしめるのは西洋の大砲の術ばかりではなく、我が國の武藝其の他の業であつても型といふものが一定してゐて、皆それに依らない事は無い。若し士卒に平生から一舉手一投足を學ばせておかなかつたならば、戰場に至つて如何に鐘、太鼓旗などで合圖をして立座、進退、分合、集散を上手に成さしめようとしても何の用にも立たない。其の上刀や槍の技術の中には、若し左を打つて中らなかつた時には直ちに右に換へ、上を突いて外れたかと思へば瞬間に下に向つて思ひも依らない勝利を得る事がある。唯銃砲だけは一發射で失敗した時に、すぐに再發をはかる事が出来ず、

伯映兒 ベーテル大帝か？
運籌制勝 戦争を爲すに當つて
種々勝を豫想する事。
精 まじり氣のない、そのみ
に優れてゐる事。
金鼓旌旗 軍中に用ふる鐘や太
鼓及び旗。
國是 國の方針。

かうした關係上全軍が勝つも負けるも其の一發に負ふ事がある。西洋の軍隊の規律では、銃砲を發する場合には特に一手一足の舉動も非常な注意を以て行ふのは、實驗から得た良い方法と言へるであらう。

○我が國でも西洋に倣つて大船を造り、平時には海運に使用し、萬一の場合には海濱に備へ、或は追撃の用に使ふのは差し當つて最も良い策と言へる。だが、これが便利であるのを知つてはゐても、其の船を入れる港口が國の現在では餘りに狭すぎるので不可能であらうと心配するのは見識が不足だと思ふ。自分が考へるところでは、國の方針が一度大船を造ることに決定したならば、其の船の通れるだけ港口を開く事ぐらゐは大した事ではないのである。西洋諸國では五十里、七十里の港を穿ち開いた例が少なくはない。港口が狭く浅いと言つてもう手段の無くなるやうな小才では、何事の計畫が出来るであらう。

武士の心得 (門弟子に示す) 安政二年十二月

時勢の好みに隨て己の可守ところを失ひ所志を變ずるは士氣なき輩の事也有志の士においては世の用ひ如何なるべくとも國家の御爲にかくなくては叶はぬ筋と思ふこと

時勢の好むところに従つて、自分が正しいと信じて守るべき物を失つたり、志を變じたりするのは武士の資格の無い者共の事である。志ある人は、自分の考へを世の中の人々が用ひやうが、顧みなからうが、國家の御爲にかくなくては叶は

は其志を變ぜずおのれの身に學習するところも是を以て國家の洪恩を報じ奉るべしと思ひよる所に一筋に心を入れて果して衆人の上に出で非常の際に臨て非常の切を立つることを求むべきなり某かく屏居にて世に隔りてゐながらも諸君の眞傳正法に志かたく怠らず出精の事承候得ば心をよるこばしめ又廢休の仁も候など承り候へば惜存候事候此度はからざる事出來り有志の士數輩しばしば崇りを受候といへども諸君夫に因て志を奪はるべからず相互に其氣を勵し學校定日にも是迄より多勢出精有之有志の本來を世に顯はし給ふべし士氣なき輩とは歸を同じくし給ふべからず

〔註〕
洪恩 國家から受ける大恩
屏居 塾居の事。

ないと思つた事は絶対に其の志を變ぜず、自分が何を學習するにも、此の學術で國の大恩を報じ奉らうと、其の點のみに力を入れて、必ず多數の人々の上に出て、國家非常の際には大功を立てる事を望むべきである。私は此のやうに塾居を命ぜられて世の中の動きから遠ざかつてゐながらも、諸君が懸命に眞を傳へ正しきを守る志を確くして怠らずに爲してゐるのを聞いたならば大變喜ばしく、それに反して以上のことを怠つてゐる人があるなど承るならば口惜しい事と思ふのである。此の度は思ひもよらない事が出來、有志の人々は屢々此の爲めに崇りを受けたのであるが、諸君は之に依つて其の志を奪はれてはならない。相互に勵し合ひ、學校を定日に設け、是迄以上に多數の出席あるやうに計り、志ある人々の本心は如何なる事があつても動かないのを世の人々に實證されて欲しいのである。かの志が一定不變で無い者共と類を同じうしてはならない。

小銃裝法の事

西洋諸國の兵備は荷蘭のみに限らずいづれも皆ランドマクトとゼーマクトの兩種ありランドマクトは即ち陸軍にして陸地の戦を主としゼーマクトは即ち海軍にして船上

西洋諸國の兵備は、オランダのみに限らず各國共にランドマクトとゼーマクトの兩種がある、ランドマクトは我が國語で言ふ陸軍であり、陸地の戦を主とし、ゼーマクトは我が海軍に相當するので、船上の戦ひを主とする。海軍の戦法と陸

めた、かひを主とする也海陸の器械製作より士卒の訓練に至るまで其法もより同じからずほのかに聞けば近ごろ都鄙の歩兵を教導するもの官府にて長崎へめされたる荷蘭人の傳へし新法也とて裝彈十一段法を改めて悉く八段とせしよしなれども吾黨に於ては深く其源委を窮めずして卒爾に舊法を改むべからず予いまだ其八段法を傳へし荷蘭人其國にありて海陸何れの兵に屬せるや又其授けしは海陸何れの法なりやを詳にせずと雖も彼の國の兵書を讀みその戦法の利害得失に就て是を考ふれば其八段裝法にて信火箭を裝彈の後用意の號令「マクト」を待てるは全く「マクト」の習にして陸軍の法則を近ごろ新に改めたるにはあらざるべしと思はるゝ也寅歳の春横濱にて亞墨利加銃卒の訓練を見るに火箭をば彈藥を裝せし後に着けたりこれ其海軍なればなるべし八段裝法をおろそかに考ふる時はこれまで十一段法より其段數の減じ四分の一に過ぎたれば大に便利の法となすべきに似たりされども用意の號令に至り十一段は三舉動にて照準すべく八段法は七舉動を經ざれば照準に至り難しはじめの裝への

軍のそれとは、各々に特殊な条件があるので、其の利害を別々にするから、機械の製作から、士卒の訓練に至るまで其の方法は勿論同じではない。僅かに聞くところに依れば、近頃都會や地方で歩兵を教導する者が、幕府から長崎へ召されたオランダ人の傳へた新法であると言つて、今迄の十一段法の彈丸裝置を改めて全部八段としてしまつた様であるけれども、我々の一味の者は深く其の理由を十分に知らないうちに輕率に舊法を改めてはならないのである。自分は未だ其の八段法を我が國人に教へたといふオランダ人が自國に在つて海陸の何れに屬してゐるか、又彼が教へたといふのは陸軍の方法か海軍の方法か詳しくは知らないのであるが、彼の國の兵書を讀み、其の戦法の利害得失に關して今度の事を考へて觀るのに、八段裝法の小銃であつて、裝彈の後用意の號令「原語ではマクト、フアルジフと言ふ」を待つてから信火の竹筒を着けるのは、全然ゼーマクトの習ひであつて、近頃改まつた陸軍の法則だとはどうしても考へられないのである。自分は去る安政元年寅歳の春に横濱に於いてアメリカの兵卒が小銃を訓練するのを覽た事があるが、其の時には確かに信火の竹筒を彈丸を裝した後に着けたと思つてゐる。之は彼等が海兵であつたからだらうと考へられるのである。八段裝法を一考へると、今迄の十一段法から見ると其の段數が四分の一以上に減つてゐるから、非常に便利な

號令より照準の號令まで其舉動を通計すれば十一段法には三十一舉動あり八段法には二十九舉動にて其速速わづかに二舉動の間に過ぎず倍其用意より照準までの舉動少きと多きとは陸軍の戦法には其利害尤大にしてたとひ總數の上には二舉動を多くするも敵前の放發に臨んで四舉動を減するに其利ある事多言を待たず警へば敵と相隔る事百間の外にて彈藥を裝せんには舉動の増減につき深き利害あることなしいかになれば此距離に於ては銃丸未だ其力を逞くする事は進め敵と相去ること二三十間にして相打んには敵は用意より照準まで七舉動なるべし其時我三舉動にして照準し即ち是を打たば勝たざるの理あるべからずもし我七舉動ならざれば照準する事ははざらむに敵よく三舉動にして照準しわれを打たば我又敗れざるの理あるべからずかゝる見易き得失をはからずして只管八段の名稱にめめて十一段の法を改むることわが知る所にあらず且八段裝法の事未だ陸軍訓練の書に見えず近日荷蘭人手づから改正せる原書にこれありとも聞ゆれど予を以てこれと思へば其身海軍に屬して姑くおのれの學

ものと考へられ易いのであるが、用意の號令に至つてから十一段法は三舉動で發射する用意が十分出来るが八段法に至つては七つの動作を過ぎなければ其れに至り難いのである。最初の裝への號令から最後の照準の號令までの動作を通計したならば、十一段法では三十一舉動あり、八段法では二十九舉動であつて、其の差は僅かに二舉動でしか無い。然し、其の用意から照準までの舉動が少ない場合と多い場合とは、陸軍の戦法では其の爲に生ずる利害が非常に大きいのであつて、十一段法の方はたとひ總數から言へば八段法よりか二舉動多いのであるが、いざ敵と相對しての發射の場合に當つて四舉動少ないのだから、此の方が利益の多いのは言ふ迄も無い。今一例を舉げれば敵と百間を隔て、彈藥を裝する時には、何れが何舉動多くても少なくても、其の爲に戦效上に及ぼす結果は大きくは無い。何故ならば百間といふ距離では、彈丸が未だ其の特有な力を逞くする事が出来ないからである。一度裝彈の後に次第に歩を進め、敵と二三十間を隔て、相對した時には、敵は八段法を使用してゐるから用意から照準までに七舉動あるが、若し我が軍が十一段法を使用してゐたならば、其の時には三舉動で照準が出来るから、直ちに敵に向つて發射すれば勝利を得ない理由はないのである。是と反對に、若し我が軍が七舉動しなければ照準出来ず、敵は三舉動で其れを終り、我を打てば、其の時

ぶ所をしるし遺忘に備へんとて陸軍訓練の書に其装法ばかり書き加へたるものならんも計りがたしければ陸軍訓練の原書改正を経て版行せしもの渡來せんまでは西洋人の手づから書加へたる書あればとて海陸何れの兵に屬せるやをも詳にせずしてそれのみ據としてこれまでのたしかなる法則をあらためん事思慮淺きに似たり世に彼方にランドマクトとゼーマクトとわかちある事を知るもの少きよりボンカノンなども予が薩藩の爲にランドマクトの式を照して造り始めしまではおほやけもいづくも陸上の用にもマリネ（即ちゼーマクトのことなり）の書に據てのみ製作ありしゆゑに放發に不便を極めし事皆人の知る所なり小銃は壹人の扱ひなれば海軍の法を陸軍に適用せんも害なきに似たれども戰陣の際に陣を進め敵に近づき毫髪を容れざるに間を争ふに及んで其利害の相懸隔する事はじめ論ずる所の如くにしたり海軍のボンカノンを陸地に用ふるが如くなるのみにあらずといふべしかはいへど兵の道は革道にして時を迫る革るものなり彼の國近來別に發明する處ありて陸戰の法を變革し小銃の扱ひを悉く海軍の法則を用ひ八段に定めしやいなやこれ

には此方が負けざるを得ないのである。かく誰にでも判かる得失を考へないで、只々八段の名稱のみを愛し、て十一段の法を改めるのは、自分の關係した事ではない。其の上、八段装法の事は未だ陸軍の訓練書にも見えず、オランダ人が自ら改正した原書に書いてあると此の間聞いた事はあるけれども、自分が考へるのに此のオランダ人は元來海軍に屬した者であつたが、自分の學んだ點を忘れない爲にと陸軍訓練の書に其の装法だけを書き加へたものであるやも知れないのである。故に陸軍訓練の原書が彼地で改正されて發行したものが、我が國に渡つて來ない以上は、たとひ西洋人が自ら手を加へた書があつたとしても、其の人が海陸何れに屬してゐるかも知らないのに深く調査もしないで、そればかりを根據として今迄の幾多の實戰を経た、十分に手心も分かつてゐる法則を改めるのは何となく思慮が浅いやうに思はれる。西洋ではランドマクトとゼーマクトとが判然と分かれてゐるのを十分に知る者が少ないので、ボンカノン等も自分が薩摩藩の爲にランドマクト式を参照して造り始めさせない迄は、幕府でも諸藩でも陸軍用にもマリネ（即ちゼーマクトのことである）の書に據つてのみ製作してゐたので、發砲といふ時に當つて、大變に不便だつたのは人々の知るところである。然し小銃は一人が取扱ふのであるから海軍の法を陸軍に適用しても別段に害が無いかのやうに考へられる者も居るかも知れないが、戰が白熱的になつて來て、陣を進め敵に近づき、両者が一寸の間隔も無く接近して、分秒を争ふ場合には、先に述べたやうに、其の利害が大きくなるのであつて、其の程度は海軍のボンカノンを陸地に用ふるやうな程度ではないと言へるだけなのである。然し軍事上の改革は、一時に改まり面目を一新するものではなく、時を追うて少しづつ革るものである。彼の國で近來別に何かの發明があつて、其の爲に陸戰の術を變化、改革し、其の小銃の取り扱ひ方を全部海軍の法則に従はせ、八段に定めたのであるかどうか、此の事を未だ明確に知る事が出來ない。十分に其の本國の様子に就いて此の變化が何處から來たされたかの根據を詳にしないでならないのである。但し自分の考へでは、海陸が同一の兵法を用ひる事は萬に一つもありはしれないと思ふのである。

事の序に言ふが、船上の戦ひ及び陸地でも散兵してゐる場合には、用意から照準までの舉動が多くても、装法の最初から數へて二舉動を減ずる方に利益がある。此の事も共に十分に知つてゐなければならぬ。

もまた未だ知るべからずよく其本に就てその法の源委を詳にせまほしき事なり但予が見る所を以てすれば海陸の兵相通ずるの理萬に一つもあるまじき事とおもふなり因に云ふ船上の戦並に陸地散隊の獨戰には用意より照準までその舉動を多くするも装法の始より二舉動の減ずるに其利多かるべしこのことはりも亦知らずんばあるべからず

〔註〕
寅年の春 安政元年の春。
マリネ 海軍の事。
毫髪を容れざるの間 髪の一毛一本も其の間に入らない程兩者が接近してゐること。

牛痘種法の理

痲痘は小兒の一大厄なりこの大厄

痲痘は小兒の一大厄難である。此の大厄を無事に過ごさしめようとの考へから

を無難にすぎさしむとて昔より種痘の法もさまざまありしなりされども天然痘の種法はまゝ悪症を發して危難に及ぶことあるが故にその種痘を施すの前後候を擇び種々豫防の手充してさて後に施すことなりしかるに牛痘の種法に至ては豫防の手充するにも及ばず生れたるばかりの赤子よりおとなにいたるまで時を擇ばずこれを施して萬に一つも悪症を發することなく唯臍に種をたる數の疱瘡と成る故に顔に痕の残る患もなく小兒一生の大厄をまぬかるゝ最上至極の良法なり今この良法の世にあるを用ひず子供に流行の疱瘡にかゝらしむるは人の親たるものゝ慈愛の薄きとやいふべき但し田舎には牛痘を種ゑるに稱して天然痘を種ゑたまつさへ豫防の手充をも知らぬ醫師もありて種痘したる小兒往々おともき痘瘡となり中には悪症を發して死せたるも亦あるよしと無慚なることなりされども是は全く痘瘡の種をうゑたるにて牛痘の種にはあらず世の人萬全の牛痘を種ゑむと思はゞよく其法に委しき人を頼みてむざとしたる人にあやまられ給ふべからず種痘にもあやまちありなどいふことあれば眞の牛痘種までをも疑ふ人多くいで來ておな

種痘の方法も昔から種々様々あつた。然し所謂天然痘の豫防法は多くの場合に其の結果が反つて以前よりも悪く、時には其の爲に一命をも犠牲にすることも無いとは言へないので、其の種痘を施す時には時候を擇び、種々豫防の手當てを爲しておいて後に施してゐたのである。さうであるのに、牛痘の膿汁から製した種法では、豫防の手當てをするにも及ばず、生れたばかりの嬰兒から大人に至るまで、時候に關係せず何時でも之を施しても、萬に一つも其の結果が悪變するやうな事無く、唯上臍に種ゑた數だけが、がさを生ずるだけで、顔に痕の残る心配もなへ、小兒一生の大厄をまぬかれる此の上も無い良法である。現在かうした絶體安心の出来る方法が世の中に在るのも知らずに、子供に流行の疱瘡にかゝらしめ、其の子の一生を不幸にさせるのは、人の親たる者の慈愛心が薄いと云つても間違つてはゐないであらう。但し文化の開けてゐない田舎では、牛痘を種ゑて未然に助けると言ひながらも、其の實は天然痘を種ゑ、更に悪い事には豫防の手當を全然知らない醫者もあつて、かうした者の手に依つて種痘された小兒が、時には重いも、がさを顔一面に生じ、其の中には是が原因となつて死亡してしまつた者もある由、甚だ慘忍なことであつた。然しこれは全然疱瘡の種をうゑたのであつて、牛痘の種ではない。故にかうした例もあるから、世の人々は絶對安全の牛痘を種

じく時を過す間に悪症の疱瘡のはやり來てその厄にかゝらむものゝあらんことを恐れてかく申す某が老婆心せつなればなりかし

膊 手首から臂までを下膊と言ひ臂から腕を上膊と云ふ。唯だ膊と言へば兩方を指す。老婆心 思ひやりの心。

再び門弟子に示す

ゑようと思つたならば、よく其の方法に委しく通じた人を頼んで行つてもらふのが良く、不安な人に頼んで可愛い、我が子の命をあやまれるやうな事があつてはならないのである。種痘だとして時には失敗もあるものとか言ふ事もあれば、本當に安心の出来る牛痘種までも其の結果を疑ふ人が多く出て來て、人々が全部半信半疑で牛痘種を躊躇してゐる間に、若し悪性の痘瘡が流行して來て其の厄にかかる者もあるかと思つてこんな事を申すのは自分の老婆心が止むに止まれない程であつたからでもある。

上にて多く士大夫に俸祿を賜り御扶助ある事は専ら非常の時に御軍役の公務を缺く所なく勤めさせられ御祖先の御盛名を墜させられず御家聲をいよくします。振はせられん爲の御備とこそおぼゆれ去れば士大夫たらんものは平日厚く御惠のほどをおもふにつけても上の御心かまへにそむき奉らざらむやうに文學に志しては忠義の本を辨へ武事に鍛錬しては忠義の實をつらぬくやうにあらまほしきことなり然るに安佚になれたる族文

御上にあらせられて多くの御家來に俸祿を賜り、生活上の御扶助ある事は、主として萬一の場合に當つては、君の御馬前に立つて、君を死守する務を十分に勤めさせ、御先祖の輝かしい御盛名を墜すやうな事なく、御家の評判をいよく益々よくせん爲めの御備へだと思ふ。故に相當の地位にあるものは平生から深く君公の御惠みのほどを思ふにつけても、上の御志を裏切る事無いやう書物を學んでは忠義の根本を残すところなく知り、武藝百般を練習して書物で學んだ忠義を實地に現はせるやうに心がけなくてはならない、然るに太平に慣れて心が緊張しなく

學に志淺く書を多く讀まざるより
 ものの道理にくらく父祖以來上の
 御扶助を蒙る事何の故ぞといふこ
 とわりをもわきまへず時務をも知
 らずわが爲すべき本職の武事も知
 等閑にこゝろ得惜しむべき月日を
 空しく過しぬるはいとむざんなる事
 にあらずや此ごろしばしば大砲を
 演ずるとて兒戯に等しき大小の玉
 をうちあげ晝はいろ／＼の煙に紙
 のきれ布のきれなどを出し夜はさ
 まざまのほし火を出すを見及べり
 これ何の用にあてんとてするわざ
 にや少しくもの心わきまへたら
 んものには見るに忍びざることな
 りかし此戲を俗砲家にて合圖とい
 いふれど軍の合圖は物見夜廻り
 の先に多くある事なりいかでか
 る手重きわざを用む得ひ（合圖に關して現今普通の良法は諸君が學び知つてゐるが、是である。）其の打ち出す物にはさま
 るに就てさまざまの名を命じぬれど
 も畢竟は何の用にもあたらずたゞ
 太平の慰におもひ／＼の新奇を競
 ひ見る人の目を悦ばしめぬるばか
 りのことなれば誠に無益の戲とい
 ひつべしさればこそおほやけにも
 さんぬる丑年あめりかの事起るよ
 り此戲は多くの火薬を費して實に
 益なしとて嚴禁せられ國々にても
 禁令にあらはされたることなれし
 かるを今この戲をなしぬるはおほ

なつた人々は、文學に志が淺く、書物を多く讀まないのので物の道理に暗く、父祖
 以來引き續いて上に御扶助を蒙るのは何の故かとの理由を考へた事なく、世相を
 も知らず、自分の爲すべき本職（武事）をもよい加減に心得、一刻も何も爲さな
 いで過してならぬ月日を無駄に過してゐるのは悲しい事ではないか。此の頃、時
 時大砲を打つと言つて、子供の遊び道具のやうな大小の玉を打ち上げ、晝は種々の
 煙に紙片、布片等を出し、夜はさまざまのほし火を打ち上げるのを見る。是は一
 體何の用にあてようとする心得なのだらうか。少しでも事物の正道を知つてゐる
 者には默視出來ないことだ。此の事を俗砲術家は合圖といふのださうであるが、
 軍の合圖は物見、夜廻りの先に多くある事である、どうしてこんな手重き業を用
 ひて宜いものだらうか。（合圖に關して現今普通の良法は諸君が學び知つてゐるが、是である。）其の打ち出す物にはさま
 ら／＼な名が付けられてあるが、結局は何の用にも當らず、たゞ太平の無聊を慰め
 る爲に各人が勝手に新しいもの、珍らしいものを競つて見物する人々の目を悦ば
 すばかりのものであるから、眞に無益の戲と言ふべきである。左様であるからこ
 そ公儀でもこの前の丑年にアメリカの事が起るに及んで、此の戲は火薬を多く費
 して眞の益は少しも無いといふ理由で嚴禁せられ、諸國でもそれに従つて禁令の
 中に數へられたのである。それにもかゝはらず現在も尙此の戲を續けてゐるのは

やけをもちかり奉らざるに似た
 り是見るに忍びざるのつなり外
 夷の情目を追ふてけはしければ心
 ある國々にてはこれ迄の舊弊をも
 改め華を棄て實に就き遊戯を廢し
 て有用を務むる事也さるを今我藩
 にてかゝる無益の戲を成す事他に
 洩れ聞えばなどや沙汰せんこれ見
 るに忍びざるの二つなり又火薬の
 大小砲におけるこれ人心に譬ふれ
 は猶血の如し人身は血にあらざれ
 ば生活せず噐器は火薬にあらざれ
 ば其用を成すこと能はず非常の際
 砲器を用ふるに當りてはその火薬
 の費夥しき事なり暫く十二斤野戰
 砲を以てこれを算せん一發の火
 薬五百目に過ぎたれども二發の上
 にはすてに壹貫にあまれり十二斤
 砲の打放一分時に二發を以て常と
 すれば一時の戰あらんにはその火
 薬を費んこと二百四拾餘貫なる
 べし（我が一時は大體西洋の二時間に相當する
 べし）其間五分の時も四時
 劇戰あらんには唯この一門の砲の
 上にも其火薬を失はん事一千貫に
 及ぶべし非常の備には火薬を多く
 貯へずして叶はざる事推してはか
 るべし火薬はかくの如く一時に多
 用するものなれば平日これを惜み
 て無益に費さざらむこと穀粟にも
 過くべきなりいかんぞ一時の遊戯
 に耗損せしむべけんやこれ見るに

公をもちかり奉らないと言つてもいゝ。是が默視出來ない理由の一である。外
 國人の様子が、現在では日に／＼不安になつて行くので心ある國々では今迄の舊
 い風習でも餘り利益の無いものは改め、體裁の華々しいのを棄て、表面上は地味
 で内容の充實したものを採用し、遊戯を廢して有用の事を懸命に務めるのが第一
 である。かうした時に當つて現在自分等の藩で、こんな無益の戲を行つてゐるこ
 とが他の藩に聞えたならば、其の人々は何と批評するであらうか。必ず良い評判
 は立たないに決つてゐる。自分が默視出來ない第二の理由は此の故である。又、
 大小砲に於いて火薬が必要なのは、之を人間の身體に譬へたならば血のやうなも
 のである。人間に血が無かつたならば生きてゐられないのと同じく、砲に火薬が
 無かつたならば其の本來の目的を達する事が出來ない。萬一の場合に、大砲を用
 ふるに當つては、それに費す火薬の量は實に夥しいものである。今十二斤の野戰
 砲に例を採つて、計算すれば一發に使用する火薬は五百目餘りであるから、二發す
 ればもう一貫目以上になる。十二斤の砲は一分間に通例二發射出するものである
 から、若し戦ひが一時も續いて、其の間中引續き發砲してゐたとしたならば、其の
 火薬は實に二百四十貫以上も必要とするのである。（我が一時は大體西洋の二時間に相當する
 のであつて、二百二十分のことである。）
 更に若しも戦争が四時も續いたならば、唯一門の砲だけでも其の火薬一千貫を失

忍びざるの三つなりかつ人身の精神も家の財もおほよそ限りあるものなり無益の事に費しぬれば有用の事に必ず欠くる所あり無益の事の爲めに有用の務を缺き心にこゝろよきことかは且その各か費用する財もいづれか上の戯御恵にあらざるべきさればたとひその家に餘ありとも無益の戯に費し無益の事なきほどなりとも上の御恵の無益戯に費しなんはいと恐多し何ぞその餘財を貧しき有志の友にかよはして共に世の有用をはからざるや予が門下たらん人々はかゝることをわたりをばかねてしらるべき事なればくだくだ敷いはむも詞の費するに似たれども年わかき人も多かれば誤りてあしき友にひかれて無益の戯に有用の事務を缺きなん事も有りなましやなどと籠りゐる身には心づかひせられてかくはしるしつるなり

丁巳正月十七日

〔註〕

大夫 官職にある者の呼稱

安佚 心ゆるむ事

大礮 礮は砲の正字であるから

さんぬる 丑年 嘉永六年癸丑年の事

丁巳 安政三年の事

はなくてはならない。故に萬一の場合に用意する爲には、平生から火薬を出来る限り多量に貯へておかなければならない事は、此の一例からも想像が出来るのである。火薬といふものは今述べた例のやうに一時に多量を費すものであるから、平時にはこれを大切に、我々が米や粟を重んずる以上に、それを惜しまなければ本當ではないのである。一時の氣まぐれに之を少しでも損失させていゝものであらうか。自分が黙視出来ない理由の三は以上である。其の上人間の精力も家の財物も或る程度まで限りがある。無益の事に遠慮なく徒費して行けば、有用の時には必ず不足するにちがひない。無益の事に費して、有用の時に不足させては心氣持よく感ずるのであらうか。其の上其の各々が火薬を買ふに用ふる財産も、何一つとして御上の御恵でないものは無いのである。故に若し其の家に十分家計が足りて尙餘りがあつたとしても、又財が餘つて無益の事に費しても不自由を感じない程度であつたとしても、御上の御恵を益も無い戯に費し終るのは非常に恐れ多い次第である。どうして其の餘つた財を其の目にも苦しむ貧しい志ある友に分ち、共に世の有用となるのを考へてほしい。自分の門下はこんな事は平生から知られてゐる筈であるから、繰り返して冗漫に言ふ必要も無いのではあるが、門下には年若く未だ世に經驗の少ない人も多いのであるから、誤つて知らずくのうちに悪友に誘はれて、無益の戯の爲に有用の事務に事缺く人もあるかも知れないと、蟄居してゐる身にはこんな餘計な事までも心配になるので、今迄書いて来たのである。

安政三年正月十七日

迅發擊銃の事

片井直徹ひそかに予にその創製せる擊銃とその装法を示せりその擊薬盒の装置并に池蓋の如きは頗る巧妙といふべし但憾むる所は直徹兵法を知らず又力学に達せぬが故に議すべき所尙少なからず瞥見の際すでにその打かねの硬きを論じて尾端を今少し長くすればといふこととにまで及びしなり猶その不便なる所を改め足らざる所を補ひ完全の利器と成さむことを思ふて卒に其方を得たり假に銃を執りてその装法を試るに直徹がなせし所に比すれば更に便捷なるに似たり但擬するところの銃未だその機を具せざれば儘に定め難きことありされとも其利のあらかじめいふべきも左の如し第一是までの筒に比す

片井直徹が自身の發明した擊銃と其の装法を自分に示した。それを観ると、擊薬盒の装置や池蓋の點が非常に巧妙に出来てゐる。然し、残念な事には彼は兵法を知らず、又物理学にも十分通じてゐないので議論すべき點が少なからずあり、其の爲に自分はそれを見した時に、もう其の引金の硬いのに氣が付いて、尾端をもう少し長くすれば、擧げる折に大いに力を省く事が出来るだらうと言つた程であつた。猶其の不便な點を改正し、不足な點を補ひ、完全の武器と爲さうと思つて終に其の方針を得た。今假りに其の銃を執つて装法を試ると、直徹が爲したものの方が、一層便利であり使ひ心地も良ささうである。但し自分に見せた銃が、未だ實戰を経験しないので、急に斷決は出来ないのであるが、此の器の便利な諸點を擧げて見れば、大體次の如くなる。

ればその丸更に遠きに達し中りも亦多かるべし
 第二こめ方の手続きこれまで比すれば大凡五分の一を減じ或は九分の二を減ずべし
 但し小分時間大凡拾丸を放ち得べし其器に熟練せば尙その丸数を増に至らん(小分時は)
 第三急速の際と雖もこれまでに比すればねらひ狂はず
 第四地勢險易の差別なく装法自在なるべし
 第五護胸壁の後に立て手續少しも後れず又馬上といへどもかち立に異なることなし
 第六こめ方に臨み手指の力を勞すること少し
 第七 諸機これ迄に比すれば具合あしく成ることまれなり
 是迄の筒の不便なる所
 一ツには筒輕き故にその丸遠きに及ばずあたりも亦これに準す又人数を密比して打たしめ難し二ツには居敷て込るが故に地勢に依て不便なる事をまぬかれず即ち發法の如きは立も可也護胸壁の後に在るが如きは手續大いに遅くなるべし
 三ツには凡そ打方をいそぐ時は中り減ずるものなりわけて是ま

(第一) 是までのものに比較したならば、彈丸が一層遠距離にまで達し、中りも従つて多い事であらう。
 (第二) 彈丸の込め方の手続きが今迄のものに比すれば、大體五分の一を減じ、或る場合には九分の二を減ずる。
 但し、一分間に約十個彈を發射出来るであらう。若し其の器に熟練したならば、それ以上に彈丸数を増加出来るであらう。
 (第三) 寸時の猶豫も許されない急激な場合にも、今迄のものに比すれば命中率が多いのである。
 (第四) 地勢が險阻な場合にも装置が爲し難いと云ふやうな事はない。
 (第五) 護胸壁の後に立つてゐても手続きは少しも後れず、又馬上でも立つてゐるのと異なることは無い。
 (第六) 彈丸を込める時に當つて、手指の力を用ふる事が少ない。
 (第七) 諸機械が是れ迄のものに比すれば、具合が悪くなることは稀れである。
 今迄用ひてゐた筒の不便な諸點。
 一つには筒が輕かつたので彈丸は遠くに達しないし、従つて命中率も少なくなつた。又、人数を狭い場所に密集させてゐては、打たせるのが困難であつた。

での筒にてねらひの狂ひ多し
 四ツには打かねを舉るに大に指力を勞す
 五ツにははからくり狂ひやすし

二つには坐して彈丸を込めるやうに出来てゐるので、地勢の險阻な場合にはどうしても不便になり勝ちである。(今度のもは立つてゐても、坐つても、地を匍匐し)護胸壁の後に在つては手続きが大いに遅れたものである。(たとひ護胸壁の後に居たとて、密ち方が出来るだけ手早)
 三つには、大體打ち方を急ぐ時には命中率が減少するものである。就中是までのものは狙ひの狂ひが多かつた。
 四つには引金を舉げるのには、非常に指の力を必要とした。
 五つには、諸機械の工合が狂ひ易かつた。

軍容の事

本邦の俗太刀を横たへて佩候はいにしへの習にてその起る所いづれの代よりといふことは詳ならねどそのさま雄々しく且敵を抜うちにする早速の業にも便よきまゝに其後なべての軍容とも成るべし世に傳ふる經基王の像奥州後三年の戦の繪卷物榮花物語の畫圖等に據る時はその頃の代には既にその習と成りしこと明かなりされば當今の世と成りて洋銃をあつ

我が國の風習として、武士が太刀を腰に差してゐるのは古からの事であつて、其の起源は何れの時代からといふ事は今日からは詳細には出来ないけれど、其の様子が雄々しく、其の上敵を抜き打に斬り殺す早業にも便利なので、其の後には平生にも、かうした戦争時に似た風をするやうになつたのであらう。現在世に傳つてゐる經基王の像、奥州後三年の戦の繪卷物、『榮花物語』の畫圖等にも、この風が見えるから、其の頃からもう習慣となつてゐたのが明かである。故に今の世と

熱せざれば能はずこれ其重兵に別
たず除學陣學等の法習ある所以な
り今諸藩の士を集めて陣學の演習
あらむにも予か門派たらむものは
よく此利害得失を辨へ各自軍團
中の輕兵に屬せるものとして吾邦
古來の軍容を失はざるやうにあら
まほしきなり（註）軍容の軍容に至りては予別に
經基王 六孫王、源經基と云ひ
清和源氏の始祖。
軍容 軍事上の服裝。
旅進旅退 旅は軍隊、隊と共に
進み隊と共に退く。

金鼓旌旗はたゞ兵衆の耳目を均く
するを主とするのみならず、
しも洋俗に倣ふに及ばず但陣
一人して手易く擧げ得る程に製し
章文も隨意なるべし（註）と考へて可也

節度の事

は、第一に此の方法を主として授けたのであつた。（更に統を左肩に執る重兵の法も合せて研究
方法を共に習はせたる事は諸君の）此れは實に一つには我が國古來からの戦争に對する風習
十分を知つてゐることである。（註）此れは實に一つには我が國古來からの戦争に對する風習
を崩すやうな事無く、二つには吾が國の武士をして彼の國の一切の歩卒と同じ
やうにせず、一朝事があつた場合には、主として散隊しての一人々々の戦ひの用
に備へようと欲したからである。隊を散し、個人間の戦ひを爲さうとしたならば
今迄以上に衆と共に進み衆と共に退く所謂旅進旅退の法に熟達しなければならな
い。これが其れを重兵に區別しないで、隊及び陣のまゝの集團行動を練習する理
由である。今、諸藩の士を集めて陣學の演習をする場合にも、自分の門派たる者
はよく此の點の利害得失を知り、各々自らが軍團中の輕兵に屬してゐるものとし
て、吾が國に古からある戦争に對する風習を失はないやうにして欲しいものであ
る。（重兵の風習の點は自分が別に論じて見たら）
（と思つてゐるので、今は其れに於て見ない）

軍中に用ふる鐘、太鼓、旗等はたゞ多數の兵士の注意を引けば宜いのみだから必
ずしも西洋風を眞似る必要はない。但し、陣營のある場所に用ふる陣（パタロンフアンタル）
人で容易に上下出来るやうに製造し、其處に書く文章も一定させなくともよい。

太鼓の節奏も頗はくば總て本邦兵
家の傳ふる所に依りて如くなり唯
その一分時に幾數といふばかり洋
法を用ふべしこれ所謂脱胎換骨の
妙なり目も用ひてよるし但人數を
其場に集むる時より演習を始むる
太鼓の起らむまでと演習を終る人
當の事なるべし字漏生荷蘭等の國
にてその陣法多く佛朗察に依ると
雖も其聲樂の如きは必ず夫に從ふ
と云ふことを聞かず又彌利堅の兵
制多く英吉利より出れども其樂手
必ず英を學ばざるに似たり況や吾
國に於てをや別記の事は予
の事なり當時の演習に於ては
彼邦の節奏を成し試るは深き利害
もあらざれども天下の大政をも執
り給はん方々の菘み給へらむ折に
この心得なくて世間俗流の窠臼に
落入りなむは歎くべきの限りなる
べし（註）

金 鼓 軍中に用ふる鐘と太
陣 鼓 陣の張つてある場合
に用ふる旗。
脱胎換骨 換骨奪胎の事。骨を
取りかへ生れ變らせるの意で
最初詩文に用ひたが後に
一般に用ひられるに至る。

（これに就いては『紀功新書』、『武備志』など参考にするがよい）太鼓の節奏も若し出来るならば、一切、我が國の兵學家
の傳へるところに從つて（中津藩の）古來の方法を採用したく、たゞ一分間に打數が
幾度とか言ふ點だけ西洋風のを採用すれば十分である。此の方法こそ相手の長所
だけを採用して此方を益々生かすの妙案である。貝も用ひて結構である。但し人
數を其の場に集める時から練習を開始する太鼓の鳴るまでと、練習が終つて人數
を散らさうとする時に用ひるなど、適當の時も撰んでするのは言ふまでも無い。
ポルトガルやオランダ其の他の國々の中には、其の陣法は多くプロシアに從ふの
があるといつても、其の軍樂の點に至つては必ずしも彼に從ふといふのを聞か
ない。又アメリカでは兵士に關する制度の多くはイギリスに由來してゐるが、其の
樂手は一切の事を全部イギリスから學ばないやうなものである。勿論吾が國に於
てはそんな事があつてはならない。（樂手に關しては、自分には別に説がある）此の點は十分に注意されな
くてはならない。平時に於ける兵隊の練習に際して冗談半分に彼の國々の軍樂を
奏する等の事は、それが單なる試みに過ぎないので深い利害も無いけれども、天
下の大政も御執行になられるやうな御方の御覽になつてゐる場所で、以上の心得
が無くて、同じやうに洋樂を奏したりなぞするのは、此の上も無く不適當だと云
はねばならない。

李 漏 生 ポルトガルか？
聲 樂 この場合では軍隊の音楽の事。

窠 白 鳥の窠は形が全部似てゐるといふ事から常套との
意味に用ひられる。

甲冑を廢止せよ (軍装の事)

甲冑は古代にはおもに矢を防ぐが爲に練革を割小札にして毛引にも作り略して大荒目にもし又たまさかには革札に子鐵をまぜても製せし也源家重代の鎧にうすかねと名づけられしものありこれは鐵を薄く延て作りたるものと見ゆ其頃にあたりてたぐひ少きものなれば珍重して家傳の寶器ともせられしなるべし天文年中鐵砲渡り來し後は其丸の勢ひ矢よりも遙にはげしうして其代迄力を盡して作りたる革札の鎧いとたやすく貫かるゝより人々驚き恐れて追々に札を鐵にし或は胴を鐵の延板などにして銃丸を防ぐ事を専らとせしより甲冑の製作は今多く世にあるものゝ如くに一變せし事とおもはるゝなり去れども其頃は鐵砲の術今の代に比すれば十分の一も開けずかつ戦ひに用ひしは多くは小筒なり故に小筒の丸をはつゝに防ぎ得れば夫を至極の事として過し程にやが

甲冑は昔は主として矢が通らないやうにする爲に練革を割小札にして毛引にも作り、それを略して大荒目にも爲し、或る場合には、革札に沙鐵を割つて製作したものである。源家重代の鎧に、其の名を「うすかね」と呼ぶのがある。これは其の名から判断して鐵を薄く引き延ばせて作ったものではないかと思はれる。其の頃では他に類が殆ど無かつたので、珍重して家傳の寶物ともなされたのであらう。天文年中に我が國に鐵砲が渡來して來た後は、其の彈丸の勢は矢よりも遙かに激しくて、其の時まで懸命に作つた革札の鎧が何の苦も無く貫かれるのを實驗して人々は非常に驚き恐れ、次第に札を鐵製に爲し、又は胴を鐵の延板等に改作して、銃丸を防ぐのを主とした事から、甲冑の製作は今多く世の中に在るものやうに一變したのと考へられる。然し其の頃の鐵砲の發展した程度は今の世の十分の一にも及ばず、其の上、戦争に用ひたのは多くは小銃であつた。故に其の今に比べて威力の非常に少なかつた小銃の彈丸すらも僅かに防ぎ得れば、それで

て大阪の役も事はて、鐵砲の渡りし天文十二年より大阪の役まで世も太平にしづまりぬれば武を用ふる家にも甲冑の力と銃丸の勢とをたくらべて銃砲の盛に行はるゝ代と成りては甲冑を廢するにしかずと云ふ議を定むる迄には至らざりしなりしかるに近來銃砲の術大に開けて軍陣には小筒と雖も必ず百歩の内外にてよろふたる人馬を殺すに足る程の力あるを用ひ剩へ口徑四寸五寸の大砲を戦ひの庭に出してはげしく打立る事となりぬ斯くては鎧の鐵をいかに厚く作りて働く事の得成り難き迄にしたりとも不幸にして其丸にあたらば忽に腦裂け骨碎けぬべしまして世の常の甲冑にていかでか其勢を防ぎ得べき抑も甲冑は其製作修造に多くの財を費やしこれを着て歩行すれば歩行を支へこれを着て働けば働きに障り夏の炎天にはいよゝ熱く冬の寒風にはますゝこらへ用なき時人夫に卑すれば其人夫を煩はし其糧食を費やす如此損多くして今第一に防がまほしき砲丸を防ぎ得ずば何の取る所ありてか甲冑を用ひん手本打物の勝負にはおほよその防にもなるべけれど昔より軍陣に打死し痛手負ひしも皆人並に鎧をば着しものなり又素肌の小勢にて敵の城

十分であり、極上としてゐるうちに大阪の役も終り、(鐵砲の渡來した天文十二年から大阪の役まで)世の中も長い間太平が續き事が起らなかつたので、武を専門にする家でも、甲冑と銃丸の力とを比較して、やがて銃砲が盛んに行はれるやうな時代が來たならば、甲冑は自然役に立たなくなるから、それを廢するに越した事はなとの議を決定するまでに至らなかつた。然るに近來銃砲の術が大いに發達して、戦争の場合には小筒でも必ず百歩内外の距離では鎧を着て乘馬してゐる人間を殺すに十分である程の力のあるものを使用し、其の上口徑が四寸から五寸に及ぶ大砲を使つて激しく打ち立てるやうな事になつて來た。かうした時に當つては、鎧の鐵を如何程厚くして自由に働く事が出來ないまでに作つたとしても、不幸にして一度其の大砲の彈丸に命中したとするならば、一瞬間に腦が裂け、骨が碎け、即死するに至るであらう。ましてや現在世に多くある甲冑ではどうして其の激しい勢で飛んで來る彈丸を防ぐ事が出來やうか。元來甲冑は製作にも、修繕にも多額の費用がかゝり、それを着て歩かうとすれば邪魔になり、働かうとすれば妨害となり、夏の暑い戸外では熱を通すから一層熱く、冬の寒い風に當れば鎧を着てゐる爲めに身體がこゝえ、必要の無い時には人夫を備つて無駄な費用を出す。斯くの如く損な點ばかり多く、今其の唯一の採るべき點としての砲丸をも防ぎ得な

乗取りしためしなきにあらざればこそ銃砲の起らざりし世にだに甲冑を深く頼みぬるをば不覺の沙汰とはしたれまして今の世と成りて向ひ来る砲丸の防ぎ難き事何の疑もなき事なればたとひ手本の勝負に少の補ひありともその損益の多きはかりて甲冑をば廢するにしくましきなり或問去らば軍陣にはいかなる装して然るべきや予答云そは其將たる人の心に任せて故實にも係らず今の時宜に合ふやうにしきて夫について官階の品もはきとわかる様にあらまほしき事なり某かつて考置し事あり世に鎧直垂といふは容體はよく見ゆるも垂領なる故形に取しまらぬ所ありか放ち槍を使ふに便ならず取り去ればとて西蕃の服制に倣はん事もいかになりいづれにも此邦の古服に本づいて斟酌すべきなり令を按ずるに武官の禮服に位襖といふものあり又續日本記に征東使請甲一千領襖四千領といふ文見ゆれば古代に襖といひしは武官の服にて總て軍兵迄着せしものなるべし去れども其頃の制のいかなりしやは考る所なし位襖は今の開腋の袍の事なりといふ説も見ゆれどいかゞあらん又今の素襖は襖の字はつけども

い事が判明したならば、一體甲冑は何の役に立つところがあるのであらう。勿論相手と接近してお互に太刀で勝負を決する場合には或る程度まで自分を防ぐ役には立つが、昔から戦場に臨んで打死したり、致命傷を負うた人々も皆普通に鎧を着てゐたのであり、それと反對に鎧を着けない小人数で敵の城を乗り取つた例も無いのではない。故に未だ我が國に鐵砲の起らない以前にも、餘りに深く甲冑に信頼して、これさへあれば大丈夫と思つたり、又、鎧が無いから駄目だと考へてゐた人々を餘り惻巧だとは言へなかつた。まして今の世となつては、敵から打ち放した彈丸を鎧で防ぎ得ないと決定したのであるから、たとひ接近した一人々々の勝負には少しの利益があつたとしても、損害の程が非常に多い以上、思ひ切つて甲冑も廢止してしまふのが第一の良策である。かう言へば、或る人は自分に問ふであらう。甲冑を廢したならば一體如何なる服装で戦場に出たらば宜いのかと。自分は其の人に答へて言ふには、それは其の大將の自由であつて、故實にも係はらず、今の時節に合ふやうにして爲すべきであると。其の場合には各人の身分、位も一目見て明瞭になるやうあつて欲しい。世に鎧直垂といふのは外面は良く見えるけれど、垂領であるから形の取しまらない所がある。其の上袖が大きいから括りはあるが銃を放つたり、槍を使つたりするのに不便だ。と言つても西

昔の襖の遺制なりとおぼえずこれには布直垂の別制にして中古出来し服なるべし獨り狩衣を狩襖といふについで考ふれば古代の襖の制今の狩衣に残る事を見えたり狩衣の盤領なると直垂の垂領なるとをたくらぶれば軍陣に用ふるは狩衣便りあり去れども袖大に過ぎぬ心地せり隨身の着る褐衣は狩衣の脇ふさぎたるばかりのものなればこれを今一變して素襖の袖の下をそぎて袖細と名づけ狩の時に着し事あるに倣ひてその褐衣の袖を下より細くそぎて下には奴袴を高く括り上て下に脚半を着け首には相應の烏帽子又は半つむり様のものを着てこれを軍裝の常と定めたき事におもふなり斯あれば鎧作る費を省き鎧持する人と糧とを減し行軍にも戦争にも身輕にして無益の重鎧着たるより遙に便利なるべし其上その色め紋がらによりて官階の品をわけん事おもひのまゝなるべしこれこそ又功あるを録し勇致を倡ふる一つの便りともなるべけれ

洋人の服装の制度に倣ふのもどうかと思はれる。如何なる事があつても、根本は我が國の古服を基礎として其の他は單に参考の程度に止めて置くより仕方がない。衣服に關した規定を調べて見ると、武官の禮服に位襖といふものがあつた。又『續日本記』に征東使が甲を一千領、襖を四千領請うたとの記事が見えるから、古代に襖と言つたのは武官の服であつて、一切の軍卒に至るまで着せたものであつたらう事が考へられる。然し其の頃の制服が如何であつたかは考へられるものではない。位襖は今の腋の開いてゐる袍の事であるとの説も或る本には見えるが、どんなものであらうか。又、今の素襖は素襖といふ字はついてゐるが、其のまゝの昔の襖の名残とも思はれず、これは單に布直垂の別制であつて中古に至つて出来た服なのであらう。たゞ狩衣の事を狩襖といふのに就いて考へて見れば、古代の襖の制度が今の狩衣に幾分かは殘つてゐると見てもいゝのであらう。狩衣の横に擴がつた風と、直垂の縦に流れたのとを比較したならば、軍中に用ふるのには狩衣の方に便利が多い。だが袖が大きくて脇も開いてゐる關係上、今の兵士にそれを着てもしつくりとは合はないやうな感じがする。身分の低い隨身の着る褐衣は、狩衣の脇のふさがつたやうなものであるから、今これを一變して素襖の袖の下をそいで袖細と名づけて狩の時に着た事があるのに倣つて其の褐衣の袖を下

【註】
 むも宜しかるべけれ
 割小札 『貞丈雜記』に「割小札
 はいため革皮にて札を一つづ
 つ作りて編みかさねる也」と
 ある。
 大荒目 絲の数の二本のものを
 指稱する、俗に蓑目威といふ。
 天文年中 天文十二年にポルト
 ガル人の漂流者我が大隅の種
 子島に着し、始めて鐵砲を我
 が國に傳ふ。
 手本打物の勝負 相手と接近し
 て、お互の力だけで勝負を決
 する場合。
 襖 昔の衣服で上衣の事、長き
 を袍と云ひ、短きを襖といふ。
 伶人 樂人

から細くそいで、其の下には所謂奴袴といふものを高く括り上げて、下に脚半を
 着け、首には品位に相當した烏帽子或は半つむりのやうなものを着る、かうした
 服装を軍人の制服と定めたいと思ふのである。かうなれば多額を費し鎧を作る必
 要もなく、鎧を持たせる人と其の人の食糧も不用になり、行軍の場合にも、戦争
 の場合も身軽になり、無益の重い鎧を着て居るのより非常に便利となるであら
 う。其の上、其の色とか紋とかに依つて着る人々の身分とか階位とかを知ること
 も容易に出来るであらう。これに従へば其の上、功名があつた人人を記録したり、
 勇敢な行爲の人々を唱したりするのにも非常に便利となるであらう。

音楽を奏する人々が兜を着けるのも吾が國の古からの制度とも考へられるか
 ら、歩兵の兜にはこれに倣つて作るのも便利であらう。

會澤正志集